

規制改革実施計画のフォローアップ結果について

令和4年5月27日
規制改革推進会議

1 はじめに

規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、内閣府及び規制改革推進会議は、これまで決定された累次の規制改革実施計画に定められた事項の実施状況のフォローアップを行ったことから、当該フォローアップの結果について公表する。

(フォローアップ対象)

①規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)	P7
②規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)	P63
③規制改革実施計画(令和元年6月21日閣議決定)	P90
④規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)	P100
⑤規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)	P116
⑥規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)	P124
⑦規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)	P126
⑧規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)	P127
⑨規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)	P130

※②～⑨については、令和元年度末時点で措置済とされていない事項のほか、措置済とされたもののうち「継続フォロー」とされた事項についてフォローアップを実施。

2 規制改革実施計画の措置状況

【規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)】計189件

① デジタルガバメントの推進	措置済	未措置	検討中	未検討	—
書面・押印・対面の見直し	1	1			2
オンライン利用の促進		2			
デジタル化に向けた基盤の整備等		1			
地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組			1		
その他の行政手続の見直し等	6	1	2		
小計	7	5	3	0	2

② デジタル時代に向けた規制の見直し	措置済	未措置	検討中	未検討	—
民間における書面・押印・対面規制等の見直し	1				
デジタル社会の基盤整備	2				
デジタル時代における刑事法の在り方	1				
刑事手続等のデジタル化		1			
船荷証券の電子化	1				
金融分野における書面・押印・対面手続の見直し	1				
専任・常駐義務等の見直し	1		1		
自動運転の実装に向けた環境整備	6				
次世代モビリティにおける安全・安心の確保と利便性向上の両立			1		
宿泊施設の非対面手続の促進	1				
Society 5.0の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方			4		
公証制度における書面、対面規制の見直し			1		
医療分野におけるDX化の促進	2	1			
医薬品・医療機器提供方法の柔軟化・低コスト化	1	1	2		
最先端の医療機器の開発・導入の促進		1			
医療・介護分野における生産性向上	1		2		
オンライン診療・オンライン服薬指導の特例措置の恒久化			1		
健康保険証の直接交付	1				
小計	19	4	12	0	0

③ 成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革	措置済	未措置	検討中	未検討	—
飲食店等の道路占用許可基準の緩和等	1				
生産性向上に向けた物流改革	1				
タクシーの利便性向上			1		
民泊サービスの推進に向けた取組	4		2		
会社設立時の定款認証に係る公証手数料の引下げ	1				
農協及び漁協における独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組			2		
若者の農業参入、経営継承の推進、農業経営の法人化等に関する課題		1			
農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化			1		

③ 成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革	措置済	未措置	検討中	未検討	—
農協改革の着実な推進		1			
農地利用の最適化の推進			1		
農地の違反転用の課題			1		
農業用施設の建設に係る規制の見直し		1			
トラクターの公道走行に係る手続の簡素化		1			
農産物検査規格の見直し		1			
畜産業に関する規制改革			2		
畜舎に関する規制の見直し			1		
改正漁業法の制度運用	1	3			
漁業者の所得向上に向けたコンプライアンスとガバナンスの強化	1		1		
水産流通適正化法の制度運用			1		
魚病対策の迅速化に向けた取組		1			
ドローンに関する規制改革			1		
「空飛ぶクルマ」の実現に向けた制度の整備			1		
小計	9	9	15	0	0

④ グリーン(再生可能エネルギー等)	措置済	未措置	検討中	未検討	—
3E+Sの大前提の下での、再生可能エネルギーの主力電源化の徹底及び最大限導入に向けた3つの原則	3				
再生可能エネルギーの導入拡大に向けた農地の有効活用	10		1		
風力発電、地熱発電等の導入拡大に向けた森林の有効活用	4				
地熱発電等の導入拡大に向けた自然公園法、温泉法等の在り方	7	2			
風力発電等の導入拡大に向けた環境影響評価制度の見直し	2		1		
所有者不明土地や生産緑地等の有効活用	2		1		
再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた系統制約の解消	2	6	3		
再生可能エネルギー利用に係る需要家の選択肢の拡大	1		3		
公正で競争的な電力市場に向けた制度改革	1		1		
建築基準法や電気事業法等に係る保安・安全規制等の見直し	12	5	1		
バイオマスに係る安全規制等の見直し	2				
洋上風力の導入拡大に向けた規制・制度の在り方	3				
水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制・制度の在り方	4	3			
固定価格買取制度関連の見直し	1	1			
住宅・建築物におけるエネルギー性能の向上に向けた規制・制度の在り方	6	1			
海底下CCSIに関する規制の見直し	1				
小計	61	18	11	0	0

⑤ 雇用・教育等	措置済	未措置	検討中	未検討	—
テレワークの普及・促進に資する取組	1				
労働関係の書面・押印・対面規制の撤廃			1		
多様で主体的なキャリア形成等に向けた環境整備			3		
デジタル時代の日本を支えるイノベーション人材育成の環境整備			3		
オンライン教育等に係る規制・制度の見直し	2		1		
居住地以外のハローワークでの失業中の手続	1				
小計	4	0	8	0	0

⑥ その他横断的課題	措置済	未措置	検討中	未検討	—
各府省所管法令に基づく立入検査証統合	1				
各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合			1		
小計	1	0	1	0	0

①～⑥	措置済	未措置	検討中	未検討	—
① デジタルガバメントの推進	7	5	3		2
② デジタル時代に向けた規制の見直し	19	4	12		
③ 成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革	9	9	15		
④ グリーン(再生可能エネルギー等)	61	18	11		
⑤ 雇用・教育等	4		8		
⑥ その他横断的課題	1		1		
合計	101	36	50	0	2

【規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)】計61件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
成長分野	4		4		
雇用人づくり分野	1		5		
投資等分野	8		11		
医療介護分野	1	1	11		
農林水産分野	5	1	3		
デジタルガバメント分野	1	5			
合計	20	7	34	0	0

【規制改革実施計画(令和元年6月21日閣議決定分)】 計23件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
農林分野	5	1	1		
水産分野	1		1		
医療・介護分野	2	2	1		
保育・雇用分野	1		1		
投資等分野	3		3		
その他重要課題分野			1		
合計	12	3	8	0	0

【規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定分)】 計50件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
農林分野	6				
水産分野	3		1		
医療・介護分野	2				
保育・雇用分野			1		
投資等分野	24	3	9		
その他重要課題分野	1				
合計	36	3	11	0	0

【規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定分)】計29件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
農林水産分野	4				
人材分野			1		
投資等分野	16	2	5		
その他重要課題分野	1				
合計	21	2	6	0	0

【規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定分)】計7件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
農業分野	1				
投資促進等分野	3		2		
地方活性化分野	1				
合計	5	0	2	0	0

【規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定分)】

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
健康・医療分野	1				
投資促進等分野	1		1		
地域活性化分野	1				1
合計	3	0	1	0	1

【規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定分)】計12件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
医療・健康分野			1		
創業・IT分野	1		2		
農業分野	5				
貿易・投資等分野	3				
合計	9	0	3	0	0

【規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定分)】計2件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
エネルギー・環境分野			1		
創業等分野	1				
合計	1	0	1	0	0

※ 措置区分の分類基準は次のとおりである。

措置済 ……実施計画に定められた内容を完了したもの(1項目に複数の実施時期を有するものは、すべての項目が措置された場合に「完了」とする)

未措置 ……実施計画に定められた内容の実現に向けた検討は終了したが、措置が完了していないもの

検討中 ……実施計画に定められた内容の実現に向けて検討中で、結論が得られていないもの

未検討 ……実施計画に定められた内容の実現に向けた検討が実施されなかったもの

— ……実施計画上、実施時期が具体的に記載されていない事項で、上記に区分できないもの

※ 評価区分の判断基準は次のとおりである。

解決……………実施計画の趣旨に沿って制度整備が完了又は実施計画の趣旨に沿って運用がなされているもの

継続フォロー……………現在のところまでは実施計画の趣旨に沿っているが、一部制度(政省令、通達レベルなども含め)が未整備である等のため、フォローアップが必要なもの

要改善……………制度整備状況又は運用状況が、実施計画の趣旨に沿っていないと考えられるもの

フォロー終了 ……上記に分類できないもので、フォローの必要がないもの(社会情勢の変化によりフォローの必要がなくなったもの、規制改革実施計画で後年度に改めて閣議決定されたもの等)

開議 決定	No.	分野	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)		
								措置 状況	評価 区分	指摘事項
1. デジタルガバナメントの推進										
(2) 書面・押印・対面の見直し										
令和 3年 6月 18日	1		書面・押印・対面見直しの専断的な推進	令和3年3月末までに押印義務の見直しについて法令改正等が行われていない305種類の手続において、速やかに行政手続における押印の見直しを確実に実施する。 b 各府省は、オンライン化する方針の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ措置。なお、オンライン化の手法等については、今後の情報通信技術の発展、政府の方針等を踏まえ柔軟に改善する。 c 各府省において性質上オンライン化が適当でないと考えられる432種類の手続のうち、少なくとも年間10万件以上を含む利用負担の軽減策について、引き続き検討する。 d 各府省は、法令に基づく調査資格に係る講習等について、総務省行政評価局の実態調査の結果も踏まえ、オンライン化に取り組む。	a 速やかに指 示可能なもの から順次措置 c 速やかに検 討を開始し、 可能なものか ら順次措置 d 可能なもの から速やかに 措置	a 内閣府 内閣府 警察庁 復興庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 b 全府省 c 公正取引委 員会 警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 環境省 d 全府省	a 「当面の規制改革の実施事項(令和3年12月22日規制改革推進会議)」において、令和3年末までに見直し対象手続のうち99%超の手続において、押印義務が廃止されたことが確認されている。 b 「当面の規制改革の実施事項(令和3年12月22日規制改革推進会議)」において、各府省は、法令等又は慣行により、国民・事業者等に対して書面の作成・提出等を求める行政手続のうち、令和2年までにオンライン化する方針が決定している約18,000種類の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ措置するとともに、各府省における対応の進捗は、デジタル庁が実施する「行政手続等の棚卸」により、明らかにすることが決定されている。 c 「当面の規制改革の実施事項(令和3年12月22日規制改革推進会議)」において、各府省は、性質上オンライン化が適当でないと考えられる432種類の手続のうち、少なくとも年間10万件以上の手続において、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等によるオンライン化を含む利用者負担の軽減策について、引き続き検討すること等が決定されている。 d デジタル臨時行政調査会において、対面講習を含む7つの規制項目についてデジタル原則への適合性の点検及び見直しを行うこととし、各府省は適合性の点検及び見直しに着手。	a 厚生労働省は、押印を見直しとしていた入港届出について、令和4年上半中に必要な法令改正を行い、押印義務を廃止する。国土交通省は、押印を見直しとしていた専断代理士に係る6種類の手続について、令和5年度までに開発・構築が予定される「資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステム」の活用を含め、「本人確認」及び「作成書類の真正性」についての代替措置を担保した上で、令和5年を目途に法令改正を含む見直しのための必要な措置を講ずる。本措置の完了をもって、令和3年3月末までに押印義務の見直しについて法令改正等が行われていない305種類の手続において見直し措置が完了する。 b 「当面の規制改革の実施事項(令和3年12月22日規制改革推進会議)」に基づき、各府省における対応の進捗は、デジタル庁及び内閣府が実施する「行政手続等の棚卸」により、明らかにする。 c 「当面の規制改革の実施事項(令和3年12月22日規制改革推進会議)」に基づき、各府省における対応の進捗は、デジタル庁及び内閣府が実施する「行政手続等の棚卸」により、明らかにする。 d 各府省は、デジタル臨時行政調査会が策定したデジタル原則を踏まえて、適合性の点検及び見直しを行う。	継続F	引き続き取り組み状況について要フォロー
令和 3年 6月 18日	2	地方公共団体と事業者の間のデジタル化	a 内閣府は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)関係手続について、早期にシステムを構築し、十分な認知を行った上で運用を開始する。 b 警察庁は、道徳使用許可等の手続について、速やかにオンライン化の試行を開始するほか、申請に先立って行われることがある事前調整を含め、手続全体のオンライン化・デジタル化に向けた検討を行い、速やかに結論を出す。これの結論を踏まえ、速やかに本格実施に取り組む。過去の事例については、一部府県においてオンライン化の取組を奨励し、全国に拡大する。都道府県警察を含めたその他の警察関係手続についても順次オンライン化を進める。その際、事業者等との間のインターフェイス(申請項目、入力フォーム、形式面での指導内容等)を標準化する。 c 総務省は、火災予防分野における各種手続について、電子メールでの申請書等の受付を継続しつつ、速やかにマイナポータル/びたりサービスを活用した申請・届出の標準モデルを構築する。その後、大規模消防本部から速やかに拡大。危険物取扱者に係る講習のオンライン化について、試行結果を踏まえ本格導入を行い、その他講習(防火・防災管理者、消防設備士等)についても速やかに検討を進め、結論を得る。 d デジタル庁(IT室)、厚生労働省及び財務省、社会保険等に係る業務においては、一部府県においてオンライン化の個人を奨励するとともに、速やかにデジタル化を進める。また、速やかにデジタル化を進める。その際、事業者等との間のインターフェイス(申請項目、入力フォーム、形式面での指導内容等)を標準化する。 e 経済産業省は、経営革新計画の申請等手続について、令和2年度に行った実証実験に加え令和3年度に行う実証実験の結果を踏まえ、速やかにデジタル化する。 f 国土交通省は、令和2年度に建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告について、電子メールによる報告が可能となるよう措置した。令和3年度における電子メールによる報告の活用状況や課題等を踏まえ、特定行政庁でのデジタルでの活用しやすさや、様式の標準化について留意しつつ、他のデジタル化手法(入カシステム等)を検討し、必要な措置を講ずる。 g 各府省は、上記のほか、地方公共団体と事業者等との間の手続のうち、年間10万件以上の手続であって、オンライン化が進展していないものについて、手続の性格等も踏まえ、デジタル庁と連携の上で、デジタル化に取り組むこととを検討する。 h 総務省は、競争入札参加資格審査申請書について、デジタル化に適した標準様式を策定するとともに、事業者等の利便性向上を図る等の観点から、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映が実施されるよう促す。	a 令和4年度で きるだけ早い時 期に運用開始 と速やかに措置 c デジタル庁 内閣府 財務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 d 全府省 e 総務省	a 内閣府 警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 環境省 b 全府省 c 公正取引委 員会 警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 環境省 d 全府省	デジタル基盤ワーキングにて個別にフォローアップを行う	-	-		
令和 3年 6月 18日	3	キャッシュレス化の推進	a 各府省は、支払い件数が10万件以上の手続等について、オンライン納付(インターネットバンキング、クレジットカード、口座振替等1以上)を導入する。 b 各府省は、以下aの1又は2に該当する手続等のうち、窓口支払い件数が10万件以上のもの及びその和と同じ窓口手続が行われるものについて、窓口における現金又はキャッシュレス(クレジットカード、電子マネー、QRコードの1以上)による納付を可能とする。 ① オンライン納付に対応せず、窓口支払い(印紙払い、金融機関等の納付証明書提出を含む)に限られる手続等 ② オンライン納付に対応していても、窓口支払い(印紙払い、金融機関等の納付証明書提出を含む)が多く頻ると見込まれる手続等 c デジタル庁は、行政手続において、キャッシュレス(クレジットカード、電子マネー、QRコード)による納付を可能とするために必要な制度整備を行う。	a,b 可能なもの から速やかに 措置 c 次期通常国会 に法案を提出	a,b 全府省 c デジタル庁	デジタル基盤ワーキングにて個別にフォローアップを行う	-	-		
令和 3年 6月 18日	4	金融分野の行政手続における書面・押印・対面見直し	金融庁は、金融機関等から受け付ける申請・届出等について、令和3年3月末までに整備したシステムの対応を踏まえ、令和3年度に可能な限り早期に運用を開始する。また、押印については、府令・監督指針等の改正を行い、令和2年度中に完了する。	(前段)令和3年度措置 (後段)措置済み	金融庁	金融庁が金融機関等から受け付ける申請・届出等がオンラインで提出が可能となるよう、令和3年3月末までにシステムの整備及び制度面での対応を行い、同年6月30日に運用を開始した。また、押印については、府令・監督指針等の改正を行い(令和2年12月23日改正)、全て廃止した。	措置済	解決	-	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分	指摘事項	
				(3)オンライン利用の促進							
令和3年6月18日	5	オンライン利用車	各府省は、令和2年度に臨時的なものとして開始した以下の28事業について、規制改革推進会議が示す考え方も踏まえ、短い期間でPCを回してオンライン利用率を大幅に引き上げる取組を着実に推進する。 ・児童手当の受給資格及び所得に関する現況の届出(内閣府) ・道路使用許可の申請(警察庁) ・自動車の保管場所証明の申請(警察庁) ・免許証の再交付の申請(警察庁) ・役員又は主要株主の売買報告書の提出(金融庁) ・少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出(金融庁) ・電子入札、電子契約(デジタル庁) ・中小法人における法人住民税 ・法人事業税の申告手続(総務省) ・自動車税関連手続(総務省) ・在留申請関連手続(法務省) ・商業・法人登記関連手続(法務省) ・不動産登記関連手続(法務省) ・国稅申告手続(法人税・消費税(法人))(財務省) ・国税納付手続(財務省) ・就学支援金受給資格認定の申請(文部科学省) ・保護者等収入状況の届出(文部科学省) ・厚生年金保険関連手続(厚生労働省) ・雇用保険関連手続(厚生労働省) ・求人申込み(職業安定法(昭和22年法律第141号))(厚生労働省) ・営業許可の申請等(食品衛生法(昭和22年法律第233号))(厚生労働省) ・農林水産省所管の全行政手続(共通申請サービス(eMAFF))(農林水産省) ・経営力向上計画の申請等(経済産業省) ・中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)及び小規模企業共済(経済産業省) ・建設業の許可、経営事項審査に係る手続(国土交通省) ・自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録(国土交通省) ・建築基準法に基づく建築確認、建築設備・昇降機等の定期検査の結果の報告、大臣認定手続のオンライン化(国土交通省) ・産業廃棄物のマニフェスト制度(環境省) ・犬と猫のマイクロチップ情報登録(環境省) b 法務省は、在留申請関連手続について、既存の業務フローを抜本的に見直し、利用者目線で、オンライン完結、手数料支払いのオンライン化、添付書類の削減、APIの開放による民間サービスの活用、利用マニュアルの見直し等を実施する。 c 法務省は、登記・供託オンライン申請システムについて、開発者等が使いやすい形でのAPI仕様の公開方法に係る改善に取り組みるとともに、利用時間の24時間対応に向け、ニーズや費用対効果を踏まえた検討を行う。また、申請ページ(法人設立ワンストップサービスを含む)への導線や手続案内等が、手続に精通していない申請者に分かりやすいものとなるよう、法務省・法務局のウェブサイトを見直す等周知方法を改善する。 d 法務省は、これまでデジタル化の推進に多くの課題があったことを踏まえ、登記その他のデジタル社会の基盤となる制度を所管するとして、デジタル化を強力に推進する観点から、民間人材の登用を含め、デジタル化を推進する体制を構築する。 e 厚生労働省は、食品衛生法の営業許可、国土交通省は建設業の許可等に係るシステムに関して、地方公共団体における業務フローの効率化・標準化に取り組む。地方公共団体のBPRを支援する。許可申請に関する事前相談についても、オンラインで対応できるように取り組む。手数料について、デジタル化による業務の効率化等を適切に反映したものとされるよう、必要な取組を行う。 f 警察庁、総務省及び国土交通省は、自動車保有関係手続のワンストップサービスについて、縦割りを排してBPRを推進する体制整備を行った上で、手数料の納付や納税を一括することを含め、利用者目線で利便性の向上に取り組む。その際には、窓口申請と比べ、オンライン申請の処理が後回しになることがないよう徹底する。なお、保管場所証明に係る手続については、警察署等への来訪が不要となるよう、保管場所標章の郵送交付を実現するとともに、手続面におけるローカルルール廃止が現場レベルで徹底されるよう取り組む。 g 各府省は、手続内容、手続の性質、手続の受け手となる機関等に応じた優先順位を踏まえた上で、オンライン利用が100%のものなどを除き、原則として年間10万件以上の手続を含む事業の全てについて、28事業(上記)に準じてオンライン利用率を引き上げる目標を設定した取組を行う。 h 各府省は、オンライン利用率の大幅な引き上げを含むデジタル化の推進のため、デジタル技術又は民間におけるデジタル化改革について知見のある者の登用を含め、規制改革推進に関する客申(令和3年6月1日)Ⅱ.6.(2)アの基本的考え方に示した取組を確実に実施できる体制を整備する。	a 引き続き措置 b 内閣府 警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 デジタル庁 b-h 法務省 e 厚生労働省 国土交通省 f 警察庁 総務省 国土交通省 g h 法務省 i デジタル庁 j 各府省の点検後、速やかに措置	i 経済産業省 (経営力向上計画の申請等) (経営力向上計画の申請等) 警察庁及び行政官のニーズを確認した上でシステム改修を行うとともに、オンライン利用推進のためにAPIや計画に関する手引きの取組の取組や申請サポート団体のオンライン利用に関する周知依頼を行うこと、 【中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)及び小規模企業共済】 令和2年4月から開始した全体計画策定・要件定義策定部分については、令和3年9月に終了し、ベースとなるアプリ開発やPMO(共済システム)の開発プロジェクトにおけるマネジメントを横断的に行う部門等については、調達手続きを実施し、3月中に契約締結予定。 【児童手当の受給資格及び所得に関する現況の届出(内閣府)】 児童手当の受給資格及び所得に関する現況の届出(内閣府) 児童手当の受給資格及び所得に関する現況の届出(内閣府) 児童手当の受給資格及び所得に関する現況の届出(内閣府)の提出義務を見直し、市町村長が、届出により届けられるべき内容を公簿等によって確認することができるときは、現況届を省略可能とする規定を設け、現況届の提出を原則不要とした。 ※児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和3年内閣府令第60号)(令和3年9月1日公布、令和4年6月1日施行) 【警察庁】 【自動車保有関係手続(総務省)、自動車税関係手続(総務省)、自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録(国土交通省)】 オンライン利用率引き上げに係る基本計画(令和3年12月10日改定)に記載の施策のうち、 ・横断体制の充実(令和3年12月16日OSS利用促進部会の設置) ・引越しのオンライン化(令和4年1月4日開始) ・OSSの使いやすさ向上として、スマートフォンを活用したカードリーダーの不要化(令和4年1月4日開始) ・保管場所標章の郵送化(令和4年1月4日開始)を行った。 【道路使用許可の申請、免許証の再交付の申請(警察庁)】 定期的な道路使用許可の申請等を始めとする一部の手続について、メールによる簡易な方法で申請等が行えるよう、既行のウェブサイトを「警察行政手続サイト」を構築し、令和3年6月より運用を開始した。 【金融庁】 「役員又は主要株主の売買報告書の提出」、「少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出」について、事業者へのアンケートを踏まえたオンライン申請に関する周知を行い、令和4年3月25日には、利用者目線で第三者チェックの概要等を公表した。 【総務省】 a 中小法人における法人住民税・法人事業税のオンライン利用率の向上については、総務省から地方団体や経済団体、税理士等に対して、各種説明会や検討会、通知等により、納税者等へe-TAXの利用を勧奨するよう要請するとともに、e-TAXを推進・管理する地方税共同機構とともに、リーフレット等による広報・周知を実施している。 (中小法人における法人住民税等のe-TAX利用率:令和元年度73.9%→令和2年度77.1%) 国土交通省 a: オンライン利用率引き上げの基本計画(令和3年12月10日改定)に記載の施策のうち、 ・横断体制の充実(令和3年12月16日OSS利用促進部会の設置) ・引越しのオンライン化(令和4年1月4日開始) ・OSSの使いやすさ向上として、スマートフォンを活用したカードリーダーの不要化(令和4年1月4日開始) ・保管場所標章の郵送化(令和4年1月4日開始)を行った。 【厚生労働省】 a < 厚生年金保険関連手続 > 令和2年12月に「オンライン利用率引き上げに係る基本計画」を策定したことを踏まえ、手続の簡素化を行うなど、オンライン利用率を引き上げる上での課題解決のためのアクションプランに着実に取り組んできた。当該基本計画は令和3年10月に策定を行い、引き続き着実に取り組んでいる。 電子申請の利便性については、令和2年度から、電子申請による届出が義務化された資本金1億円超の法人等の事業所及び被保険者数10人以上の事業所を重点利用助成事業所として、電子申請への移行促進の集中的な取組を開始し、令和3年度には、被保険者数51人以上の事業所を新たに重点利用助成事業所に加え、電子申請への移行を推進している。 取組の結果、主要7層書(※)の電子申請利用割合(令和3年10月末現在)は、集中的な利用促進を開始する前(令和元年度)の23.0%から56.7%まで大幅に増加した。 (※)資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届、被扶養者異動届、国民年金第3号被保険者関係届 < 雇用保険関連手続 > 令和2年12月4日に策定したオンライン利用率引き上げの基本計画について、令和3年4月、6月及び10月に改定・更新を行うとともに、基本計画に定めたアクションプラン(電子申請アドバイザーによる事業所への説明、GbizIDの周知、英語文書の取扱いの周知、社労士への周知)を実施した。 < 求人申込み > 求人の申込みは、令和2年1月にオンライン化を行い、オンライン利用率向上に向けて、窓口等での案内により求人者への周知を行っている。 < 営業許可の申請等 > ・リーフレット等により、法人共通認証基盤のGbizIDの取得、活用の推奨。 ・営業許可申請等に関する手続について、オンラインで事前相談できる環境整備の推進。 ・スマートフォンを利用して容易にアカウント作成、営業届出が行える改修の実施。	未措置	継続	引き続き取り組む状況について要フォロー			

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
令和3年6月18日	5	オンライン利用率を引き上げる取組	デジタル庁は、各府省の取組について、各府省からの相談に応じるとともに、取組状況について必要な統括・監理等を行う。また、各種ワンストップサービスを始めとする取組で得られた知見、各府省の取組の相談等を通じて得た先行事例を基に、各情報システムの特性に応じた有用な情報提供等を行う。さらに、ベストプラクティスから標準アーキテクチャを設計して今後構築していくシステムに展開する。	デジタル庁は、各府省の取組について、各府省からの相談に応じるとともに、取組状況について必要な統括・監理等を行う。また、各種ワンストップサービスを始めとする取組で得られた知見、各府省の取組の相談等を通じて得た先行事例を基に、各情報システムの特性に応じた有用な情報提供等を行う。さらに、ベストプラクティスから標準アーキテクチャを設計して今後構築していくシステムに展開する。			【国土交通省】 a.(建設業の許可、経営事項審査に係る手続) ・令和5年1月から申請手続をオンライン化すべく、電子申請システムの構築に向けた検討を進めているところ。システムの構築にあたっては、申請者にとって利便性の高いシステムとなるよう、他府省等とのバックヤード連携により、提出資料をさらに簡素化する方向性について併せて検討を行っているところ。 b.(自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録) オンライン利用率引き上げの基本計画(令和3年12月10日改定)に記載の施策のうち、 ・登録料納付の完了(令和3年12月18日OSS利用促進助金の設置) ・引渡し時のナンバーブルー交換機手(令和4年1月4日開始) ・OSSの使いやすさ向上として、スマートフォンを活用したカードリーダーの不要化(令和4年1月4日開始) ・検査場所標準の郵送化(令和4年1月4日開始)を行った。 c.(建築基準法に基づく建築確認、建築設備・昇降機等の定期検査の結果の報告、大臣認定手続のオンライン化) ・令和2年12月に「建築確認等のオンライン利用率引き上げの基本計画」を策定、令和3年4月、9月に改訂し、12月に第三者チェック委員会を開催し進捗状況の確認を行ったほか、計画に沿った取り組みを推進した。 【財務省】 【(在留申請関連手続)】 a. ・令和4年3月16日から、マイナンバーカードの電子証明書と公的個人認証機能を活用することにより、外国人本人によるオンライン申請が可能となったことに伴い、利用マニュアル等の各種資料の見直しを行ったほか、同月18日から、マイナポータルを経由して、民間サービスからのオンライン申請が可能となった。 b. ・令和4年3月16日から、マイナンバーカードの電子証明書と公的個人認証機能を活用することにより、外国人本人によるオンライン申請が可能となったことに伴い、利用マニュアル等の各種資料の見直しを行ったほか、同月18日から、マイナポータルを経由して、民間サービスからのオンライン申請が可能となった。 【(商業・法人登記関連手続及び不動産登記関連手続)】 a・c(後段) 商業・法人登記関連手続及び不動産登記関連手続につき、オンライン利用率引き上げの基本計画におけるアクションプランに基づいて、以下の取組を行った。 ・オンライン利用率が低い原因の把握及び分析のため、Webアンケート調査を実施 ・利用者がオンラインによる登記申請に必要な情報に容易にアクセスすることができるよう法務局ホームページを改善 ・Twitterによってオンライン申請の利用を周知 ・オンライン申請システムの機能改善(スマートフォンによる登記事項証明書の請求の実現) ・APIに関するページの改善について民間事業者へのヒアリングや意見交換会等を実施し、その結果を踏まえて、民間事業者が利用しやすいデータ形式によるAPI仕様の公開を行うとともに、検索を可能とし、API仕様の公開方法の改善を行った ・Webブラウザの非互換検証の実施 b(前段) 登記・供託オンライン申請システムについて、民間事業者へのヒアリングや意見交換会を実施し、その結果を踏まえて、民間事業者が利用しやすいデータ形式によるAPIの仕様の公開を行うとともに、検索を可能とし、API仕様の公開方法の改善を行った。また、同システムの利用時間等について、オンラインによる登記申請等の利便性向上を図るため、アンケート調査を実施し、利用者のニーズを適切に把握するとともに、有識者による会議体において、当該ニーズとその費用対効果等を踏まえ、拡大すべき利用時間等の検討を行った。 【財務省】 a 国税申告手続(法人税・消費税(法人))及び 国税納付手続について、令和2年12月4日にオンライン利用率引き上げの基本計画を策定公表し、当該計画に基づくオンライン利用率引き上げの取組を推進してきた。それぞれの実績は令和2年度度のオンライン利用率は次のとおり。 ・国税申告手続(法人税・消費税(法人)) 取組期間:令和5年度末 目標:90% 法人税 …… 88.7% 消費税(法人) …… 85.7% ・国税納付手続 取組期間:令和7年度末 目標:40% 国税納付手続 …… 29.3% ※ 令和3年6月18日の規制改革実施計画に基づき、上記の3手続を含め年間10万件以上の手続について令和3年10月18日に基本計画を策定。 【文部科学省】 a「高等学校等就学支援金オンライン申請システム」の改修を行い、マイナポータルの自己情報取得APIを活用し、申請者が税額情報等をオンライン上で取得・提出できるようにすることや、オンライン申請画面にマイナンバーを入力できるようにすることで、令和4年度より、オンライン申請時の書面提出を不要とした。また、令和3年度度の都道府県向け説明会において、オンライン申請の積極的な導入を要請したほか、申請者向けリーフレットを作成し、ホームページ等で周知を行った。 【農林水産省】 ・農林水産省共通申請サービス(eMAFF)のオンライン利用率を向上させるため、オンライン化された行政手続について、eMAFFのトップページに掲載するとともに、手続所管部局から関係団体等への周知を行った。 【環境省】 a 産業廃棄物のマニフェスト制度(環境省) 産業廃棄物のマニフェスト制度のオンライン利用率引き上げに係る基本計画に掲げた課題解決のためのアクションプランのうち、未加入の事業者向けの説明会及び研修会の開催(計50回)、業種別事例集の作成、地方公共団体に対して処理業者の加入促進や公共工事での利用促進等を依頼する事務連絡の発出、電子マニフェストシステムにおける産業廃棄物処理業者の業許可取消情報等との照合機能の構築を行った。	【国土交通省】 a.(建設業の許可、経営事項審査に係る手続) ・登記の選り、申請者にとって利便性の高いシステムを構築し、令和5年1月から申請手続をオンライン化するために、引き続き検討を進める。 b.(自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録) 基本情報連携によって申請者の情報入力の手間を減らす取組、車検証電子化による運輸支局への来訪不要化の取組を令和5年1月に実施予定。また、令和6年10月に登記事項証明の電子化を実施予定。 ・OSS利用促進助金において、引き続きオンライン利用率向上に向けた課題の洗い出し及び解決に向けた具体的な方策を検討し、オンライン利用率引き上げの基本計画の見直しを行うとともに、順次実施していく。 c.(建築基準法に基づく建築確認、建築設備・昇降機等の定期検査の結果の報告、大臣認定手続のオンライン化) ・引き続き、基本計画に沿ってオンライン利用率を大幅に引き上げる取組を着実に推進する。 【財務省】 【(在留申請関連手続)】 a. ・在留関係手続において更なる利便性の向上や手続の非対面・非接触化を推進し、更なるオンライン利用率の引き上げを図るため、令和5年度から、永住許可申請や在留カード関連手続並びに単独での再入国許可申請及び資格外活動許可申請をオンライン申請の対象手続に追加することを検討する。 b. ・在留関係手続のエンドユーザーでのデジタル完結を実現し、更なる利便性の向上や行政手続の効率化を図るため、令和5年度から、所屬機関等の職員によるオンライン申請について、GIDの活用や、現在、郵送や窓口で手続を行う必要がある留申請やオンラインシステムの利用申請・定期報告をオンライン化することを検討する。 ・外国人等の利便性向上や上陸審査手続・在留審査手続の円滑化の観点から、令和6年度からの在留手続や特定登録者カードの交付などに係る手数料の電子納付について検討する。 ・オンライン申請時において、提出書類の削減を図るため、令和5年度から、マイナポータルの自己情報取得APIを活用することを検討する。 【(商業・法人登記関連手続及び不動産登記関連手続)】 a・c(後段) 商業・法人登記関連手続及び不動産登記関連手続につき、オンライン利用率引き上げの基本計画におけるアクションプランに基づいて、以下の取組を行った。 ・オンライン利用率が低い原因の把握及び分析のため、Webアンケート調査を実施 ・利用者がオンラインによる登記申請に必要な情報に容易にアクセスすることができるよう法務局ホームページを改善 ・Twitterによってオンライン申請の利用を周知 ・オンライン申請システムの機能改善(スマートフォンによる登記事項証明書の請求の実現) ・APIに関するページの改善について民間事業者へのヒアリングや意見交換会等を実施し、その結果を踏まえて、民間事業者が利用しやすいデータ形式によるAPI仕様の公開を行うとともに、検索を可能とし、API仕様の公開方法の改善を行った ・Webブラウザの非互換検証の実施 b(前段) 登記・供託オンライン申請システムについて、民間事業者へのヒアリングや意見交換会を実施し、その結果を踏まえて、民間事業者が利用しやすいデータ形式によるAPIの仕様の公開を行うとともに、検索を可能とし、API仕様の公開方法の改善を行った。また、同システムの利用時間等について、オンラインによる登記申請等の利便性向上を図るため、アンケート調査を実施し、利用者のニーズを適切に把握するとともに、有識者による会議体において、当該ニーズとその費用対効果等を踏まえ、拡大すべき利用時間等の検討を行った。 【財務省】 a 国税申告手続(法人税・消費税(法人))及び 国税納付手続について、令和2年12月4日にオンライン利用率引き上げの基本計画を策定公表し、当該計画に基づくオンライン利用率引き上げの取組を推進してきた。それぞれの実績は令和2年度度のオンライン利用率は次のとおり。 ・国税申告手続(法人税・消費税(法人)) 取組期間:令和5年度末 目標:90% 法人税 …… 88.7% 消費税(法人) …… 85.7% ・国税納付手続 取組期間:令和7年度末 目標:40% 国税納付手続 …… 29.3% ※ 令和3年6月18日の規制改革実施計画に基づき、上記の3手続を含め年間10万件以上の手続について令和3年10月18日に基本計画を策定。 【文部科学省】 a「高等学校等就学支援金オンライン申請システム」の改修を行い、マイナポータルの自己情報取得APIを活用し、申請者が税額情報等をオンライン上で取得・提出できるようにすることや、オンライン申請画面にマイナンバーを入力できるようにすることで、令和4年度より、オンライン申請時の書面提出を不要とした。また、令和3年度度の都道府県向け説明会において、オンライン申請の積極的な導入を要請したほか、申請者向けリーフレットを作成し、ホームページ等で周知を行った。 【農林水産省】 ・農林水産省共通申請サービス(eMAFF)のオンライン利用率を向上させるため、オンライン化された行政手続について、eMAFFのトップページに掲載するとともに、手続所管部局から関係団体等への周知を行った。 【環境省】 a 産業廃棄物のマニフェスト制度(環境省) 産業廃棄物のマニフェスト制度のオンライン利用率引き上げに係る基本計画に掲げた課題解決のためのアクションプランのうち、未加入の事業者向けの説明会及び研修会の開催(計50回)、業種別事例集の作成、地方公共団体に対して処理業者の加入促進や公共工事での利用促進等を依頼する事務連絡の発出、電子マニフェストシステムにおける産業廃棄物処理業者の業許可取消情報等との照合機能の構築を行った。	未措置	継続F	引き続き取組む状況について要フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
令和3年6月18日		5	オンライン利用率を大胆に引き上げる取組				<p>a.犬と猫のマイクロチップ情報登録(環境省) 令和4年6月の施行に向けて、情報登録電子システムの設計、構築を令和2年7月より行っている。「オンライン利用率引上げに係る基本計画」で定めたオンライン利用率向上のためのアクションプランとして、令和3年7月から8月にかけてプロトタイプ手法(作成するプロトタイプ画面を利用者に遠隔で操作してもらい、操作が止まった点、入力に悩んだ点をフィードバックしてもらい分析する)による試験を実施。幅広い立場の利用者が参加する利用者目録での試験を実施し、抽出された課題14件について令和4年3月までいずれも対応を行った。</p> <p>e 【厚生労働省】 食品等事業者の手續コスト削減等に資する機能の追加</p> <p>【国土交通省】 左記のとおり、申請者・許可行政双方の負担軽減となる利便性の高いシステムを構築し、令和5年1月から申請手続をオンライン化するために、引き続き検討を進める。なお、申請者が希望する場合には、電話又はEメールによる相談を受け付けることを可能とする予定。</p> <p>f 【国土交通省、警察庁、総務省】 自動車検査登録手続料及び自動車重量税のクレジットカードによる一括納付を令和5年1月に実施予定。 「OSS利用促進部会」において、引き続きオンライン利用率向上に向けた課題の洗い出し及び解決に向けた具体的な方策を検討し、オンライン利用率引上げの基本計画の見直しを行うとともに、順次実施していく。 窓口申請、届出及びオンライン申請の適正な取扱いについては、引き続き指導を行う。 保管場所標章の郵送交付については、システム上での郵送希望が行えるよう、システム改修を実施予定</p> <p>g 【国土交通省】 営業許可申請等に関する手続について、オンラインで事前相談できる環境整備の推進。(再掲)</p> <p>h 【消費者庁】 答申に示された取り組みを継続するため、引き続き知見のある者の登用を行う。</p> <p>i 【公正取引委員会】 公正取引委員会では、デジタル技術又は民間におけるデジタル改革について知見のある者を令和3年9月に非常勤職員として採用し、デジタル化の推進のための体制を整備した。</p> <p>j 【警察庁】 回答無</p> <p>k 【金融庁】 オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を促進するため、人材サイトや官民交流等によって、デジタル技術又は民間におけるデジタル改革について知見のある者を登用した。</p> <p>l 【経済産業省】 デジタル技術やDXに習熟した民間人材を採用し、必要に応じ参画させるなど、デジタル化をサポートできる体制を構築している。</p> <p>m 【国土交通省】 デジタル技術に知見のある者等の登用について、検討を行った。</p> <p>n 【防衛省】 該当する事業がなく、該当なし。</p> <p>o 【警察庁】 回答無</p> <p>p 【金融庁】 金融庁電子申請・届出システムは、令和3年6月30日に運用を開始したところであり、現時点ではAPIの構築・公開は行っていない。</p>	未措置	継続F	引き続き取り組み状況について要フォロー	

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置 状況	評価 区分	指摘事項
令和 3年 6月 18日		5	オンライン 利用率 を大胆に 引き上げ る取組				<p>【室内庁】 当庁は行政手続を所管しておらず、点検の結果、目標を設定する手続は該当しない。</p> <p>【復興庁】 従来より検討しているところ、引き続き必要な措置について検討する。</p> <p>【財務省】 システムの性質等に応じ、API連携を実施。 特に利用者が幅広いe-Taxにおいては、システムの仕様を公開することで、民間の会計ソフトで作成したデータを使用した電子申告や、民間の会計ソフトで行政からの通知の確認等を可能とするなど、民間企業が参入しやすい環境を整備している。</p> <p>【外務省】 回答無</p> <p>【厚生労働省】 回答無</p> <p>【厚生労働省】 厚生労働省においては、行政手続のオンライン化やサービス提供において、政府共通基盤であるe-Gov、マイナポータル及び同基盤のAPIを積極的に活用している。</p> <p>【経済産業省】 事業者のニーズも踏まえつつ、必要に応じて開発者・利用者にとって利便性の高い形でAPIを構築・公開できるよう検討しているところであり、一部取組については既に構築もしている。</p> <p>【防衛省】 eメールでの対応を可能にし書面での手続きは廃止しているが、API連携している手続きは無い。</p> <p>【原子力規制庁】 令和3年1月1日に原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(令和2年原子力規制委員会規則第22号)を施行し、電子的な手続等が行えるようシステム構築等の検討に着手。</p>	<p>【宮内庁】 -</p> <p>【復興庁】 令和4年度中</p> <p>【財務省】 措置済</p> <p>【外務省】 回答無</p> <p>【厚生労働省】 今後も引き続き、デジタル庁とも協力しつつ、開発者・利用者にとって利便性の高い、政府共通基盤及び同基盤のAPIの活用を進める。</p> <p>【経済産業省】 引き続き、事業者のニーズも踏まえつつ、必要に応じて開発者・利用者にとって利便性の高い形でAPIを構築・公開できるよう検討していく。</p> <p>【防衛省】 -</p> <p>【原子力規制庁】 令和5年度以降、階次、電子的な手続等が行えるようシステムの構築等の検討等を行う。</p>	未措置	継続F	引き続き取り組み状況について要フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これからの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
							措置状況	評価区分	指摘事項		
令和3年6月18日	6	行政手続の100%オンライン利用	総務省及び財務省は、法人住民税・法人事業税/法人税・消費税の申告手続について、大法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ、電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告の利用率100%に向けた取組の検討を行う。総務省及び財務省は、電子申告義務化の範囲拡大を含めた電子申告の利用率100%に向けた取組のための環境整備の一環として、法人住民税・法人事業税/法人税・消費税の申告手続について、民間の取組も参考にユーザーテストを実施し、UI・UXの更なる改善を図る。また、地方税申告と国税申告について、情報連携等によるシステムを徹底するとともに、システムの共通化・標準化に向けて検討を行う。財務省は、税理士が代理申告を行う場合の利用率100%に向け、電子申告の積極的な利用を通じて事業者利便の向上等を図ることの法制化を含め、デジタル化に向けて税理士の果たすべき役割を検討し、必要な措置を講ずる。d 財務省は、商業登記・不動産登記に係る手続について、オンライン利用率が中程度となっていることを踏まえ、まずは、上記No.5の取組を通してオンライン利用の向上を図る。併せて、司法書士等による手続代行が多いことを踏まえ、デジタル化を本格的に進める上で司法書士等の果たすべき役割について検討を行う。e 厚生労働省は、社会保障に係る手続について、既に電子申請が義務化されている特定法人における電子申請義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ、電子申請義務化の範囲拡大を見据えた電子申請の促進策の検討を行う。f 厚生労働省は、社会保障に係る手続について、オンライン利用率が低い状況にあることを踏まえ、まずは、上記No.5の取組を通してオンライン利用の向上を図る。あわせて、社会保障労働士による手続代行が多いことを踏まえ、デジタル化を本格的に進める上で社会保障労働士の果たすべき役割について検討を行う。	a 速やかに検討を開始し、令和4年中に一定の結論を得る。可能なものから速やかに措置 b ユーザーテストは速やかに実施。可能なものから速やかに措置 c,d,f 速やかに検討を開始し、当面、必要な措置について令和3年中に結論を得る e 速やかに検討を開始し、令和4年中に結論を得る。可能なものから速やかに措置 f 速やかに検討を開始し、当面、必要な措置について令和3年中に結論を得る	a,b 総務省 財務省 c 財務省 d 財務省 e,f 厚生労働省	【総務省】 大法人については、令和2年4月1日以後に開始する事業年度の申告から電子申告を義務化した。なお、法人住民税の電子申告の利用率は約90%(令和2年度)法人道前県民税・法人事業税 77.2%、法人市町村民税 76.9%)にまで上昇している。 【財務省】 大法人については、令和2年4月1日以後に開始する事業年度の申告から電子申告が義務化されたが、令和3年4月以降に提出された電子申告の状況を検証したところ、義務化対象法人のほぼ全て(約99.7%)が電子申告に適切に対応していた。 → 対象法人からは電子申告が負担となったという声もあり、取組の検討に当たっては、中小事業者の事務負担にも配慮する必要がある。 b 【総務省】 UI・UXの改善については、利用率の更なる向上のためには、電子申告に関するUI・UXの改善は極めて重要であるが、法人住民税・法人事業税の電子申告は、その99.3%(令和2年度)が民間ベンダーの提供する申告書作成ソフトによる利用であることから、まずは、民間ベンダーの申告書作成ソフトのUI・UXの改善が必要である認識。民間ベンダーは、ユーザーテストも実施した上で、定期的にUI・UXの改善を行っているが、eTAX自体の仕様の変更が必要となる場合は、eTAXを管理・運用する地方共同機構に意見・要望を申し入れることとなる。地方共同機構においては、民間ベンダーから寄せられた意見・要望のほか、eTAXヘルプデスクや利用者アンケートに寄せられたユーザーの声を踏まえ、毎年、システムの仕様の見直し・改修を行い、UI・UXの改善を図っている。 また、システムの共通化・標準化について、総務省では、フソソオンラインによる納税者利便の向上の観点から、これまで民間当局との各種情報連携を進めてきた。具体的には、eTAXによる市町村及び税務署への給与・年金等の支払調書の一括送信(平成29年1月)、e-Taxにより財務諸表が提出された場合の法人事業税における財務諸表の提出の省略化(令和2年3月)、法人設立及び異動手続に係る申請・届出の電子的提出の一元化(令和2年3月)、法人税の申告・決済情報等について、国税当局から地方自治体のユーザー向け(令和2年11月)等を実現してきたところであり、国税当局やシステムベンダーなど定期的に情報連携の拡大について、意見交換を行っている。 【財務省】 利用率の更なる向上のためには、電子申告に関するUI・UXの改善は極めて重要であるが、法人税及び法人の消費税の電子申告は、95%以上(令和2年度・法人税申告 98.9%、消費税申告(法人) 95.1%)が民間ベンダーの提供する申告書作成ソフトによる利用であることから、まずは、民間ベンダーの申告書作成ソフトのUI・UXの改善が重要。 民間ベンダーは、ユーザーテストも実施した上で、定期的にUI・UXの改善を行っているが、e-Tax自体の仕様の変更が必要となる場合は、国税庁に意見・要望を申し入れることとなる。国税庁においても、民間ベンダーから寄せられた意見・要望のほか、e-Taxヘルプデスクや利用者アンケートに寄せられたユーザーの声を踏まえ、毎年、仕様の見直しやソフトの改修を行い、UI・UXの改善を図っている。 【共通化・標準化】 フソソオンラインによる納税者利便の向上の観点から、これまでも地方当局との各種情報連携を進めてきた。また、地方当局やシステムベンダーなど定期的に(年2回)情報連携の拡大について意見交換を行っている。 (参考) これまでの情報連携の取組 ① 地方税e-Taxシステム(eTAX)から、給与・年金等の支払調書を市町村と税務署へ一括送信が可能(平成29年1月) ② e-Taxにより提出された財務諸表について、法人事業税の財務諸表の提出を省略(令和2年3月) ③ 法人設立及び異動手続に係る申請・届出の電子的提出の一元化(令和2年3月) ④ 法人税の申告・決済情報等について、国税庁から地方自治体へデータにより提供(令和2年11月)	【総務省】 今後の取組の検討に当たっては、中小事業者の事務負担に配慮しつつ、今般の税理士法改正による税理士の業務の電子化の推進状況やG ビズID や他のID等の普及状況やシステム改修に係る投資効果等を総合的に勘案しながら、国税当局と連携し、引き続き検討を行う。 【財務省】 法人税等の電子申告の利用率は約90%(令和2年度・法人税申告86.7%、消費税申告(法人)85.7%)にまで上昇しており、今後の取組については、令和4年4月1日以後に開始する事業年度の申告から電子申告が義務化されるグループ選算制度の適用法人(通算法人)の申告状況、 ・税理士法改正による税理士の業務の電子化の推進状況、 ・G ビズID等の連携など法人税等の電子申告に関する利便性向上策の実施状況等を踏まえて、幅広い観点から検討していく。 【総務省】 UI・UXの改善については、今後も民間ベンダーの意見・要望やユーザーの声を踏まえた仕様・ソフトとすることで、UI・UXの更なる改善を図っていく。 また、システムの共通化・標準化についても、引き続き、国税・地方税システムの共通化・標準化に向けて、国税当局等と連携し、引き続き検討を行う。 【財務省】 【UI・UXの改善】 今後も、民間ベンダーの意見・要望やユーザーの声を踏まえた仕様・ソフトとすることで、UI・UXの更なる改善を図っていく。 【共通化・標準化】 引き続き、国税・地方税システムの共通化・標準化に向けて、総務省等と協力して検討していく 【財務省】 左記の法制改正が令和4年4月1日及び令和5年4月1日に施行。 【財務省】 d(前段) オンライン申請システムの機能改善等、引き続き、基本計画に掲げたアクションプランに基づき取組を実施する。 d(後段) オンライン利用促進に向けて日本司法書士会連合会等に対するオンライン申請に係るアンケート調査を実施する方向で検討中。 e 【厚生労働省】 ＜厚生年金保険・健康保険＞ 令和4年度も引き続き、新たに義務化対象となる事業所を着実に電子申請・ソフトさせるとともに、被保険者5人以上事業所のうち電子申請未実施である事業所への集中的な取組を継続することにより、電子媒体の利用状況など事業所の特性やニーズに応じた訪問、電話、文書、動画を活用した利用動向を進めるとしている。その取り組みの中で捉えた事業所の特性やニーズについては随時検証を行い、電子申請の促進策の検討を行う。 令和4年度以降についても引き続き、電子申請未利用事業所に対する説明会の開催や訪問、電話などによる利用動向を進めるとともに、アンケート調査等の中で捉えた事業所の特性やニーズを踏まえ、電子申請の更なる促進を図る。 ＜労働保険＞ 令和4年度以降についても引き続き、特定法人を中心に説明会の開催や訪問、電話などを活用した電子申請の利用動向を進め、その取り組みの中で捉えた適用事業の特性やニーズを踏まえ、電子申請の更なる促進を図る。 f 【厚生労働省】 全国社会保障労働士会連合会及び厚生労働関係部局において、以下の取組を引き続き行うこととする。 ・全国の社会保障労働士から電子申請の課題や照会事項を積極的に募集いただき、多くの社会保障労働士からいただいたご意見・ご要望について厚生労働省に情報提供いただく。 ・情報提供いただいた電子申請の課題や照会事項を踏まえ、現行制度やその取扱い等の内容が十分に周知されていなかった場合及び制度改正があった場合は、厚生労働省から全国社会保障労働士会連合会を通じて全国の社会保障労働士へ周知を行う。	未措置	継続F	引き続き取り組み状況について要フォロー	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)		今後の予定 (令和4年3月31日時点)		規制改革推進会議評価						
							措置状況	評価区分	指摘事項	措置状況	評価区分	指摘事項					
			(4)デジタル化に向けた基盤の整備等														
令和3年6月18日	7	デジタル化に向けた基盤の整備等		<p>「デジタル庁(IT室)」は、申請等の主体や受け手、手続件数等に応じて、各府省が共通的に利用するシステムの開発・改修やシステム間の情報連携の拡大を推進するとともに、情報システム整備方針等において、行政手続のオンライン化に係るシステム整備の在り方を定める。デジタル庁(IT室)は、最終責任を負うトップを含めた幹部職員が、利用者にとっての利便性の向上、業務の効率化、データ活用などデジタル化の推進に際して踏まえておくべき視点・知識を得た上で、迅速かつ柔軟なシステム開発・改善を行うことができるよう、実践的な研修の実施等にに取り組む。また、システムの企画・立案等を行う上で必要な「IT・セキュリティ」に関する素養を有する人材を確保するため、研修等を含め必要の方策を、早急に具体化する。</p> <p>b 法務省は、デジタル庁(IT室)と連携し、法令において登記事項証明書の添付が求められる手続については、能動的に働きかけを行い、情報連携の促進に係る工程表を作成し、可及的速やかに添付書類の省略を実現する。また、法務省は、法整備も視野に入れ、給付事務用やGビズID発行事務用等を含めた国の行政機関間の全ての商業登記情報連携を無償化するるとともに、独立行政法人及び地方公共団体との間での連携についても無償化を進める。これによりデジタルで手続を完結させ、紙の登記事項証明書の添付省略を促進する。</p> <p>c 財務省、総務省、厚生労働省、金融庁、デジタル庁(IT室)その他の関係府省は、金融機関等と協議し、電子納付(効率的な他の納付方法を含む。)の促進に向けて課題を把握し、縦割りに陥ることなく取組を推進する体制を整備する。</p> <p>d マイナンバーカードやGビズIDの普及がオンライン利用の促進に重要であることを踏まえ、その利便性を国にアピールする観点から、各府省は、マイナンバーカードやGビズIDを所管する府省と必要に応じて連携し、マイナンバーカードやGビズIDを用いることでオンライン申請できる行政手続や、添付書類の省略等が可能となる行政手続を取りまとめ、ウェブサイトにおいて公表する。デジタル庁は、各府省に対して公表等すべき内容を指示する。また、総務省と連携の上でマイナンバーカードの普及に活用するとともに、GビズIDの普及等に活用する。</p> <p>e 総務省及び財務省は、行政の契約業務のデジタル化を促進する観点から、国及び地方公共団体の契約においてクラウド型の電子署名が利用できるよう必要な省令改正等を行う。あわせて、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)を所管する総務省(デジタル庁)、法務省及び経済産業省は、国や地方公共団体の契約におけるクラウド型の電子署名の利用の円滑化にも資するよう、グレースケール解消制度を活用して、個別の民間企業から同法第2条の該当性について確認を求められた場合には、当該制度に沿って、当該サービスの同業への該当性を明らかにするとともに、ウェブサイト等において一貫性をもって分かりやすく示す。</p>	<p>a 速やかに措置し、法令における登記事項証明書の添付が求められる手続について、デジタル庁と連携し、令和3年11月に、多くの利用が早まる手続を所管する府省に対して登記情報連携の利用に関する働きかけを行った。また、デジタル庁及び法務省は、登記事項証明書添付手続に関する実施計画を策定した。国の行政機関及び独立行政法人との間の登記情報連携について、利用対象となる手続の範囲を拡大するとし、運用開始に向けて準備を行っているところである。地方公共団体との間の登記情報連携について、22の地方公共団体を対象に登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に関する調査を実施し、今後の取組内容を検討した。</p> <p>b 法務省は、法令において登記事項証明書の添付が求められる手続について、デジタル庁と連携し、令和3年11月に、多くの利用が早まる手続を所管する府省に対して登記情報連携の利用に関する働きかけを行った。また、デジタル庁及び法務省は、登記事項証明書添付手続に関する実施計画を策定した。国の行政機関及び独立行政法人との間の登記情報連携について、利用対象となる手続の範囲を拡大するとし、運用開始に向けて準備を行っているところである。地方公共団体との間の登記情報連携について、22の地方公共団体を対象に登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に関する調査を実施し、今後の取組内容を検討した。</p> <p>c 財務省、総務省、厚生労働省、金融庁、デジタル庁(IT室)その他の関係府省は、金融機関等と協議し、電子納付(効率的な他の納付方法を含む。)の促進に向けて課題を把握し、縦割りに陥ることなく取組を推進する体制を整備する。</p> <p>d マイナンバーカードやGビズIDの普及がオンライン利用の促進に重要であることを踏まえ、その利便性を国にアピールする観点から、各府省は、マイナンバーカードやGビズIDを所管する府省と必要に応じて連携し、マイナンバーカードやGビズIDを用いることでオンライン申請できる行政手続や、添付書類の省略等が可能となる行政手続を取りまとめ、ウェブサイトにおいて公表する。デジタル庁は、各府省に対して公表等すべき内容を指示する。また、総務省と連携の上でマイナンバーカードの普及に活用するとともに、GビズIDの普及等に活用する。</p> <p>e 総務省及び財務省は、行政の契約業務のデジタル化を促進する観点から、国及び地方公共団体の契約においてクラウド型の電子署名が利用できるよう必要な省令改正等を行う。あわせて、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)を所管する総務省(デジタル庁)、法務省及び経済産業省は、国や地方公共団体の契約におけるクラウド型の電子署名の利用の円滑化にも資するよう、グレースケール解消制度を活用して、個別の民間企業から同法第2条の該当性について確認を求められた場合には、当該制度に沿って、当該サービスの同業への該当性を明らかにするとともに、ウェブサイト等において一貫性をもって分かりやすく示す。</p>	<p>a デジタル庁 b 法務省 デジタル庁 c 全府省 d 全府省 e 総務省 法務省 財務省 経済産業省 デジタル庁</p>	<p>a 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)において、行政手続のオンライン化に当たって利用する申請受付機能について、既存の共通基盤である「マイナンバーポータル」や「Gov」等を活用することを規定した。 「マイナンバーポータル」においては、画面構成やサービス選択の流れを見直し等、利用者目線に立ったUI・UXの抜本的改善に取り組んだ。 「Gov」においては、UI・UXの改善のため、利用者から要望の多かった申請書一式を控えとして保管できる機能等について、追加開発を行い、令和4年3月に改善版のシステムリリースを実施した。 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)において、行政手続のオンライン化に係る考え方を提示したところである。 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)において、「デジタル化の進展等を踏まえて必要となる能力を整理し、その育成のために必要となる研修の体系・内容・手法・対象等の継続的な見直しを行う。」とするとともに、併せて、「管理職を対象とした研修の実施等、管理職がデジタル改革の推進に向けたリーダーシップを適切に発揮できるような取組を推進する。」とし、その具体化に向け検討を進めてきた。</p> <p>b 法務省は、法令において登記事項証明書の添付が求められる手続について、デジタル庁と連携し、令和3年11月に、多くの利用が早まる手続を所管する府省に対して登記情報連携の利用に関する働きかけを行った。また、デジタル庁及び法務省は、登記事項証明書添付手続に関する実施計画を策定した。国の行政機関及び独立行政法人との間の登記情報連携について、利用対象となる手続の範囲を拡大するとし、運用開始に向けて準備を行っているところである。地方公共団体との間の登記情報連携について、22の地方公共団体を対象に登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に関する調査を実施し、今後の取組内容を検討した。</p> <p>c 「デジタル庁」において、各府省庁におけるキャッシュレス化が効率的・効果的に実施されるよう、システムの在り方を示す等の必要な措置を講ずることとし、必要な検討を開始しているところ。</p> <p>【金融庁】 総務省において、国税と地方税のキャッシュレス納付を推進していく観点から、そこに地方税共同機構、日本銀行、全国銀行協会も参加し、5者(実務担当者)で意見交換を行い、課題を把握の上、協議して対応策を検討しているところ。 また、個別の論点については、関係庁とも現状共有し、意見交換を行った。</p> <p>【宮内庁】 電子納付の活用に向け、関係省部局間で連絡を密に行っている。</p> <p>【総務省】 「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」(全国銀行協会主催)の枠組を利用の上、検討を進めている予定であったが、税務当局として、まずは国税と地方税のキャッシュレス納付を推進していく観点から、関係庁と連携の上、そこに地方税共同機構、日本銀行、全国銀行協会にも参加いただき、5者(実務担当者)で意見交換を行い、課題を把握の上、協議して対応策を検討しているところである。 また、個別の論点については、金融庁とも現状共有し、意見交換を行った。</p> <p>【財務省】 「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」(全国銀行協会主催)の枠組を利用の上、検討を進めている予定であったが、税務当局として、まずは国税と地方税のキャッシュレス納付を推進していく観点から、関係庁と連携の上、そこに地方税共同機構、日本銀行、全国銀行協会にも参加いただき、5者(実務担当者)で意見交換を行い、課題を把握の上、協議して対応策を検討しているところである。 また、個別の論点については、金融庁とも現状共有し、意見交換を行った。</p> <p>【外務省】 電子申請の導入が完了した後併せてR4年度中に在外において電子納付が可能となるよう、財務省等とも協議の上、現在決済代行サービスの委託業者に係る調達準備中。</p> <p>d 「デジタル庁」においては、対面に加えオンラインでも確実な本人確認ができる「最高位の身分証」であり、安全安心なデジタル社会の「パスポート」であるマイナンバーカードの普及促進に取り組んでおり、令和4年3月13日時点で、5,421万枚、国民の約4割の方、2.5人に1人が取得している状況となった。 マイナンバーカードの利便性向上の取り組みとして、これまでに、令和3年度に健康保険証利用、薬剤情報や特定健診データの閲覧や医療費情報の閲覧・提供及び確定申告の医療費控除での利用の閲覧、ワクチン接種証明書アプリの構築等、利用シーンの拡大に取り組んできているところ。 ○また、要なる利便性拡大に向けて、政府としては、昨年度に閣議決定した「重点計画」に基づき、「マイナンバーカードの電子証明書等のサービス」への措置(令和4年度中)、 ・運転免許証との一体化(令和6年度中)、 ・在留カードとの一体化(令和7年度中)など、順次準備を進めている。 ○GビズIDで利用できる行政サービス一覧を省庁、地方公共団体ごとに整理して掲載した。</p> <p>【公取委】 公正取引委員会では、令和4年度に予定している公正取引委員会ホームページの更改に合わせて検討しているオンラインによる受付機能の拡充に当たり、GビズIDとの連携も検討を行っているところ。</p> <p>【警察庁】 行政手続のオンライン化に向けて、利用者にとってより利便性が高いものとなるよう、マイナンバーカード又はGビズIDを用いた本人確認・添付書類の簡素化といった各手続の合理化について検討している。</p> <p>【金融庁】 金融庁電子申請・届出システムは、ログイン認証において、GビズIDを採用し、令和3年6月30日に運用を開始した。併せて、オンライン申請できる行政手続を金融庁ホームページに公表した。 また、令和2年12月、登記事項証明書の添付を求めている申請等については、法務省の登記情報システムから取得することし添付を不要とした(金融庁ホームページ公表済)。</p>	<p>a 【デジタル庁】 「マイナンバーポータル」においては、特に国民の利便性の向上に資する行政手続をオンラインで行う際に原則として利用されることを目指すものであり、令和4年度(2022年度)以降も継続的に改善に取り組む。 「Gov」においては、各府省におけるGovを活用した行政手続のオンライン化及び電子決済への移行を促進し、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、申請受付から審査・決裁・文書保存に至る一連の業務プロセスを一貫して電子的に行うための仕組みの設計・開発を進めており、令和4年度(2022年度)中に整備する予定。</p> <p>b 法務省は、デジタル庁と連携し、各府省に対して、登記情報連携の利用対象となる手続の範囲が拡大されたことを周知するとともに、準備が整い次第、運用を開始する。</p> <p>c 「デジタル庁」において、各府省庁におけるキャッシュレス化が効率的・効果的に実施されるよう、早期結論を得て、システムの在り方を示す等の必要な措置を講ずる。</p> <p>【金融庁】 国税及び地方税のキャッシュレス納付の普及拡大に当たっては、税以外の支払いにおいてもキャッシュレス化が求められるところ。社会全体として更なる電子納付の促進に向けて、「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」等も活用し、税務当局関係者とも連携し、金融機関等との協議をはじめ、官民が協働して取組を推進する体制整備に取り組んでいく。</p> <p>【宮内庁】 引き続き、国税及び地方税のキャッシュレス納付について、左記5者の実務担当者による意見交換を継続し、普及拡大に向けた取組を進める。 国税及び地方税のキャッシュレス納付の普及拡大に当たっては、税以外の支払いにおいてもキャッシュレス化が求められるところ。社会全体として更なる電子納付の促進に向けて、「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」等も活用し、厚生労働省、金融庁、デジタル庁といった税務当局以外の省庁とも連携し、金融機関等と協議をはじめ、官民が協働して取組を推進する体制整備に取り組んでいく。</p> <p>【財務省】 引き続き、国税及び地方税のキャッシュレス納付について、左記5者の実務担当者による意見交換を継続し、普及拡大に向けた取組を進める。 国税及び地方税のキャッシュレス納付の普及拡大に当たっては、税以外の支払いにおいてもキャッシュレス化が求められるところ。社会全体として更なる電子納付の促進に向けて、「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」等も活用し、厚生労働省、金融庁、デジタル庁といった税務当局以外の省庁とも連携し、金融機関等と協議をはじめ、官民が協働して取組を推進する体制整備に取り組んでいく。</p> <p>【外務省】 R4年度中の在外、R5年度中の国内における電子納付導入に向け、調達予定の決済代行業者とシステムおよび国庫等納入制度について引き続き協議、調整を進める。</p> <p>d 「デジタル庁」関係省庁と連携して、引き続きマイナンバーカードの普及に取り組むと共に、利用シーンの拡大等に取り組む。 GビズIDの普及に向け、利用できる行政サービスを拡大すべく関係省庁及び地方自治体との協議を継続するとともに、法定職制との連携についても検討を行う。</p> <p>【公取委】 公正取引委員会では、引き続き、令和4年度に予定している公正取引委員会ホームページの更改に合わせて検討しているオンラインによる受付機能の拡充に当たり、GビズIDとの連携も検討することとしている。</p> <p>【警察庁】 見守り・早期の発見に向けて、システムの在り方について検討している。</p> <p>【金融庁】 個人事業主・個人の申請・届出に当たっては、マイナンバーカードが利用できる令和5年度中の開発着手に向けて検討している。また、登記事項証明書以外の添付書類の省略については、他省庁等の情報連携の仕組みの整備状況を確認しつつ、当該仕組みの活用を検討する。</p>	未措置	継続中	引き続き取り組み状況について要フォロー						

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置 状況	評価 区分	指摘事項
令和 3年 6月 18日		7	デジタル 化に向け た基礎の 整備等				<p>【復興庁】 従来より検討しているところ。引き続き必要な措置について検討する。</p> <p>【財務省】 確定申告をはじめとする国税関係手続は、マイナンバーカードを利用してオンラインで行うことができ、省略が可能な添付書類の種類も含め、必要な情報をウェブサイトで公表している。また、年末調整や確定申告に必要なデータをマイナンバー経由で入手した上、関係書類(データ)に自動で入力できる仕組み(マイナンバー連携)を提供している。</p> <p>【外務省】 旅券申請のオンライン化にあたっては、マイナンバーカードを利用することし、マイナンバーカードの公的個人認証機能等を本人確認に利用することとしており、その内容については、令和3年4月14日外務省ホームページに「旅券の電子申請(オンライン申請)について」を公表した。</p> <p>【国土交通省】 マイナンバー等との情報連携によりオンライン申請や添付書類の省略等が可能となる行政手続に関し、各種調査依頼に対応した。</p> <p>【農林水産省】 農林水産省が所管する行政手続のオンライン化を進める農林水産省共通申請サービス(eMAFF)では、申請者の認証基盤としてQIDを採用している。また、申請者が個人事業主の場合、身元確認において、マイナンバーカードを活用する機能を令和3年7月に実装した。</p> <p>o</p> <p>【総務省】 o 地方公共団体において、いわゆるクラウド型電子署名サービスを活用すること等ができるようにするため、地方自治法施行規則の一部を改正する省令(令和3年総務省令第4号)の制定等により所要の措置を講じるとともに、「地方自治法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について(通知)」(令和3年1月20日付総行第26号 各都道府県知事あて総務省自治行政局長通知)及び「地方自治法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行に伴う電子契約における電子署名及び電子証明書等に関する留意事項について(通知)」(令和3年2月8日付総行第33号 各都道府県知事あて総務省自治行政局長通知)により、電子契約の積極的な導入の検討及びその運用に当たっての留意事項等について地方公共団体に対して周知したところ。</p> <p>【デジタル庁、法務省】 o(後段) デジタル庁及び法務省において、グレーゾーン解消制度を活用して、個別の民間企業から電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第100号)第2条の該当性について照認を求められた場合には、当該制度に沿って、当該サービスの両業への該当性を明らかにするとともに、ウェブサイト等において一貫性をもって分かりやすく示している。</p> <p>【財務省】 措置済</p>	<p>【復興庁】 令和4年度中</p> <p>【財務省】 マイナンバー連携の対象データを順次拡大するとともに、利用者に向けた周知広報に取り組んでいく。</p> <p>【外務省】 マイナンバーカードの国外継続利用が可能となることを前提として、現在構築中の在外公館における証明オンライン申請システムでのマイナンバーを利用した本人確認及び証明資料の添付省略等の手続簡略化につき、広範・公表手段を含めて今後検討する。</p> <p>【国土交通省】 政府全体の方針を踏まえ、各種依頼に対応する。</p> <p>【農林水産省】 o eMAFFによる行政手続を推進する中で、QIDの取得やマイナンバーカードによる身元確認機能の活用を促していく。 o 行政手続の申請・審査への活用に向けたマイナンバーの機能の改善状況を踏まえながら、eMAFFとマイナンバーとの連携手法について検討を進める。</p> <p>o</p> <p>【デジタル庁】 【後段】 引き続き、グレーゾーン解消制度に基づく確認の求めがあれば、その回答についてはウェブサイト等に掲載していく。</p> <p>【総務省】 措置済</p> <p>【財務省】 措置済</p>	未措置	継続F	引き続き取り組み状況について要フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
(5)地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組											
令和3年6月18日		8	地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組	<p>a 総務省は、地方税の収納手段の効率化・電子化を加速する観点から、地方税共通納税システムの対象税目を拡大する。第1弾として、個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割、第2弾として、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加する。さらに、拡大可能な税目の有無について継続的に検証する。</p> <p>b 総務省は、金融機関・地方公共団体等からなる検討会を開催し、地方税用QRコードの統一規格を取りまとめ、令和3年上期に公表する。また、関係機関のシステム改修・連携テストを経て、令和5年度以降から地方税用QRコードの活用を開始できるよう措置する。</p> <p>c 総務省は、地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す。</p> <p>d 金融庁は、業界団体の要望を踏まえ、地方公共団体と指定金融機関等の経費負担の課題を明確にし、規制所管府省と調整を行う。</p>	<p>a: (第1弾) 令和3年10月措置、(第2弾) 令和5年度以後の課税分措置</p> <p>b: (前段) 令和3年上期措置、(後段) 令和4年度措置</p> <p>c,d 引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置</p>	a~c: 総務省 d: 金融庁	<p>【総務省】</p> <p>a 令和4年度税制改正において、令和5年4月から対象税目を全税目に拡大するため、所要の措置を講ずることとしており、この内容を盛り込んだ地方税法改正法案について、令和3年3月22日に可決済。</p> <p>b 金融機関・地方公共団体等からなる「地方税におけるQRコード規格に係る検討会」を開催し、地方税統一QRコードの規格の検討を行い、令和3年6月30日に取りまとめを公表した。また、関係機関のシステム改修・連携テストを経て、令和5年4月から地方税統一QRコードの活用を開始できるよう、金融機関・地方公共団体等からなる「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」を開催し、関係機関間で調整が必要な事項についての検討・情報共有を行っている。</p> <p>c 措置済</p> <p>d 令和3年に実施済</p> <p>【金融庁】</p> <p>a 地方公共団体と指定金融機関等の経費負担の課題を明確にするため、業界団体である全国銀行協会が会員銀行に対し、本業務に係るコスト・手数料の実態調査を実施するに先立ち、金融庁においては、公正取引委員会と独占禁止法上の考え方と留意点について調整を行った。</p>	【総務省】 a 令和5年4月より地方税共通納税システムの対象税目を全税目へ拡大するため、関係機関においてシステム改修等の準備が着実に進められるよう、必要な支援を行う。 b 引き続き、「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」において関係機関間で調整が必要な事項について検討・情報共有を行う。 c 措置済	検討中	継続F	b,c,dの取組状況について要フォロー。
(6)その他の行政手続の見直し等											
令和3年6月18日		9	災害救助法に基づく救助費用の求償手続の効率化	<p>災害救助法(昭和22年法律第118号)の救助事務に関し様式を統一した(令和3年3月)ところ、さらに、同法の求償事務について、地方公共団体へのアンケートを踏まえ、令和3年度上期に全国知事会と議論を行い、その結果を踏まえ必要なシステム開発を行う方向で速やかに対応する。</p>	全国知事会との議論結果を得次第速やかに措置	内閣府	<p>令和3年6月に開催した「第4回災害救助法による救助基準に関する意見交換会(規制改革提案を行った三重県もオブザーバー出席)」において「求償手続の効率化に関するアンケート調査」の結果について報告し、各自自治体の意見交換を行った上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救助法の求償事務が通常の自治体の会計の事務との違いがなく、救助法の求償手続の効率化のみを目的に全国の自治体会計システムの統一を行うことは困難であることを踏まえ、求償事務のあり方を根拠から見直す必要性は低いものと考えられる。 ・ しかしながら、救助法の求償手続について事務負担が大きいため、効率化に資する取組を進める必要があると考えられる。 <p>これらの各自自治体の意見を踏まえ、まずは、全国知事会等と実効性に関する検討等を実施し、要件定義等の基礎となる課題の抽出を行うため、令和3年度補正予算において所要額を措置した。(令和3年度補正予算額 36,251千円(補経済))</p>	今後、「第4回災害救助法による救助基準に関する意見交換会」の検討結果を踏まえ、	検討中	継続F	具体的措置が完了するまで継続的にフォローを行う
令和3年6月18日		10	特許料等の支払方法の利便性向上	<p>特許料等の特許庁への支払のうち、</p> <p>a 予納(予め一定額を納付しておき、出願等の都度その残高から支払う制度)の入金方法について、従来の特許印紙による入金と併し、口座振込等によるものとする。</p> <p>b 特許庁窓口において、特許印紙のほかクレジットカード等による支払も可能とする。</p>	<p>a: 令和3年下期措置</p> <p>b: 令和4年上期措置</p>	経済産業省	<p>(a)について</p> <p>特許庁では、令和3年特許法の一部改正(令和3年法律第42号)が一部施行(令和3年10月)され、特許印紙による予納を廃止し、銀行振込(現金納付書)による予納を開始した(施行から2年以内の経過措置あり)。</p> <p>(b)について</p> <p>間改正により可能となった特許庁窓口におけるクレジットカードによる支払いについては、関連する省令の改正やシステムの改修(及び機器の導入)を進めているところ。</p>	<p>(a)について</p> <p>すでに導入した銀行振込(現金納付書)による予納に加え、更にユーザー利便性を高めるため、特許庁の電子出願ソフトを使った予納を導入する予定。</p> <p>(b)について</p> <p>令和4年度4月より、特許庁窓口におけるクレジットカードによる支払いを導入する予定。</p>	措置済	継続F	引き続き措置後の状況について要フォロー。 *b)については、令和4年4月から実施済。
令和3年6月18日		11	交通反則金の納付方法の多様化	<p>納付方法が金融機関の窓口に限られていた交通反則金について、</p> <p>a インターネットバンキングやATMから専用口座への振込みによる納付を可能とする(秋田県及び鳥取県において試行的に導入し、実施状況を検証の上、順次拡大)。</p> <p>b 引き続き、クレジットカード納付やコンビニ納付の導入など、納付方法の更なる多様化について検討する。</p>	<p>a: 令和3年6月措置</p> <p>b: 結論を得次第速やかに措置</p>	警察庁	<p>a 令和3年6月に公布・施行された道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令(令和3年政令第172号)及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和3年内閣府令第41号)により、インターネットバンキングやATMからの振り込みによる交通反則金の納付を可能とし、同月、秋田県及び鳥取県において試行運用を開始した。</p> <p>b 交通反則金の納付方法の多様化に向け、クレジットカード納付やコンビニ納付の導入等に向けた制度改正や警察共通基盤を活用したシステムの仕様等について検討を行っているところ。</p>	<p>a 秋田県及び鳥取県において実施している試行運用状況の検証を進める。</p> <p>b 引き続き、検討を行う。</p>	未措置	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
令和3年6月18日		12	国による各種調査の重複排除等の改善	国による各種調査における重複排除等の改善を推進しよう a 各府省において調査項目における重複の改善、調査のオンライン化等による回答者の負担軽減等に取り組む。 b 行政改革推進本部事務局は自律的な調査の改善・活用を図る仕組みの構築へ向けた方針を策定する。 c 厚生労働省は介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護サービス事業者からの介護サービス情報の報告・公表制度を活用し、介護サービス施設・事業所調査(一般統計調査)の調査自体や調査項目の統合を図る。	a,b 令和3年度措置 c 令和4年度措置	a 全府省 b 内閣官庁 c 厚生労働省	a,b 内閣官庁(行政改革推進本部事務局)において令和3年9月に各府省庁が自律的に各種調査等の改善・活用を行うための仕組みを構築した。これに基づき、全ての府省庁において当該仕組みによる取組が行われている。 c 令和4年度に実施する介護サービス施設・事業所調査(一般統計調査)においては、介護保険法に基づく情報公表制度から得られる情報について、 ・毎年情報更新される性質ではない項目(定員等)について、本調査から削除 ・引き続き本調査において把握が必要な項目のうち、従事者数など情報公表制度等から得られる情報について、あらかじめ調査票に印字して配布し、調査時点で更新の必要がある情報のみ書き換えを依頼することにより、回答者の負担軽減を図ることとした。	a,b 内閣官庁(行政改革推進本部事務局)において、各種調査の実施概要や改善等の事例を定期的に把握・横展開していただくこと、当該仕組みの政府横断的な取組を推進する。また、各府省庁は、内閣官庁(行政改革推進本部事務局)が提供する情報を参考にし、府省庁内における当該仕組みの取組を推進する。 c 左記取組に加え、オンライン調査に必要な電子調査票を令和4年度に開発し、令和5年度調査から導入予定。	措置済	解決	
令和3年6月18日		13	転出・転入手続のワンストップ化の早期実現	マイナンバーカード所持者による転出手続と転入予約のオンライン化、転入地窓口での書類記入の半額削減、手続時間短縮を図る。	令和4年度措置	総務省 (デジタル庁)	マイナンバーカード所有者について、転入地が転入手続の事前準備をできるよう、令和3年通常国会において、住民基本台帳法を改正し、転出地から転入地に転出に係る情報を事前に通知することとする(令和4年度中に施行)とともに、令和4年度中に、全国の市区町村において、マイナンバーを通じてオンラインによる転出届・転入予約を実現するため、令和3年度、市区町村等の協力の下、核討会及び現地検証を実施し、市区町村における事務フロー及び必要な準備作業等の整理を行った。	オンラインによる転出届・転入予約の実現に向けて、住民の利便性向上及び自治体職員の業務効率化を目的とした市区町村の住民記録システム等の改修を支援するとともに、マイナンバーを改修し、令和4年度中には、全市区町村において、オンラインで転出届・転入予約などが行えるようにする。	検討中	継続F	具体的措置が完了するまで継続的にフォローを行う
令和3年6月18日		14	引越しに伴うナンバープレート交換に関する特例の創設	自動車の住所について個人がオンラインで変更登録申請をする場合に、ナンバープレートの交換を次回車検時まで猶予する特例を創設し、引越し直後の運輸支局等への車の持込みを不要化する。	令和4年1月措置	国土交通省	「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号権交付時期猶予について(令和3年12月10日自動車情報課長、整備課長通達)」により、令和4年1月4日より施行済み。	実施済み。	措置済	解決	
令和3年6月18日		15	雇用保険給付金申請の添付書類の見直し	雇用保険給付金申請時の添付書類の一部(銀行通帳や運転免許証の写し等)について、提出を不要とするよう見直しを行う。	令和3年度上期措置	厚生労働省	高齢者雇用継続給付、介護休業給付及び育児休業給付の振込口座確認時の添付書類について、支給申請書の払渡希望金融機関指定欄欄が電磁的方法により記載された場合は通帳やキャッシュカードの写しを添付不要とする取扱いに改めた。 さらに、高齢者雇用継続給付については、被保険者の年齢確認の添付書類としてマイナンバーをハローワークに届出済の場合は、運転免許証や住民票の写しを添付不要とする取扱いに改めた。 上記の見直し内容については、令和3年8月1日から運用開始し、事前の周知として同年5月からリーフレットを活用してきたところ。	これまでの実施状況欄に記載のとおり。	措置済	解決	
令和3年6月18日		16	国民年金保険料免除・納付猶予申請のオンライン化	国民年金保険料の免除・納付猶予の申請がマイナポータルから行えるよう、システム改修等の対応を行う。	令和4年度上期措置	厚生労働省	国民年金保険料免除の申請、国民年金保険料納付猶予の申請をマイナポータルにより行うことを可能とするため、関係機関と調整・連携しつつ、具体的な実施時期や事務処理の手順を検討し、システム改修等の作業を進めてきた。	国民年金保険料免除の申請、国民年金保険料納付猶予の申請については、令和4年5月より、マイナポータルにより行うことを可能とする。	措置済	解決	
令和3年6月18日		17	介護サービス情報公表システムの情報充実	利用者による介護サービス事業者の選択を支援するため、介護サービス情報公表システムに自治体による指導等に関する項目を追加することについて検討し、システム改修等の対応を行う。	令和3年度措置	厚生労働省	自治体が公表することとされている「処分」、公示することができることとされている「行政指導(勧告を含む)」について、利用者等による介護サービス事業者の選択に資するため、広く情報発信していくことが必要であるところ、効果的・効果的に公表を行う観点から、介護サービス情報公表システムを活用して公表することができるよう、令和3年度に機能を実装した。また、この改修作業については、「介護サービス情報の公表」制度の施行について(令和3年9月9日付認知症施策・地域介護推進課長通知)にて周知済み。	介護サービス情報公表システムの積極的な活用に向けて、自治体に対して、処分や行政指導の公示に当たり、課長通知等を通して継続的に周知を図っていく予定。	措置済	解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
2. デジタル時代に向けた規制の見直し												
(2)民間における書面・押印・対面規制等の見直し												
令和3年6月18日		1	民間における書面・押印・対面規制等の見直し	<p>a. 内閣府及び法務省は、民法(明治29年法律第89号)第486条の改正により、令和3年9月から弁済に係る受取証書について電磁的記録の提供の請求が可能となることを踏まえ、施行後に入売店等の店頭において混雑を来さないよう、あらかじめQ&A等で法令解釈を明らかにし、広く周知を図る。</p> <p>b. 法務省は、令和3年10月以降に開催される株主総会について、新型コロナウイルス感染症の影響により株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度の対象を拡大する措置が引き続き必要となった場合には、当該措置を講ずる。</p> <p>c. 経済産業省は、株主総会プロセスにおける企業と株主による対話の充実に向けて、ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施の推進のため、実施ガイドなどの更なる充実を図る。</p> <p>d. 国土交通省は、不動産の売買取引におけるオンラインによる重要事項の説明について、社会実験の結果を踏まえ、ガイドラインを改定し、テレビ会議等による非対面の説明が可能である旨を明らかにする。</p> <p>e. 国土交通省は、設計受託契約・工事監理受託契約に係るITを活用した重要事項の説明について、暫定的に運用しているテレビ会議等による非対面の説明を本格的に運用するためのガイドラインを整備する。</p> <p>f. 国土交通省は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)において義務付けている建築確認申請等における図面への押印を不要とするよう見直しを行い、改正措置を講ずる。</p> <p>g. 国土交通省は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく建築士事務所の都道府県知事への登録について、同一都道府県内に複数の業務拠点を設けようとする場合等において、合理的な登録が可能となるよう要件を整理し、関係者に周知する。</p>	<p>a. 令和3年度上期措置</p> <p>b. 令和3年度中に必要に応じて措置</p> <p>c. 措置済み</p> <p>d. e. 国土交通省</p>	<p>a. 内閣府、法務省</p> <p>b. 法務省</p> <p>c. 経済産業省</p> <p>d. e. 国土交通省</p>	<p>a. 令和3年7月9日に、内閣府及び法務省にて「電子的な受取証書(新設された民法第486条第2項関係)」についてのQ&Aを作成・公表し、新設された民法第486条第2項関係の考え方を明らかにするとともに、周知を行った。</p> <p>b. 令和2年5月、限定的な措置として、ウェブ開示によるみなし提供制度を拡充し、単体の貸借対照表や損益計算書等をその対象とする会社法施行規則及び会社計算規則の改正を行った(令和2年法務省令第37号)。その後、令和3年1月及び同年12月にも、同様に、限定的な措置として、同様の範囲でウェブ開示によるみなし提供制度の拡充を認めることを内容とする会社法施行規則及び会社計算規則の改正を行っており(令和3年法務省令第1号、令和3年法務省令第5号)、令和5年2月28日までに招集の手続が開始される定時株主総会について同様の措置の適用を認めている。</p> <p>c. 措置済み</p> <p>d. e. 経済産業省では、令和2年2月に企業がハイブリッド型バーチャル株主総会を実施する際の法的・実務的観点と、その具体的な取扱いを明らかにした「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」を公表した。令和3年2月にはハイブリッド型バーチャル株主総会の実施事例や実際の運用における考え方を示した「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド(別冊)実施事例集」を策定した。</p> <p>f. 国土交通省は、建設基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)において義務付けている建築確認申請等における図面への押印を不要とするよう見直しを行い、改正措置を講ずる。</p> <p>g. 国土交通省は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく建築士事務所の都道府県知事への登録について、同一都道府県内に複数の業務拠点を設けようとする場合等において、合理的な登録が可能となるよう要件を整理し、関係者に周知する。</p>	<p>a. 措置済み</p> <p>b. 「これまでの実施状況」に記載のとおり、令和3年法務省令第45号において、令和5年2月28日までに招集の手続が開始される定時株主総会について、ウェブ開示によるみなし提供制度を拡充している。また、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)により、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対してそのウェブサイトのアドレス等を通知することによって、株主総会資料を提供することを認める。「電子提供制度」が新たに導入され、上場会社等の換替株式を発行する会社においては、令和5年3月1日以降に開催される株主総会から、電子提供制度の利用が義務付けられることとされている。</p> <p>c. 措置済み</p> <p>d. e. 措置済み</p>	継続F	引き続き、措置後の状況を要フォロー		
(3)デジタル社会の基盤整備												
令和3年6月18日		2	公的情報基盤の整備・連携	<p>内閣官房、内閣府、個人情報保護委員会、総務省、法務省及び農林水産省は、「地番」情報の個人情報保護に係る取扱いについて、情報の活用と個人情報保護の両面から整理を行う。</p>	令和3年度上期措置	<p>内閣官房 内閣府 個人情報保護委員会 総務省 法務省 農林水産省</p>	<p>内閣官房、内閣府、個人情報保護委員会、総務省、法務省及び農林水産省は、行政機関が保有するデータの共有・活用が進むよう、法務省が保有する個人情報である、「地番」情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)の適用関係の整理を行った。その整理について、「公的情報基盤(ベース・レジストリ)の整備に向けた「地番」情報の取扱いについて」を作成し、令和3年8月27日これを公表した。</p>	措置済み	解決			
令和3年6月18日		3	アジャイル型システム開発に係るルール整備	<p>a. 厚生労働省は、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和61年労働省令第37号)に関する疑義応答案が、「システム開発」の現場にも適用され得る考え方があることを明確にし、周知を図る。</p> <p>b. 厚生労働省は、関係府省とも連携の上、アジャイル型開発の環境整備に向け、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準の具体的な当てはめの明確化について、新しい開発手法を活用するベンチャー企業等を含めた実務者会合を早期に立ち上げ、システム開発の実態を踏まえつつ検討を行う。その結果に基づいて疑義応答案等考え方を明らかにし、広く周知を図る。</p>	a. 措置済み	厚生労働省	<p>a. 「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(37号告示)に係る疑義応答案について(令和3年5月13日厚生労働省職業安定局常設調整事業課長補佐(事務連絡))により周知を行った。</p> <p>b. 関係の実務者からのヒアリングを実施し、その結果を踏まえ、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(37号告示)に関する疑義応答案(第3案)をとりまとめ、令和3年9月21日に厚生労働省HP上で公表し、関係団体に周知を依頼するとともに、リーフレットにより広く周知を図っている。</p>	a. b. 厚生労働省HP等を活用し、引き続き周知を行う。	措置済み	継続F	引き続き、措置後の状況を要フォロー	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
(4)デジタル時代における刑事法の在り方											
令和3年6月18日		4	デジタル時代における刑事法の在り方	以下の点について、確認が行われた。 ・サイバーセキュリティの研究又は教育の目的で、コンピュータに不具合を生じさせるウイルス等のプログラムの作成や保管する行為が、不正指令電磁的記録に関する罪(刑法(明治40年法律第45号)第168条の2及び第168条の3)における「正当な理由がない」とは「人の電子計算機における実行の用に供する目的」との要件を欠く場合は、同罪は成立しないこと。 ・デジタル通貨についての検討状況を踏まえ、将来、強制通用力をもって発行されることとなる場合には、通貨偽造罪についても所要の検討を行うこと。	措置済み	法務省 警察庁	【警察庁】 (1ポイント)措置済 【法務省】 以下の点について、確認が行われた。 ・サイバーセキュリティの研究又は教育の目的で、コンピュータに不具合を生じさせるウイルス等のプログラムの作成や保管する行為が、不正指令電磁的記録に関する罪(刑法(明治40年法律第45号)第168条の2及び第168条の3)における「正当な理由がない」とは「人の電子計算機における実行の用に供する目的」との要件を欠く場合は、同罪は成立しないこと。 ・デジタル通貨についての検討状況を踏まえ、将来、強制通用力をもって発行されることとなる場合には、通貨偽造罪についても所要の検討を行うこと。	【警察庁】 (1ポイント)措置済 【法務省】 -	措置済	継続F	将来の状況を踏まえた所要の検討の可能性があるため、引き続き、措置後の状況をフォロー
(5)刑事手続等のデジタル化											
令和3年6月18日		5	刑事手続等のデジタル化	a 法務省は、警察庁等の関係機関と連携の上、司法院における自律的判断を尊重しつつ、刑事手続におけるデジタル技術の活用方策について、民事訴訟手続のデジタル化の状況、現場でのニーズの高さや喫緊性等を踏まえ、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」において法制化についての検討を進め、令和3年度内に着目取りまとめを行い、その後速やかに、法制化に向けたスケジュールについて検討を行い、結論を得る。 b 法務省及び警察庁は、司法院における自律的判断を尊重しつつ、刑事手続におけるデジタル技術の活用のために必要不可欠となるシステム構築を含めたデジタル基盤の整備に向けた取組を推進する。特に、警察庁は、デジタル化により、都道府県警察における捜査や事件管理・証拠品管理等を効率的に推進するための画一的なシステムの構築を自指し、その時期も含めて必要な検討及び調整を行う。 c 法務省は、刑事手続における証拠開示に関し、必要な情報セキュリティ対策を前倒しに、紙媒体の証拠を電磁的記録媒体に読写することも可能となるよう、読写環境の整備に向けた取組を進める。 d 法務省は、司法院における自律的判断を尊重しつつ、現行家事事件手続法(平成23年法律第52号)の下でのウェブ会議等を活用した非対面での運用としての一部の家庭裁判所本庁における試行を踏まえて、当該運用の他の家庭裁判所への展開、同様に現行法下での民事保全、執行、倒産手続等における地方裁判所でのウェブ会議等を活用した非対面での運用・展開に関する検討を進めることについて、最高裁判所に協力を求める。最高裁判所には、早期に結論を得ることを期待する。 e 法務省は、司法院における自律的判断を尊重しつつ、民事訴訟手続におけるデジタル化の実施状況・法制度整備・施行予定との整合性や手続の特性等も考慮しつつ、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に関する検討を継続し、一定の結論を得る。	a-c-e:法務省 b:法務省、警察庁	【法務省】 a:令和4年3月、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」において、法整備に関する検討の結果を取りまとめられた。 b:令和3年度補正予算において、検察・警察・裁判所等の関係機関との間で電子データの発受を行うことを可能とするシステム構築等に向けたコンサルティング業務経費が盛り込まれ、コンサルティング業者への調査・研究委託の準備を行っている。 c:法務省内に於いて、刑事手続における証拠開示に関し、紙媒体の証拠を電磁的記録媒体に読写することも可能とするため、セキュリティ上留意すべき点や、国有財産使用許可を有している読写業者を含めた関係者間における協議の要点等について必要な検討を行った上で、令和3年12月に、各検察庁に対して、読写業者との協議の在り方など、読写環境の整備に向けた指針を付した。 d:東京、大阪、名古屋及び福岡の各家庭裁判所において、令和3年12月以降、現行家事事件手続法(平成23年法律第52号)下でのウェブ会議等を活用した非対面での運用としての試行を開始しているものと承知している。また、現行法下での民事保全、執行、倒産手続等におけるウェブ会議等を活用した非対面での運用等に関しては、種々の手続の内容や特性を踏まえてウェブ会議等が利用可能な場面等についての検討が進められていると承知している。 e 法務省は、有識者等により構成される「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会」に法務省の担当者を派遣して検討を進め、令和3年12月、同研究会での議論を取りまとめられた報告書が公表された。また、法務大臣は、令和4年2月、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に関して法制審議会に諮問をした。 【警察庁】 b:引き続き検討を行う。	【法務省】 a:検討会での取りまとめ結果を踏まえ、速やかに法制化に向けたスケジュールについて検討を行い、結論を得る予定。 b:令和4年度に実施する調査・研究業務において、関係機関との連携を可能とするシステムの在り方や情報セキュリティ確保の在り方などについて具体的な検討を行い、その後、要件定義作業、システム設計・開発作業を順次行った上で、試験運用を開始することを予定している。 c:令和4年度、順次、読写業者との協議が整うなどした検察庁において、読写環境の整備が実現されるよう、各検察庁に対する助言等の支援を行うとともに、運用状況のフォローアップを行っていく予定である。 d:現行家事事件手続法(平成23年法律第52号)の下でのウェブ会議等を活用した非対面での運用としての一部の家庭裁判所における試行を踏まえて、令和4年度に19の家庭裁判所でのウェブ会議の利用を開始することに向けて、検討準備を進めており、さらに他の家庭裁判所への展開についても検討しているものと承知している。また、現行法下での民事保全、執行、倒産手続等におけるウェブ会議等を活用した非対面での運用等に関しては、引き続きウェブ会議を利用可能な場面での試行の開始等に協力してまいりたい。 e:左記法務大臣の諮問を受けて設置された法制審議会民事事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続(IT化関係)部会において調査審議がなされる予定である。	未措置	継続F	引き続き取り組み状況について要フォロー	
(6)船荷証券の電子化											
令和3年6月18日		6	船荷証券の電子化	法務省は、「商法法の電子化に関する研究会」(令和3年4月立上げ)に参加し、国際的な動向等も踏まえ、船荷証券の電子化に向けた制度設計も含めた調査審議を進め、令和3年度中に一定の結論を得、速やかに法制審議会への諮問などの具体的な措置を講ずる。	令和3年度検討開始・結論、結論を得た後速やかに措置	法務省	法務省は、令和3年4月以降、公益社団法人商事法務研究会が主催する「商法法の電子化に関する研究会」に参加し、国際的な動向等も踏まえながら、船荷証券の電子化に向けた調査審議を進めてきたところ、その成果を踏まえ、令和4年2月に開催された法制審議会第194回総会において、船荷証券等の電子化に関する諮問がされた。	今後、法制審議会の部会において立法化に向けた議論が進められる予定である。	措置済	解決	
(7)金融分野における書面・押印・対面手続の見直し											
令和3年6月18日		7	金融分野における書面・押印・対面手続の見直し	民間同士の手続に関して府省・監督指針等により書面・押印・対面を求めている手続については、その必要性を検証した上で、令和3年上期に見直す。また、業界慣行による書面・押印・対面手続については、金融庁と金融業界が連携して検討を行う検討会において、令和2年中に論点の取りまとめを行う。	(前段)令和3年上期措置、(後段)措置済み	金融庁	民間同士の手続のうち書面・押印・対面を求めている手続について、その必要性を検証した上で、令和3年6月までに見直しを行い、所要の規定の整備を行った。また、書面・押印・対面を前提とした業界慣行について、金融業界と連携して検討を行う場である「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、各種手続の電子化状況の把握や電子化に向けた課題への対応方針に関する議論を行い、令和2年12月25日に論点整理を公表した。		措置済	解決	
(8)専任・常駐義務等の見直し											
令和3年6月18日		8	特定建築物の建築物環境衛生管理技術者の業務要件の合理化	厚生労働省は、建築物環境衛生管理技術者の業務が認められる要件について「維持管理権限者が同一」であること等の必要性も含め、建築物環境衛生管理技術者の業務要件の合理化について、令和3年度末を目途に、「建築物衛生管理に関する検討会」(令和2年12月立上げ)において最終報告書の取りまとめを行う。	令和3年度上期措置	厚生労働省	令和3年7月に「建築物衛生管理に関する検討会報告書」を取りまとめ、その内容に基づき関係省令を令和3年12月に改正し、建築物環境衛生管理技術者の業務要件を緩和した。	建築物環境衛生管理技術者の業務要件の緩和については令和4年4月1日施行としており、特定建築物所有者等及び都道府県等において手続きが円滑に進むよう、必要な周知等を行っている。	措置済	解決	
令和3年6月18日		9	監視技術者の配置	国土交通省は、令和2年10月1日に施行された建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第30号)により、監視技術者の専任配置要件を合理化し、監視技術者の業務が当面見直すことを受け、今後、業務活用現場の実態やICTの活用状況等について調査・検証し、安全や品質を確保した上で、拡充の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずる。	引き続き検討を進め、結論を得た後速やかに措置	国土交通省	有識者による「適正な施工確保のための技術者制度検討会」を設置し、デジタル技術の利活用や働き方の多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにおける適正な施工の確保のための技術者の配置・専任要件について、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ、必要な見直しを行っている。		検討中	フォロー終了	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(9)自動運転の実装に向けた環境整備												
令和3年6月18日		10	歩行者用道路での自動運転車両走行	警察庁は、歩行者に対する十分な周知等を前提として、歩行者用道路における自動運転車両の走行が道路使用許可により対応可能である旨ホームページに掲載し、都道府県警察に周知する。	措置済み	警察庁	令和3年1月7日、歩行者に対する十分な周知等を前提として、歩行者用道路における自動運転車両の走行が道路使用許可により対応可能であることを示した事務連絡を发出し、都道府県警察に周知を行った。また、警察庁ウェブサイト内、自動運転の実証実験に関する特設ページに当該事務連絡を掲載し、公表・周知した。	措置済		措置済	解決	
令和3年6月18日		11	既存バス停での駐停車の実現	警察庁は、路線バス等を利用する者の安定的な輸送の確保に資すると認められる自動運転バスについては、実証実験主体とバス事業者の合意に基づき、新たに標識を設置することなく、既存バス停での駐停車が可能である旨ホームページに掲載し、都道府県警察に周知する。	措置済み	警察庁	令和3年1月7日、路線バス等を利用する者の安定的な輸送の確保に資すると認められる自動運転バスについては、実証実験主体とバス事業者の合意に基づき、新たに標識を設置することなく、既存バス停での駐停車が可能である旨を示した事務連絡を发出し、都道府県警察に周知を行った。また、警察庁ウェブサイト内、自動運転の実証実験に関する特設ページに当該事務連絡を掲載し、公表・周知した。	措置済		措置済	解決	
令和3年6月18日		12	都道府県ごとの施設内審査の省略	警察庁は、各都道府県警察で過去に実施された施設内審査の合格歴を把握し、新たな実験場所を管轄する都道府県警察に当該情報を通知すること等により、実証実験で監視・操作者となる者が合格済みの審査項目については審査を省略する。	措置済み	警察庁	令和2年12月17日、施設内審査を省略可能とすることを示した事務連絡を发出し、都道府県警察に周知を行った。また、警察庁ウェブサイト内、自動運転の実証実験に関する特設ページに当該事務連絡を掲載し、公表・周知した。	措置済		措置済	解決	
令和3年6月18日		13	改造車の基準緩和と手続の合理化	国土交通省は、同一事業者の申請受付に当たって、同じシステム等を搭載し、使用方法も同じである車両の場合には、当該部分の再審査を省略する。基準緩和の認可手続を担当する地方運輸局に当該審査手続の合理化を周知・徹底するとともに、合理化が可能である旨をホームページでも周知する。	措置済み	国土交通省	令和2年12月28日に事務連絡を发出し、道路運送車両の保安基準第55条に基づく自動運転に関する保安基準の緩和について、緩和手続きを担当する地方運輸局等に、同じシステム等を搭載し、使用方法も同じであると想定される車両の場合は当該部分の再審査を省略するなど、審査手続きの合理化について、周知・徹底済み。また、合理化が可能である旨をホームページでも周知している。	措置済		措置済	解決	今後も、基準緩和と手続きについて具体的ご要望があれば、対応を検討していく。
令和3年6月18日		14	完全キャッシュレスに合わせた移動サービス車両の確立	国土交通省は、乗合バス等の無人自動運転移動サービスの実用化に向けて、完全キャッシュレスに限定した自動運転サービスの導入が可能となるよう、道路運送法(昭和26年法律第183号)第13条の考え方を明確にする。あわせて、事前に十分な周知を行うなど現金のみの利用者にも十分配慮した上で、当該サービスの提供が可能となるよう措置し、その旨をホームページで周知する。	措置済み	国土交通省	無人自動運転移動サービスの実用化にあたり、「無人自動運転移動サービスの実用化に向けた完全キャッシュレス」の取扱いについて(令和3年4月28日自動車局旅客課長通達)を发出し、乗合旅客の運送における完全キャッシュレスの取扱いを明確化したほか、国土交通省ホームページ上で周知を図っている。	措置済		措置済	解決	
令和3年6月18日		15	自動運転に関する規制改革	a 多くの試験自動車を公道で走行できるようにするため、「コネクテッド技術(通信で外とつながる技術)」の活用を前提とした、運転者等の遠隔管理による試験走行制度の見直しに着手する。 b 独立行政法人自動車技術総合機構が並行輸入自動車の審査を行う際に必要となる「技術基準等適合証明書」への海外自動車メーカーのサインは電子署名も可能にする。 c 実証実験を行う場所が道路使用許可が必要となる「道路」に該当するか否かについて、過去の事例を踏まえて考え方を示した資料を公表する。	a:令和3年度着手、結論を得次第やかに措置 b:c:令和3年上期措置	a,b:国土交通省 c:警察庁	a 令和3年12月10日に通達を改正し、「コネクテッド技術」の活用を前提とした、運転者等の遠隔管理による試験走行を可能とするよう措置済み。 b 令和3年6月30日に、自動車技術総合機構の審査事務規程を改正し、並行輸入自動車の審査を行う際に必要となる「技術基準等適合証明書」への海外自動車メーカーのサインは電子署名も可能となるよう措置済み。 c 実証実験を行う場所が道路使用許可が必要となる「道路」に該当するか否かについて、過去の事例を踏まえて考え方を示した資料を警察庁ウェブサイト公開した。	a,b 今後も具体的な要望があれば、対応を検討していく。 c 措置済		措置済	解決	
(10)次世代モビリティにおける安全・安心の確保と利便性向上の両立												
令和3年6月18日		16	次世代モビリティにおける安全・安心の確保と利便性向上の両立	国土交通省は、「次世代モビリティの安全確保のあり方検討会」(仮称)を設置し、次世代モビリティについてセルフチェック機能を搭載した使用過程率に関する故障データの収集・分析を進め、次世代モビリティに関する新たな点検手法やデータ利用の有効活用に関する制度設計を行う。	令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	国土交通省	「自動車の高度化に伴う安全確保のあり方検討会」を設置し、自動運転技術搭載車(運転支援技術搭載車両含む)や電動車について、セルフチェック機能を搭載した使用過程率に関する故障データの収集・分析を進め、新たな点検手法やデータ利用の有効活用に関する制度設計を行い、その内容について令和4年3月30日にとりまとめ、公表した。	検討中	継続F			引き続き、フォローアップを行う。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)			
								措置状況	評価区分	指摘事項	
(11)宿泊施設の非対面手続の促進											
令和3年6月18日		17	宿泊施設の非対面手続の促進	a 厚生労働省は、宿泊者名簿の記載に関して、自筆での記載を必須としない旨を明確化し、事務連絡等で各地方公共団体に周知徹底する。 b 厚生労働省は、ICTの活用による玄関帳場の代替・宿泊者名簿の電子化の状況について実態を把握するとともに、旅館業法(昭和23年法律第138号)について適切に運用が行われるように各地方公共団体に要請する。	措置済み	厚生労働省	a 令和2年10月12日付け事務連絡において、自筆での記載を必須としない旨を明記し、各地方公共団体に周知した。 b ICTの活用による玄関帳場の代替・宿泊者名簿の電子化の状況について実態を把握し、とりまとめ、公表を行うとともに、令和2年11月12日付け事務連絡において、旅館業法について適切に運用が行われるように各地方公共団体に要請した。	措置済み	解決		
(12)Society 5.0の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方											
令和3年6月18日		18	電波の有効利用	a 総務省は、関係府省庁・機関(内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省、指定公共機関等)が共同利用できる公共安全LTEについて、現在実施中の実証試験を踏まえ、早期に実現する。 b 総務省は、異なる無線システム間において地理的・時間的に柔軟な周波数の共用を可能とするダイナミック周波数共用システムを実用化する。 c 総務省は、十分に有効利用されていない帯域について周波数の返上を促進する観点から、電波利用の適正な対価・インセンティブ等を示しベリタスとし、実効的な仕組みを構築する。 d 総務省は、特定基地局開設料制度に基づく周波数割当者実装を実施する。 e 総務省は、電波オークション制度について、デメリットとされている事項に対する諸外国の対応も含め、エビデンスに基づく具体的なかつ総合的な事例調査を行い、報告書を取りまとめる。	a,c:令和3年度検討・結論、結論を得た次第や機会に b,d,e:令和3年度措置	総務省	a 公共安全LTEの実現に向け、関係府省庁・機関と連携し、安定性等向上のための技術検証をいくつか、先行的に基本的機能を実現。 b 電波有効利用促進センター(ダイナミック周波数共用に係る業務を実施する電波法に基づく指定機関)、システム利用予定者などの関係者及び有識者で構成する検討会を設置し運用訓練等を実施の上、令和4年(2022年)3月に2.3GHz帯(携帯電話と放送番組中継用回線(FPU)との共用)に係るダイナミック周波数共用管理システムを構築し、実用化を図った。 c 既存の携帯電話事業者の電波の有効利用が不十分な場合等に、その周波数を返上させて、再割当てを可能にするとともに、再割当ての際に、周波数の変更等に要する費用を当該周波数を新たに利用する者が負担することで、早期かつ円滑な周波数移行を可能とする終了促進措置の活用を可能とする制度等を盛り込んだ「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を令和4年2月に閣議決定し、第208回通常国会に提出した。 なお、周波数の再割当ての際にも、認定開設者は周波数の経済的価値を踏まえた金額(特定基地局開設料)を国庫に納付することとする特定基地局開設料制度は、通常の周波数割当てと同様に適用されることとなる。 d 令和4年2月に告示した、2.3GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針において、「周波数の経済的価値の評価額(特定基地局開設料の額)を周波数割当の審査項目として設定する等、特定基地局開設料制度に基づく周波数割当てに向けた取組を着実に実施している。 e 令和3年10月より「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」を開催し、諸外国の周波数割当方式の事例調査を行い、オークション方式のメリットやデメリットとされている事項や、デメリットとされている事項への対応策等について、令和4年3月に報告書を取りまとめた。	b 令和3年度補正予算も活用し、防災関係機関や地方公共団体による実証を通じ、災害発生時を想定した有効性を検証するとともに、公共安全目的で使用する上で必要となるセキュリティを確保した上で、令和4年度から運用を本格化する予定。 c 措置済み d 法が成立し、公布された場合)措置済み e 措置済み	検討中	継続F	a,d)について、検討状況を要フォロー。
令和3年6月18日		19	デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備	a 同時配信等の権利処理の円滑化に関する著作権法改正[2]について、放送事業者と権利者の双方が不安なく新しい制度を活用できるよう、総務省と文化庁は共同して関係者間の協議を着実に進め、また、ガイドラインの策定を策定を行うことで、円滑に効率的な運用の実現を図る。その際、ガイドラインは、権利者に意思表明の機会を適切に与えつつ、事後的な紛争が生じないよう、運用の指針を示すものとし、制度内容やその活用方法、留意事項等について明確かつ平易な表現で記載するとともに、インターネット配信に係る権利処理のノウハウやリソースに乏しいローカル局にも資するよう、Q&A等において分かりやすく周知する。 b 文化庁は、デジタル技術の進展・普及に伴うコンテンツ市場をめぐる構造化を踏まえ、著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元の実現を図るため、過去コンテンツ・UGC(いわゆる「ママチャリ」のクリエイターによる創作物)、権利者不明著作物を始め、著作権管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現を図る。その際、内閣府(知的財産戦略推進事務局)、経済産業省、総務省の協力を得ながら、文化審議会において、クリエイター等の権利者や利用者、事業者等から合意を得つつ検討を行い、所策の措置を講ずる。 c 文化庁は、同時配信等における従属不調の場合の裁定制度の整備等に係る著作権法改正を踏まえ、裁定制度全般に関する手続の迅速化・簡素化を進めるための措置を講ずる。	a:令和3年度までに措置 b:令和3年度・結論、令和4年度措置 c:令和3年度措置	a.総務省 文部科学省 b.内閣府 総務省 文部科学省 経済産業省 c.文部科学省	a 【総務省】 放送事業者、権利者及び有識者を構成団体・構成員とした「許諾推定規定のガイドラインの策定に関する検討会」における議論を踏まえ、令和3年8月に「放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン」を策定した。また、ローカル局を対象として改正著作権法に関するセミナーを実施し、ガイドラインの周知を行うなど、円滑な施行及び実効的な運用の実現を図った。 【文部科学省】 放送事業者、権利者及び有識者を構成団体・構成員とした「許諾推定規定のガイドラインの策定に関する検討会」における議論を踏まえ、令和3年8月に「放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン」を策定・周知し、併せて、文化庁のホームページで関連するQ&A等を公開するなど、円滑な施行に向けた準備を着実に進めた。 b 【総務省】 放送事業者が文化審議会のヒアリングに対応するなど、文化審議会における検討に協力し、令和3年12月2日に文化審議会著作権分科会において「中間まとめ」がとりまとめられた。 【文部科学省】 ・令和3年7月に、文部科学大臣から文化審議会著作権分科会に「デジタルトランスフォーメーション(DX)時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問。 ・諮問事項のうち「簡素で一元的な権利処理方式と対価還元」について優先的に議論を進めるべく、著作権分科会基本政策小委員会において、8月に第1回を開催して以降、8回審議を行った。 ・審議に当たっては、ネットクリエイターやいわゆるZ世代等のDX関係者を含め、クリエイター等の著作権者等や利用者、事業者等、多様な関係者からヒアリングを行うとともに、審議の参考にするための意見募集を広く行った。 ・同年12月の文化審議会著作権分科会において、中間まとめを取りまとめ、「簡素で一元的な権利処理方式と対価還元」について、一定の方向性を示した。 ・具体的には、分野を横断する一元的な窓口を創設し、分野横断権利情報データベース等を活用した著作権者等の探索を行うことに加え、著作権者不明の場合のみならず、意思表示等がされておらず連絡がとれない著作物等について、新たな権利処理の仕組みを創設するといった方向性が示された。 c 【文部科学省】 ・同時配信等における協議不調の場合の裁定制度の整備等に係る著作権法改正を踏まえ、裁定制度全般に関する手続の迅速化・簡素化を進めるため、協議不調の場合の裁定申請に係る手続きを作成し、著作権者不明等の場合に目安となる裁定補償金額の算出に資するシミュレーションシステム事業を実施した。	a 【総務省】 措置済み b 【総務省】 令和4年度の措置に向けて、引き続き必要な協力を行う。 【文部科学省】 令和4年度に所要の措置を講じることができよう、引き続き、文化審議会において審議予定。	検討中	継続F	b)について、検討状況を要フォロー。

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置 状況	評価 区分	指摘事項	
令和3年6月18日		20	ローカル局の経営基盤強化	a 総務省は、マスメディア集中排除原則が目指す多様性、多元性、地域性に留意しつつ、ローカル局の経営自由度を向上させるための議論を進める。特に、役員兼任規制の見直しなどのローカル局から直接要望のある論点に限らず、制作能力や設備面の集積や共用による、ローカル局の総合的な経営力・企画力の向上が可能となるよう、隣接県に限らない経営の連携等の枠組みなど、中長期的な放送政策の全体像を踏まえた施策を検討する。 b 放送法(昭和25年法律第132号)の改正を前提として、NHKとローカル局又はローカル局同士での、放送設備やインターネット配信設備の共有化が進むよう、総務省はローカル局の要望等を踏まえつつ、NHKを含めた放送事業者間の協議の場が設けられるために、必要な措置を講ずる。	a 令和3年度検討・結論 b 令和3年度措置	総務省	a 総務省では、令和3年11月から、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」を開催し、デジタル化の進展等を踏まえた放送の将来像や放送制度の在り方について中長期的な視点から検討を行い、令和4年3月に「論点整理」を取りまとめ、公表した。 「論点整理」においては、「インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる中で、経営の選択肢を増やす観点から見直しを図るべきである」とし、「特にローカル局の経営力の向上を図り、隣接県に限らない経営の連携を可能とする観点から、マスメディア集中排除原則の見直しとして、「認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の廃廃」や「地上テレビ放送の異なる放送対象地域(認定放送持株会社制度に準いない場合)に係る規制の特例の創設」等の方針が示された。 このほか、「論点整理」では、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域たる放送対象地域の見直しとして、放送事業者の経営の選択肢を増やす観点から、「希望する放送事業者において、複数の放送対象地域における放送番組の同一化が可能となる制度を設けるべき」との方針が示された。 b 民間放送事業者等の責務(放送対象地域において基幹放送があまり受信できないように努める責務等)の遂行に対するNHKの協力に係る努力義務規定を整備する等の改正事項を盛り込んだ「放送法等の一部を改正する法律案」は第204回通常国会に提出したものの継続審査となり、その後、衆議院解散に伴い廃案になったところ、同内容を盛り込んだ「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を令和4年2月に第208回通常国会に提出した。当該法律案は成立していないものの、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」での検討を踏まえ、令和4年2月から、NHK、民間放送事業者、通信事業者等からなる「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」を開催し、小規模中継局のブロードバンド等による代替可能性について実務的に検討を進めている。 また、総務省は、「日本放送協会令和4年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見」において、「インターネット活用業務に係る民間放送事業者との連携・協力については、放送法上の努力義務であることに踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図ること」に配慮すべきとした。	a 措置済 b 措置済	検討中	継続F	検討状況要フォロー。	
令和3年6月18日		21	放送のユニバーサルサービスの在り方	令和3年度の「地上放送インフラのあり方に関する調査研究」の結論を基に、地上波テレビジョン放送の機能の全部又は一部をブロードバンド網に代替させることについて、コストベネフィット分析を踏まえた具体的な選択肢や、国民負担の軽減を考慮したあまねく受信義務・努力義務の在り方も含めて、検討を行う。	令和3年度検討開始、早期に結論	総務省	総務省では、令和3年11月から、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」を開催し、デジタル化の進展等を踏まえた放送の将来像や放送制度の在り方について中長期的な視点から検討を行い、令和4年3月に「論点整理」を取りまとめ、公表した。 「論点整理」においては、「人口減少や視聴スタイルの変化等、放送を巡る環境が急速に変化する中において、良質な放送コンテンツを全国の視聴者に届けるため、放送事業者の放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していくべき」とし、小規模中継局のブロードバンド等による代替可能性について検討していくこととされた。令和4年2月から、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」を開催し、「地上放送インフラのあり方に関する調査研究」の調査結果も踏まえつつ、ブロードバンド等による代替可能性について実務的に検討を進めているところ。	左記検討会及び作業チームにおいて、令和4年夏頃に取りまとめを行い、その後、令和6年度まで技術検証を行うつつ検討。	検討中	継続F	検討会及び作業チームの検討状況を要フォロー。	
(13)公証制度における書面、対面規制の見直し												
令和3年6月18日		22	公証制度における書面、対面規制の見直し	a 法務省は、私書証書及び定款の認証に係る一連の手続における利用実態を把握した上で、当該手続におけるデジタルで完結する方式の普及促進のために、利用者の利便性の向上に資するシステム改修や利用者への周知も含めた効果的な方策について検討し、必要な措置を講ずる。 b 法務省は、遅くとも令和7年度までに公証証書の作成に係る一連の手続のデジタル化を目指すこととし、関連する民事裁判手続のIT化に向けて民事訴訟法改正案が令和4年に提出されることを踏まえて、具体的な工程表を作成の上、必要な措置を講ずる。	a 令和3年以降順次措置 b 令和3年度に工程表を作成し、遅くとも令和7年度までに順次措置	法務省	a 利用者の利便性向上のため、令和4年4月1日から公証人手数料のクレジットカード決済の導入を予定している。 b 公証証書の作成に係る一連の手続のデジタル化について、実現に向けた具体的な検討を関係機関と進めているところである。 b 必要な法令改正を令和5年度中に行い、それを踏まえて必要なシステムの整備を令和6年度中を目途に進めていき、必要な周知広報を行った上で令和7年度中の運用開始を予定している。	a 公証証書の作成に係る一連の手続のデジタル化に合わせて、更なる利用者の利便性向上に向けた方策を検討することとしている。 b 必要な法令改正を令和5年度中に行い、それを踏まえて必要なシステムの整備を令和6年度中を目途に進めていき、必要な周知広報を行った上で令和7年度中の運用開始を予定している。	検討中	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)				
								措置状況	評価区分	指摘事項		
			(14)医療分野におけるDX化の促進									
令和3年6月18日		23	医療分野における電子署名の見直し	a 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」及び「電子処方箋の運用ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)について、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成17年厚生労働省令第44号)において記名押印に代わるものとして認められている電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項の電子署名)の利用が可能である旨を医師法(昭和23年法律第201号)等の法令を踏まえ、規定する。その際、医療現場のニーズを踏まえ、電子署名の活用促進につながるようなガイドラインの内容を検討する。 b 処方箋等、医師等の国家資格の確認が必要な文書について電子署名を利用する場合には、当該資格の確認が必要であることを前提としつつ、従来から利用が推奨されているHPKIに加えて、これ以外の電子署名の利用に資するよう、当該資格の確認方法や確認の際の考え方について明らかにする。その際、医師等の国家資格の確認方法として、電子署名を施す者及び電子署名を検証する者の双方にとって負担とならない方法についても、医師法等の法令や医療現場のニーズを踏まえ検討する。	令和3年度結論・措置	厚生労働省	a・b 医師等の資格確認の利便性向上(医療機関による本人確認の活用等)に向けて、令和4年3月31日付けで、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を改定し、HPKIに加えて、電子署名を用いる際の具体的な方法を示した。電子処方箋システムにおける電子署名については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、HPKI以外の電子署名も利用できるようシステム設計・開発を実施している。	措置済みにつき、特になし。	措置済	解決		
令和3年6月18日		24	治療の仕組みの円滑化	a 医療機関や関係者が電子カルテ等医療情報を授受するに当たって当事者が請うべき安全措置やセキュリティ対策と併せて、外部ネットワーク等が活用可能であることを分かりやすく周知する。 b 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)に基づくモニタリングにおいて、電子カルテ等のデータをシステム的に処理して症例報告書等を作成した場合において、簡素な方法により原資料との照合・検証が可能であることを明確化し、周知する。	令和3年度措置	厚生労働省	a 令和4年3月31日付けで「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を改定し、医療機関等において、個人情報を含む医療情報を内部ネットワークと外部ネットワークを接続して利用する場合があることを前提として、クラウドなネットワーク、オープンなネットワークといった観点から、ネットワーク接続の形態に応じたセキュリティの考え方を示し、周知した。 b 令和3年7月30日に「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」のガイダンスを改正し、実施医療機関が保有する電子カルテシステム等の原資料から、治療依頼者が準備した症例報告書等の電子データ処理システムへ自動転記できる仕組みを構築し、あらかじめ適切なシステムバリデーションを行った上で、当該仕組みを活用するための具体的な手順等が整備され、かつ、当該仕組みを活用した場合に正確かつ完全に転記できることが保証されている場合は、必ずしも全ての治療データ等について原資料との照合等の実施を求めるとはしないことを明確化した。	a 措置済みにつき、特になし。 b 実施済みにつき、特になし。	措置済	解決		
令和3年6月18日		25	患者の医療情報アクセス円滑化	a 患者が診療情報の開示を請求する際の手続きについて、医療機関における診療情報の開示請求処理の実態を把握した上で、本人確認の在り方等を整理するとともに、オンラインでの請求申立てが可能であることを明確化し、「診療情報の提供等に関する指針」(以下、本項において「指針」という。)において記載することを検討し、結論を得る。 b 患者が診療情報の開示を受ける際、電磁的記録の提供による方法等で開示を請求できることを明確化し、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に記載する。 c 診療情報の開示について、医療機関における診療情報の開示請求処理の実態を把握した上で、開示に一定期間を要する場合には請求者に一定の応答を行うのが望ましいことを指針において記載するなど、開示を迅速化するための方策を検討し結論を得る。	a,c.令和3年検討開始、結論を得次第速やかに措置 b.令和3年度措置	a,c.厚生労働省 b.厚生労働省、個人情報保護委員会	a,c 医療機関における診療情報の開示請求処理の実態を把握するため、令和3年より厚生労働科学特別研究事業(令和3年度)において「医療機関における診療情報の提供の実態調査」として調査事業を開始した。 b 令和4年3月1日付けで「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を改正し、患者が診療情報の開示請求を行う際には、電磁的記録の提供による方法等で開示を請求できる旨を明確化した。	a,c 「医療機関における診療情報の提供の実態調査」の結果を踏まえつつ、「診療情報の提供等に関する指針」の改定に向けて検討を進める。 b 措置済みにつき、特になし。	未措置	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
			(15)医薬品・医療機器提供方法の柔軟化・低コスト化									
令和3年6月18日		26	一般用医薬品販売規制の見直し	a 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和39年厚生省令第3号)における一般用医薬品の販売時間規制(一般用医薬品の販売時間が当該店舗の開店時間の一週間の総和の2分の1以上)を廃止する。 b 一般用医薬品の販売に関して、情報通信機器を活用した店舗販売業における一般用医薬品の管理及び販売・情報提供について、薬剤師又は登録販売者が一般用医薬品の区分に応じた実施すべき事項や、店舗販売業者の責任において販売することなどを前提に、薬剤師又は登録販売者による情報通信機器を活用した管理体制・情報提供の在り方について検討した上で、必要な措置をとる。	a 措置済み b 引き続き検討を進め、早期に結論	厚生労働省	a 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和39年厚生省令第3号)における一般用医薬品の販売時間規制を改正し、一般用医薬品の販売時間が当該店舗の開店時間の一週間の総和の2分の1以上とする規定を廃止した(令和3年8月1日施行) b 令和3年度厚生労働行政推進調査事業(厚生労働科学特別研究事業)「一般用医薬品の販売における薬剤師等による管理及び情報提供の適切な方法・実施体制の構築のための研究」(研究代表者:東京薬科大学 教授 益山光一)において、研究を行っているところ。	a 実施済みにつき、特になし。 b 厚生労働科学研究のとりまとめ結果を踏まえ、令和4年度以降、さらなる検討を行う予定。	検討中	継続F	b)につき具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	
令和3年6月18日		27	中古医療機器売買の円滑化	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)に定める中古医療機器の販売等に係る通知及び指示について、製造販売業者から販売業者等への指示の実態を把握し、当該指示の適正な実施を確保するための方策を講ずること等について検討する。	令和3年度検討開始、早期に結論	厚生労働省	製造販売業者から販売業者等への指示の実態について、日本医療機器産業連合会に照会し、実態に関する情報を得た。	日本医療機器産業連合会から得た情報を踏まえて、関係団体等と調整し適正な方策を講ずる。	未措置	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	
令和3年6月18日		28	単回使用医療機器再製造品の普及	a 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)の規定に基づく許可を受けた製造販売業者が、再製造の目的で医療機関等から医療機器又はその部材を受入れ、分解、洗浄等を行うことについては、医薬品医療機器等法に基づく個別製品の承認及び同法に基づく「再製造単回使用医療機器基準」(平成29年厚生労働省告示第26号)に基づき実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定によらず、実施可能であることを各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部等に通知等で明らかにする。 b 医薬品医療機器等法に基づく承認申請のために行われる、単回使用の医療機器の再製造に係る試験研究において、当該試験研究に用いる医療機器が廃棄物に該当する場合は、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用除外)について(平成18年3月31日付環境省発第060331001号通知の措置を活用することにより、廃棄物処理業の許可及び廃棄物処理施設の設置許可を要することなく、当該試験研究が行えることを明確化する。	令和3年度措置	環境省	a 「単回使用の医療機器の再製造等に係る取扱いについて」(令和3年9月9日環境省発第2109091号薬生機審発0909第1号通知)を都道府県等に対して発出した。同通知において、医薬品医療機器等法関連法令に従って行う単回使用の医療機器の再製造等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定によらず、医薬品医療機器等法関連法令の規定に従うよう明確化した。 b 「単回使用の医療機器の再製造等に関するQ&A」を上記通知と併せて令和3年9月9日に都道府県等に対して周知を行い、試験的に使用済み単回使用の医療機器を処理する行為について左記の環境省発第060331001号通知の措置を活用できることを明確化した。	措置済み	フォロー終了			
令和3年6月18日		29	調剤業務の効率化	薬局における薬剤師の対人業務を充実させるため、調剤技術の進歩や医薬品の多様化等の変化を踏まえ、調剤に係る業務プロセスの在り方を含め、医療安全を確保しつつ調剤業務の効率化を進める方策を検討し、必要な見直しを行う。	令和3年度検討開始、早期に結論	厚生労働省	医療安全を前提とした調剤業務の効率化、対人業務の充実等を含めた今後の薬剤師・薬局のあり方について、「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」の下に設置された「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」において令和4年2月から検討を開始したところ。	左記ワーキンググループでの議論を踏まえ、引き続き検討を行う。	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	

関係決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
			(16)最先端の医療機器の開発・導入の促進									
令和3年6月18日		30	最先端の医療機器の開発・導入の促進	<p>a プログラム医療機器開発におけるビジネス展開の容易性を高めるために、医薬品医療機器等法上の医療機器該当性、承認手続及び保険適用の可能性について、一元的な事前相談が可能な体制を整備する。また、現在、プログラム医療機器該当性に関する相談窓口である各都道府県の相談窓口・担当者ごとに判断にはらつきが生じ、データベースでの情報共有等を行うことで、統一的な判断を行える体制を整備する。</p> <p>b プログラムにおける、プログラム医療機器への該当性の判断が容易になるよう、既存事例の追加やプログラム医療機器該当性の基準を明確化する。</p> <p>c 厚生労働省は、各都道府県等の相談窓口でのプログラム医療機器該当性の判断結果を共有できるデータベースを構築し、定期的にアップデートする。加えて、相談した事業者の情報公開の同意がある場合には、厚生労働省のホームページで公開するなど他の事業者による閲覧を可能とする。</p> <p>d プログラム医療機器等の開発等における萌芽的シーズを国内外の状況調査を実施することにより早急に把握し、今までの医療機器とは異なる性質を持つプログラムとしての特性を踏まえた一定の分類ごとに審査の考えを整理し、分類ごとに求められるエビデンスや試験の実施方法を明確化した上で、具体的な評価指標を作成する。</p> <p>e プログラム医療機器等の最先端の医療機器の承認審査には、従来の医療機器評価に必要とされる知見のみならず、異なる分野(IT・プログラム/ソフトウェア)の専門性が求められることから、その審査に特化した専門性を有した審査体制を構築する。加えて、薬事・食品衛生審議会にプログラム等に特化した専門調査会を新設し、早期承認・実用化に向けた体制強化を行う。</p> <p>f プログラム医療機器について、プログラムの特性を踏まえ、柔軟かつ迅速な承認を可能とする審査制度を検討する。また、承認後も継続的なアップデートが想定されるプログラム医療機器については、当該アップデートに係る一部変更承認申請の要否等に関するルールについても整理し、明確化する。</p> <p>g 診療報酬上の技術料等の算定におけるプログラム医療機器の評価については、医療従事者の働き方改革等の観点を含めて、当該プログラム医療機器を活用して患者に対して提供される医療の質の確保・向上に係る評価の考え方を明確化する。</p> <p>h プログラム医療機器を使用した保険外併用療養費制度の活用が可能であることを周知するとともに、選定療養の枠組みの適用についても検討する。</p> <p>i 医療機器販売業の許可申請又は届出において、電気通信回線を通じてプログラム医療機器を提供する事業者については、有体物の医療機器の販売を前提とした当該営業所の平面図等の提出書類の省略を可能とするなど、真に必要なものに限定する。</p> <p>j AI画像診断機器等の性能評価において、匿名加工情報を利用することの可否について検討した上で、教師用データや性能評価用データとして求められる医療画像や患者データについて整理を行い、当該データを匿名加工情報として加工して用いる際の手法等について具体例を示す。あわせて、匿名加工された医療情報のみを用いて行うAI画像診断機器等の開発・研究等への「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)の適用の可否について整理を行い、その結果について周知する。</p> <p>k 診断用プログラム医療機器等の承認申請に用いる性能評価試験において、新たに人体への侵襲や介入を伴うことなく、既存の医療画像データや診療情報のみを利用して性能評価を行う場合においては、当該試験を治験として実施する必要がないことを改めて明確化する。</p>	<p>a,b,c,e 措置計画</p> <p>h~l、厚生労働省</p> <p>厚生労働省、個人情報保護委員会</p> <p>ijk 令和3年度検査・評価措置</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>令和3年1月1日付で、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)に、プログラム医療機器の薬事該当性、承認手続、保険適用に関する相談一元化に向けた意向を届出した。その上で、該当性相談については、これまで各都道府県に対応していたが、現在は原則として厚生労働省で対応している。</p> <p>プログラムの医療機器の承認手続が円滑に進むこと。令和3年3月31日付厚生労働省発令0331第1号「薬事監発0331第1号厚生労働省薬事・生活衛生局医療機器審査管理課「官場指導・個別対策2課長通知)」</p> <p>プログラムの医療機器該当性判断事例のデータベースを構築した。各都道府県に共有するとともに、事業者の同意を得た事例についてホームページで公開している。(令和3年1月12日より公開開始)</p> <p>令和3年度に、プログラム医療機器の国内外での開発・承認状況、規制制度等に関する調査を実施した。また、令和3年度「次世代医療機器・再生医療等製品評価情報作成事業」において、患者の行動変容を促す治療アプリを対象として、有効性・安全性等を評価する際の留意事項等をまとめた評価指標(案)を作成し、令和4年3月4日にパブリックコメントを開始した。</p> <p>令和3年4月1日付で、厚生労働省薬事・生活衛生局医療機器審査管理課にプログラム医療機器審査管理室を設置した。また、同日付で、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)にプログラム医療機器審査室を設置し、プログラムに関する専門性を有する審査員を配置した。さらに、同日付で「薬事・食品衛生審議会医療機器・体外診断薬部会」の下にプログラム医療機器審査室を設置し、プログラムに関する専門性を有する審査員を選任した。</p> <p>革新的なプログラム医療機器を指し、優先的に相談、審査を行うとともに、コンジェジュによる調整・助言等を行う制度について検討し、今後、総行に導入することとした。</p> <p>プログラム医療機器の承認事項の変更を行うに当たって、一部変更承認を受ける必要のない範囲については、既に通知で示している(「医療機器プログラムの一部変更に伴う軽微変更手続等の取扱いについて」(平成29年10月20日付薬生機審発1020第1号厚生労働省薬事・生活衛生局医療機器審査管理課長通知))。加えて、上述の患者の行動変容を促す治療アプリを対象とした評価指標(案)に、これらアプリに関する一部変更承認の考え方を盛り込んだ。</p> <p>プログラム医療機器の承認事項の変更を行うに当たって、一部変更承認を受ける必要のない範囲については、既に通知で示している(「医療機器プログラムの一部変更に伴う軽微変更手続等の取扱いについて」(平成29年10月20日付薬生機審発1020第1号厚生労働省薬事・生活衛生局医療機器審査管理課長通知))。加えて、上述の患者の行動変容を促す治療アプリを対象とした評価指標(案)に、これらアプリに関する一部変更承認の考え方を盛り込んだ。</p> <p>プログラム医療機器の評価については、令和4年度診療報酬決定において、</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の医療機器と同様、それぞれの製品の特性を踏まえ評価すること 医師の働き方改革の観点を念頭に置きつつ、施設基準等への反映も評価すること <p>その評価の考え方を整理、明確化した。</p> <p>先進医療については、「未承認のプログラム医療機器を使用した医療技術の先進医療における取扱いの周知について」(令和3年4月6日付厚生労働省保険局医療課事務連絡)において、プログラム医療機器を使用した医療技術について、先進医療として保険外併用療養費制度の活用が可能であることを周知した。</p> <p>選定療養の枠組みの適用については、令和4年度診療報酬決定において、プログラム医療機器を使用した医療技術のうち、保険料を前提としており、患者の選択によるものについては、選定療養の枠組みの活用がありうることを明確化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業種法施行規則を改正し、管理医療機器プログラムのみを取り扱う営業所において、第163条第3項の規定に基づく届書への平面図の添付を不要とした。 <p>【個人情報保護委員会】</p> <p>画像診断機器等の性能評価試験において、既存の医用画像データのみを収集し、新たに評価に必要な情報等を付ける等した上で使用する場合は、匿名加工情報を利用したとしても業事規制との関係で懸念問題は生じないことを確認した。(厚生労働省)</p> <p>教師用データや性能評価データとして求められる、医療画像や患者データの整理について、厚生労働科学研究費補助金 政策科学研究等事業(臨床研究等)「基礎構築・人工知能実証事業「AIを活用した医療機器の開発・研究におけるデータ利用の実態把握と課題抽出に資する研究(21AC0701)」(令和3年度単年度研究)において、検討を行った(厚生労働省)。</p> <p>令和4年3月10日付で告示した「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の一部を改正する件」(令和4年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)を踏まえ、匿名加工情報である医療情報のみを用いて行うAI画像診断機器等の開発・研究等は改正指針の適用を受けるとなる旨、事務連絡(匿名加工情報である医療情報のみを用いて行うAI画像診断機器等の開発・研究等への生命科学・医学系指針の適用等について(令和4年3月31日 文部科学省研究振興局ライフサイエンス課 生命倫理・安全対策室 厚生労働省大臣官房厚生科学課 厚生労働省医政局研究開発振興課 経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課 課長事務連絡))を発送し、周知した。</p> <p>令和3年5月1日付で、追加的な侵襲・介入を伴わない既存の医用画像データ等を用いた、診断用医療機器の性能評価試験について、その取扱いを明確化する通知を発送した(「追加的な侵襲・介入を伴わない既存の医用画像データ等を用いた診断用医療機器の性能評価試験の取扱いについて」(令和3年9月29日付薬生機審発0929第1号厚生労働省薬事・生活衛生局医療機器審査管理課長通知))。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>a,b,c,e 実施済のため、特になし。</p> <p>d 患者の行動変容を促す治療アプリの評価指標について、パブリックコメント実施後、薬事・食品衛生審議会 医療機器・体外診断薬部会に報告した上で、令和4年5月を目途に通知発出予定。</p> <p>f 令和4年度上半期を目途に、革新的なプログラム医療機器を優先的に取り扱う制度を試行的に導入予定。また、プログラム医療機器の一部変更承認の要否に関するルールについて、情報を一元化し、令和4年4月上旬を目途に、PMDAのウェブサイトに掲載予定。</p> <p>g なし</p> <p>h 令和4年3月中に改正省令施行予定。</p> <p>i 措置済のため、特になし。</p> <p>k 実施済のため、特になし。</p> <p>【個人情報保護委員会】</p> <p>「AIを活用した医療機器の開発・研究におけるデータ利用の実態把握と課題抽出に資する研究(21AC0701)」(令和3年度単年度研究)での整理を踏まえ、必要に応じて、「個人情報保護委員会事務局レポート匿名加工情報・匿名加工情報」の事例集の改訂等を検討する。</p>	未措置	継続中	具体的な措置が定まるまで継続的にフォローを行う。		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)		規制改革推進会議評価		
								措置状況	評価区分	指摘事項		
			(17)医療・介護分野における生産性向上									
令和3年6月18日		31	産業医の常駐及び業務条件の緩和	<p>産業医の業務に関して、労働衛生水準を損なうことなくオンラインで実施可能な業務内容等を整理した上で、一定規模以上の事業場において専属や選任が必要産業医(「専属産業医」という。)に求められている常駐の必要性を見直し、オンラインで実施可能な業務の考え方を通知等で明らかにする。</p> <p>オンラインで実施可能な業務内容等の整理の結果を踏まえて、「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて」(平成9年3月31日基発第214号)及び「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務する場合の事業場間の地理的関係について」(平成25年12月25日厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長通知)により定められている、専属産業医が他の事業場の非専属産業医を兼務する際の地理的要件(1時間以内で移動できる範囲)を廃止する。</p>	措置済み	厚生労働省	<p>専属産業医の要件緩和については、ご意見を踏まえ、労使や医療関係者、産業保健の専門家等のご意見を伺いながら、産業医が行う職務のうち、労働衛生水準を損なうことなくオンラインで実施可能な範囲、その際の留意事項等について整理し、その結果を踏まえて、「情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項等について」(令和3年3月31日厚生労働省労働基準局長通達)を発出した。</p> <p>「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務する場合の事業場間の地理的関係について」の廃止について、令和3年3月31日厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長通達において、「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務する場合の事業場間の地理的関係について」(平成25年12月25日厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長通達)を廃止し、さらに令和3年3月31日付けで「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて」(平成9年3月31日厚生労働省労働基準局長通達)を改正し、専属産業医が他の事業場の非専属産業医を兼務する際の地理的要件を撤廃した。</p>	引き続き、改正内容の周知に努めてまいります。	措置済	解決		
令和3年6月18日		32	デジタル化の進展等に対応するための歯科工業務の見直し	<p>複数の歯科工士等による歯科工所の共同開設が可能であることを明確化し、周知する。</p> <p>他の歯科工所や歯科工所以外で行われる業務に対する歯科工所の管理者の責任を明確化した上で、CAD/CAM装置等を用いた自宅等でのリモートワークが可能であることを明確化し、周知する。</p> <p>歯科工業務の前提となる歯科医師による指示、業務従事者や構造設備等について行うこととされる歯科工所の届出の内容を見直しした上で、歯科工工に使用する機器を複数の歯科工所が共同利用することが可能であることを明確化し、周知する。</p> <p>歯科工技術の高度化やデジタル化、歯科工士の就業ニーズの変化を踏まえ、歯科工所の構造設備基準や歯科工士の新たな業務の在り方等を総合的に検討し、必要な措置を講ずる。</p>	a,b:令和3年度措置 c:令和3年度検討・結論を得次第速やかに措置 d:令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	<p>a~c 令和3年9月から「歯科工士の業務のあり方等に関する検討会」において検討し、方向性について結論を得たため、令和4年3月に歯科工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号)を改正するとともに通知を发出し周知を行った。</p> <p>d 令和3年9月に「歯科工士の業務のあり方等に関する検討会」を立ち上げた。</p>	a~c 実施済み。 d 令和4年度以降、「歯科工士の業務のあり方等に関する検討会」において、歯科工所の構造設備基準や、歯科工士の新たな業務のあり方等について検討予定。	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	
令和3年6月18日		33	介護サービスの生産性向上	<p>「社会保険審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間取りまとめを踏まえた対応について」(令和2年3月及び令和3年3月厚生労働省を健康局長通知)に示された事項の取組状況を把握した上で、介護事業者が指定権者である都道府県等に提出を要する文書の更なる簡素化・標準化に取り組む。また、事業所指定に関する申請など介護事業者が行政機関に対して行う文書提出のオンライン化に向けて、介護サービス情報公表システムの改修を着実に進めるとともに、継続的な機能拡充に取り組む。</p> <p>介護サービス事業者間におけるケアプランの電子的な送付・保存を可能とする「ケアプランデータ連携システム」について、今後の工程・スケジュールを明らかにした上で早期の運用開始に向けて取り組む。また、ICT導入支援事業の実施状況・効果を継続的に検証し、介護職員等が行う介護記録の作成・保存やこれに基づく報酬請求業務の一層の電子化に取り組む。</p> <p>ICT・ロボット・AI等の技術の進展とその導入による介護現場の業務効率化の効果を継続的に検証し、引き続き、介護報酬上の評価の見直し等を検討する。</p>	令和3年度以降速次措置	厚生労働省	<p>a)について 保険者機能強化推進交付金の評価指標に文書負担軽減の取組を令和2年度より追加し、取組状況を把握。「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の委員や自治体の意見を踏まえ、 ・加算の届出書の様式例を整備し、課長通知発出(令和4年3月17日) ・総合事業の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出(令和4年3月25日) 事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出(統一電子化)を実現させるため、介護サービス情報公表システムを改修し、電子申請・届出システムを構築した。</p> <p>b, c)について ケアプランデータ連携システムについては、国民健康保険中央会がシステムを構築・運用することを同会と合意しており、現在、同会がシステム開発に向け対応中。また、ICT導入支援事業の実施状況・効果については、検証の内容を拡充し、導入効果や課題等を取りまとめ、介護事業者等がICT導入の検討の際に参考になる資料として厚生労働省HPで公表している。 令和3年度介護報酬改定において、見守り機器を導入した場合の夜間における特別介護老人ホームの人員配置基準の緩和等を実施しており、令和3年度は、当該見直しの内容を踏まえて、夜間における見守り機器等を導入した場合等の実証を実施した。</p>	<p>a)について 加算の届出における添付書類の簡素化を求める意見がある一方、簡素化した場合、事業所が領った解釈により届出を行い、後に過誤調整が多発することを懸念する意見も多いため、今後、加算の届出時の不備の発生状況等の実態を把握し、不備の多い加算の種類・要件や不備の内容を明らかにした上で、どのような簡素化を図ることができると検討する予定。 指定申請等の電子申請・届出システムについては、今後、利用する自治体を募集し、利用開始にあたっての自治体での運用準備や、システム上の調整を経て、第1期の自治体では令和4年度下期頃からの運用開始を想定している。その後、段階的に利用自治体を拡大予定。</p> <p>b, c)について ケアプランデータ連携システムについては、令和4年度中の運用開始を想定しており、まずは運営基盤の安定化を目指していくとともに、多くの事業所に利用いただくことで事務負担の軽減が図られるよう活用促進のための方策を検討していく。 また、ICT導入支援事業については、令和4年度からは補助率3/4を下限とする要件に、文書量を半減させる導入効果等の報告を求め、引き続きWEBアンケートシステムを活用した報告を実施していく予定。 なお、ICT導入支援事業によりICT機器等の導入を行った介護事業所に対しては、導入年度及び導入翌年度に導入効果等の報告を求め、引き続きWEBアンケートシステムを活用した報告を実施していく予定。 令和4年2月17日規制改革推進会議「先進的な特定施設(介護付き有料老人ホーム)の人員配置基準について(これまでの議論の取りまとめ)」を踏まえつつ、令和4年度は、さらに実証の対象を拡大しつつ、利用者の安全確保やケアの質、職員の負担、人材の有効活用等の観点からエビデンスを収集する。さらに、令和4年度第4四半期頃から令和5年度において、収集したデータ等に基づき、介護現場の生産性向上等に係る人員基準の方向性及び関連する報酬の取扱い等を具体的に議論していく。</p>	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
(18)オンライン診療・オンライン服薬指導の特例措置の恒久化											
令和3年6月18日		34	オンライン診療・オンライン服薬指導の特例措置の恒久化	<p>a オンライン診療・服薬指導については、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、現在の時的措置を着実に実施する。</p> <p>b 医療提供体制におけるオンライン診療の果たす役割を明確にし、オンライン診療の適正な実施、国民の医療へのアクセスの向上等を図るとともに、国民、医療関係者双方のオンライン診療への理解が進み、地域において、オンライン診療が幅広く適正に実施されるよう、オンライン診療の更なる活用に向けた基本方針を策定し、地域の医療関係者や関係学会の協力を得て、オンライン診療活用の好事例の展開を進める。</p> <p>c 情報通信機器を用いたオンライン診療については、初診からの実施は原則、かかりつけ医による実地（かかりつけ医以外の医師が、あらかじめ診療録、診療情報提供書、地域医療ネットワーク、健康診断結果等の情報により患者の状態を把握できる場合を含む。）とする。健康な勤労世代等かかりつけ医がいなくても、かかりつけ医がオンライン診療を行わない患者で上記の情報を有さない患者については、医師が、初回のオンライン診療に先立って、別に設定した患者本人とのオンラインでのやりとりの中でこれまでの患者の医療履歴や基礎疾患、現在の状況等につき、適切な情報が把握でき、医師・患者双方がオンラインでの診療が可能であると判断し、相互に合意した場合にはオンライン診療を認める方向で一定の要件を含む具体案を検討する。その上で、対面診療との関係を考慮し、診療報酬上の取扱いも含めて実施に向けた取組を進める。</p> <p>d オンライン服薬指導については、患者がオンライン診療又は訪問診療を受診した場合に限定しない。また、薬剤師の判断により初回からオンライン服薬指導することも可能とする。介護施設等に居住する患者への実施に係る制約は撤廃する。これらを踏まえ、オンライン服薬指導の診療報酬について検討する。</p> <p>e オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋システムの運用を開始するとともに、薬剤の配送における品質保持等に係る考え方を明らかにし、一貫通貫のオンライン医療の実現に向けて取り組む。</p>	厚生労働省	<p>a 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課・医業・生活衛生局総務課事務連絡)によるオンライン診療・オンライン服薬指導についての時限的措置を引き続き実施しているところ。</p> <p>b 第87回社会保障審議会医療部会(令和4年3月28日)において検討を開始した。</p> <p>b～e 令和3年度から検討開始、令和4年度から順次実施(電子処方箋システムの運用については、令和4年1月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改訂し、初診からのオンライン診療を可能とした。また、これを踏まえ、令和4年度診療報酬改定において、情報通信機器を用いた場合の初再診料の新設を行い、点数について引き上げるとともに、対象疾患に関する要件を撤廃するなど、算定に関する要件を緩和することとした。</p> <p>d: オンライン服薬指導については、薬機法施行規則及び通知を改正し、患者がオンライン診療又は訪問診療を受診した場合に限定せず、薬剤師の判断により初回からオンライン服薬指導することも可能とした。また、介護施設等に居住する患者への実施に係る制約も撤廃した(令和4年3月31日)。オンライン服薬指導に係る診療報酬については、令和4年度診療報酬改定において、オンライン服薬指導の割合に関する要件を撤廃し、対面による服薬指導と同じ点数にする等の見直しを実施した。</p> <p>e: 電子処方箋システムについては、令和5年1月の運用開始に向けシステム内容の検討や設計・開発を実施。薬剤配送の品質保持等については、オンライン服薬指導の法令改正に係る施行通知において留意事項を記載。</p>	検討中	継続F	<p>a オンライン診療・服薬指導については、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、現在の時的措置を引き続き着実に実施する。</p> <p>b 社会保障審議会医療部会において検討を行い、令和4年度中にオンライン診療の更なる活用に向けた基本方針を策定し、地域の医療関係者や関係学会の協力を得て、オンライン診療活用の好事例の展開を進める。</p> <p>c 実施済み。</p> <p>d: 実施済みのため、特になし。</p> <p>e: 成長戦略F(令和3年6月18日閣議決定)等においてオンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋の仕組みを2022年度より運用開始することとしていることから、当該記載に基づき、令和5年1月の運用開始に向け引き続きシステム開発を進めるとともに、医療機関・薬局のシステム改修や周知広報を実施予定。また、一貫通貫のオンライン医療の実現に向け、オンライン服薬指導の普及拡大に向け必要な措置を順次検討。</p>	<p>具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。</p>	
(19)健康保険証の直接交付											
令和3年6月18日		35	健康保険証の直接交付	<p>保険者が支障がないと認められた場合には、健康保険証を保険者から被保険者(従業員)へ直接交付することが可能となるよう、省令改正を行う。</p>	令和3年度措置	厚生労働省	<p>令和3年10月1日より、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第140号)が施行され、健康保険制度等における被保険者証等について、保険者が支障がないと認めるときは、保険者から被保険者に対して被保険者証等を直接交付すること等を可能とした。</p> <p>当該省令の施行に当たっては、「健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に関する留意事項等について」(令和3年8月13日厚生労働省保険課事務連絡)を发出し、保険者等に対して、施行に伴う具体的な取扱いに関するQ&Aを示した。</p>	なし	措置済	解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
				3. 成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革								
				(2)飲食店等の道路占用許可基準の緩和等								
令和3年6月18日		1	飲食店等への道路占用許可基準の緩和等	<p>a 国土交通省は、歩行者利便増進道路制度(以下、本項において「新しい制度」という。)が令和2年11月25日に施行されたことにより、令和3年9月末まで延長された沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準の緩和等を利用する飲食店等が新しい制度に移行する際、切り目をとらざるよう必要な措置を講ずる。新しい制度の運用に当たっては、それを利用する飲食店等にとって、より簡便な手続となるように取り組む。</p> <p>b 国土交通省は、道路占用制度に係るホームページについて、利用者が必要な情報を容易にアクセスできるように改善を進める。また、新しい制度では、警察による道路使用許可上の確認項目も当該ホームページに掲載。道路占用システムによる一括(ワンストップ)の申請が可能となるよう対応する。さらに、地方公共団体等の道路管理者にも、オンライン申請を促進させる国の方針を周知する。</p> <p>c 警察庁は、新しい制度を活用した沿道飲食店等の路上利用に係る道路使用許可申請に当たって、定型的に確認が必要となる事項を整理し、国土交通省と連携して、同省の道路占用制度に係るホームページに掲載するとともに、道路占用システムによる一括(ワンストップ)の申請が可能となるように対応する。また、所轄警察署が新しい制度を活用した沿道飲食店等の路上利用に係る申請を受けた際、その内容を踏まえ、地元の消防署に緊急自動車の通行に支障が生じようとする案件に係る情報が適切に共有されるよう、警察庁は都道府県警察を指導する。d 消防庁は、新しい制度を活用した沿道飲食店等の路上利用に係る申請があった際、地元の警察署から緊急自動車の通行に支障が生じようとする案件に係る情報が地元消防署に適切に共有されるよう警察庁と連携して取り組むとともに、地方公共団体に必要な周知を行う。</p> <p>e 厚生労働省は、食品衛生法の改正に伴い、施設について、厚生労働省令で定める基準を参照して条例で必要な基準を定めることと認められている地方公共団体の条例が、厚生労働省令の基準が客席の規定を設けていないことと抵触を来さないよう、当該団体の取組状況を適切にフォローする。</p>	<p>a,b 国土交通省</p> <p>c 警察庁</p> <p>d 総務省</p> <p>e 厚生労働省</p>	<p>a,b 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用に関する特例措置については、新型コロナウイルス感染症の状況、特例措置の活用状況等を踏まえ、現在、令和4年9月末まで期間を延長しているところ、歩行者利便増進道路制度への円滑な移行のため、地方公共団体等を対象に説明会を実施する等の取組を行っている。</p> <p>c 道路占用制度に係るHPについては、道路占用をしようとする者が、必要な情報を容易に得られるような改善を行った。また、歩行者利便増進道路制度を活用した沿道飲食店等の路上利用について、道路占用許可および道路使用許可の申請に当たっての運用事項をホームページに掲載することにより、事前相談の簡便化を図るとともに、道路占用システムによる道路占用許可申請と道路使用許可申請の一括受付に取り組んでいる。</p> <p>d 地方公共団体に対しては、マイナポータルの活用を前提に、内閣官房と共同で申請フォームのひな形やその利用ガイドラインを作成して提供するなど、積極的なオンライン化を促進することとし、その旨関係部局にも周知している。</p> <p>e 新しい制度を活用した沿道飲食店等の路上利用に係る道路使用許可申請に当たって、定型的に確認が必要となる事項を整理して、国土交通省の道路占用制度に係るホームページに掲載するとともに、国土交通省と連携し、道路占用システムによる一括申請を可能とした。</p> <p>また、警察庁では、「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に関する道路管理者の取扱い等及び交通警察の対応上の留意事項について(通達)」(令和4年3月11日付警察庁丁規発第14号)を発出し、都道府県警察に対し、関係する消防機関に対して適切な情報共有を図るよう指導した。</p> <p>d 消防庁においては、令和2年11月に「沿道飲食店等の路上利用に係る警察機関との連携について」(令和2年11月10日付消防第276号・消防第359号)により、所轄警察署が新しい制度を活用した沿道飲食店等の路上利用に係る申請を受けた際、消防機関の緊急自動車の通行に支障が生じおそれるものについては、警察機関と関係する消防機関との間で情報共有を図ることとし、この旨を各地方公共団体に周知した。</p> <p>e 食品衛生法の改正(令和3年6月1日完全施行)を踏まえ、各地方公共団体が定めた施設基準にかかる条例において、客席の規定は設けられていない。今後の改正により参酌基準が法令化された趣旨として、施設基準に係る合理性に乏しい地域的差異の解消があることと踏まえ、施設基準の設定に際し、その内容及び合理性を十分に検討することとしており、参酌基準が客席の規定を設けていないことと抵触を来さないよう、当該団体の取組状況を適切にフォローした。</p>	措置済	解決				
				(3)生産性向上に向けた物流改革								
令和3年6月18日		2	生産性向上に向けた物流改革	<p>a 国土交通省は、「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」(平成15年2月14日国土交通省告示第1号)の改正を令和3年8月26日付けで実施。</p> <p>b 国土交通省は、上記通達の改正後の状況をモニタリングしつつ、ラストワンマイル配送において当該通達でもカバーできない具体的なニーズについて、利用者の利便性向上の観点から定型的・定性的な実態調査を行い、報告書を取りまとめる。</p> <p>c 国土交通省は、優良事業者のみに認められている他営業所の運転者に対するIT点呼を、ITの進展を踏まえて全ての事業者で実施できるよう拡大する等、運行管理の高度化を進める。具体的には、「運行管理高度化検討会」(令和3年3月設置)における実証実験を通じて、IT点呼の対象拡大に向けた機器の性能要件の設定や、自動点呼の導入に向けた点呼支援機器の認定制度の構築を行う。</p> <p>d 国土交通省は、規制所管府省や荷主、運送事業者と連携し、下請取引改善に関して、対策のガイドラインの効果検証及び他品目への展開を進める。あわせて、荷主団体等に対する一層の理解醸成・協力要請を含め、取引環境・長時間労働の改善に向けたガイドラインの周知・浸透について具体的な対策を実施する。</p> <p>e 国土交通省は、関係府省や荷主、運送事業者と連携し、共同配送等の実現に向けた標準化実行計画の進捗や実施を推進するとともに、荷主団体等に対する理解醸成・協力要請を行う。</p> <p>f 国土交通省は、宅事事業者の生産性向上並びに消費者の利便性向上に資する置き配に関して、消費者の利益が適切に確保されるよう留意しつつ、事業者の約款を認可する。</p>	<p>a 国土交通省</p> <p>b 国土交通省</p> <p>c 国土交通省</p> <p>d 国土交通省</p> <p>e 国土交通省</p> <p>f 国土交通省</p>	<p>a 輸送実態に合わせた繁忙期の期間の見直し等を内容とする「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について(平成15年2月14日付国土自貨第91号)」の改正を令和3年8月26日付けで実施。</p> <p>b ラストワンマイル配送における自家用車の活用等に関するニーズについて、運送事業者及び運送サービスの利用者となる荷主等に対してヒアリング調査を実施し、その結果のとりまとめを実施。</p> <p>c 全ての事業者が遠隔からIoTを活用した点呼を実施できるよう、運行管理高度化検討会(令和3年3月設置)における検討及び事業者による実証実験の結果を踏まえ、令和3年12月に、機器・システムの性能要件等を設定した新たな点呼制度として「遠隔点呼」を制度化(遠隔点呼実施要領について(令和3年12月27日付 国土自安第137号、国土自放第393号、国土自貨第91号))し、運行管理の高度化を進めた。</p> <p>d これまでに策定した「加工食品、飲料・酒」「建設資材」「紙・パルプ(家庭紙)」「紙・パルプ(洋紙・板紙)」の各分野のガイドラインの更なる周知・浸透を図るため、分野ごとに荷主・運送事業者向けのガイドラインセミナーを開催。</p> <p>e 衛生用品(紙おむつ・生理用品)分野において、手荷役作業がドライバーの長時間労働の要因の1つとなっていることから、当該分野においてヘルソット化を進めるための具体的な方策について会議体を設置して検討を進め、令和3年3月にアクションプランを策定。</p> <p>f 令和3年6月に、官民連携による標準化計画(「加工食品分野における物流標準化アクションプラン」)のフォローアップ会を開催。計画策定後の各社の取組状況を共有し、更なる計画の実行を推進するとともに、業界団体や周辺他分野からもオブザーバー参加を得て、加工食品分野における取組の発信をおこなった。</p>	措置済	解決	今後とも継続して各社取組状況のフォローアップを行い、更なる標準化計画の実行推進と展開を図る。			
				(4)タクシーの利便性向上								
令和3年6月18日		3	タクシーの利便性向上	<p>a 国土交通省は、現行のタクシーメーターと代替可能なソフトメーターの導入に向けた制度設計を進める。具体的には、「ソフトメーターの導入に向けた検討会」(令和3年3月設置)において正確性の検証を始めとする検証業務を精査し、結論を得る。なお、ソフトメーターが具備すべき機能やその活用に関しては、配車アプリ事業者等の参画も持つ検討し、輸送等のデータを活用したタクシーサービスの高度化に取り組む。</p> <p>b 国土交通省は、変動運賃制度の在り方について検討を進める。その際、海外の実態調査や実車による実証、利用者の意向把握等を丁寧に行う。また、地域・曜日・時間帯・天候等、様々なケースにおける高給やマナーデータ等取得、配車アプリ事業者等の参画を得てヒアリングに基づき議論を行う。加えて、公共交通機関として利用者の理解が得られる、妥当な変動幅となるよう留意する。</p> <p>c 国土交通省は、隣接地域・近距離の営業所と車庫間でのみ認められている現行のIT点呼を、ITの進展を踏まえて遠距離を含む営業所間でも実施できるよう拡大する等、運行管理の高度化を進める。具体的には、「運行管理高度化検討会」(令和3年3月設置)における実証実験を通じて、IT点呼の対象拡大に向けた機器の性能要件の設定や、自動点呼の導入に向けた点呼支援機器の認定制度の構築を行う。</p>	<p>a,c 国土交通省</p> <p>b 国土交通省</p> <p>c 国土交通省</p>	<p>a ソフトメーターの正確性を確認するとともに、運用上の課題を抽出することで、今後の制度化に向けた検討の材料とするため、令和3年10月から11月まで実証実験を実施(現在、実証実験の結果を取りまとめ中)。</p> <p>b 変動運賃制度における、運用上の課題を抽出することで、今後の制度化に向けた検討の材料とするため、令和3年10月から12月まで実証実験を実施。(現在、実証実験の結果を取りまとめ中)。</p> <p>c 遠距離を含む営業所間でも遠隔からIoTを活用した点呼を実施できるよう、運行管理高度化検討会(令和3年3月設置)における検討及び事業者による実証実験の結果を踏まえ、令和3年12月に、機器・システムの性能要件等を設定した新たな点呼制度として「遠隔点呼」を制度化(遠隔点呼実施要領について(令和3年12月27日付 国土自安第137号、国土自放第393号、国土自貨第91号))し、運行管理の高度化を進めた。</p>	検討中	フォロー終了				

閣議 決定	分 野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)		規制改革推進会議評価		
								措置 状況	評価 区分	指摘事項	措置 状況	評価 区分
(5)民泊サービスの推進に向けた取組												
令和3年6月18日		4	条例の制定趣旨の明確化	厚生労働省及び観光庁は、地方公共団体が民泊に関連して独自に制定している条例の内容を調査し、その結果をホームページに掲載すること等を通じて、各条例における規定の趣旨を明確化し、地方公共団体にも調査結果を周知する。	令和3年度検討開始、結論を待次第速やかに措置	厚生労働省 国土交通省	都道府県並びに住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する保健所設置市又は特別区(全157自治体)に対し調査を実施し、調査結果をホームページで公表するとともに自治体へ周知した。また、調査を踏まえた条例の趣旨やそれに対する自治体の考え方等についても追加調査を行った。	措置済	解決			
令和3年6月18日		5	オンライン申請手続の推進	a 厚生労働省及び観光庁は、ユーザー目線に立て、住宅宿泊事業の届出に必要とされる書類を精査し、可能なものから順次、廃止又は簡素化する。 b 厚生労働省及び観光庁は、既存の「民泊制度運営システム」による申請に当たって、申請事項が入力された様式の電子ファイルを追加的にアップロードする必要がないように対応する。	令和3年度検討開始、結論を待次第速やかに措置	厚生労働省 国土交通省	a ①欠格事由に該当しないことを誓約する書面、②「住宅宿泊事業法の安全措置に関するチェックリスト」等について、書類の添付ではなくチェックボックスへの直接入力が可能とすることにより、届出の簡素化を図っていく方向で検討を進めるとの結論を得た。 b 住宅宿泊事業の届出について、申請事項が入力された様式の電子ファイルを追加的にアップロードすることを不要とし、民泊制度運営システムへの直接入力が可能とする方向で検討を進めるとの結論を得た。	(ab) 令和4年度に、具体的なシステムの改修手法について検討する。	検討中	継続F	引き続き、フォローアップを行う。	
令和3年6月18日		6	消防法による規制の見直し	消防庁は、住宅宿泊事業者を始め関係者と緊密に連携し、各地方公共団体の事例や課題等を積極的に把握するとともに、住宅宿泊事業者や各地方公共団体の消防機関に対し、宿泊者の安全を確保するために必要な消防法令や消防用設備等の設置等の対策を分かりやすく整理した上で、周知する。	令和3年度検討・結論・措置	総務省	消防庁において、消防法令における取扱いや宿泊者の安全を確保するために必要となる消防用設備等の対策について、より分かりやすく住宅宿泊事業者及び消防機関へ周知するため、関係団体と協力してリーフレットを作成した。また、本リーフレットを住宅宿泊事業者及び消防機関に対し、周知を行った。	引き続き、リーフレットを活用し、住宅宿泊事業者及び消防機関に対し、消防法令における取扱い等の周知を図る。	措置済	解決		
令和3年6月18日		7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による規制の見直し	環境省は、住宅宿泊事業に伴い発生するごみについて、各地方公共団体における処理の実態等を調査する。また、有料ステッカー等を貼付するなどの手法で、家庭ごとと一緒に事業系ごみを地方公共団体の収集に出すことを認める運用を行っている優良事例等を全ての地方公共団体に周知する。	令和3年度検討・結論・措置	環境省	住宅宿泊事業に伴い発生するごみについて、各地方公共団体における処理の実態等を把握するための調査を実施し、弾力的な運用がなされている優良事例等について事務連絡を発生し、地方公共団体に周知を行った(令和4年3月23日発出)。	措置済	解決			
令和3年6月18日		8	食品衛生法による規制の見直し	厚生労働省は、家主滞在型の住宅宿泊事業の用に供する住宅が飲食店営業の許可を取得する際に求められる施設基準について、家庭用台所と営業で用いる調理場所の併用等の弾力的な運用が可能である旨、地方公共団体に通知する。	令和3年度検討・結論・措置	厚生労働省	令和3年8月27日に、地方公共団体に「家主居住型民泊施設における飲食店営業の許可に係る施設基準の取扱いについて」(業生食監発0827第2号)を通知した。	措置済	解決			
令和3年6月18日		9	特区民泊及び旅館業許可物件への規制性ある付番の設定	内閣府及び厚生労働省は、観光庁と連携し、旅館業法第3条及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第13条の用に供する施設について、規制性ある全国統一の付番を設定する。	令和3年度検討開始、結論を待次第速やかに措置	内閣府 厚生労働省 国土交通省	国家戦略特別区域法第13条(旅館業法の特例)により都道府県知事の認定を受けた施設及び旅館業法第3条により都道府県知事の許可を受けた旅館業の施設について、内閣府及び厚生労働省において、自治体から当該施設の情報を収集したうえで、規制性のある全国統一の付番を設定し、観光庁及び自治体に情報提供している。現行、旅館業の施設に設定している付番について、宿泊施設の仲介業者による取扱物件の適法性の確認作業の効率化等に資する活用方法の検討を行っている。	引き続き、旅館業の施設に設定している付番の活用方法について検討する。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
(6)会社設立時の定款認証に係る公証人手数料の引下げ												
令和3年6月18日		10	会社設立時の定款認証に係る公証人手数料の引下げ	法務省は、会社設立時の定款認証に係る公証人手数料について、起業促進の観点からその引下げを検討し、必要な措置を講ずる。	令和3年度措置	法務省	一律5万円と定められている定款の認証手数料を、成立後の株式会社の資本金の額が100万円未満のものは3万円に、当該額が100万円以上300万円未満のものは4万円に改めることなどを内容とする公証人手数料令の一部を改正する政令が令和4年1月1日に施行された。	措置済	継続F		引き続き、対応状況を要フォロー。	

関係決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	規制改革推進会議評価			
							措置状況	評価区分	指摘事項	
				(7)農協及び漁協における独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組			これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)		
令和3年6月18日	11	農協における独占禁止法に違反する行為への対応	<p>a 農林水産省は、都道府県等と連携し、酪農家や乳業メーカー、チーズ工房等を対象として、全国的に生乳引に関する実態調査を行った。調査結果を踏まえ、課題分析を行い、不正な取引を防止する取組を行う。</p> <p>b 農林水産省は、全国組織がリーダーシップを発揮し、農業協同組合（以下「農協」という。）の自主的な行動を引き出すよう、全国組織を指導するとともに、都道府県と連携して、農協が関与する独占禁止法及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）に違反する行為及び独占禁止法に違反するおそれのある行為を行わないことを表明し、独占禁止法を遵守するよう、農協を指導する。また、農林水産省は、農協の取組状況を毎年調査し、その結果を公表する。特に、酪農分野では、酪農家に対する優越的地位の濫用や乳業メーカー等に対する不正な取引方法及び販売優先の事業活動に対する不当な拘束を行わないことなど、農協及び指定生乳生産者団体が独占禁止法の適法に向けて、自主的な行動を行うよう指導する。</p> <p>c 農林水産省は、公正取引委員会と都道府県と連携して、農協系統組織の役員等に研修等を行い、その浸透度合いを等かつ定期的に評価するなど、独占禁止法の違反又は独占禁止法に違反するおそれのある行為を根絶する目的の集中的な措置を実施する。</p> <p>d 公正取引委員会は、酪農分野に係る独占禁止法違反疑行為に係る情報に接した場合に、「農業分野タスクフォース」を通じ、効率的な調査を実施し、必要に応じて効果的な是正措置を実施・公表することで、酪農分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る。</p>	令和3年度措置 それ以上の措置 継続的に措置	<p>a.農林水産省 b.農林水産省公正取引委員会</p>	<p>a 令和3年8～10月に全国の酪農家、乳業メーカー、チーズ工房を対象に生乳取引実態に関するアンケート調査を実施した。調査の結果、法令上問題となり得る行為について回答があったことも踏まえ、「生乳の適正取引推進ガイドライン」案を作成し、令和4年3月14日の規制改革推進会議地産産業活性化ワーキンググループで議論を行った。</p> <p>b JAグループにおいて、「第29回JA全国大会（令和3年10月29日開催）」で、農協が独占禁止法に違反する行為及び独占禁止法に違反するおそれのある行為を行わないことを決議し、「酪農協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人等」の総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）（平成23年2月28日22経農第6374号）を改正し（令和4年1月施行）、農協が行う販売・購買事業に関し、独占禁止法に違反する行為に加え、独占禁止法に違反するおそれのある行為についても行われぬよう指導・監督を行うこととした。あわせて、都道府県と連携して、毎年の業務報告等と併せて農協における独占禁止法の遵守状況等の確認等を行うこととした。</p> <p>c 「農業分野における独占禁止法等に係る説明会の開催について（御案内）令和4年1月14日3経農第2434号」を発売し、公正取引委員会及び都道府県と連携して、農協等の経済事業担当役員等を対象とした全国8ブロックでのWEB説明会を令和4年1月から実施するとともに、同説明会の参加者を対象として、その浸透度合いを適切かつ定期的に把握するためのWEBアンケートを実施した。</p> <p>d 農業分野における情報提供窓口を通じて、酪農分野に係る独占禁止法違反疑行為についての情報収集を行った。</p>	<p>a 「生乳の適正取引推進ガイドライン」を公表し、農協及び指定生乳生産者団体に対し、不正な取引を未然に防止するための研修を実施するとともに、自主的な研修を行うよう求めていく。</p> <p>b 令和4年度以降、継続して、農協における独占禁止法の遵守状況等を確認し、「生乳の適正取引推進ガイドライン」を活用して、農協及び指定生乳生産者団体に対し、不正な取引を未然に防止するための研修を実施するとともに、自主的な研修を行うよう求めていく。</p> <p>c 農業分野における独占禁止法等に係る説明会は、令和4年6月まで計8回開催予定。</p> <p>d 今後とも、酪農分野を含む農業分野における独占禁止法違反疑行為に接した場合には、農業分野タスクフォースにおいて、引き続き厳正に対処していく。</p>	検討中	継続F	a.検討状況についてフォロー。 b～d.実施状況についてフォロー。
令和3年6月18日	12	漁協における独占禁止法に違反する行為への対応	<p>a 農林水産省は、令和3年2月1日の農林水産ワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）で報告された事例（以下「報告事例」という。）の詳細を当事者から聞き取り実態関係を確認する。あわせて、当該漁協漁協同組合（以下「漁協」という。）の監督を行う都道府県からも漁協の運営実態について聞き取りを行う（当該漁協からの事情聴取は、報告事例の当事者の了解を得た上で実施する）。</p> <p>b 農林水産省は、aの調査結果を踏まえ、事業関係を公正取引委員会に連絡するとともに、公正取引委員会と連携し、「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」（以下、本項において「ガイドライン」という。）を作成する。なお、報告事例のうち公正取引委員会の独占禁止法違反・違反のおそれがあるものについては、公正取引委員会の権限に合わせて、農林水産省・都道府県も水産物漁業協同組合法（昭和22年法律第24号、以下「水協法」という。）に基づき指導を行う。</p> <p>c ガイドラインには、以下の点を含め込む。第1章「ガイドラインの概要」において、漁協の行為であっても、不正な取引方法に該当する場合は独占禁止法違反となることを記載する。ワーキングで報告された漁協の行為についても、報告事例のうち不正な取引方法に該当するものについて、報告事例の当事者から聞き取り実態関係を把握する。また、当該漁協から漁協が水揚げ時に提供する際のルールを定め、漁協から提供する役務（サービス）に対する対価（例えば、水揚げ時に利用する施設・設備の利用料や検査・検定費用等）として徴収される金額以外に、徴収の根拠が不明瞭な手数料を徴収することによって不正な取引方法を記載する。漁協は、組合員の利益向上のために自らの事業を通じて貢献することが本来の責であり、系統外出荷を制限するようなことがあってはならない旨を記載する。全国漁業協同組合連合会及び都道府県漁業協同組合（以下「漁連」という。）は、水協法に基づき、それぞれ漁連及び漁協に対し、独占禁止法に抵触するおそれのある行為を行わないよう、適切な指導を行うべき（水協法第7条第1項第1号及び第9号）ことを記載する。独占禁止法に抵触するおそれのある行為を行っている漁連・漁協に対しては、水協法に基づく報告徴収（水協法第12条）や必要措置命令（水協法第14条）の対象とならざることを記載する。</p> <p>d 農林水産省は、ガイドラインの作成が完了した後に、「水産物・漁業生産資材の適正取引の推進に関する検討会」にて意見を聴取し、パブリックコメントを行う上で、内容を決定し、水産庁ホームページ等により公表・周知を図る。これとあわせて、漁協の行為であっても、不正な取引方法に該当する場合は独占禁止法違反となること、系統外出荷を制限するようとならなければならないことを周知する。</p> <p>e 農林水産省は、ガイドラインに関する相談窓口を設置し、漁業者から独占禁止法に違反する疑いのある行為についての情報提供を受け付け、都道府県と連携して実態のある監督・指導・是正に取り組むとともに、漁業者に対するアンケート調査（漁業者が農林水産省のWEBサイトへ回答を入力するなど、不正行為を通報しやすいもの）を実施し、系統外出荷を制限されたことがあるか、系統利用を強制されたことがあるか等、独占禁止法の遵守に関わる重要な事項を確認する。</p> <p>f 農林水産省は、bの相談窓口を設置したことを、例えば、漁協の事務所等、漁業関係者への周知に適する場所において、ポスター掲示やパンフレットを置く等の方法によって周知する。</p> <p>g 農林水産省は、都道府県や系統組織に対する説明会等を通じガイドラインの周知・指導を行うとともに、毎年、水産庁において都道府県・漁連のヒアリングを実施し、漁協への指導状況等をフォローアップする。</p> <p>h 農林水産省は、水産庁長官官に、都道府県及び全国漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）に対し、系統外出荷の制限など独占禁止法に定める不正な取引方法に該当する行為や徴収の根拠が不明瞭な手数料の徴収を行ってはならない旨を通知する。その上で、都道府県及び全漁連と連携して漁協内部の規定を見直し、独占禁止法に違反する疑いのある箇所を是正する。「漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」における、独占禁止法に関する規定及びコンプライアンス体制の構築に関する規定の内容を、水産庁は全漁連に徹底させるとともに、漁協の役員や漁業者がその要旨を容易に理解し得るシンプルなもの（パンフレット等）を作成し、全漁連、都道府県漁連及び各都道府県から漁協に対して周知徹底させる。その周知徹底は、メールや郵送による文書通知にとどまらず、説明会・オンライン開催等を開催して行い、パンフレット等は、WEBで公開するほか、漁協の事務所のうち役員や漁業者が容易に手に取る又は見ることができるところへ設置・掲示する。</p> <p>i 農林水産省は、上記説明会の内容について、各都道府県から漁協の役員等に対して、3年度間の間、集中取組期間として、独占禁止法に違反するおそれのある行為が行われることがないよう、浸透度合いを定期的に把握しながら監督を行う。</p> <p>k 公正取引委員会は、報告事例の当事者である漁業者に、自ら実態関係について確認するなど必要な調査を行った上で、独占禁止法に違反する行為が認められた場合には排除措置命令等、違反のおそれ・違反につながるおそれがある場合には警告・注意を行うなど、厳正・的を以て対応する。また、これに限らず、類似の事例があれば、積極的に対応する。</p> <p>l 公正取引委員会は、kに記載の報告事例及び類似の事例への対応により公表した場合には、農林水産省と共同で、各都道府県及び各漁協に対して、注意喚起の通知を行う。</p> <p>m 公正取引委員会は、農業分野において農林水産省と共同で行っている「独占禁止法等に係る説明会及び個別相談会」に水産分野も全て参加する。</p> <p>n 公正取引委員会は、啓発活動に用いるべく、農林水産省と連携して、水産分野における独占禁止法違反の行為の内容を平易に解説した資料を作成し、WEBサイトで公表する。</p>	a～d. 令和3年上期措置 e.g.令和3年度以降継続的に措置 h.令和3年度措置	<p>a.c～j.農林水産省 k.公正取引委員会</p>	<p>a 農林水産省WGで報告された事例について、令和3年2～3月に当事者7名のうち6名に対しヒアリングを実施し、事業関係を確認した。なお、1名は連絡がとれず事業関係の確認はできなかった。 令和3年2月～3月に当事者から了解が得られた関係都道府県及び漁協に対しヒアリングを実施し、運営実態等の聞き取りを行った。</p> <p>b.c.d 漁業者、水産加工業者等のアンケート調査及びヒアリング事例調査結果を踏まえ、公正取引委員会と連携し、「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」を作成。当該ガイドラインについて「水産物・漁業生産資材の適正取引の推進に関する検討会」にて意見を聴取を実施後、令和3年10月19日～11月1日（パブリックコメントを実施）。令和3年11月24日水産庁ホームページに公表するとともに、漁協の行為であっても、不正な取引方法に該当する場合は独占禁止法違反となることを周知するため、同日付指導文書等を都道府県及び各都道府県漁連等へ発出した。なお、令和3年度に、農業分野において、公正取引委員会が独占禁止法違反・違反のおそれがあるとして措置・公表を行った事例はない。</p> <p>e 漁業者から独占禁止法に違反する疑いのある行為についての情報提供を受け付けた「漁協における水産物等の適正取引に関する相談窓口」を令和3年4月14日に設置するとともに、令和3年4月22日に同窓口を設置したことを水産庁公式Facebookにおいて周知した。</p> <p>g 令和4年2月から都道府県及び都道府県漁連向け説明会、令和4年3月に全国漁協向け説明会を実施し、ガイドラインの周知を行うとともに、令和3年8月～11月にかけて都道府県ヒアリングを実施し、指導の状況を把握した。</p> <p>h 令和3年4月14日付水産庁長官官に、都道府県及び全国漁業協同組合連合会等に対し、系統外出荷の制限など独占禁止法に定める不正な取引方法に該当する行為や徴収の根拠が不明瞭な手数料の徴収を行ってはならない旨を通知した。</p> <p>i 「漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」における、独占禁止法に関する規定及びコンプライアンス体制の構築に関する規定の内容について、全漁連に対しては、定期的な意見交換の際に当該規定の内容を周知し、パンフレットは内容について関係者と調整中。</p> <p>j 令和4年2月に開催される説明会において浸透度合いを把握するためのアンケートを実施し、その結果を令和4年3月に公表した。</p> <p>k 公正取引委員会は、令和3年度、農業分野において、7件の注意を行った。</p> <p>l 回答時点で公表された事例がなかったため、注意喚起の通知は行っていない。</p> <p>m 公正取引委員会は、令和4年2月から令和4年3月までの間、計10回、水産分野における独占禁止法等に係る説明会及び個別相談会を都道府県、漁連及び漁協に対して行った（水産庁共同開催）。</p> <p>n 公正取引委員会は、水産庁と連携し、水産分野における独占禁止法違反の行為の内容を平易に解説した資料（「漁協と独占禁止法」）を作成し、令和3年12月23日に公正取引委員会のHP上で公表した。</p>	検討中	継続F	a, b, d～m. 実施状況についてフォロー。	

開議決定	No.	分野	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分	指摘事項	
(8)若者の農業参入、経営継承の推進、農業経営の法人化等に関する課題											
令和3年6月18日	13		若者の農業参入、経営継承の推進、農業経営の法人化等に関する課題	<p>農林水産省は、農業ビジネスの魅力の発信等を通じた若者の農業に対するイメージの刷新、世代交代に向けた経営者への就業支援など、多様な主体と連携して若者を農業に呼び込むための施策や体制を構築する。</p> <p>農林水産省は、全国レベルでの就業希望者のためのマッチング(例えば、移住希望者の情報の集約・一覧化による実施、地域・生産品目の分類等に即した実施)や関係機関による継承時のサポート(例えば、法的な支援)など、第三者継承等を計画的に進めるための仕組みや支援体制を整備する。</p> <p>農林水産省は、経営感覚を持った意欲ある農業者を育成するため、農業者の経営管理能力の向上のための取組を充実させるとともに、ターゲットを明確にした上での関係機関による農業経営の法人化の積極的な働きかけ等推進体制を構築する。</p> <p>農林水産省は、農業経営の法人化に関する実績管理において、一戸一人の扱いを変更することを踏まえ、過去と比較する際の統計上の扱いや目標達成の評価方法を整理する。</p>	令和3年度検討・補給、結果を得次第順次措置	農林水産省	<p>a 令和3年度補正予算(新規就農者確保緊急対策)及び令和4年度予算(新規就農者育成総合対策)において、継続としての農林水産省の取組を実施するとともに、就農就農を含め、新規就農者の経営発展のための機械・施設等の導入等に対する支援を新たに創設するなど新規就農者を総合的に支援することとした。</p> <p>b 令和3年度補正予算及び令和4年度予算(人・農地等情報マッチング推進総合対策)において、第三者継承等を計画的に進めるため、全国レベルでの就業希望者のマッチングに必要な経営継承希望者等に関する情報のデータベースを構築するとともに、都道府県を中心とした支援体制を整備することとした。</p> <p>c 令和4年度予算(農業経営者サポート事業)において、都道府県が就業や農業経営をサポートする体制を整備し、伴走機関による法人化や経営継承等の課題を有する農業者の積極的な掘り起こし、課題解決のための専門家によるアドバイス活動を実施することとした。</p> <p>d 2020年以降の農業経営の法人化に関する実績管理について、悪質調査である2020年農林業センサスにおいて、2019年までの統計における法人数と同様の定義による値を公表した。</p>	令和4年度は、新規就農者確保緊急対策、新規就農者育成総合対策により新規就農者を総合的に支援する。	未措置	継続F	a~c:実施状況についてフォロー。
(9)農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化											
令和3年6月18日	14		農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化	<p>農林水産省は、地域に根拠した農地所有適格法人が、地元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに農業の成長段階に応じた資金調達の円滑化を図るため、農業関係者による農地への権利の確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、出資による資金調達を柔軟に行えるようにする。</p>	令和4年措置	農林水産省	令和3年6月の開議決定を踏まえ、懸念払拭措置等を検討中。	令和3年6月の開議決定を踏まえ、懸念払拭措置等を引き続き検討する。	検討中	継続F	検討状況についてフォロー。
(10)農協改革の着実な推進											
令和3年6月18日	15		農協改革の着実な推進	<p>農林水産省は、農協において、組合員との対話を通じて自己改革を実施しているため、以下の自己改革実施サイクルが構築され、これを前提として、農林水産省(都道府県)が指導・監督等を行う仕組みを構築する。</p> <p>① 農協において、次の方針等を策定し、組合員との徹底的な対話をを行い、総会で決定する。</p> <p>(i) 自己改革を実施するための具体的な方針(信用事業に過度に依存するのではなく、経済事業の黒字化を図ることを目指し、それぞれの農協が置かれている事業環境に応じて、農業者の所得向上につながる活動を実施するためのKPI等の目標を策定し、農協の所得向上に取り組むための具体的な行動内容等を定める)</p> <p>(ii) 中長期的取組実現のためのシミュレーション(農業者の所得向上に取り組むべく、健全で持続性のある経営を確保するため、経済事業はむしろ、全ての事業について将来の見直しを伴う)</p> <p>(iii) 若者組合員の意思反映及び事業利用についての方針(若者組合員の意思反映に関する仕組みを明確化するとともに、事業利用について、組合員が具体的な利用状況を把握した上で、農業者の所得向上を図るとの農協改革の原点に立つて判断するものとして定める)</p> <p>② 農協は、①の方針等や事業計画等に基づいて、自己改革のための具体的なアクションを実施する。</p> <p>③ 農協は、毎年、自己改革の実績や組織状況等について、①の方針等との比較・分析を含め、組合員に丁寧に説明するとともに、組合員の評価と意向を踏まえ、更なる改革の取組のため、事業計画への反映や方針等の修正等を行う。</p> <p>④ この一連のプロセスを毎年継続して実施していく。</p> <p>b 農林水産省は、全国組織において、農協が①の方針等を策定するに当たって助言、優良事例の構築等を実施し、これらを通じ、農協に対する支援等を行うための仕組みを構築する。</p> <p>c 農林水産省は、④①の方針等の作成に当たっての助言、②の具体的なアクションのヒアリング等を行う。</p> <p>d 自己改革の実績等について報告を求め、進捗状況、収支状況等を把握し、農協や全国組織における取組の加速・見直し等が求められる場合には、自発的な改革の継続・強化や経営の健全性・持続性の確保等の観点から、農協改革の原点に立つて、必要な措置を検討・実施する。</p> <p>e 農林水産省は、JAバンクにおいて、以下の自己改革実施サイクルが構築され、これを前提として、農林水産省(都道府県)が、金融庁と連携し、指導・監督等を行う仕組みを構築する。</p> <p>① JAバンクとして、農業者向けの事業融資の強化や関連産業への投資等に向けて、中長期的な戦略を策定する。</p> <p>② これを踏まえ、農林中央金庫(以下「農林中金」といふ)、信託、農協において、それぞれ、農業・関連産業向けの投資活動等について目標を設定し、具体的な行動内容等を定める個別計画を策定する。</p> <p>③ その個別計画に基づき具体的なアクションを実施し、その実績や取組状況について、中長期的な戦略等との比較・分析を含め、組合員等に丁寧に説明し、更なる活動等を進めるため、個別計画への反映を行う。</p> <p>④ 農林中金において、金融機関の急激な変化に対応できる姿勢を強ずるとともに、農協から実績や取組状況の定期的な報告を求め、農協に対して融資の審査等に必要貸出システムの導入といった支援や目標達成のために必要な助言等を行う。</p> <p>e 農林水産省は、④①の中長期的な戦略の作成に当たっての助言、③の具体的なアクションのヒアリング等を行う。</p> <p>f JAバンクに対し、農業・関連産業向けの投資の実績について報告を求め、進捗状況等を把握し、見直し等が求められる場合には、必要な措置を検討・実施する。</p>	令和3年度以降順次措置	a~c:農林水産省 d:農林水産省 金融庁	<p>a 「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成23年2月28日22経営第0374号)」を改正し(令和4年1月施行)、農協において構築される自己改革実施サイクルを前提として農林水産省(都道府県)が指導・監督する仕組みを構築して、地方農政局、都道府県にも周知した。</p> <p>b 「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成23年2月28日22経営第0374号)」を改正し(令和4年1月施行)、全国組織が、農協が自己改革に取り組む上で活用可能な、農協間の連携の取組の提示、助言、優良事例の構築等とともに、生産資材価格等の農業者の所得向上のための改革に連携して取り組む等の支援を行うよう、農林水産省が指導・監督する仕組みを構築して、地方農政局、都道府県にも周知した。</p> <p>c 「系統金融機関向けの総合的な監督指針(平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号)」を改正し(令和4年1月施行)、農業者向けの事業融資の強化や関連産業への投資等に向けて、JAバンクにおいて構築される自己改革実施サイクルを前提として、農林水産省(都道府県)が、金融庁と連携し、指導・監督等を行う仕組みを構築して、地方農政局、都道府県にも周知した。</p> <p>d 「系統金融機関向けの総合的な監督指針(平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号)」を改正し(令和4年1月施行)、農林水産省がJAバンクにおける自己改革の取組の進捗状況を把握し、必要な指導・監督等を行う仕組みを構築して、地方農政局、都道府県にも周知した。</p> <p>e 「系統金融機関向けの総合的な監督指針(平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号)」を改正し(令和4年1月施行)、農林水産省がJAバンクにおける自己改革の取組の進捗状況を把握し、必要な指導・監督等を行う仕組みを構築して、地方農政局、都道府県にも周知した。</p>	令和4年度は、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成23年2月28日22経営第0374号)」に基づき、自己改革実施サイクルの進捗状況等を把握し、必要に応じて指導、助言等を行う。	未措置	継続F	a~g:実施状況についてフォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
(11) 農地利用の最適化の推進											
令和3年6月18日		16	農地利用の最適化の推進	<p>a 農林水産省は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第51条第2項に基づき、全ての農業委員会が最適化活動に係る目標を定めるとともに、推進委員等が、各年度、具体的な活動を記録し、農業委員会において情報開示の上、その結果を公表する仕組みを構築する。</p> <p>b 農林水産省は、農業委員会の活動についての情報開示に基づき、推進委員等が農業委員会に関する法律(昭和26年法律第88号)に規定する者としてふさわしいかを評価・判断し、適切な人材を確保する仕組みを構築する。</p> <p>c 農林水産省は、農地利用の最適化の推進に向けた農業委員会(農業委員、推進委員)と市町村・農地中間管理機構等関係機関との役割・責任分担及び連携の在り方に関するガイドラインを策出し、周知徹底する。</p> <p>d 農林水産省は、令和5年に全耕地面積の8割を担い手へ集積するという目標と現状(令和元年末57.1%)の乖離が著しいことなどを踏まえ、農地の利用集積の大幅向上に向け、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿を「目標地図」として明確化するとともに、人・農地プランの「目標地図」の実現に向けて、農地中間管理機構を軸として、関係機関の側からの働きかけ等を行い、体系的に資力を、農作業受委託も含め、強力に促進すること等を検討し、結論を得る。</p> <p>e 農林水産省は、所有者への利用意向調査について、全遊休農地が調査の対象となるよう、農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)を改正するとともに、農地中間管理機構による農地の賃借を促進する。</p> <p>f 農林水産省は、デジタル技術を活用した遊休農地を含めた全農地のステータスの見える化として、農地情報公開システムの情報(農地の権利移動)に加え、農作物、作付面積等農地に関する各種情報が一元管理される農林水産省地理情報共通管理システムの開発を行い、令和4年度からの運用を目指す。</p>	<p>a,b:令和3年度措置</p> <p>c,f:令和4年度措置</p> <p>g:令和3年度検討・結論、結論を得次第措置</p> <p>e:措置済み</p>	農林水産省	<p>a, b 「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経産第2584号)を都道府県知事及び全国農業会議所に発出し、農業委員会が行う最適化活動について活動の目標の設定等を行うに当たっての考え方、農業委員と推進委員の役割分担等について明確化した。</p> <p>c, d 市町村が、農業者等による話し合いの結果を踏まえて、将来の農業の在り方を明確化した地域計画(目標地図を含む。)を各地域で策定すること、地域計画を実現すべく、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めること等を内容とする「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月8日に閣議決定した。</p> <p>e 農地法第32条及び第33条の規定に基づき農業委員会が毎年実施している遊休農地(そのおそれのある農地を含む。)に係る利用意向調査について、当該調査の対象を見直し、「農業上の利用の増進を図ることができないと農地中間管理機構が判断したもの」を規定から削除することを内容とする「農地法施行規則の一部を改正する省令」(令和3年3月31日農林水産省令第16号)が令和3年4月1日に施行された。</p> <p>f 農林水産省地理情報共通管理システムについて、令和3年度内に全ての農地台帳の移行が完了し、令和4年4月から運用開始予定。</p>	a,b,d~f	検討中	継続F	a,b,d,f:実施状況についてフォロー。 e:検討状況についてフォロー。
(12) 農地の違反転用の課題											
令和3年6月18日		17	農地の違反転用の課題	<p>a 農林水産省は、違反転用の発生防止及び適正な是正措置の執行に向けて、違反転用に係る実態調査を行う。特に、違反転用の発生要因や判断主体・判断基準、始末書の運用状況、違反転用の農地区分や違反継続状況の内訳などについて詳細に調査する。</p> <p>b 農林水産省は、aの実態調査の結果を踏まえ、違反転用の発生防止及び適正な是正に向け、その発生要因を分析し、転用規制の執行状況を検証し、必要な措置を講ずる。</p> <p>c 農林水産省は、違反転用の早期発見を図るため、農業委員会による農地パトロールの適切な頻度や方法を検証し、その活性化を図る。また、ドローンや人工衛星による監視など、効果的で効果的な農地の監視方法を検討する。</p>	<p>a:令和3年度措置</p> <p>b:令和4年度上期措置</p> <p>c:令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p>	農林水産省	<p>a, 違反転用の発生防止や適正な是正措置の執行に向けて、農地転用許可権者及び農業委員会に対して、違反転用の実態調査を行った。</p> <p>b, aの調査結果の分析・検証を実施中。</p> <p>c, 違反転用の早期発見を図るため、農業委員会による農地パトロールの適切な頻度や方法を検証を行い、農地パトロールの活性化に係る検討を行ったほか、ドローンや人工衛星による監視手法等、農地の違反転用の効果的で効果的な監視方法の検討を行った。</p>	b, 令和4年度上期までに、aの調査結果の分析・検証結果やcの検討結果を踏まえ、違反転用の発生防止や早期発見、適切な是正のための対策等必要な措置を講ずる。	検討中	継続F	b:実施状況についてフォロー。 c:検討状況についてフォロー。
(13) 農業用施設の建設に係る規制の見直し											
令和3年6月18日		18	農業用施設の建設に係る規制の見直し	<p>a 農林水産省は、新たな食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)に沿って農林水産省が行う長期的な土地利用の在り方の検討と併せて、農業者が転用許可を受けずに設置できる農業用施設の面積(現行a未滿)の拡大や、農産産物の加工・販売施設への拡大について、農業経営改善計画の認定制度を活用しつつ、農地転用許可の手續のワンストップ化等の措置を講ずることについて検討を行い、必要な措置を講ずる。なお、上記措置については、畜産や6次産業化のための加工・販売という施設の目的に照らして、転用許可を受けずに設置できる「農業用施設」の対象を明確化し、周知が行き渡るよう必要な措置を講ずる。</p> <p>b 農林水産省は、農地転用手続全般における運用のばらつきについて現状を具体的に調査し、対応を検討の上、市町村の担当者まで制度の周知等が行き渡るよう必要な措置を講ずる。</p>	<p>a:令和3年上期結論、令和3年度措置</p> <p>b:令和3年度措置</p>	農林水産省	<p>a 農業経営改善計画の認定制度を活用し、農業者が農業用施設の設置を行う際に農地転用許可手續をあらかじめ取ることなく設置できるよう、手續のワンストップ化の措置を盛り込んだ農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案を第208回国会に提出した。</p> <p>b 農地転用許可手續全般における運用面のばらつきを解消し農地転用許可事務の適正な運用を確保するため、農村振興局長通知を策出し、周知を行う。</p>	a, 第208回国会で成立後、施行に向けて、制度の周知を行うとともに、転用許可を受けずに設置できる「農業用施設」の対象を明確化し、周知を行う。	未措置	継続F	a, b:実施状況についてフォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)			
								措置状況	評価区分	指摘事項	
(14)トラクターの公道走行に係る手続の簡素化											
令和3年6月18日		19	トラクターの公道走行に係る手続の簡素化	国土交通省は、農林水産省と連携して、特殊車両に該当する農耕トラクターの使用実態等を調査し、特殊車両通行許可申請手続の簡素化を検討する。 国土交通省は、特殊車両通行許可の申請に当たって、道路管理者が審査に不要な場合にも、一律に軌跡図や交差点番号などの書類の添付を求めることがないよう、周知徹底する。 国土交通省は、オンライン申請システムについて、農耕トラクターを想定した改修の検討、申請マニュアルの改定など、農業者が申請しやすい環境整備に向けた取組を進める。	令和3年度措置	a.国土交通省 農林水産省 b.国土交通省	a.国土交通省は、道路管理者に対して、農耕トラクターの特殊車両通行許可の実績や申請手続の簡素化の事例を調査した。また、農林水産省と連携し、農業者に対して農耕トラクターの使用実態等を調査した。当該調査結果を踏まえ、申請者の車両諸元情報の記載や軌跡図の添付の負担を軽減するため、農林水産省は、車両諸元情報の一覧及び類型化された軌跡図を作成し、国土交通省及び農林水産省は、令和4年3月29日及び30日に、道路管理者、農業者団体等に周知した。 b.令和3年6月11日に、詳細な通行ルートの指定に代えて、簡略化した経路図のみで申請し、許可できることなどを道路管理者に再周知した。また、令和4年3月29日及び30日に、令和3年6月11日の再周知と同様の内容に加えて、審査に不要な書類までも一律に申請者に求めることがないようにすることを道路管理者に周知するとともに、農林水産省と連携し、農業者団体等に周知した。 c.特殊車両通行許可のオンライン申請システムについて、農耕トラクターの申請を想定したブルダグメニューを追加するなどの検討を行った。また、農耕トラクターの特殊車両通行許可申請の手順、簡素化された申請手続等を記載した申請マニュアルを作成し、令和4年3月29日及び30日に、農林水産省と連携し、道路管理者、農業者団体等に周知した。	未措置	継続F	a, c: 実施状況についてフォロー。	
(15)農産物検査規格の見直し											
令和3年6月18日		20	農産物検査規格の見直し	a. 農林水産省は、農産物検査規格の在り方を消費者ニーズに即したものに見直すに際しては、お米マイスターの意見を聞くなどの方法により、また、消費者庁とも連携して、消費者ニーズの内容を把握し、自主検査を含む多様な検査を可能とする。 b. 農林水産省は、農産物検査に用いる試料のサンプリング方法について、登録検査機関において試料が均一であると認められるロットについてはサンプリング回数を従前の回数より減らす方法（以下「新方式」という。）が可能となるよう、標準抽出方法（平成13年農林水産省告示第443号）を改正するとともに、登録検査機関が判断する際の参考となるよう、新方式のサンプリング方法に関してガイドラインを示す。 c. 農林水産省は、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）を改正し、皆掛重量の検査を廃止する。 d. 農林水産省は、余マスの実態・事例や、余マスに関して留意すべき事項や関連する科学的知見等についての手引きを作成し、農業者、卸・流通業者等、関係者に広く周知する。 e. 荷送り及び包装規格については、現行の規格で認められていない素材の包装容器について、必要最小限の要件事項で定義した新規格を制定する。 f. 包装の量目については、物流側の視点も含めて検討の上、結論を得、必要に応じて措置を講ずる。 g. 水稲うるち玄米の銘柄について、品種の許諾が特定の都道府県に限定され育成者種の保護に配慮すべき等の理由のあるものを除き産地品種銘柄については、品種名のみが記載される「品種銘柄」に指定する。 h. 消費者庁は、農林水産省とも連携して、農産物検査及び令和3年3月17日付けの食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）改正の内容について、事業者及び消費者に対して普及・啓発及び周知の徹底を図る。 i. 農林水産省は、計測・標準化・米穀の専門家等から構成する「機械鑑定に係る技術検討チーム」を設置し、技術的事項の検討・整理を行った上で農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）を改正し、現行の農産物検査規格とは別に、機械測定を最大限生かせる「機械鑑定を前提とした規格」を策定する。新しい規格は、現行の規格と別別に位置付ける。 j. 農林水産省は、穀粒判別等のデータを活用して、生産から消費に至るまでの情報を連携し、生産の高度化や販売における付加価値向上、流通最適化等による農業者の所得向上を可能とする基盤（スマートフードチェーン）をコア分野で構築し、これを活用した民間主導でのJAS規格制定を、令和5年度から実現できるよう支援する。 k. 農産物検査規格に関して見直しが行われた項目については、結論が出たものから、順次、それを現場に浸透させるための措置を講ずる。 l. 技術革新等を踏まえて、年度ごとに、農産物検査規格を点検し、見直しの必要性を認めた場合には、速やかにその検討を開始する。	a. 措置済み b. c. 令和3年度上期措置 d. e. 令和3年度措置 f. 令和3年度検査 g. 結論、必要に応じて速やかに措置 h. 令和3年上期措置 i. 令和3年度上期措置 j. 令和4年度上期措置 k. 令和5年度上期措置 l. m. 継続的に措置	a. h. 農林水産省 消費者庁 b. e. g. i. m. 農林水産省	a. 農林水産省は、消費者庁と連携して、お米マイスター等からのヒアリングにより、消費者のニーズを把握し、その上で、食品表示基準の一部改正により、令和3年7月から、消費者の選択に資する適切な表示事項として、食味を表す分析データなど、多様な自主検査の結果を一括表示欄に消費することを可能とした。 b. c. 令和3年7月に農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）及び標準抽出方法（平成13年農林水産省告示第443号）を改正し、新方式のサンプリング方法を可能とするとともに、皆掛重量に係る検査を廃止した。また、農産物検査に関する基本要領において新方式のサンプリング方法に関するガイドラインを策定した。 d. 令和3年8月に余マスの実態・事例や、余マスに関して留意すべき事項や関連する科学的知見等についての手引き（余マスの手引き）を作成・公表し関係者に広く周知した。 e. i. j. 包装容器に係る新規格、品種銘柄の指定、機械鑑定を前提とした規格、銘柄検査における目視検査から書類審査への見直しについて、昨年12月の農産物検査法に基づく有識者への意見聴取で了承を今年2月に農産物検査規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）等を改正した。 f. 令和3年7月に物流事業者を交えた「米の物流合理化に関する勉強会」を開催し、その内容を踏まえ、今後の対応の方向性（フレキシブル化の推進や20kg紙袋導入事例紹介）について結論を得、検討結果や取組事例をとりまとめて公表し、関係者に周知した。 h. 消費者庁は、農林水産省と連携し、農産物検査の見直しを含む食品表示基準の改正内容について、ホームページにパンフレットを掲載するとともに説明会を開催して普及・啓発及び周知の徹底を行った。 k. 昨年6月に「スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム」を設置し、検討を進めている。 l. 農産物検査規格の見直しに関し、わかりやすく内容を伝える資料「農産物検査の見直しについて」を作成してホームページに掲載するとともに、説明会を開催する等により現場への周知を行っている。 m. 上記対外説明資料である「農産物検査の見直しについて」のはじめには、「米の規格が時代の変化に即したものであるよう、常に検証・見直しを行うことが必要である」ことを明記しており、引き続き、必要な点検・検討・見直しを行う。	h. 消費者庁は、農林水産省とも連携して、農産物検査及び令和3年3月17日付けの食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）改正の内容について、引き続き事業者及び消費者に対して普及・啓発及び周知の徹底を図る。 k. 令和5年度産米から実現に向けて、引き続き「スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム」での検討を進める。	未措置	継続F	h, k ~ m: 実施状況についてフォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)			
								措置状況	評価区分	指摘事項	
(16)畜産業に関する規制改革											
令和3年6月18日		21	牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革	<p>a 農林水産省は、都道府県等と連携し、全国的に生乳取引の実態調査を行い、必要な措置を講ずる。特に、実態調査も踏まえ、生乳流通業者が農協系統か系統外であるに関わらず、酪農家や乳業メーカー、チーズ工房等が取引先を自由に選べるよう、生乳取引に係るガイドラインを作成するなど、取引の透明化の向上などの運用改善を行う。さらに、乳業メーカー等が農協系統と系統外の双方の生乳の取扱いを公平に行うよう指導する。</p> <p>b 農林水産省は、酪農家が自由な取引を萎縮することがないよう、「指定事業者が生乳取引を拒否できるルール違反の事例集」を見直し、また、制度改正の趣旨を周知徹底する。</p> <p>c 農林水産省は、生産者補給金等における加工原料乳の数量算出において、その算出に係るブロック地域の考え方について、全国を一つのブロックとして扱うこと及び別会社に中間生産物から最終製品への製造を委託した場合に一つの乳業工場で製造したこととして扱うことができるよう、必要な制度改正を行う。</p>	令和3年度措置	農林水産省	<p>a 令和3年8～10月に全国の酪農家、乳業メーカー、チーズ工房を対象に生乳取引実態に関するアンケート調査を実施した。調査の結果、法令上問題となり得る行為について回答があったことも踏まえ、「生乳の適正取引推進ガイドライン」案を作成し、令和4年3月14日の規制改革推進会議地域産業活性化ワーキンググループで議論を行った。</p> <p>b 上記aの調査結果も踏まえ、「指定事業者が生乳取引を拒否できるルール違反の事例集」を見直し、生乳需給や加工原料乳生産者補給金制度及び制度改正の趣旨を解説した酪農家向けパンフレット「酪農経営の安定のための生乳取引に向けて」案を作成し、令和4年3月14日の規制改革推進会議地域産業活性化ワーキンググループで議論を行った。</p> <p>c 加工原料乳の数量算出方法について、同一地域ブロックや同一乳業者に限定せず、乳業工場間の分業により、特定乳製品を製造した場合にも、加工原料乳として算出することを可能とする「畜産経営の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令」を令和3年12月22日に公布した。</p>	a,b「生乳の適正取引推進ガイドライン」及び「酪農経営の安定のための生乳取引に向けて」を公表し、理解浸透を図るため、酪農家、乳業メーカー向けの説明会を実施する。	検討中	継続F	a, b: 検討状況についてフォロー。 c: 実施状況についてフォロー。
令和3年6月18日		22	畜産の遠隔診療	<p>a 魚病対策に関する遠隔診療と同様に、獣医師による家畜の遠隔診療についても初診から可能である旨を明確にするための通知を发出する。</p> <p>b 通知を发出後、通知の内容を周知徹底した上で、積極的に遠隔診療が活用された事例を畜産農家や獣医師等の関係者へ周知するなど、遠隔診療がより積極的に活用されるための措置を講ずる。</p> <p>c 通知の内容は、獣医師に直接周知・徹底を行う。</p>	a,c: 令和3年措置 b: 令和4年措置	農林水産省	<p>a 獣医師による家畜の遠隔診療について初診から可能である旨を明示した「家畜における遠隔診療の積極的な活用について(通知)」(令和3年12月15日消費・安全局長通知)を发出した。</p> <p>b 通知の发出時に、同日付で日本獣医師会等の関係団体宛てに文書を发出し、管下会員への周知を依頼した。また、獣医師免許の交付等と併せて、獣医師へ当該通知を直接送付した。通知发出後、通知の周知徹底を図るため、都道府県を通じた通知の再周知や当省ホームページへの通知の掲載を実施した。</p> <p>c 獣医師免許の交付等と併せて、獣医師へ当該通知を直接送付した。また、通知の发出時に、同日付で日本獣医師会等の関係団体宛てに文書を发出し、管下会員へ周知を依頼した。さらに、獣医師への周知徹底を図るため、都道府県を通じた通知の再周知や当省ホームページへの通知の掲載を実施した。</p>	a,c - b 遠隔診療のより積極的な活用に向け、引き続き、当該通知を獣医師免許の交付等と併せて獣医師へ直接送付するとともに、都道府県等を通じて通知内容の再周知を行う。また、遠隔診療の活用実態調査を実施し、その結果を、積極的に遠隔診療が活用された事例とともにホームページに掲載するなどして、畜産農家や獣医師等の関係者へ周知する。更に、遠隔診療に関するQ&Aを作成し、都道府県や日本獣医師会等を通じ関係者へ周知する。	検討中	継続F	b: 検討状況についてフォロー。
(17)畜舎に関する規制の見直し											
令和3年6月18日		23	畜舎に関する規制の見直し	<p>a 畜産業の国際競争力の強化が図られることを明らかにするため、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)に基づく制度(以下、本項において「新制度」という。)における畜舎等の建築コストの削減について、基準緩和に伴う直接的な効果に関する試算を行う。</p> <p>b 新制度における構造に係る審査が不要となる面積について、木造又は木造以外にかかわらず3,000㎡に引き上げる方向で緩和を行う。</p> <p>c 各国法制で安全性が証明されている部材については、JIS規格に適合していないものであっても使用を認める方向で緩和を行う。</p> <p>d 新制度における具体的なハード基準については、aの建築コストの試算や、eにおける外国部材の使用を可能にするなどを参考にしつつ、真に国際競争力の強化に資するよう木材や鉄骨部材量の削減や外国部材の使用を可能にする方向で緩和を行う。</p> <p>e 新制度において事業者が選択することができるA基準又はB基準におけるそれぞれの具体的なソフト基準・ハード基準の検討に当たっては、畜産事業者の意見を公開の場で幅広く聴取した上で、運用面の負担に留意しつつ検討し、結論を得る。</p> <p>f 新制度におけるソフト基準・ハード基準の審査手続については、デジタル技術を活用し、簡素化を図る。</p> <p>g 総務省は、畜舎に係る新法の施行時期を目標として、消防法施行令(昭和36年政令第37号)の改正を基本に、畜舎における消防用設備等の特例基準を定めるとともに、農林水産省と連携して、改正内容を消防機関及び畜産関係者に周知する。</p>	a: 措置済み b~g: 令和4年措置	a~f: 農林水産省 国土交通省 g: 総務省 農林水産省	<p>a 既に建築基準法の基準に基づき建築済みの畜舎について、新制度の基準で設計し直し、畜舎等の構造に係る部材の使用量の削減が可能となることにより建築工費費全体の2～9%のコスト削減が見込まれるとする内容の試算を行い、農林水産省ウェブサイトにおいて公表した。</p> <p>b 令和3年12月16日に公布された畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省国土交通省令第6号、以下「規則」という。第65条において、新制度における技術基準の審査が不要となる面積について、その構造に関わらず床面積3,000㎡とすることとした。</p> <p>c 各国法制で安全性が証明されている部材については、規則第15条に基づき部材の許容応力度を指定することにより使用を可能とすることとした。</p> <p>d 新制度における技術基準については、利用基準に適合する畜舎等の利用の方法と相まって所要の安全性を担保する技術基準として、中規模(震度5強程度)の地震動に対して、構造部材に損傷が生ずる可能性があるが、破壊しない基準を設けることにより、木材や鉄骨部材量の削減を可能と、また、eのとおり外国部材の使用を可能とした。</p> <p>e 新制度の具体的な利用基準及び技術基準の検討に当たっては令和3年8月に畜産事業者との意見交換会を実施し、利用基準やその報告方法について適制なものとならないよう留意し、具体的な基準を規則において規定した。</p> <p>f 畜舎建築利用計画の認定の際の審査手続については、申請に必要な図書を必要最低限とし、かつ、申請書の様式をチェックボックス形式など簡素なものとしたうえで、農林水産省共通申請システム(eMAFF)による電子申請を可能とした。</p> <p>g 総務省において、「畜舎等における特例基準のあり方に関する検討部会」を立ち上げ、畜舎における消防用設備等の統一的特例基準のあり方について検討を行い、消防法施行令(昭和36年政令第37号)等を改正した(令和4年3月31日公布、同年4月1日施行(予定))。また、農林水産省において、令和4年3月7日から11日までの間、新制度に関するオンライン説明会を実施し、「畜舎等における特例基準のあり方に関する検討部会」報告書の概要について周知を行ったほか、総務省において特例基準の内容について周知するためのリーフレットを作成し、農林水産省と連携して、消防機関及び畜産関係者に改正内容を周知した。</p>	a~f 令和4年4月1日の新制度の施行後において、認定畜舎等の適正な建築等及び利用が図られるよう、認定畜舎等の監督を行う都道府県に対し、引き続き適切な助言を行う。	検討中	継続F	e, g: 検討状況についてフォロー。 f: 実施状況についてフォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)		規制改革推進会議評価		
								措置状況	評価区分	指摘事項	措置状況	評価区分
			(18)改正漁業法の制度運用									
令和3年6月18日		24	改正漁業法の現場への浸透	令和5年度までに漁獲量ベースで8割をTAC(Total Allowable Catch)管理に移行することや、漁業種の免許のプロセス(手戻スケジュール)の透明化等、漁業法(昭和24年法律第207号)に関する重要かつ基本的な事項について、現場に浸透させるための措置を講ずる。その措置は、どのような情報伝達の方法を取れば、行動変容に至るのかといったことを踏まえて、例えば、水産庁公式Facebookや農林水産省公式Twitter等を活用する等、現場の漁業者の具体的な行動につながる情報伝達の方法によって行う。	令和3年度上期措置	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 昨年6月以降、水産庁長官による改正漁業法解説動画(全8テーマ*)及び地域のリーダーたる若手漁業者5名との対談動画(全6テーマ*)を作成(公開(農林水産省YouTube)と水産庁Facebookや農林水産省twitter、都道府県担当者へのメール届知を実施。*テーマは資源管理、資源調査(総論)・評価、MSY、数量管理、自主的な資源管理、知事許可漁業、海面利用制度、密漁等 本年9月、「#水産改革」というハッシュタグを付けた水産庁Facebookや農林水産省twitterでの体系的な情報発信を実施 「水産改革」に関するパンフレットを各都道府県経由で全沿岸漁業経営体(約74,000経営体)に向けて配布(計8万部+追加配布2,000部) 都道府県担当者会議を通じた各地域の実績の公表や好事例の共有、年内に各県内の漁業者に周知を行うよう周知計画の作成を依頼・取りまとめを実施 2019年に農林水産省Webマガジン「aff」における大規模沖合養殖等の紹介 2018年冬以降、約400回説明会に対応 R2年4月～R3年6月にかけて都道府県により計700回、延べ1万1000人へ説明会を実施 	措置済み	継続F		実施状況についてフォロー。	
令和3年6月18日		25	資源管理	<p>a 資源管理の目標について、「令和5年度中を目標に、漁獲量ベースで8割をTAC管理に移行する。」「令和12年度中を目標に、10年前と同程度まで漁獲量を回復させる。(目標444万トン)」といった漁獲量ベースの目標だけでなく、「漁獲量が多いものを中心に20魚種以上についてTAC管理を行い、TAC管理対象魚種全てにおいて、漁獲シナリオに用いられる漁獲圧力の値が、最大持続生産量(Maximum Sustainable Yield: MSY)を達成する水準を上回らないこと」を目標に加える。</p> <p>b TAC管理対象魚種を拡大するに当たり、資源評価については、客観的な科学的根拠を基礎とする公平で明確なTAC管理対象魚種魚種の選定基準を定める。</p> <p>c TAC管理対象魚種を拡大するに当たり開催する「資源管理手法検討部会」や「資源管理方針に関する検討会」(ステークホルダー一会合)については、漁業関係者以外のNGO、消費者等の幅広いステークホルダーにも参加を呼びかけ、参加者が意見を表明する機会を十分に確保し、議論の公平性及び公開性を担保した上で、これを行う。</p> <p>d 漁獲可能な大臣管理区分と都道府県知事管理区分の配分基準が明確になるよう、算定方法及び算定式を事前に公表した上で、オープンな場において、関係者間で十分に協議した上で配分比率を決定する。</p>	a,b:措置済み c,d:継続的に措置	農林水産省	<p>a)について、令和3年1月に資源管理基本方針を改正し、第1の2の(4)漁獲可能量による管理において、「なお、漁獲シナリオに用いられる漁獲圧力の値は、最大持続生産量を達成する水準を上回らないことを基本とする。」と定めた。</p> <p>b)について、令和3年3月に公表した「TAC魚種拡大に向けたスケジュール」において、「新たなTAC管理の検討は、以下の2つの条件に合致するものから順次開始する。①漁獲量が多い魚種(漁獲量上位35種を中心とする)、②MSYベースの資源評価が近い将来実施される見込みの魚種」と定めた。</p> <p>c,d)について、今後開催予定の水産資源ごとの検討プロセスにおいて、指摘に基づく対応を継続的に措置している。</p>	a,b,c,d 措置済み	継続F	c,d:実施状況についてフォロー。		
令和3年6月18日		26	適切な許可漁業の推進	<p>a 知事許可漁業において、中期まき網漁業のように漁獲能力が高く他の漁業種との調整が必要なもののや、操業区域違反を繰り返すような漁船に対して、VMS(Vessel Monitoring System:衛星船位測定送信機)、AIS(Automatic Identification System:船舶自動識別装置)、GPS(Global Positioning System:全球測位システム)の設置を命じるためのガイドラインを示す。そのガイドラインには、各機器の特徴、導入事例、導入検討対象を明示する。</p> <p>b 毎年、上記のガイドラインに基づく機器設置状況を調査し、各都道府県における操業区域違反の実績等に照らし必要と認められる場合には、各都道府県に対して、VMS等の必要な機器の設置を命じるべきことを助言又は勧告する等、必要な措置を講ずる。</p>	a:令和3年度措置 b:令和3年度以降継続的に措置	農林水産省	<p>a、各機器の特徴、導入事例、導入検討対象を明示した、「知事許可漁業におけるVMS等の設置に係るガイドラインについて」(令和4年3月25日付け水産庁資源管理部管理調整課長通知)を発出した。</p> <p>b、ガイドラインに、毎年、機器の設置状況を把握するための調査を行う旨を記載した。</p>	a 措置済み b 毎年、機器の設置状況を調査する。	継続F	b:実施状況についてフォロー。		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分	指摘事項	
令和3年6月18日	27	漁業権制度の運用	規制改革の内容	<p>令和3年4月14日に開催された第11回農林水産ワーキング・グループにおいて、農林水産省より提示された「漁場マップ」上に、過去設定されている現在は取り消されている漁業権(共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権)の情報を追加するとともに、以下の措置を講ずる。免許区画については緯度経度に基づく位置情報を表示すること(緯度経度で示されないものについては、次回漁業権切替えに向けて緯度経度表示とするよう都道府県を指導する。)。免許された漁業権に条件がある場合はそれを明示すること。</p> <p>漁場マップ上に示されている共同漁業権の設定されている漁場ごとの利用者数や生産規模等の利用状況を調査する。</p> <p>令和3年4月14日に開催された第11回農林水産ワーキング・グループにおいて、農林水産省より提示された「新たな区画漁業権を免許する際の手順・スケジュール案」(以下「手順」という。))のうち、都道府県が海区漁場計画の変更に関する相談を受け付けてから、利害調整を経て、その変更案を作成し、海区漁業調整委員会に諮問するまでの期間について、目安(原則)となる期限を示し、期限に間に合わないときは、その理由を明確にする措置を講ずる。</p> <p>手順のうち、都道府県知事が「関係者・関係機関との調整」を行うプロセス(以下「利害調整プロセス」という。))に関し、利害関係人が漁協である場合、その意思決定のプロセスや期間・方法について明確化する。</p> <p>利害調整プロセス及び海区漁場計画の変更案の作成のプロセスの中で、「海面利用制度等に関するガイドライン」の別紙1の「法第33条第1項第2号に規定する適切かつ有効の判断に関するチェックシート」(特「3」)の趣旨を踏まえた内容を明示する。</p> <p>利害調整プロセスのうち、利害関係人の範囲や利害調整の方法について、想定される事例等を示しつつ明確化する。</p> <p>手順には、金銭の授受による利害調整や反社会的勢力の介入が許されないことを明記する。</p> <p>都道府県知事が利害関係人の意見に検討を加え、結果を公表する際、新規参入者等の事業計画や漁場の環境調査の結果等を客観的・科学的に判断した結果及び検討プロセスを示すよう、手順に明示する。</p> <p>利害調整が難航するケースや紛争が長期化するケース等を想定し、手順に関する農林水産省の相談窓口を設置し、仲介等の対応を行うことにより紛争解決を図る。そして、その相談窓口を広く周知するとともに、漁業者等に浸透させるための措置を講ずる。相談窓口を設置するに当たっては、相談を受け付けてから、紛争の解決に至るまでの処理手順を明確にし、これを公表して相談窓口の効果を担保するとともに、毎年、相談窓口の運用状況を検証し、運用の改善等、必要な措置を講ずる。</p> <p>免許された漁業権の正当な行使を保護するため、漁業権の免許後の漁場の利用状況の把握・確認について手順に明記する。</p> <p>手順は、区画漁業権にとどまらず、手続が共通する部分については、定置漁業権にも準用されることを明確化する。</p> <p>漁協の組合員が個別漁業権の設定を希望するケース等、漁業者は都道府県に対して直接、漁業権に関する相談を行うことができ、都道府県は、漁業者からの相談に対して速やかに対応することを、都道府県、漁協、漁業者に浸透させる。</p>	令和3年度上期措置 令和3年度上期措置、それに降継続的に措置	農林水産省	<p>a. 漁場マップ(海)上に、過去の漁業権情報、免許区画の位置情報、漁業権の条件に関する情報を掲載した。</p> <p>b. 共同漁業権に関し、漁場の利用状況、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況について都道府県に調査させるとともに、漁業者から都道府県への報告状況についての調査を実施した。</p> <p>c. 令和3年9月7日付水産庁資源管理部管理調整課長・水産庁地産推進部栽培増殖課長連名通知)により整理し、免出したほか、都道府県担当会議での説明等を行った。</p>	未措置	継続F	a~c. 実施状況についてフォロー。	
(19)漁業者の所得向上に向けたコンプライアンスとガバナンスの強化											
令和3年6月18日	28	漁協の組合員資格審査	<p>漁協による組合員資格審査が適切に実施されるよう、改めて都道府県に対してマニュアルを作成し、研修を行う等、正しい資格審査の方法を指導する。その上で、都道府県に対するヒアリングを毎年実施し、以下の事項について、各都道府県による指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督の状況を把握し、不備が認められた場合には水協法に基づく措置を講ずる。 ・漁協の役員員を対象とした研修会等の実施状況・ヒアリングや常例検査を通じた資格審査の実施状況の確認結果 ・不適切事例に対する改善指導の状況 <p>a)において把握した各都道府県による指導・監督の状況を定期的に評価し、公表する。</p>	令和3年度上期措置、以降継続的に措置	農林水産省	<p>a. 資格審査が適切に行われるよう、「漁協等向けの総合的な監督指針(雇用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成25年6月28日付け水産第341号水産庁長官通知)を改正し、また、「漁業協同組合法附属書連合員資格審査規程例の制定の趣旨及び留意事項について(平成20年4月1日付け19水産第3943号水産経営課長通知)を改正し、正しい組合員審査の方法を指導するよう徹底を図った。</p> <p>令和3年8月~11月にかけて都道府県ヒアリングを実施し、指導・監督の状況を把握した。</p> <p>b. 都道府県ヒアリング等で把握した指導・監督の状況を定期的に評価し、結果を令和4年3月に公表した。</p>	措置済	継続F	a, b. 実施状況についてフォロー。		
令和3年6月18日	29	漁業者の所得向上へのシナリオが見える漁協のKPIの設定	<p>a. 漁協の経営状況改善に向けて、最終的な目的である漁業者の所得向上へのシナリオが見える形で、中間の目標を設定するなど、適切なKPIの体系を設定する。そのKPIの体系は、漁業者の所得向上と漁協の経営状況改善というゴールを明確に設定し、両者を両立させることを念頭に、ロジックツリーとなるよう以下の手順で定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者の所得向上というゴールからブレイクダウンし、目的の達成に大きな影響を及ぼす重要なファクターを突き詰める。 ・それを突き詰めるため、漁業者の所得向上という目的を達成するために影響のあるファクター、例えば、販売事業取扱高、販売手数料率、購買事業における漁協の手数料率、販売単価、燃油、魚箱の価格等の全国データや地域別データを集積し、漁業者の所得に与える影響について分析を行う。 ・これと並行して、目的達成に影響を与える外部的要因(リスクファクター)を整理する。 ・その上で、重要なファクターについてアクションプランを作ってKPIを設定する。漁協の経営状況改善についても同様の手順で整理する。 <p>b. 上記のKPIについて、漁協が具体的なアクションを実施し、その取組状況や成果を組合員に説明する。農林水産省はその進捗状況や取組状況を把握し、漁協の取組の加速化、見直しが求められる場合は、必要な措置を実施・検討する。</p> <p>c. 漁業者の所得向上に関係が深い指標の動き、例えば、漁協における販売手数料率や購買事業で扱う主要な漁業生産資材(燃油、魚箱等)の手数料率等について、KPIと同様にこれらを把握し、全国又は地域単位(ブロック)での平均値を示す等、各漁協が自己の値と比較し、自主的な取組を促すような措置を講ずる。</p>	a, c. 令和3年度上期措置 b. 令和3年度上期措置、それに降継続的に措置	農林水産省	<p>a. 及びc. について、漁業者の所得向上と漁協の経営状況改善をコールとした適切なKPIの体系の設定及び漁業者の所得向上に関係が深い指標を示すための分析作業を行い、KPIの設定及び指標を示すべく検討実施。</p>	検討中	継続F	a~c. 検討状況についてフォロー。		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
			(20)水産流通適正化法の制度運用									
令和3年6月18日		30	水産流通適正化法の制度運用	<p>a. 特定水産動物等の国内流通の適正化等に関する法律(「水産流通適正化法」, 令和2年法律第79号)の施行に向け、各種手続について電子的な方法を標準とするために必要な措置について、生産・加工・流通現場で利用されているシステムの状況を踏まえながら、専門家の意見も踏まえて検討を行い、各事業者のシステム化に向けた共通語彙基盤やデータ標準等の検討を行う。また、令和5年10月から消費税インボイス方式に移行することも踏まえ、水産流通事業者のIT化に向けて検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>b. 漁獲番号データを漁獲報告システムにより国に集約し、都道府県等に共通する仕組みを構築するとし、流通する漁獲番号の真正性確認や、漁獲番号、漁獲記録等の集約したデータを起点とする立入検査を可能にし、違法水産物の流通防止の実効性を高める。</p> <p>c. 対象魚種の指定基準を定めるための議論は、令和2年7月17日の規制改革実施計画(農林水産分野No.17a)に基づき、科学的データ及びリスクベースの観点から踏まえて行うとともに、次世代を担う若手漁業者や、学識経験者、生産・加工・流通団体などの様々な関係者、NGO等の幅広いステークホルダーの意見を聞くための検討会において実施する。</p>	<p>a.(前段)令和3年度上期結論、結論を得次第速やかに措置。(後段)令和4年度上期結論、結論を得次第速やかに措置</p> <p>b.令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p> <p>c.令和3年度措置</p>	農林水産省	<p>a. システム専門家をはじめ、学識経験者、水産関係事業者等の有識者から構成される「水産流通適正化法に係る電子的な情報伝達手法に関する検討会」を開催した。同検討会の取りまとめを踏まえ、令和3年度補正予算において、採揚者、加工・流通事業者、小売等の希望者がスママホ等で簡単に漁獲番号等の伝達や取引記録の作成・保存等を電子的に行えるように、各事業者が情報伝達を行うための名称・加工形態等を定義する共通語彙基盤や、データレイアウトやデータ形式等の標準化を行い、地域等での実証等により、システムの開発・運用を行う事業を措置。また、ペーパーベースとした電子インボイスと「漁獲番号」のデータ連携を可能とし、当該連携について水産流通事業者に周知を図ることについて関係府庁と合意。</p> <p>b. 令和3年度補正予算及び令和4年度予算において「漁獲番号等伝達システム」及び「漁獲報告システム」等を「スママート水産情報システム」に統合し、全国各地の都道府県からのアクセスを可能とする事業を措置。漁獲報告システムで収集された特定第一種水産動物の水揚げ量等のデータを、漁獲番号伝達システムと共有し、連携を図ることにより、水産流通適正化法の立入検査等に活用するなどの制度運用を図る。</p> <p>c. 若手漁業者や、学識経験者、生産・加工・流通団体、NGO等で構成される「水産流通適正化検討会議」で指定基準や対象魚種等について、科学的データ及びリスクベースの観点から踏まえて議論を行い、令和3年8月にとりまとめを実施した。</p>	今後予定 (令和4年3月31日時点)	a~cは措置済み。	検討中	継続F	a, b, 検討状況についてフォロー。 c, 実施状況についてフォロー。
			(21)魚病対策の迅速化に向けた取組									
令和3年6月18日		31	魚病対策の迅速化に向けた取組	<p>a. 魚病に詳しい獣医師による適用外使用の実績を収集・分析し、医薬品医療機器等法に定める基準(使用基準)の見直しに反映する。</p> <p>b. 感染症のように一気に広まり被害が大きくなる魚病について、例えば、養殖密度の適正化、ワクチン接種の推進等の効果的な対策の在り方を、その費用負担の在り方を含め、引き続き、魚病対策促進協議会にて検討する。</p> <p>c. 獣医師その他の水産動物の医療を提供する者は、初診から遠隔診療が実施可能であることを通知により明らかにする。</p> <p>d. 通知を发出後、通知の内容を周知徹底した上で、遠隔診療の活用実態を継続的に調査し、公表する。その上で、積極的に遠隔診療が活用された事例を養殖業者やかかりつけ獣医師等の関係者へ周知するなど、遠隔診療がより積極的に活用されるための措置を講ずる。</p> <p>e. 通知の内容は、獣医師に直接周知・徹底を行う。</p>	<p>a.令和3年度検討・結論、令和4年度措置</p> <p>b.令和3年度検討・結論済み</p> <p>d.令和3年度措置</p> <p>e.令和3年上期措置</p>	農林水産省	<p>a. 魚病に詳しい獣医師による適用外使用の実績について収集・分析を行い、魚病対策促進協議会において使用基準の見直しを検討した結果、これまでに選定された疾病への対応に引き続き取り組むこととなった。</p> <p>b. 養殖密度の適正化、ワクチン接種の推進等の魚病の効果的な対策の在り方を、その費用負担の在り方を含め、魚病対策促進協議会において検討した。その結果、疾病の発生状況や被害率等に留意しつつ、複数の防疫措置を組み合わせて感染症対策を最適化することが適当であり、このような取組が進むよう、国においては、協議会等の意見を参考にして、効果的な施策を具体化するべきという結論を得た。また、費用負担の在り方については、魚病対策の費用は養殖業者による自己負担が基本であり、国は、①ワクチンなど医薬品の開発、②人の健康や養殖業者ができない等の養殖業に重大な影響を及ぼす事態への対応等、公益性の高い分野への支援を担うべきという結論を得た。</p> <p>c. 獣医師その他の水産動物の医療を提供する者は、初診から遠隔診療が実施可能であることを明示した「魚病の予防及びまん延防止における遠隔診療の積極的な活用について(通知)」(令和3年3月26日消費・安全局長通知)を发出した。</p> <p>d. 通知の发出時に、併せて日本獣医師会、全国海水養魚協会等の関係団体宛てに文書を发出し、管下会員への周知を依頼するとともに、リスト獣医師に当該通知を直接送付した。令和3年4月以降、通知の周知徹底を図るため、都道府県・養殖業者への説明、リスト獣医師への直接再周知等を実施した。また、養殖業者、都道府県、リスト獣医師等を対象として遠隔診療の活用実態調査を実施し、その結果を、積極的に遠隔診療が活用された事例とともにホームページで公表した。更に、遠隔診療のより積極的な活用に向け、遠隔診療に関するQ&Aを作成し都道府県への配布及び公表、積極的に遠隔診療が活用された事例の養殖業者やリスト獣医師等関係者への周知、遠隔診療の活用者(養殖業者、都道府県、リスト獣医師等)から課題の聴取を実施した。</p> <p>e. 通知の发出時に、併せて日本獣医師会宛てに文書を发出し、管下会員への周知を依頼するとともに、リスト獣医師に当該通知を直接送付した。また、獣医師への周知徹底を図るため、有志のリスト獣医師による勉強会での通知内容の説明、当省ホームページへの通知掲載、リスト獣医師等への直接再周知を実施した。</p>	今後予定 (令和4年3月31日時点)	a. 魚病対策促進協議会において選定された疾病について、令和4年度に医薬品の承認、上市、開発等に向けて必要な対応を進めていく。	未措置	継続F	a, b, d, 実施状況についてフォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
			(22)ドローンに関する規制改革									
令和3年6月18日		32	ドローンに関する規制改革	<p>a 様々な産業分野でのドローンの利活用を拡大するため、高構造物周辺でのドローンの飛行の規制について、令和3年度までに一定の条件下での緩和を目指す。</p> <p>b 飛行に係る手続の負担軽減、迅速化を図るため、令和4年度中に航空法(昭和27年法律第231号)関係の各種申請システム間の機能連携を実現するところ、さらに、①航空法や電波法(昭和25年法律第131号)に基づく手続の民間サービスを活用したオンライン化・ワンストップ化を推進する。②その他の各種法令手続も、必要性を整理の上、オンライン化・ワンストップ化のための連携の在り方を検討する。</p>	<p>a:令和3年度上期措置</p> <p>b:令和4年度措置</p>	<p>a:国土交通省</p> <p>b:内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 農林水産省 国土交通省 防衛省 環境省</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>a 航空法施行規則の一部改正によりドローン等の飛行禁止空域を見直し、煙突や鉄塔などの高層の構造物の周辺は航空機の飛行が想定されないことから、地表又は水面から150m以上の空域であっても、当該構造物から30m以内の空域については無人航空機の飛行禁止空域(規則第236条第1項第5号)から除外することとした。「令和3年9月24日改正・施行」</p> <p>【内閣官房、国土交通省】</p> <p>b 航空法にかかる無人航空機の行政手続の負担軽減、迅速化を図るため、2021年12月より、無人航空機登録システムをリリースした。加えて、①航空法や電波法に基づく手続の民間サービスを活用したオンライン化・ワンストップ化を推進したほか、②オンラインにより、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項に基づく小型無人機等の飛行に関する通報ができるようシステムを整備した。</p> <p>【内閣府】</p> <p>b ①ドローンを飛行させる際に必要となる航空法及び電波法関連の各種手続をオンライン化・ワンストップ化するため、官民の関係者によるミーティングを開催し、課題の整理や解決に向けた意見交換を実施した。その成果の一つとして、補助者なしの目視外飛行であって、かつ、機上のカメラ等を活用した監視もできない場合にあっては、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」に基づき、空中での衝突等を防止するため、ドローン運航者は全国で約150ある有人航空機関係者のうち複数の関係者と調整することが求められているところ、令和3年9月に、バラバラだった連絡方法と連絡内容を統一し、調整先一覧と合わせて国土交通省等のホームページで公開した。</p>	<p>【国土交通省】 実施済</p> <p>【内閣官房】</p> <p>b 航空法にかかる無人航空機の行政手続の負担軽減、迅速化を図るため、令和4年度中に航空法関係の各種申請システム間の機能連携を実現するとともに、新たに導入される機体認証制度等についてもオンライン手続を可能とする。また、航空法や電波法に基づく手続の民間サービスを活用したオンライン化・ワンストップ化を必要に応じて推進する。</p> <p>【内閣府】</p> <p>b ①引き続き官民の関係者が連携し、令和4年度中に予定している航空法関係の各種申請システム間の機能連携の進捗状況を踏まえ、ドローンの飛行申請に係る手続の民間サービスを活用したオンライン化・ワンストップ化を推進する。</p>	検討中	継続F	具体的措置が完了するまで継続的にフォロー行う	
			(23)「空飛ぶクルマ」の実現に向けた制度の整備									
令和3年6月18日		33	「空飛ぶクルマ」の実現に向けた制度の整備	<p>「空飛ぶクルマ」の試験飛行が円滑に実現されるよう、試験飛行の関連案文の一覧や試験飛行に係る飛行事例を公表した(令和3年3月)ところ、さらに、</p> <p>a 試験飛行のガイドラインを作成する。</p> <p>b 事業開始(令和5年目標)に必要な基準や手続について、官民協議会の議論を踏まえ、順次公表する。</p>	<p>a:令和3年度措置</p> <p>b:公表できるものから順次措置</p>	国土交通省	<p>a 「空飛ぶクルマ」の試験飛行ガイドラインを作成し、令和4年3月に公表した。</p> <p>b 令和7年の大阪・関西万博での空飛ぶクルマの実現に向けて、令和3年度の検討状況や令和4年度の取組について3月18日の第8回官民協議会の場で公表した。</p>	<p>a 実施済</p> <p>b 令和4年度には、官民協議会のもとに新たに離着陸場WGを設置し、事業開始に向けた必要な基準や手続について引き続き検討を実施するよてい。</p>	検討中	継続F	具体的措置が完了するまで継続的にフォロー行う	

閣議決定	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
								措置状況	評価区分	指摘事項
4. グリーン(再生可能エネルギー等)										
(2)3E+Sの次前提の下での、再生可能エネルギーの主力電源化の徹底及び最大限導入に向けた3つの原則										
令和3年6月18日	1	再生可能エネルギーの最優先の原則	再生可能エネルギーは、経済性、環境負荷、エネルギー自給、新しい雇用の創出などの観点から総合的に価値が高いため、大量導入が世界中で進行している。また、他電源と比較して社会的に許容度が高いプロジェクトもあり、技術的な大きなブレイクスルーも必要としない、2050年カーボンニュートラルを実現する現実的な選択技術でもある。そのため、合理的な範囲内で、再生可能エネルギーの導入をまずは優先して取り組むよう、規制・制度の在り方を追求する。	同原則を次期「エネルギー基本計画」に向け検討・結論	経済産業省	令和3年10月に閣議決定したエネルギー基本計画において、再生可能エネルギーについては、「2050年カーボンニュートラル及び2030年の温室効果ガス排出削減目標の実現を目指す。エネルギー政策の原則である3+Eを大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、負担負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す。」と明記した。具体的には、エネルギー基本計画に基づき、地域と共生する形で適地確保や事業実施、コスト削減、系統制約の克服、規制の合理化、研究開発などを進めている。	引き続き、エネルギー基本計画に基づき、地域と共生する形で適地確保や事業実施、コスト削減、系統制約の克服、規制の合理化、研究開発などを進めていく。	措置済	解決	
令和3年6月18日	2	柔軟性を重視したエネルギーシステム改革の原則	再生可能エネルギー主力電源化の鍵を握る変動性再生可能エネルギーへの対応に向けては、電力システムの柔軟性(火力発電やバイオマス発電の出力調整運転、貯蔵機能を有する揚水発電や蓄電池の活用拡大、送電網の広域運用、デマンドレスポンスの拡充など)が重要であり、国際的にも、この柔軟性(Flexibility)という概念を重視する傾向となっている。これまでは、ベース・ミッド・ピークといった電源区分の中で安定供給を維持してきたが、今後消費の電化が進み、エネルギーシステム全体の脱炭素化が求められる中で、再生可能エネルギーなども含む、エネルギーシステム改革という発想が不可欠であり、柔軟性を重視した規制・制度の在り方を追求する。	同原則を次期「エネルギー基本計画」に向け検討・結論	経済産業省	令和3年10月に閣議決定したエネルギー基本計画において、「送電網に関するマスタープランの策定、蓄電システム等の多様な分散型エネルギーリソースの導入拡大及び再生可能エネルギーの主力電源化の鍵を握る蓄電池や水素の活用等による脱炭素化された調整力の確保」を踏まえ、以下の取組を進めている。 ・送電網に関するマスタープランの策定 ・蓄電システム等の多様な分散型エネルギーリソースの導入拡大及び再生可能エネルギーの主力電源化の鍵を握る蓄電池や水素の活用等による脱炭素化された調整力の確保 ・系統混雑緩和への対応促進 ・系統の安定性を支える次世代インバータ等の開発	引き続き、エネルギー基本計画に基づき、 ・送電網に関するマスタープランの策定 ・蓄電システム等の多様な分散型エネルギーリソースの導入拡大及び再生可能エネルギーの主力電源化の鍵を握る蓄電池や水素の活用等による脱炭素化された調整力の確保 ・系統混雑緩和への対応促進 ・系統の安定性を支える次世代インバータ等の開発 といった取組や検討を進める。	措置済	解決	
令和3年6月18日	3	公正な競争環境の原則	エネルギー分野において、多種多様なイノベーションが起きるためには、多数の新規参入者と既存事業者が市場において切磋琢磨することが不可欠である。しかし、電気事業において法定独占が長く続いた中で、非対称規制を含む競争政策を強化しなければ、新規参入を増やし、健全な競争を促し、消費者の選択的競争を増やすことができない。そのため、本規制改革実施計画に記載する取組を徹底して実施するなど、電力市場における公正な競争環境を最優先で整備するよう規制・制度の在り方を追求する。	同原則を次期「エネルギー基本計画」に向け検討・結論	経済産業省	令和3年10月に閣議決定したエネルギー基本計画において、公正な競争環境の整備については、「電気事業者が様々な創意工夫を行い、新たな付加価値を生む競争が活発になれば、効率的に安定的な電力供給を果たしていく」という電力システム改革の狙いを更に追求していくためには、これまでの新規参入促進に向けた施策に加えて、より一層深い形で公正な競争環境を整備していくことが必要である。」と明記した。具体的には、エネルギー基本計画に基づき、以下の取組を進めている。 ・旧一般電気事業者各社の内外無差別な電力卸売の取組状況について、第62回制度設計専門委員会(2021年6月29日開催)において確認。さらに第67回制度設計専門委員会(2021年11月26日)においても取組状況のフォローアップを実施したところ。確認の結果、合理的な理由無く、社内・グループ内の取引価格が、社外・グループ外の取引価格の平均水準よりも低くなっている事例は確認されなかった。フォローアップを通じて確認された課題を踏まえ、内外無差別な卸売の実効性を高め、取組状況を外部から確認できるための仕組みの構築に向け、第71回制度設計専門委員会(2022年3月24日開催)において下記の取組を求め、進捗を確認していくこととされた。 ①交渉スケジュールの明示・内外無差別な交渉の実施 ②卸標準メニュー(ひな型)の作成・公表 ③発電・小売間の情報遮断、社内取引の文書化の徹底 ・グロス・ビディングについては第69回制度設計専門委員会(2021年10月1日開催)において、JERAからの提案により東電EPCによるグロス・ビディング廃止について整理され、2021年11月より先行的に廃止している。 ・市場参加者の情報の公正性の観点より、発電情報公開システム(HJCS)の登録対象となる出力低下要件の拡充、停止・出力低下理由(燃料制約等)の開示すべき情報としての位置づけ等の改定を実施(2021年11月4日適用)。 ・分断エリア別のエリアプライス需給曲線については、第69回制度設計専門委員会(2022年1月24日開催)で公開されることと整理され、2022年6月の公開を目標に日本卸電力取引所において準備が進められている。 ・需給に関する情報は、系統情報の公表の考え方(以下「系統情報GL」という。)において、2011年の東日本大震災後の電力需給ひっ迫などを踏まえ、エリアの需給実績情報を各一般送配電事業者と電力広域機関のウェブサイト上で公開することとしている。火力については燃料種別を公開するよう見直し、リアルタイムに近い時間帯では合算で公開、一定期間経過後(一ヶ月後頃)に燃料種別を公開することとした。 ・昨年12月、大規模な発電設備を保有する電気事業者を対象として、発電事業営業費用と小売電気事業営業費用を区分して整理する措置を講ずること等を取りまとめた「今後の電力システムの新たな課題について中間取りまとめ(案)」を電力・ガス政策小委員会において公表した。パブリックコメントの手続きを経て、今年2月の同小委員会にて、中間とりまとめを公表するとともに、電気事業会計規則などにおいて必要な改正を行った。	引き続き、エネルギー基本計画に基づき、公正で持続可能な競争・市場環境の整備に向けた取組を進めていく。 ・内外無差別な電力卸売の取組については左記の観点や再生エネタスクフォースからのご指摘も踏まえ、引き続き旧一般各社の内外無差別な卸売のコミットメントの実施状況について定期的にフォローアップを行う。 ・グロス・ビディングについては、取引の透明性をより高めるための新たな手順に移行することを前提として、当該手順が導入された際に、現在の形でグロス・ビディングを廃止していくことを引き続き検討していく。 ・系統情報の公開・開示は、レベニューキャップ制度においてサービスマネジメントの向上やデジタル化の項目として取り上げられているため、事業者のシステム対応・公開時期等についてフォローアップを行う。	措置済	解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
				(3)再生可能エネルギーの導入拡大に向けた農地の有効活用								
令和3年6月18日		4	農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標の設定	2050年カーボンニュートラルに向けた農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標を策定する。その際には、森林分野の導入目標も併せて示す。	エネルギー基本計画の策定を待って検討・結論・措置	農林水産省	令和3年12月に「みどりの食料システム戦略」へ2030年の目標として「2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。」を設定。	今後、この戦略の目標実現のため、施策を推進するとともに、現目標(農山漁村再エネ法に基づく目標)について、現在策定中のグリーンエネルギー戦略を踏まえ改定する。森林分野の導入目標についても、農山漁村再エネ法に基づく目標の改定を併せて示す。	検討中	継続F	引き続き検討状況をフォローする。	
令和3年6月18日		5	営農型発電設備の推進に向けた要件緩和	荒廃農地を活用する場合に、一時転用の許可基準である単収9割以上の確保が困難であるため、荒廃農地上で実施する営農型発電設備の導入に際しては、単収8割要件は求めないこととし、発電設備の下部が適正かつ効率的に利用されているかどうかによって判断するよう、措置を講ずる。	措置済み	農林水産省	荒廃農地を活用する場合に、一時転用の許可基準である単収9割以上の確保が困難であるため、荒廃農地上で実施する営農型発電設備の導入に際しては、単収8割要件は求めないこととし、発電設備の下部が適正かつ効率的に利用されているかどうかによって判断するよう通知を改定した。 「支柱をたてて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについて(30農振第78号農林水産省農村振興局長通知)」2(2)ウ	—	措置済	解決		
令和3年6月18日		6	営農型発電設備における一時転用期間更新の考え方の明確化	金融機関からの資金調達をより容易にするために、営農型発電における一時転用期間に関して、発電設備の下部の農地の営農等に支障が生じない限り、再許可による期間更新がなされる仕組みである旨を通知で明確化し、周知する。	措置済み	農林水産省	営農型発電設備における一時転用期間に関して、発電設備の下部の農地の営農等に支障が生じない限り、再許可による期間更新がなされる仕組みであることを通知により周知した。 「再生可能エネルギー設備の設置に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適正かつ円滑な運用について(2農振第3854号農林水産省農村振興局長通知)」別紙1-5(1)	—	措置済	解決		
令和3年6月18日		7	営農型発電設備の設置における地上権・賃借権の取扱い	事業者の負担を軽減する観点から、営農型発電設備の設置において、農地法(昭和27年法律第229号)(昭和二十七年法律第二百二十九号)(昭和二十七年法律第二百二十九号)(昭和二十七年法律第二百二十九号)(昭和二十七年法律第二百二十九号)第3条の許可申請書の添付書類は同法第5条許可申請書の写しを添付することで足りることを通知で明確化する。	措置済み	農林水産省	「営農型発電設備の設置についての農地法第3条第1項の許可の取扱いについて」(令和3年3月22日付け2経農第3388号)を发出し、事業者の負担を軽減する観点から、農地法第3条の許可申請書以外の全ての添付書類について、農地法第5条許可申請書の写しを添付することで足りることを周知した。	—	措置済	解決		
令和3年6月18日		8	その他、営農型発電設備の取扱いの明確化	申請書類や許可基準をできる限り統一するために、都道府県知事等に対して、各都道府県での審査基準の統一な取扱いや必要な申請書類以上を過度に求めないよう周知する。また、営農計画書における農作物の記載方法やその取扱いについて改めて周知する。	措置済み	農林水産省	申請書類や許可基準をできる限り統一するために、都道府県知事等に対して、各都道府県での審査基準の統一な取扱いや必要な申請書類以外を求めないよう通知により周知した。また、営農計画書における農作物の記載方法やその取扱いについて通知により周知した。 「再生可能エネルギー設備の設置に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適正かつ円滑な運用について(2農振第3854号農林水産省農村振興局長通知)」別紙1-5(3)	—	措置済	解決		
令和3年6月18日		9	再生利用困難な荒廃農地の非農地判断の迅速化	農業委員会が利用状況調査において再生利用困難な荒廃農地(非農地)と判断した場合には、その旨を所有者、市町村、法務局等の関係機関に対して通知し、通知を受けた市町村長が職権一括して法務局に地目変更の申出を行うよう通知を发出する。	措置済み	農林水産省	「非農地判断の徹底について」(令和3年4月1日付け2経農第3505号)を发出し、農業委員会が利用状況調査において再生利用困難な荒廃農地(非農地)と判断した場合には、その旨を所有者、市町村、法務局等の関係機関に対して通知し、通知を受けた市町村長が職権一括して法務局に地目変更の申出を行うよう周知した。	—	措置済	解決		
令和3年6月18日		10	農用地区域内の非農地の活用	非農地判断されても、農用地区域から除外されない限り、用途・開発に制限があるため、除外手続の円滑化を図るために、非農地を農用地区域から除外する場合のガイドラインを明確化する。	措置済み	農林水産省	非農地を農用地区域から除外する場合のガイドラインを明確化した。 「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について(2農振第3804号農林水産省農村振興局長通知)第16の2	—	措置済	解決		
令和3年6月18日		11	再生利用可能な荒廃農地の活用	農山漁村再生可能エネルギー法(平成25年法律第81号)(平成二十五年法律第八十一号)の対象となる「再生可能荒廃農地」の3条件(①生産条件が不利、②相当期間不耕作、③耕作者を確保することができず、今後耕作の見込みなし)と「③耕作者を確保することができず、今後耕作の見込みがないこと」のみで対象にできるように要件を緩和する。ただし、モラルハザード防止の措置を併せて盛り込む。	令和3年7月措置	農林水産省	令和3年7月30日に農山漁村再生可能エネルギー法(平成25年法律第81号)(平成二十五年法律第八十一号)の告示改正を行い、「再生可能荒廃農地」の3条件(①生産条件が不利、②相当期間不耕作、③耕作者を確保することができず、今後耕作の見込みなし)と「③耕作者を確保することができず、今後耕作の見込みがないこと」のみで対象にできるように要件を緩和するとともに、モラルハザード防止の措置も盛り込んだ。	—	措置済	解決		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
令和3年6月18日		12	農振除外や農地転用等の手続の迅速化	関係機関の連携による複数手続(例:農振除外と農地転用)の同時並行処理の徹底等を通知で周知する。	措置済み	農林水産省	関係機関の連携による農振除外と農地転用等の複数手続の同時並行処理の徹底等を通知した。 「再生可能エネルギー設備の設置に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適正かつ円滑な運用について(2農振第3854号農林水産省農村振興局長通知)」別紙1-2(1)、4	措置済	解決		
令和3年6月18日		13	農地所有適格法人制度の事業要件における営農型発電設備等の位置付けの明確化	農業と一体的に行われる営農型発電事業、バイオマス発電事業及びバイオマス熱供給事業について、農地所有適格法人の関連事業に該当する旨を明確化する。	措置済み	農林水産省	農地所有適格法人が行う農業に関連する事業に、当該法人が行う農業と一体的に行われる営農型太陽光発電事業、バイオマス発電事業及びバイオマス熱供給事業の追加を内容とする「農地法施行規則の一部を改正する省令」が令和3年4月1日に施行された。	措置済	解決		
令和3年6月18日		14	農業用施設の屋根や壁に太陽光発電設備等を設置する際の取扱いの明確化	農業用施設の屋根や壁に太陽光発電設備等を設置する場合の農地転用許可制度上の取扱いについて、同農業用施設が設置されている土地が農地上の農地であるかどうか、また同施設が新設が既設かに場合分けをし、農地転用に当たるとどうかを明確化する。	措置済み	農林水産省	農業用施設の屋根や壁に太陽光発電設備等を設置する場合の農地転用許可制度上の取扱いについて、類型化して明確化し、通知により周知した。 「再生可能エネルギー設備の設置に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適正かつ円滑な運用について(2農振第3854号農林水産省農村振興局長通知)」別紙1-3(1)	措置済	解決		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
				(4)風力発電、地熱発電等の導入拡大に向けた森林の有効活用								
令和3年6月18日		15	林野行政における再生可能エネルギーの位置付けの明確化	再生可能エネルギー利用促進に取り組む考え方について、次期の「森林・林業基本計画」において明確化するともに、同計画の趣旨や具体的な取組について下記マニュアル等により森林管理局や都道府県に対して指導を徹底し、森林の公益的機能の発揮と調和する再生可能エネルギーの利用促進を図る。	措置済み	農林水産省	森林・林業基本計画(令和3年6月15日閣議決定)において、「風力や地熱による発電施設の設置に関し、マニュアル整備等を通じた国有林野の活用や保安林の解除に係る事務の迅速化・簡素化、保安林内作業許可基準の運用の明確化、地域における協働への参画等を通じた積極的な情報提供などを行い、森林の公益的機能の発揮と調和する再生可能エネルギーの利用促進を図る」旨記載した。また、下記No.16.No.17のマニュアルの制定等を行い、各種会議や研修において、都道府県・森林管理局職員に対して同計画の趣旨や具体的な取組について指導や研修を実施した。	引き続き、関連団体や都道府県、森林管理局等の意見を聴きながら、保安林の指定解除事務等マニュアルを適宜改訂する。また、令和4年6月及び7月に都道府県・森林管理局職員に対して、保安林制度に関する研修を実施する予定である。	措置済	解決		
令和3年6月18日		16	国有林野の貸付け等に係る手続の迅速化・透明化	a 手続の明確化、簡素化に資するよう、手続の流れ、必要な書類、保安林解除や環境影響評価と共用可能な書類、その他留意事項等を整理した資料を作成・公表し、事業者等に周知する。また、事前相談は申請者が希望する場合に行う任意の手続であることも事業者等に周知する。 b さらに、簡素化することができる書類や他の手続と共用可能な書類について精査・検討した上で、詳細なマニュアルを作成・公表し、事業者等に周知する。 c 他の許認可手続等との並行審査が可能であることや、国有林野管理審議会の書面やWEB等により柔軟な開催を可能とするよう、森林管理局等の担当者等に周知徹底する。 d 貸付け等の対象地に緑の回廊を含むときの施設設置等の対応を迅速化するため、保護林管理委員会の柔軟な開催と統一な手続について森林管理局等の担当者等に周知徹底するとともに事業者等へ周知する。 e また、緑の回廊について、これまでの事例も踏まえつつ、再生可能エネルギー施設の設置等に係る基準を明確化・公表するとともに、事業者等へ周知する。 f 「農林水産省共通申請サービス」の実装により、手続のデジタル化、プロセスの効率化を推進する。	a,c,d 措置済み b 令和3年上期までに第一期 c 令和3年上期までに第一期 d 取りまとめ版を作成・公表 e 令和3年上期までに第一期 f 令和3年措置	農林水産省	a,c: 事前相談が任意の手続きであることをHP上で周知した。また、事前相談を含めた事務の流れや提出書類等をHP上で明確化するとともに、森林管理局等に周知した。 b: 「国有林野を風力発電又は地熱発電事業の用に供する場合の貸付け等手続の迅速化及び簡素化について(令和3年9月30日付け3林国業第118号林野庁長官通知)」及び「風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等手続マニュアルの制定について(令和3年9月30日付け3林国業第114号林野庁国有林野部経営企画課長・業務課長通知、以下「貸付け等手続マニュアル」という)」を発生し、公表を行った。 d: 「保護林管理委員会の運用について(令和3年3月31日付け2林国経第182号林野庁経営企画課長通知)」を発生し、委員会の書面又はWeb 開催を可能とする手続の迅速化について森林管理局等の担当者及び事業者等へ周知した。 e: 貸付け等手続マニュアル及び「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の設置等に係る手続について(令和3年3月31日付け2林国経第183号林野庁経営企画課長通知)」を発生して手続の流れや基準を明確化し、森林管理局等の担当者及び事業者等へ周知した。 f: 令和3年11月に農林水産省共通申請サービス(eMAFF)において、国有林野の貸付け等に係る手続を実装した。	実施済み	措置済	解決		
令和3年6月18日		17	保安林の解除事務の見直し	a 事前相談は、申請者が希望する場合に行う任意の手続であることを周知する。 b 事前相談で本申請に近い書類の提出を求める事例等も見られることから、相談事務の流れを再整理し、対象項目、必要書類を周知する。 c 風力発電や地熱発電の保安林解除の事例について、業界団体の協力を得つつ分析・整理し、手続の流れ・必要書類・留意事項等記載したマニュアルを作成・周知する。あわせて、都道府県・森林管理局職員に対する研修等を実施する。 d 保安林制度に関する通知類やマニュアル等を掲載する「保安林ポータル(仮称)」を新たにホームページ上に開設するとともに、保安林の解除区域の検討に必要な区域情報を持つ都道府県・森林管理局の窓口やデータの入手方法についても整理・公表する。 e 保安林解除の手続について、「農林水産省共通申請サービス」の実装により、手続のデジタル化、プロセスの効率化を推進する。	a,b,d 令和3年上期措置 c 令和3年上期までに第一期 d 令和3年上期までに第一期 e 令和3年措置	農林水産省	a,b: 「保安林の指定の解除に係る事務手続について(令和3年6月30日付け3林整治第478号林野庁長官通知)」を発生し、事前相談が任意の手続であることを周知するとともに、当該相談事務の流れや、対象項目・必要書類について再整理して周知した。 c: 「保安林の指定解除事務等マニュアルについて(令和3年9月30日付け3林整治第993号林野庁森林整備部治山課長通知)」を発生し、当該事務の手続の流れや、必要書類・留意事項等について周知するとともに、林野庁研修において、都道府県・森林管理局職員に対して研修を実施した。 d: 令和3年6月に保安林ポータルを林野庁ホームページ上に開設し、保安林制度に関する通知類やマニュアル等を掲載するとともに、都道府県・森林管理局の窓口や各種データ入手方法を公表した。 e: 令和3年12月に農林水産省共通申請サービス(eMAFF)において、保安林解除の手続を実装した。	引き続き、関連団体や都道府県、森林管理局等の意見を聴きながら、保安林の指定解除事務等マニュアルを適宜改訂する。また、令和4年6月及び7月に都道府県・森林管理局職員に対して、保安林制度に関する研修を実施する予定である。	措置済	継続F	関連団体等のニーズに基づくマニュアルの適宜改訂を引き続きフォローする。	
令和3年6月18日		18	保安林解除・許可基準の解釈リテラシー向上等	a 作業許可基準の取扱い(例:発電所建設用アクセス道路の「森林の施業・管理に必要な施設」への該当性)について具体的に整理し、周知する。 b また、法令・通知解釈に関する質問を受け付ける相談窓口をホームページ上に開設する。	令和3年上期措置	農林水産省	a: 「改正許可基準等の適用に当たっての留意事項について(平成27年7月3日付け2-20林野庁治山課長通知)」を令和3年6月30日付け改正し、森林の施業・管理の用に供する、又は資する林道等の解釈、作業許可期間の延長、作業許可の重複や切土・盛土高さ基準の解釈について、明確化の上周知した。 b: 保安林ポータル上に、法令・通知解釈に関する質問を受け付ける相談窓口を開設した。	引き続き、関連団体や都道府県、森林管理局等の意見を聴きながら、保安林の指定解除事務等マニュアルを適宜改訂する。また、令和4年6月及び7月に都道府県・森林管理局職員に対して、保安林制度に関する研修を実施する予定である。	措置済	継続F	関連団体等のニーズに基づくマニュアルの適宜改訂を引き続きフォローする。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
			(5)地熱発電等の導入拡大に向けた自然公園法、温泉法の在り方									
令和3年6月18日		19	自然公園を中心とした地熱発電の導入目標の策定	新たな2030年度の温室効果ガス削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向け、各種課題の克服を前提としつつ、経済産業省の協力も得て、自然公園を中心とした地熱発電の導入目標を策定する。 地熱開発プロジェクトを加速化させるために、規制の運用見直し等の実施に加えて、環境省自らが率先して行動することを定めた「地熱開発加速化プラン」を進める。 a 具体的には、2030年までに、指業まで10年以上とされる地熱発電のリードタイムを自然公園内の案件開発の加速化で2年程度短縮し、最長で8年程度を目指す。 b また、2030年までに、60超の地熱施設数を全国で倍増することを目指す。 c これらの目標を実現するために、温泉モニタリングによる温泉事業者の不安材料の払拭、地域と共生できる地熱ポテンシャルの特定、改正地球温暖化対策推進法(令和3年法律第54号)を活用した促進区域の指定などの取組を実施する。	順次検討・結論・措置 順次措置	環境省 環境省	・令和3年7月21日に開催された経産省総合資源エネルギー調査会基本政策分科会で示された2030年におけるエネルギー供給の通し(暫定版)において、2030年の地熱発電の導入目標は、指業・取組を強化することにより現行ミックス水準の達成を目指すこととして、1.5GWと示された。この目標の達成に向けて、経産省は、自然公園を中心とした追加的な地熱調査を令和3年、4年度中に完了し、追加で0.5GWを導入することを目指すこととしている。環境省は、これらの状況及び各種課題の克服を前提として、上記の2030年の導入目標の達成に向けて取り組んでいる。 ・また、この目標達成に向け、上記基本政策分科会で示されたエネルギー基本計画等に記載されているとおり、環境省自らが率先して行動することを定めた「地熱開発加速化プラン」を表明、2030年までに地熱開発のリードタイムの短縮を図ることし、10年以上かかるところを2年程度短縮して最長8年程度とすることを旨とする。2030年までに自然公園を含め現在約60ヶ所ある全国の地熱発電施設数の倍増を目指すこととしている。そのため、調査や開発の円滑な実施に資するよう、自然公園法(昭和32年法律第161号)及び温泉法(昭和23年法律125号)の運用見直し等を実施した。 また、温泉事業者の不安材料の払拭に資するため、環境省直轄での温泉モニタリングの試行に着手した。	2021年11月に改定されたエネルギー基本計画等に記載されているとおり、2021年4月に表明した「地熱開発加速化プラン」に基づき、改正地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定の促進、温泉モニタリングなどの科学データの収集・調査や円滑な地域調整を進めることを通じて、最大2年程度のリードタイムの短縮と全国の地熱発電施設数の2030年までの倍増を目指す。	未措置	継続F	地熱開発加速化プランの進捗状況をフォローする。	
令和3年6月18日		20	自然公園内の地熱発電の取扱いに関する「基本的な考え方」の転換	「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて(平成27年10月2日 環境省自然環境局長通知)」における、第2種・第3種特別地域で「地熱開発は原則としては認めない」という記載について、優良事例を積極的に容認しつつ、地熱開発の加速化に貢献していくという趣旨が明確になるよう基本的な考え方の整理について検討し、措置する。	令和3年度上期検討・結論・措置	環境省	・国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて、中央環境審議会自然公園・温泉合同小委員会(令和3年6月～)及び「地域共生型の地熱利活用に向けた方策等検討会」(令和3年7～9月)において、有識者や事業者団体等の意見を聴取しつつ、基本的な考え方を整理した。その結果を踏まえ、第2種・第3種特別地域における地熱開発について、優良事例を積極的に容認しつつ、地熱開発の加速化に貢献していくという趣旨が明確になるよう、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて(平成27年10月2日環境省自然環境局長通知)」及び同通知の解説(平成28年6月23日付け国立公園課長通知)を令和3年9月30日付けで改正した。	措置済み	解決			
令和3年6月18日		21	自然公園における許可基準や審査要件の明確化	自然公園内における地熱発電等の許可基準及び審査要件(どのような立地や設計であれば容認するか)の考え方や工夫の明確化について、専門家や事業者団体等の意見を踏まえて検討し、結果を通知等に反映する。	令和3年度上期検討・結論・措置	環境省	【地熱発電】 ・自然公園内における地熱発電等の許可基準及び審査要件について、中央環境審議会自然公園・温泉合同小委員会(令和3年6月～)及び「地域共生型の地熱利活用に向けた方策等検討会」(令和3年7～9月)において、有識者や事業者団体等の意見を聴取しつつ考え方を整理した。その結果を踏まえ、許可基準及び審査要件(どのような立地や設計であれば容認するか)の考え方や工夫が明確になるよう、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて(平成27年10月2日環境省自然環境局長通知)」及び同通知の解説(平成28年6月23日付け国立公園課長通知)を令和3年9月30日付けで改正した。 【風力発電】 ・事業者団体(日本風力発電協会)等と、現状や課題に関して、率直な意見交換を令和3年5月28日及び7月8日に実施済み。	措置済み	解決			
令和3年6月18日		22	国立・国定公園以外における規制の適用の明確化	国立・国定公園以外の立地については、自然公園法(昭和32年法律第161号)の規制は適用されず、ガイドラインへの適合は求めていないため、この旨を都道府県に通知する。	措置済み	環境省	・国立・国定公園以外の立地については自然公園法の規制はなく、ガイドラインへの適合は求めていないため、この旨を「風力発電施設等の申請及び届出の処理について(令和3年6月7日付け国立公園課長通知)」で環境省各地方事務所及び都道府県に通知を行った。	措置済み	解決			
令和3年6月18日		23	調査段階等における詳細計画の不要化	地熱調査や調査井掘削時点など初期段階において、詳細レイアウト等は不要と整理し、その旨を環境省各地方事務所及び都道府県に通知する。	措置済み	環境省	・第2回再生エネルギー推進規制等要望を踏まえ、地熱調査段階における詳細レイアウト等は不要と整理し、その旨を「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」の再周知について(令和3年3月29日付け国立公園課長通知)で環境省各地方事務所及び都道府県に通知した。 ・これに加えて、調査井掘削の申請時点における詳細レイアウトについても不要と整理することとし、その旨を「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」の運用について(令和3年6月10日付け国立公園課長通知)で環境省各地方事務所及び都道府県に通知を行った。	措置済み	解決			
令和3年6月18日		24	地熱資源等の適切な管理に関する新制度の検討	2050年カーボンニュートラル実現に向けて、有限な温泉・地熱資源の適切な管理に関する新たな制度に関して、現状把握した上で検討する。	令和3年度上期までに現状把握した上で論点を整理、必要に応じて調査合同で検討会を設置し検討	環境省 経済産業省	・2050年カーボンニュートラル実現に向けて有限な温泉・地熱資源の適切な管理に関する制度について、令和3年6月28日に中央環境審議会自然公園・温泉合同小委員会に付議するとともに、より技術的な知見を得るため、地熱専門家を含む有識者や事業者団体等による「地域共生型の地熱利活用に向けた方策等検討会」(経済産業省オブザーバー)を設置し、7月、8月、9月に各1回ずつ開催して論点を整理した。 ・上記論点を整理を踏まえ、令和3年9月30日に中央環境審議会自然公園・温泉合同小委員会で開催を行った結果、まずは温泉法の運用見直しや改正道法法の仕組みを最大限活用し、地熱資源の利用促進に努めることとされたことから、同日付けで温泉法の運用に係る技術的助言である「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」を改訂し、都道府県に通知した。	措置済み。今後も継続的に、事業者団体や自治体等からの意見も伺いつつ、必要に応じて検討を行う。	継続F	事業者団体等の意見も踏まえた検討をフォローする。		

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置 状況	評価 区分	指摘事項
令和 3 年 6 月 18 日		25	温泉部会 や内規策 定におけ る地熱専 門家の参 画	専門家の各都道府県における温泉審査部会等への参画と、地熱開発に係る要綱や内規等を策定する 場合においても地熱専門家の助言を仰ぐよう技術助言を都道府県知事に通知するとともに、地熱発電 のポテンシャルが大きい都道府県全てにおいて専門家が配置されるよう引き続き取り組む。	措置済み、そ の後フォロー アップを実施	環境省	第2回再エネ関連規制等要望を踏まえ、専門家の審議会等への参画と、地熱開発に係る要綱や内規等を策定する 場合においても専門家の助言を仰ぐよう求める通知を「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)等」の 周知について(令和2年12月24日付け自然環境整備課長通知)で都道府県知事に発出済み。地熱発電のポテン シャルが大きい13の都道府県のうち、12の都道府県で専門家が配置(うち1都道府県は令和4年1月に追加)されて いる状況。	今後も定期的にフォローアップ調査を行い、残りの1都道府県においても専門家が配置されるよう働きかける。	未措置	継続F	専門家配置の進 捗を引き続きフォ ローする。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分	指摘事項	
令和3年6月18日		26	温泉部会(審議)の開催頻度の向上	掘削許可を取得するまでの期間短縮のため、都道府県において温泉部会(審議)の適切な開催頻度を求める通知を发出する。	令和3年上期措置	環境省	行政手続法の趣旨(申請が到達したら遅滞なく審査を開始等)を踏まえて、開催頻度の向上(例えば回半期に1回程度。ただし、掘削許可申請がない場合は休会とするなど。)や適切な開催頻度を求める通知を「地熱開発に関する内規等の点検及び公開等について(令和3年6月30日付け自然環境整備課長通知)」で都道府県に发出済み。また、各都道府県の現状の開催頻度の実態把握をいっいつ、開催頻度を向上するよう働きかけた。	今後も定期的にフォローアップ調査を行い、必要に応じて適切な開催頻度となるよう働きかける。	措置済	解決	
令和3年6月18日		27	温泉法による都道府県による都道府県府令における掘削距離規制や本数制限等の撤廃	a 温泉法(昭和23年法律第125号)による大深度の傾斜掘削に対する掘削距離規制や本数制限等について、まずは都道府県の規制について科学的根拠のない場合の撤廃もきめた点検を求めるとともに、都道府県の規制内容及びその科学的根拠の公開を行うよう通知等にて周知する。 b さらに、都道府県等の意見聴取、実地把握、有識者による検討を経て、掘削距離規制や本数制限等についての科学的な知見を踏まえた考え方や方向性について結論を得て、「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱開発関係)」にも反映する。	a 令和3年上期措置 b 令和4年度上期検討・結論・措置	環境省	・温泉法による大深度の傾斜掘削に対する掘削距離規制や本数制限等について、まずは「①地熱開発に係る掘削に対する掘削距離規制や本数制限等の規制を温泉法の適用に係る内規等で定めている都道府県においては当該内規等の内容及びその科学的根拠を公開するとともに、②科学的根拠がないと判断される場合には当該内規等を廃止することや一つの地熱貯留層を同一事業者のみで調査・開発する場合は適用しないといった適用の見直しについて検討を行うよう」依頼する旨の通知を「地熱開発に関する内規等の点検及び公開等について(令和3年6月30日付け自然環境整備課長通知)」で都道府県に发出済み。また、通知发出後、関係都道府県にヒアリングや助言を行うなど、状況把握及び通知内容の理解・検討の促進に努め、適切にフォローアップを行った。 ・中央環境審議会自然公園・温泉合同小委員会のもので審議(より技術的な知見を得るための地熱専門家を含む有識者や事業者団体等による「地域共生型の地熱活用に向けた方策等検討会」(経済産業省が主催)における検討を含む)を踏まえ、掘削距離規制や本数制限等についての科学的な知見を踏まえた考え方や方向性について取りまとめ、令和3年9月30日に「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱開発関係)」を改訂し、都道府県に通知した。	今後も引き続き、関係都道府県へのヒアリングによる状況把握及び通知内容の理解・検討の促進に努め、通知を踏まえた適切な対応がなされるよう働きかける。	措置済	継続F	通知・ガイドラインに基づいた適切な対応がなされているか引き続きフォローする。
(8) 風力発電等の導入拡大に向けた環境影響評価制度の見直し											
令和3年6月18日		28	風力発電事業における環境影響評価手続の対象事業規模変更の見直し等	a 環境影響評価法(平成9年法律第81号)の対象となる第1種事業の風力発電所の規模について、最新の知見に基づき、他の法対象事業との公平性の観点から検討した結果、「1万kW以上」から「5万kW以上」に引き上げる措置を講ずる。 b1 立地に応じた地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について迅速に検討・結論を得る。 b2 立地に応じた地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントの運用強化について、令和2年度に得た結論を運用に反映する。	a 令和3年10月措置 b1 令和3年上期には具体的な検討を開始、令和4年度結論 b2 令和3年度から運用に反映	環境省 経済産業省	a 環境影響評価法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となつて以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更した(令和3年10月施行)。また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当座、都道府県・環境影響評価法改正条例の条例により適切に手当てされることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けた(令和4年9月30日まで)。 b1 立地に応じた地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について迅速に検討し、令和4年度までに結論を得るため、「令和3年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を令和3年6月に立ち上げた。 b2 環境影響評価情報支援ネットワークにおける環境影響評価図書等の公開や、環境影響評価後のフォローアップの実施、環境アセスメントデータベース(EADAS)を通じた、環境情報の提供等継続的に効果的・効率的な環境アセスメントの運用強化を行っているところ。	a 実施済み b1 引き続き、立地に応じた地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について令和4年度に結論を得られるよう検討を進める。 b2 実施済み。引き続き、効果的・効率的な環境アセスメントが実施されるよう運用強化を行う。	検討中	継続F	b1について、検討状況を引き続きフォローする。
令和3年6月18日		29	ゴルフ場等の開発済み土地における太陽光発電等の推進に向けた環境影響評価手続の明確化	現行制度上でも、環境影響の評価を行う項目は、事業特性・地域特性に応じて事業者自ら選定する。とが可能で手続の簡素化を図ることができるが、メリハリのある環境影響評価を進めるために、太陽光発電に関するメリハリのある環境影響評価に係るガイドラインを公表する。	令和3年上期措置	環境省 経済産業省	太陽電池発電所の環境影響評価における事業特性や地域特性に応じた合理的な環境影響評価の項目の選定の考え方について、「開発済み土地」に太陽電池発電所を設置するにあたっての、環境影響評価の項目の選定に係る考え方を取りまとめ、「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」を策定し、令和3年6月に公表した。	実施済み。	措置済	解決	
令和3年6月18日		30	環境影響評価手続における地熱発電の事前調査等の位置付けの整理	地熱発電事業で想定される事前調査等の実施に関して、対象事業の実施制限に関する考え方について整理し、地方自治体や関係団体等に周知して理解の促進を図る。	令和3年上期措置	環境省 経済産業省	環境影響評価法第27条の規定による環境影響評価書の公告を行う前に、事業者が対象事業を実施することを禁止している法第31条第1項の規定について考え方を整理し、環境省及び経済産業省より「地熱発電所の環境影響評価手続における事前調査等の扱いについて」(令和3年6月)を发出し、環境影響評価の適切な実施のために必要となる事前調査等の行為について、環境影響評価書の公告の前に実施して差し支えないことを周知した。	実施済み。	措置済	解決	

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置 状況	評価 区分	指摘事項
(7)所有者不明土地や生産緑地等の有効活用											
令和 3年 6月 18日		31	所有者不明土地の 利用の円滑化等に 関する特別措置法 (平成30年法律第 49号) (平成三十 年法律 第四十九 号)にお ける対象 の拡大	所有者不明土地の有効活用と再生可能エネルギーの最大限の導入に向けて、同法の対象事業の範囲を出力1000kW未満の再生可能エネルギー設備にも拡大する措置について、地域福祉増進事業が地域の福祉や利便の増進に寄与する事業を対象としている趣旨を十分に踏まえつつ、有識者や地方公共団体などの関係者の意見を伺いながら令和4年の間法施行3年経過の制度見直しに向けて検討する。	令和4年の制度見直しを目標として令和3年検討・結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省	地域住民等の福祉や利便の増進に寄与する事業を対象としている地域福祉増進事業の趣旨を踏まえ、地域福祉増進事業の対象事業に、再生可能エネルギー発電設備の整備に関する事業を追加することとする。『所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(令和4年2月4日閣議決定)』を第208回国会に提出した。 ○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案による改正後の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)(抄) (定義) 第二条(略) 2(略) 3 この法律において「地域福祉増進事業」とは、次に掲げる事業であつて、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われるものをいう。 一～九(略) 十 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)による再生可能エネルギー発電設備のうち、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものとして政令で定める要件に適合するものの整備に関する事業 十一～十二(略) 4(略)	『所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律』が成立した場合、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。	措置済	解決	
令和 3年 6月 18日		32	生産緑地 地区内 における 売電を行 う農業 型太陽 光発電 設備の 設置の 実現	現行制度上認められている、農産物等の生産のために必要な農業型太陽光発電設備だけでなく、専ら売電を行う農業型太陽光発電設備についても、生産緑地地区内で設置できるよう措置を検討する。	令和3年度内できるだけ早期に検討・結論	国土交通省	生産緑地地区内における売電を行う農業型太陽光発電設備の設置について、農業関係者からの意見聴取等を実施し、検討を行っているところ。なお、生産緑地の有する多様な機能の確保の観点等から懸念が示されている。	生産緑地法の趣旨を踏まえた上で再生可能エネルギーの導入に必要な要件等について、引き続き、農業関係者等との丁寧な議論を行いつつ、検討する。	検討中	継続F	検討状況を引き続きフォローする。
令和 3年 6月 18日		33	水上太陽 光発電の 普及に向 けた農業 用ため池 の活用	農業用ため池上に水上太陽光発電設備を設置している事例の調査を実施し、調査結果を踏まえて、「農業用ため池に水上太陽光発電設備を設置する上での留意点について、ため池管理保全法(平成31年法律第17号)」に基づき事務の参考資料や地方公共団体への技術的助言として示すことを検討する。	令和3年度上期検討・結論・措置	農林水産省	農業用ため池上に水上太陽光発電設備を設置している事例の調査を実施し、調査結果を踏まえて、「農業用ため池における水上設置型太陽光発電設備の設置に関する手引き」を作成し、令和3年9月28日に周知。		措置済	解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(8)再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた系統制約の解消												
令和3年6月18日		34	ローカル系統や配電系統におけるノンファーム型接続の適用に関するノンファーム型接続の適用と費用負担	a ローカル系統におけるノンファーム型接続の適用に際しては、平滑化効果の弱さ等から、再生可能エネルギーの出力制御量が大きくなること等課題のため、増強計画の策定や再生可能エネルギーを調整電源化していく取組と一体的に検討を進めることとし、令和6年度で終了する予定のNEDO事業の完了を待たず、ノンファーム型接続の受付開始の前倒しを検討し、速やかに全国展開する。 b 配電系統へのノンファーム型接続の適用拡大については、当面、分散型エネルギーリソースを活用したNEDOの事業プロジェクトにおいて必要となる要素技術等の開発・検証を進め、その結果を踏まえつつ、速くとも令和4年度まで社会実装に向けた方向性を取りとめ、速やかな展開を目指す。 c 計画的な形でローカル系統等の整備が望ましいことなどを踏まえ、ローカル系統等の整備と費用負担・接続の在り方を一体的に検討し、少なくともローカル系統に照しては原則一般負担化する方向で、一定の方向性を取りとめる。	a 速くとも令和4年度までに結論・措置 b 1aの検討・結論も踏まえつつ、速くとも令和4年度までに結論・措置を得次第速やかに措置 c 令和3年上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	a NEDO事業(日本版コネク&マネージを実現する制御システムの開発)により、必要となる技術開発と検証を実施中。 b. NEDOの事業プロジェクトにおいて、配電系統において分散型エネルギーリソースを活用する際に必要となる要素技術等を抽出するフェーズビリティスタディを実施中。 c. 第33回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(令和3年6月3日)において、優位性が費用を上回る場合に増強するという増強規律の下で、各一般送配電事業者が策定する増強計画に基づき行われるローカル系統の増強費用については、全額一般負担とする旨を整理。当該整理に基づき、ガイドラインを改定・施行。	a 令和4年度中に、国の審議会等においてローカル系統へのノンファーム型接続の適用の方針等について提示・議論を行い、令和5年3月末頃から順次受付を開始予定。 b. フェーズビリティスタディの結果を踏まえ、令和4年度から、配電系統における分散型エネルギーリソースの活用/社会実装に向けた技術開発・実証に着手。 c. 措置済み	検討中	継続F	検討状況を引き続きフォローする。	
令和3年6月18日		35	送電線利用・出力制御ルールの見直し	a 送電線の利用ルールについては、ミットオーダーを追求していくが、市場主導型(ゾーン制/ノーダール制)への見直しは、システム開発等により一定の期間がかかる。そこで、早期に再生可能エネルギーの出力制御量を減らすため、まずは現行の実業供給段階における需給調整方法を踏襲した仕組みにより、ミットオーダーにより混雑処理を行う再給電方式を開始する。 b その後、市場主導型への見直しを検討し、早急な実現を目指す。	a 令和4年措置 b 1aの検討・結論・措置を踏まえつつ、令和4年度までに市場主導型への見直しの検討・結論を目指す。結論を得次第速やかに措置	経済産業省	a 調整電源を活用して基幹系統の混雑を解消する再給電方式について、令和4年12月下旬から導入予定。 b 第33回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(令和3年6月3日)において、市場主導型(ゾーン制/ノーダール制)への移行について、今後の検討の方向性を議論。	a 調整電源以外も含め一定の順序で混雑を解消する再給電方式について、令和5年中の開始を予定。 b 再給電方式の導入状況等を踏まえ、市場主導型への見直しについて検討中。	検討中	継続F	検討状況を引き続きフォローする。	
令和3年6月18日		36	北海道エリアにおける蓄電池設置	a 北海道エリアにおけるサイト側蓄電池を求める技術的要件については、最大限早期に廃止することとを検討する。 b 同エリアにおける系統側蓄電池については、最新データに基づきシミュレーションによる必要性を再検証し、その結果として導入不可な場合は、一般負担化を検討する。	令和3年度内できる限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	a 第36回系統ワーキンググループ(令和4年3月14日)において、出力変動対策要件については可能な限り早期に撤廃することを含め、北海道における今後の自然変動電源の導入の在り方について議論。 b 第36回系統ワーキンググループ(令和4年3月14日)において、早期に算出可能なシミュレーション結果について報告・議論。	a 引き続き、必要な調整力の算定等について検討を行い、出力変動対策要件の具体的な撤廃時期については夏頃までに議論予定。 b 引き続きシミュレーションの精緻化を行い、令和4年度中にシミュレーション結果を公表した上で、一般負担化の要否も含め今後の方向性を示すことを予定。	検討中	継続F	検討状況を引き続きフォローする。	
令和3年6月18日		37	蓄電池の導入促進策	再生可能エネルギーの自家消費や調整力の観点から定置用蓄電池の導入促進が重要であるが、家庭用蓄電池については、価格目標や導入見通しの設定、EV電池の定置転用促進、製造設備への投資支援等に取り組む。系統用蓄電池については、その法的位置付け等の整理を進める。	令和3年上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	家庭用蓄電池については、システム価格で7万円/kWh(工事費含む)を2030年度の目標価格として設定することと、家庭用、業務・産業用の合計で2030年に累計約24GWh(2019年度累計の約10倍)となる導入見直しを設定。EV蓄電池の再利用を促進するため、令和3年度予算等において、リユース蓄電池を補助対象としている。また、令和2年度補正予算において、定置用蓄電池の製造設備への投資を6件支援している。さらに、「大型蓄電池」を電気事業法上の「発電事業」に位置け、系統接続の環境を整備するための法律案を提出したところ。	第6次エネルギー基本計画等に基づき、今後も再生可能エネルギーの有効利用を図る上で特に重要となる蓄電池の導入促進を進めていく。	未措置	継続F	措置されるまで引き続きフォローする。	
令和3年6月18日		38	オンライン制御等の早期実現	出力制御量を低減するため、オンライン制御可能な機器設置、発電量予測精度向上やオンライン代理制御等の検討・実施する。特に、オンライン代理制御については、出力制御単価の計算方法を再整理し、早期の導入を目指す。	令和4年措置	経済産業省	出力制御量を低減するため、第31~35回系統ワーキンググループ等において、出力制御低減対策の方向性をとりまとめるとともに、オンライン化の促進やオンライン代理制御の制度構築等進めた。発電量予測精度向上については、電力広域的推進機関が開発する「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」にて、予測向上に向けた議論が行われた。	引き続き、オンライン化の促進等出力制御の低減対策を検討していく。なお、オンライン代理制御については、令和4年中に開始予定。	未措置	継続F	措置されるまで引き続きフォローする。	
令和3年6月18日		39	需給制約による出力抑制時の優先給電ルールの見直し	需給制約による出力抑制時の優先給電ルールについては、ミットオーダーを徹底するとともに、柔軟性を高めるよう、最低出力の状況等を精査した上で、火力発電の最低出力運転の基準の引下げ等を検討する。	令和3年内でできる限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	第35回系統ワーキンググループ(令和3年12月15日)において、火力発電の最低出力運転の基準の引下げ等について、基本的な方向性を提示。	基本的な方向性をとると、今後、速やかに措置。	未措置	継続F	措置されるまで引き続きフォローする。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
令和3年6月18日		40	再エネの電力市場への統合を見据えた出力抑制の在り方の見直し	今般の、FIT制度の導入により、欧州同様再生可能エネルギー事業者が自ら発電計画を提出する形となり、必ず買取が行われる状況から市場連動型での再生可能エネルギー導入が進む形へと転換していく中で、出力制御の在り方について、卒FIT電源やFIT電源などの非FIT再エネへの出力抑制に一定の金銭的精算をすることも含めて早急に検討し、一定の方向性を取りまとめる。また、FIT電源に関しても、出力抑制時の追加的補償について、引き続き検討する。	令和3年内でできる限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	第38回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(令和3年12月24日)において議論を行い、電源立地誘導などの観点を含めた出力制御の在り方について、基本的な方向性を提示。	基本的な方向性をもとに、今後、速やかに措置。	未措置	継続F	措置されるまで引き続きフォローする。
令和3年6月18日		41	系統情報の公開・開示の推進	投資判断と円滑なファイナンスを可能とし、発電事業の収益性を適切に評価できるようにする観点から、出力制御の予見可能性を高めることが必要であり、可能な限りリアルタイムに近く、30分値で電源別にビジュアル化して公開・提供する方針で見直しを実施する。また、火力の燃料種別の情報公開についても速やかに検討し、結論を得る。	令和3年内でできる限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	需給に関する情報については、第27回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(令和3年3月12日)にて議論を行い、可能な限りリアルタイムに近く、30分値で電源別にビジュアル化して公開・提供する方針の結論を得た。また、火力の燃料種別の情報公開については、第38回小委員会(令和3年12月24日)にて議論を行い、リアルタイムの情報公開は燃料調達に影響を及ぼす可能性があることから、リアルタイムに近い時間軸では合算で公開、一定期間経過後(一ヶ月後頃)に燃料種別を公開する旨を整理。	令和4年4月に資源エネルギー庁が策定するガイドラインの改定・施行を予定。	未措置	継続F	措置されるまで引き続きフォローする。
令和3年6月18日		42	電源の休廃止などによる連系可能量の情報公開	連系可能量が10万kW以上増加する際は、リプレースの有無にかかわらず、公表手続の対象に含むと整理し、電源の休廃止などによって生じる連系可能量の情報公開を、休廃止などの度ごとに都度実施していく。	令和3年度以降順次措置	経済産業省	電源の休廃止の増加が見込まれる中、送電線の公平な利用を確保することが必要であり、第28回電力・ガス基本政策小委員会(令和2年10月30日)において、発電事業者からの廃止の申込みや最大受電力減少の申込みがあった場合、一般送配電事業者は、連系可能量が10万キロワット以上増加することが確実に見込まれるときは、増加連系可能量、増加時期及び連系可能量が増加する送電系統を、速やかにウェブサイト公表する旨を整理。これを受け、一般送配電事業者は、令和3年4月以降、電源の休廃止などによって生じる連系可能量の情報公開を行っており、既に東京電力パワーグリッドや関西電力送配電において実施済。	電源の休廃止が進むなかで、引き続き、本取組を各一般送配電事業者において進めていく。	措置済	解決	
令和3年6月18日		43	オフサイト型の再生可能エネルギー発電設備導入に向けた「1需要場所1引込み1契約」の見直し	一定の条件を満たした場合、オフサイトの再生可能エネルギー設備から需要地まで自営線を敷設した上で、既存の送電網から1契約の契約を締結することが可能となるような措置を講ずる。	措置済み	経済産業省	2021年3月に託送供給等約款を変更し、2021年4月より、一定の条件を満たした場合、オフサイトの再生可能設備から需要地まで自営線を敷設した上で、既存の送電網から1契約の契約を締結することを可能とした。	措置済み	解決		
令和3年6月18日		44	小水力発電等に関する系統連系要件の見直し	a 50kW未満の小水力発電(かご型誘導発電機)に課されている逆変換装置の追加設置要件については、その特性や運用実態等を調査した上で、方向性を取りまとめ、速やかに緩和等の措置を講ずる。 b 小水力に限らず、風力、太陽光、地熱などの全ての低圧及び高圧連系の発電設備に課されている能動的な方式の単独運転検出装置の設置要件について、海外との比較や系統側での対策との比較(効果、経済合理性など)も含め、その必要性の見直しを検討し、速やかに結論を得る。	令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	要望事項について、電気事業者、電機機器メーカー及び学識経験者で構成する専門家会議において調査を実施した。その調査結果を踏まえ、令和4年1月17日の産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会電気保安制度ワーキンググループにおいて審議を行った。その結果、各要望事項に関する検討状況は、以下の通り。 a 逆変換装置設置の構成と同等の保安が確保できる場合には、逆変換装置を用いずに逆潮流有りの連系も可能という結論を得た。現在、電気設備の技術基準の解釈の改正に向けての準備を実施中。 b 日本と諸外国では系統構成が異なるため、高低圧混触事故時における遮断時間や求める検出方式の違いがある。系統側での単独運転検出の対策となる強制接地短絡においては、公衆安全及び作業員の安全が担保できず、この課題の克服には多大な経済的コストを要することから、日本の系統構成においては単独運転検出方式が妥当であるとの結論を得た。	a 電気設備の技術基準の解釈を令和4年4月に改正予定。 b 検討終了。	未措置	継続F	引き続き措置の状況をフォローする。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(10)公正で競争的な電力市場に向けた制度改革												
令和3年6月18日		49	設計分離の義務化を求めた。内外無差別な電力卸売の効果を高めるための総合的な検討	今冬のスポット価格高騰問題に関する議論を踏まえ、電力システムの基盤となる競争環境を整備する観点から、支配的事業者の発電・小売事業者の在り方、具体的には、旧一般電気事業者の内外無差別な卸売の効果を高め、グループ内取引の透明性を確保するためのあらゆる課題(先入札の体制、設計分離、発版分離等)を総合的に検討する。	令和3年4月から有識者による審議会にて検討開始。旧一般電気事業者各社の内外無差別な電力卸売の取組状況を令和3年上期までに確認した上で、令和3年度末を目途に結論を得ることを目指す	経済産業省	旧一般電気事業者各社の内外無差別な電力卸売の取組状況について、第62回制度設計専門委員会(令和3年6月29日開催)において確認。さらに第71回制度設計専門委員会(令和3年11月26日)においても取組状況のフォローアップを実施したところ。 確認の結果、合理的な理由無く、社内・グループ内の取引価格が、社外・グループ外の取引価格の平均水準よりも低くなっている事例は確認されなかったものの、フォローアップを通じて確認された課題をふまえ、内外無差別な卸売の効果を高め、取組状況を外部から確認できるための仕組みの構築に向け、第71回制度設計専門委員会(令和4年3月24日開催)において下記の取組を求め、進捗を確認していくこととされた。 ①交渉スケジュールの明示・内外無差別な交渉の実施 ②卸標準メニュー(ひな型)の作成・公表 ③発電・小売間の情報遮断、社内取引の文書化の徹底	左記の観点を含め、引き続き、旧一電各社の内外無差別な卸売のコミットメントの実施状況について定期的にフォローアップを行う。	検討中	継続F	引き続き内外無差別性の確保策の検討状況をフォローする。	
令和3年6月18日		50	旧一般電気事業者の卸電力市場における規制の在り方の検討	今冬のスポット価格高騰問題に関する議論を踏まえ、卸電力市場に係る旧一般電気事業者の自主的取組(クロス・ビディング、余剰電力の限界費用ベースでの全量市場供出)について、その必要性やより強制的かつ効果的な規制的措置(市場供出の義務化等)も排除せずに、旧一般電気事業者の卸電力市場における規制の在り方を検討する。	令和3年4月から有識者による審議会にて検討開始。令和3年度上期までに結論を得ることを目指す	経済産業省	クロス・ビディングについては、第64回制度設計専門委員会(令和3年8月31日開催)において、取引の透明性をより高めるための新たな手段に移行することを前提として、当該手段が導入される際に、併せて現在の形でのクロス・ビディングを廃止することを決定。 余剰電力の限界費用ベースでの全量市場供出については、第62回制度設計専門委員会(令和3年6月29日開催)において、スポット市場の流動性と相場操縦行為の規制の必要性から検討し、電力適正取引ガイドラインでの位置付けを明確化することとした。	限界費用での全量市場供出をガイドラインに反映するに当たり、供出量・供出価格・ガイドライン上での位置付けを検討することとし、供出価格についてはすでに議論がなされている。今後、残る供出量・ガイドライン上での位置付けについても検討し、具体的な定義付けを図ることでガイドライン上での明確化を進めていく。	措置済	継続F	引き続き、限界費用での全量市場供出のガイドラインへの位置づけの検討状況をフォローする。	
(11)建築基準法や電気事業法等に係る保安・安全規制等の見直し												
令和3年6月18日		51	駐車場屋根置き太陽光発電設備の促進に向けた、アルミニウム合金造の建築物に係る手続の緩和	太陽光パネルのコストダウンが進みカーポートの屋根に設置する太陽光発電設備の導入が進みつつある中、カーポートに多く用いられているアルミニウム合金造の小規模な建築物を、建築確認の審査時における構造基準についての審査省略制度の対象に追加する措置を講ずる。	令和3年7月措置	国土交通省	平成14年国土交通省告示第410号及び平成19年国土交通省告示第1119号を令和3年6月30日に改正し(同日公布、施行)、アルミニウム合金造の小規模な建築物を建築確認の審査時における構造基準についての審査省略制度の対象に追加する措置を講じた。		措置済	解決		
令和3年6月18日		52	駐車場屋根置き太陽光発電設備の促進に向けた、杭基礎一体工法の解釈の明確化	コスト削減のため、コンクリート基礎を用いない杭基礎一体型の駐車場屋根置き太陽光発電設備が新法に開発されたが、自治体によってはこの新工法の解釈が明確でなかったため、杭と基礎が一体化した杭基礎工法であっても建築基準法上の基礎に該当する旨を、通知を发出し明確化する措置を講ずる。なお、基礎の構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては基準に適合するものである旨も、併せて通知を发出し明確化する措置を講ずる。	令和3年7月措置	国土交通省	「アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を定める件等の一部を改正する告示等について」(令和3年6月30日国指第1240号建築指導課長通知)を发出し、銅管等を地盤に打ち込み、地盤面より上の部分を柱として使用する工法(杭基礎一体工法)について、基礎及び柱の脚部の建築基準法上の取り扱いを明確化した。		措置済	解決		
令和3年6月18日		53	風力発電機への航空障害灯の設置基準についての緩和	風力発電機に設置する航空障害灯について、航空機の航行の安全を確保しつつ設置等に係る費用を削減する観点から、風力発電機の視認性評価試験及び分析・検証を行うとともに、その結果や国際基準等を踏まえ、設置基準の緩和策を取りまとめる。その後、速やかに基準の見直しを行う。	令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省	視認性評価試験及び分析・検証結果を元に、航空障害標識調整会議において、風力発電機への航空障害灯の設置基準の緩和策を取りまとめた。緩和策に基づき、関係法令等の改正案を作成中。	関係法令等の改正に向けた作業を進める。	未措置	継続F	関係法令等の改正に向けた進捗を引き続きフォローする。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
令和3年6月18日		54	風力発電における風況観測塔の設置に係る建築基準法の緩和	風車の大化に伴って主流となりつつある高さ60m超の風況観測塔の設置に際して、存続期間が限定されており、人が容易に立ち入らない場所や洋上に設置され、人家等への影響も考えにくいことなどから、 a 人が容易に立ち入らない場所に立地する存続期間が2年以内の簡易な形状の風況観測塔で、60m超のものに適用されている建築基準法による一律の基準を緩和し、時刻に応答解析を不要とする。 b 人が容易に立ち入らない場所に立地する存続期間が2年以内の風況観測塔その他の簡易な形状の工物物に対する規制を緩和し、高さ60m超であっても大臣認定を不要とする。	a 令和3年度上期措置 b 令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省	a 「高さ60メートルを超える風況観測塔の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準の適用について」(令和3年9月22日 国住参建第1455号参事官(建築企画担当)通知)を發出し、形状、存続期間、立地の基準に該当する風況観測塔については、高さ60メートルを超えるものであっても時刻に応答解析を不要とした。 b 存続期間が2年以内の風況観測塔その他工物物について設置実績の調査を行い、形状、存続期間、立地の基準に該当する工物物については、高さ60メートルを超えるものであっても、大臣認定は不要との結論を得た。	b 令和4年度中を目途に、得られた結論に沿った所要の法制度上の措置を講ずるよう関係部局と調整する。	未措置	継続F	関係法令等の改正に向けた進捗を引き続きフォローする。
令和3年6月18日		55	太陽電池発電設備の技術基準の明確化	太陽電池発電設備については、電気設備の技術基準等において、自重、地震、風圧等の加重に対し、安定であることなどを規定していたところ、技術革新の進展や設置形態の多様化等を踏まえ、民間規格や認証制度と柔軟かつ迅速に連携できるよう、太陽電池発電設備に特化した技術基準を策定する(令和3年4月1日付け施行)。	措置済み	経済産業省	令和3年4月1日付けで、太陽電池発電設備に特化した技術基準「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」を施行した。	実施済	措置済	解決	
令和3年6月18日		56	ハイブリッド発電設備(有機ランキンサイクル方式)の監視方法に係る技術基準の見直し	有機ランキンサイクル方式のハイブリッド発電設備は、電気事業法の汽力発電設備に分類され、発電所構内において常時監視が必要とされているところ、発電所構内における常時監視と同程度と判断される要件(制御所における監視・制御、異常時の対応など)について検討を行い、必要な措置を講ずる。	措置済み	経済産業省	令和3年4月1日付けで、「電気設備に関する技術基準を定める省令」及び「電気設備の技術基準の解釈」の一部を改正するとともに、「汽力及び大型ガスタービン発電所における遠隔常時監視制御導入の手引き」等を制定した。	実施済	措置済	解決	
令和3年6月18日		57	ハイブリッド発電設備(有機ランキンサイクル方式)の主任技術者選任方法等に係る見直し	有機ランキンサイクル方式のハイブリッド発電設備は、電気事業法の汽力発電設備に分類され、発電設備等の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、ボイラー・タービン主任技術者の選任が必要とされているところ、そのリスクや地域における保安規制を調査するとともに、ボイラー・タービン主任技術者の選任方法等について検討を行い、結論を得る。	令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	令和4年1月17日の産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会電気保安制度ワーキンググループにおいて検討を行った結果、引き続きハイブリッド発電設備の保安の監督を行うボイラー・タービン主任技術者の選任を定めることとする一方で、設備の特徴や出力に応じ、新規のボイラー・タービン主任技術者の選任方法に係る運用を見直すとの結論に至った。 具体的には、大臣許可選任の要件に、経済産業省が実施する講習の修了者等を選任することを可能とする選択枠を拡大することとする。また、現行の大臣許可選任制度(高等学校以上の機械工学課程の卒業生等が要件)の利用を促すよう、積極的に周知する。	左記の結論を踏まえ、新規のボイラー・タービン主任技術者に係る大臣許可選任要件について、令和4年7月目途に所要の規定を見直す予定。	未措置	継続F	引き続き措置の状況をフォローする。
令和3年6月18日		58	PPAに関する電気主任技術者選任方法等の明確化	事業用電気工物物については、電気主任技術者の選任や保安規程の届出等を求めているところ、PPA(電力の需要家がPPA事業者に敷地や屋根などのスペースを提供し、当該PPA事業者が必要に応じて、電力を供給する形態)に特化した具体的な見解は示していないことから、実態を詳細に調査した上で、PPAに係る電気主任技術者の選任方法等について検討を行い、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。	令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	PPAとして多様な設置形態が存在する中、外部委託をすることができる形態を整理し、保安上支障がないものと認められる要件を整理した。	令和4年6月に所要の改正を実施し、外部委託が認められるPPAの設置形態を明確化予定。	未措置	継続F	引き続き措置の状況をフォローする。
令和3年6月18日		59	電気主任技術者の統括による選任要件の見直し	電気主任技術者の統括による選任については、自社選任で体制を構築することや、電気主任技術者が発電所に2時間以内に到達可能であることを求めているところ、要件見直しの検討を行い、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。	令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	令和4年1月17日の産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会電気保安制度ワーキンググループにおいて、電気主任技術者自身のみならず、担当技術者が2時間以内に到達できる範囲に所在する電気工物物について統括することが可能であるとの結論を得た。	令和4年6月に所要の改正を実施し、電気主任技術者の配置要件を見直す予定。	未措置	継続F	引き続き措置の状況をフォローする。
令和3年6月18日		60	太陽電池発電所における電気主任技術者の外部委託や兼任要件の見直し	太陽電池発電所に係る電気主任技術者の外部委託及び兼任要件は、電圧7,000V以下かつ出力2,000kW未満としているところ、外部委託や兼任要件の見直しについて検討を行い、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。	措置済み	経済産業省	産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会電気保安制度ワーキンググループにおいて検討を行った結果、電圧が7,000V以下という条件下であれば、出力を2,000kW未満から5,000kW未満に拡大しても、保安上支障なく外部委託や兼任が可能であるとの結論を得た。 このため、令和3年4月1日付けで電気事業法施行規則、点検頻度告示及び主任技術者制度の解釈及び運用(内規)を改正施行し、出力5,000kW未満であって電圧7,000V以下の太陽電池発電所の外部委託及び兼任を可能となるようにした。	実施済	措置済	解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
令和3年6月18日		61	電気主任技術者が保安管理業務を受託するためには、一定期間の実務経験が必要であるところ、講習受講を条件とした実務経験の短縮について検討を行い、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。	電気主任技術者が保安管理業務を受託するための実務経験年数の短縮	措置済み	経済産業省	産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会電気保安制度ワーキンググループにおいて検討を行った結果、保安管理業務について講習を受けることによって、実務経験の短縮が可能であるとの結論を得た。 令和3年3月1日付けで点検頻度告示及び主任技術者制度の解釈及び運用(内規)を改正施行し、保安管理業務の講習を受講した者は一律3年間の実務経験で保安管理業務の受託が可能となるようにした。	実施済	措置済	解決	
令和3年6月18日		62	自家用電気工作物の電気主任技術者を外部委託する場合、年次点検を1年に1回以上実施することを求めているところ、遠隔監視技術等の効果や保安水準の確保について丁寧に調査した上で、点検頻度の緩和について、検討する。	自家用電気工作物の電気主任技術者を外部委託する場合、年次点検を1年に1回以上実施することを求めているところ、遠隔監視技術等の効果や保安水準の確保について丁寧に調査した上で、点検頻度の緩和について、検討する。	令和3年度に調査の上、検討を開始し、令和4年早期に検討結果を踏まえて結論	経済産業省	産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会電気保安制度ワーキンググループにおいて検討を行った結果、遮断器、開閉器等については、長期に開閉の操作を行わなかった場合、可動部が固着することで異常時に作動せず、波及事故等が発生させるおそれがあるため保安上支障があるとの結論に至った。 令和4年早期に検討結果を踏まえて結論とする。	これまでの検討結果を踏まえ、令和4年度についても引き続き検討し、令和4年度中に一定の結論を得る予定。	検討中	継続F	引き続き検討状況をフォローする。
令和3年6月18日		63	自家用電気工作物の電気主任技術者を外部委託する場合、電気保安管理業務の実施については、現場での目視点検や測定等を基本とした制度となっているところ、遠隔監視技術等の活用による現場点検の代替について検討し、速やかに所要の措置を講ずる。	自家用電気工作物の電気主任技術者を外部委託する場合、電気保安管理業務の実施については、現場での目視点検や測定等を基本とした制度となっているところ、遠隔監視技術等の活用による現場点検の代替について検討し、速やかに所要の措置を講ずる。	措置済み	経済産業省	産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会電気保安制度ワーキンググループにおいて検討を行った結果、遠隔地から遠隔に点検可能な場合においては、現地での点検の代替が可能であるとの結論を得た。 令和3年4月1日付けで点検頻度告示及び主任技術者制度の解釈及び運用(内規)を改正施行し、太陽電池発電所及び需要設備の遠隔監視技術等の活用による現地での点検の代替を可能とするようにした。	実施済	措置済	解決	
令和3年6月18日		64	電気主任技術者試験の試験方法の見直し	電気主任技術者については、人材不足が進み込みであるところ、受験機会を増やすこと(年1回→年2回)などによる資格者の確保について検討を行い、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。	準備期間を経て令和4年度措置	経済産業省	令和3年3月の産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会電気保安制度ワーキンググループにおいて検討した結果、電気主任技術者試験(第3種)について、令和4年度から年2回実施するとの結論が得られた。これを受け、年2回実施するよう必要な制度改正を措置済み。	第3種電気主任技術者試験について、令和4年度より年2回(令和4年6月21日及び令和5年3月26日)実施予定。	措置済	解決	
令和3年6月18日		65	風力発電所に係る工事計画の審査実施方法等の見直し	特殊な環境(強風地域、軟弱地盤等)に立地する発電用風力設備の工事計画については、専門的観点から適切に審査するため、外部有識者から構成される専門家会議における審査を踏まえ判断している。また、審査の内訳化及び効率化のため、事前に第三者認証機関によるウィンドファーム認証を受けることを推奨している。今回、技術者適合性を判断できる第三者認証機関によるレポートを工事計画申請書に添付することによる専門家会議の省略や第三者機関に求められる要件について検討を行い、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。	令和3年度結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	これまでの工事計画の審査で得られた知見を精査し、日本適合性認定協会(JAB)により認定された第三者認証機関のウィンドファーム認証によって設計の安全が確認された案件のうち、専門家による審査を不要とすることができる案件の要件を整理し、内規としてとりまとめ、令和3年5月24日付けで、「風力発電所の設置又は変更の工事計画の審査に関する実施要領」として制定・公表をした。	実施済	措置済	解決	
令和3年6月18日		66	風力発電所の工事計画に係る審査要件の明確化、公表	発電用風力設備のうち、一般的な設備は産業保安監督部で審査を行う一方、特殊な環境(強風地域、軟弱地盤等)に立地する設備は専門的観点から適切に審査するため、外部有識者から構成される専門家会議における審査を行っている。今回、これまでの専門家会議の知見を精査し、一般的な設備の審査要件の明確化、公表	令和3年度結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	これまでの工事計画の審査で得られた知見を精査し、日本適合性認定協会(JAB)により認定された第三者認証機関のウィンドファーム認証によって設計の安全が確認された案件のうち、専門家による審査を不要とすることができる案件の要件を整理し、内規としてとりまとめ、令和3年5月24日付けで、「風力発電所の設置又は変更の工事計画の審査に関する実施要領」として制定・公表をした。	実施済	措置済	解決	
令和3年6月18日		67	洋上風力発電設備の設計に当っては、電気事業法、港湾法等に基づき(審査を行っているところ、審査の効率化や審査期間の短縮のため、①ウィンドファーム認証と②登録認証機関による技術基準の適合性確認に係る審査について、審査書類の共通化や審査の本体化(①②)の有識者会議の合同開催)による効率化を検討し、速やかに所要の措置を講ずる。	洋上風力発電設備の設計に当っては、電気事業法、港湾法等に基づき(審査を行っているところ、審査の効率化や審査期間の短縮のため、①ウィンドファーム認証と②登録認証機関による技術基準の適合性確認に係る審査について、審査書類の共通化や審査の本体化(①②)の有識者会議の合同開催)による効率化を検討し、速やかに所要の措置を講ずる。	措置済み	経済産業省 国土交通省	一般財団法人日本海事協会(ClassNK)と一般財団法人沿岸技術研究センター(CDIT)とは、関連法令に基づく洋上風力発電設備の支持構造物の審査を効率化すべく、令和3年4月より合同審査を開始し、令和3年3月3日に各社のホームページにてその旨を公表した。	実施済	措置済	解決	
令和3年6月18日		68	高圧送線の小水力発電等について、工事計画届出時に誘導発電機及び変圧器の短絡強度計算書の添付を求めているところ、誘導発電機についてはその特性(短絡電流、通常の使用で想定される系統並列時の突入電流)を調査、変圧器については実際に想定される短絡電流を調査し、変圧器や需要設備と規制レベルを比較するなど、「短絡強度計算書」の添付不要化を検討し、速やかに結論を得る。	高圧送線の小水力発電等について、工事計画届出時に誘導発電機及び変圧器の短絡強度計算書の添付を求めているところ、誘導発電機についてはその特性(短絡電流、通常の使用で想定される系統並列時の突入電流)を調査、変圧器については実際に想定される短絡電流を調査し、変圧器や需要設備と規制レベルを比較するなど、「短絡強度計算書」の添付不要化を検討し、速やかに結論を得る。	令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	令和4年1月17日の産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会電気保安制度ワーキンググループにおいて検討を行った結果、JIS等の規格にて製作された変圧器であって、短絡強度を十分有し、かつ技術基準への適合性が確認できる場合には、短絡強度計算書の添付を不要とし、替わりに簡易な短絡電流計算の添付を求めることとした。	実施済	措置済	解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
(12)バイオマスに係る安全規制等の見直し											
令和3年6月18日		69	大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)におけるボイラー規制規模要件からの伝熱面積の撤廃	バイオマスが低発熱量燃料であることから、同出力の他燃料のボイラーと比較し、伝熱面積が相対的に大きくなり、大気汚染防止法のばい煙測定対象となりやすく、結果としてコスト高に繋がっていた。現状において再検討した結果、伝熱面積と排出ガス量の間に強い相関が確認できず、伝熱面積を規模要件として規制することは公平さを欠くことが起こり得ることから、ボイラーにおける規制規模要件から伝熱面積を撤廃し、燃焼能力のみとする措置を講ずる。	令和3年度上期改正政令公布	環境省	大気汚染防止法の規制対象であるボイラーの規模要件から伝熱面積を撤廃し、燃料の燃焼能力のみとする大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第275号)を、令和3年9月29日に公布した。	大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第275号)を、令和4年10月1日から施行する。	措置済	解決	
令和3年6月18日		70	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)における温水ボイラーの圧力・伝熱面積規制の見直し	同法における温水ボイラーの規制区分が欧州の流通段階における規制区分と異なり、バイオマスボイラー普及の障壁の一つとなっているため、使用段階を含む海外規制(欧州や米国等)及びバイオマス温水ボイラーの特性について詳細調査、専門家による技術検討等を実施し、規制の見直しを措置する。	令和3年8月検討・結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	専門家による検討を実施し、安全性の確認された一定の規模以下である等の条件を満たすバイオマス温水ボイラーについて、第三者機関による検査等が不要な簡易ボイラーに区分するよう労働安全衛生法施行令を改正するとともに、簡易ボイラーの構造等に係る基準を定める「簡易ボイラー等構造規格」を改正する等所要の見直しを行った(令和4年2月18日公布、3月1日施行)。	引き続き、改正内容の周知に努めてまいりたい。	措置済	解決	
(13)洋上風力の導入拡大に向けた規制・制度の在り方											
令和3年6月18日		71	日本版セントラル方式の導入	初期段階から政府や自治体が開与し、より迅速・効率的に風況等の調査、適時に系統確保等を行う仕組み(日本版セントラル方式)の確立に向け、実証事業を立ち上げること等を通じて、その在り方を検討する。	令和4年度までに検討し、その結果も踏まえて結論	経済産業省 国土交通省 水産省 環境省	日本版セントラル方式については、令和3年度から風況については観測設備を設置し1年間の実測に着手しており、海底地盤、気象・海象、環境影響評価、漁業実態の各項目に関する調査についても、令和4年度まで継続して実施する予定。今後の進め方等についてはすでに審議会(「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ」「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」合同会議)で議論を開始している。また、調査の担い手についても、JOGMEC(独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構)が一部を担うことを可能にするため、本国会におけるJOGMEC法の改正案を、令和4年3月1日に閣議決定した。	日本版セントラル方式の進め方に関する論点については、審議会(「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ」「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」合同会議)にてすでに議論を開始しています。引き続き、審議会での議論等を通じて、早期の導入を目指す。	措置済	継続F	引き続き制度化に向けた議論をフォローする。
令和3年6月18日		72	カボタージュ規制に関する外国籍船の国内輸送も可能とする特許の審査基準の明確化	カボタージュ規制に関連して、例外的に外国籍船の国内輸送も可能とする特許(船舶法(明治32年法律第46号)第3条但し書に規定)の審査基準を国土交通省ホームページにて明確化する。	措置済み	国土交通省	カボタージュ規制に関連して、例外的に外国籍船の国内輸送も可能とする特許(船舶法第3条但し書に規定)の審査基準については、令和3年4月に国土交通省ホームページにて公表済み。 https://www.mlit.go.jp/onestop/031/031.html		措置済	解決	
令和3年6月18日		73	洋上風力発電の事業終了後復舊義務の明確化	着床式洋上風力発電施設のうち、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)の対象施設に該当するものの事業終了後の構造物の取扱いについては、海域における廃棄物は原則禁止であるが、環境大臣の許可を得た場合には残置を行うことが可能であることを明確化した。また、同法に照らして認められる海洋環境の保全に十分に配慮した撤去方法の具体的な在り方については、令和2年度に関係省庁連絡会議を開催して検討を重ねているところであるが、今後有識者を交えた検討会を開催し、一定の考え方を示す。	令和3年度上期措置	環境省 国土交通省 経済産業省	海洋環境の保全に十分に配慮した撤去方法の具体的な在り方については、「着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方」を取りまとめ、令和3年9月30日に公表した。取りまとめに当たっては、環境省主催、経済産業省、国土交通省、水産庁、着床式洋上風力発電事業者団体をオブザーバーとして、「着床式洋上風力発電施設の残置に係る検討会」を設置し、令和3年7月から9月までの全3回にわたり検討会を開催して、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方について検討を行った。	「着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方」については、利用可能な最良の技術(BAT = Best Available Technology)の進展状況や社会情勢等の変化に対応する形で必要に応じて改定を行うこととしている。	措置済	解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(14)水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制・制度の在り方												
令和3年6月18日		74	水循環政策における水力発電等に関する数値目標及びロードマップの策定	新たな2030年度の温室効果ガス削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向け、関係府庁会議を開催し関係府庁の協力を得ながら、水循環政策における水力発電等の導入数値目標及び目標達成に向けたロードマップを策定する。		内閣府	水循環政策における水力発電等の導入数値目標及び目標達成に向けたロードマップを令和3年9月末に策定し、令和3年12月末、令和4年3月末までの追加検討を行った。	・関係府庁と連携し、引き続き数値目標及びロードマップの追加検討を行う。 ・取組のフォローアップを行い、フォローアップの結果に基づき、必要に応じて見直す。	措置済	継続F	目標未策定の部分の検討状況等を引き続きフォローする。	
令和3年6月18日		75	既存ダムを最大限活用するための施策の推進	a 治水と利水を両立しつつ、既存ダムの容量の有効利用を促進するため、利水関係者や流域の関係者と調整しながら、気象予測を活用したダム運用の改善について、個別河川ごとにロードマップを作成し、取組を加速する。 b 平時の治水の利水利用(特に発電)への協力を推奨する旨の通知を河川管理者宛に発出し、発電利用を促進する。 c 国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダムにおいては、個別河川ごとに検討を行った上で、治水に支障を及ぼさない範囲で、洪水調節容量の一部に貯水を行い、非洪水期において、貯留した水を水力発電しながら放流することを、より推進する。 d 発電増強の観点も十分踏まえ、ダムの嵩上げや発電施設の改築等を含むダム再生事業を引き続き進める。		国土交通省	a: 国土交通省が所管する治水等多目的ダム全体のロードマップを作成した。 b: 平時の治水の利水利用(特に発電)への協力について、令和3年6月29日に通知を発出済み。 c: 国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダムについて順次試行体制を整備中。 d 治水の観点だけでなく、発電増強の観点も十分踏まえて、ダムの嵩上げ等の事業を推進しているところ。	a: 令和4年度までに31ダムで試行体制を整備する。 b: - c: 令和4年度までに4ダムで試行体制を整備する。 d 更なる事業化に向けて、実現可能性、投資効率性が確認されたものから、利水者等と調整し、順次実施。	未措置	継続F	引き続き取組の進捗をフォローする。	
令和3年6月18日		76	長時間アンサンブル降雨予測技術を用いた更なるダムの運用改善	a 事前放流の更なる拡大や、発電に利用できるようなできるだけ早く事前放流することによる増電が期待される長時間アンサンブル降雨予測技術について、国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダムにおいて順次実装する。 b 新たな降雨予測技術を活用したダムの運用改善についての基本的事項を定めたマニュアル等を整備する。		国土交通省	a: SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)で技術の開発を行っている研究者と順次実装にむけて意見交換した。 b: SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)で技術の開発を行っている研究者とマニュアル等の整備に向けて意見交換した。	a: 国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダムにおいて、令和3年度より順次実装する。 b: 基本的事項を定めたマニュアル等を令和4年度中に整備する。	未措置	継続F	引き続き取組の進捗をフォローする。	
令和3年6月18日		77	発電利用されていない既存ダムへの発電機の設置の促進	a 自治体が管理するダムを含めた国土交通省が所管するダムで、発電利用されていないダムの状況を把握する(利水用の放流を活用した発電の状況を含む。) b 国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダム(128ダム)のうち、発電に未利用の河川ダムへの維持放流を活用した自家用小水力発電を導入していない8ダムにおいて、必要に応じて民間資金の活用等も検討しつつ、可能な限り自家用小水力発電を導入する。		国土交通省	a: 国土交通省、水資源機構及び自治体が管理する治水等多目的ダムで、発電利用されていないダムの状況(利水用の放流を活用した発電の状況を含む。)を7月までに把握した。 b: 民間事業者の資金により水力発電機を設置する方法についても検討しており、類似事業の事例や自治体における事例を調べているところである。	a: - b: 国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダム8ダムについて2030年までに発電機を導入する予定。また、令和4年度からの民間事業者の公募も視野に入れつつ、公募の条件や、民間事業者を選定する基準などの整理を進める。	未措置	継続F	b)について、引き続き取組の進捗をフォローする。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分	指摘事項	
令和3年6月18日		78	特定多目的ダムにおける納付金等に関する方策	a 国が建設・管理する特定多目的ダムに係る費用負担については、受益者間の公平性の確保の観点等にも十分に配慮した上で、発電機の設置が拡大されるよう、例えば、国自らが管理用発電として発電し、余剰分を売電する方策等も含めて検討を行い、結論を得る。 b 地方自治体が建設・運営するダムに関して、必ずしも特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)のルールに従う必要はない旨の通知を都道府県宛に発出する。	a 令和3年度検討・結論、結論を得次第措置 b 令和3年上期措置	国土交通省	a. 国自らが管理用発電として発電し、余剰分は売電する方策にて令和3年度に結論済み。 b. 都道府県が建設・管理するダムに、新たに発電事業者が参画する場合、当該ダムは従前のダム管理者と新たな発電事業者の兼用工作物となるが、これの費用負担については、河川法において協議して定めるものと規定されており、必ずしも特ダムのルールに従う必要はない旨の通知を都道府県宛に令和3年6月30日に発出済み。	a- b 措置済	措置済	解決	
令和3年6月18日		79	「相乗り発電」の積極的な導入支援	既存の農業用水路を拡張し、農業用途だけでなく、発電用途にも活用する「相乗り発電」について、水力発電事業者が必要とする情報を分かりやすく示した資料を作成し、積極的に周知する。	令和3年度上期措置	国土交通省 農林水産省	国土交通省・農林水産省が連携して、令和3年9月に「相乗り発電」の情報を示した「農業水利施設等を活用した小水力発電施設導入の手続き・事例集」を作成し、事務連絡により都道府県等に周知するとともに、以下のサイトにおいて公表済み。 【国交省】 https://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/pdf/2109_jirei.pdf 【農水省】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/shousuiryoku/attach/pdf/rikatuyousokushinn_teikosuto-105.pdf	措置済	措置済	解決	
令和3年6月18日		80	水力発電用の水管に関する道路占用許可の取扱いの明確化	水力発電用の水管について、実態を把握し、問題がないことが確認されれば、一定の基準を満たすものについては、義務占用物と同様に、道路占用許可を与える旨の通知を各道路管理者宛に発出する。	令和3年度措置	国土交通省	電気事業法上の発電事業者がその事業の用に供する施設として設置する水力発電用の水管については、道路法第33条第1項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、原則として占用許可を与えるよう、各道路管理者に通知を発出した。	措置済	措置済	解決	
(15)固定価格買取制度関連の見直し											
令和3年6月18日		81	地熱発電に関する源泉のモニタリング実施期間の考え方を、現行の「掘削許可日より前1年」から「掘削開始日より前1年」とする運用が可能であるように「事業計画策定ガイドライン(地熱発電)」を改訂する。	地熱発電に関する源泉のモニタリング実施期間の考え方の見直し	令和3年度上期措置	経済産業省	FIT認定に関する、「事業計画策定ガイドライン(地熱発電)」において、地熱発電に関する源泉のモニタリング実施期間の考え方を、現行の「掘削許可日より前1年」から「掘削開始日より前1年」とする運用も可能となるように、ガイドラインの改訂策に対するパブリックコメントを実施中。	左記パブリックコメントの結果を踏まえ、反映予定。 ※原案通り、令和4年4月1日に措置(改訂)済み	未措置	継続F	引き続き措置の状況をフォローする。
令和3年6月18日		82	国有林賃付や保安林手続を要する案件における3年ルールの強力的運用	環境影響評価手続や国有林賃付・保安林手続の迅速化等によって3年以内に土地の権原を確保できず、制度整備を目指すという前提の上で、合理的な理由により、土地の権原の確保に3年以上かかってしまうケースが生じるようになった場合には、個別の状況を踏まえつつ、取消しを猶予するなど柔軟に対応する方向で検討する。	順次検討・結論・措置	経済産業省	現時点において、期限超過の可能性のある複数の事業者から相談を受けており、期限超過をもって直ちに認定を取り消すのではなく、期限に間に合わない理由について丁寧に聴取の上、その内容に応じて柔軟かつ適切に対応しているところ。	引き続き事業者から丁寧にお話を伺い、案件の実情に応じて柔軟かつ適切に対応する。	措置済	解決	

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置 状況	評価 区分	指摘事項	
			(16)住宅・建築物におけるエネルギー性能の向上に向けた規制・制度の在り方									
令和 3年 6月 18日		83	ロードマップや目標の策定	2050年カーボンニュートラルの実現目標からのバックキャストニングの考え方にに基づき、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しにあわせて、規制措置の強化やZEHの普及拡大、既存ストック対策の充実等対策の強化に関するロードマップを策定する。また、その検討を踏まえて住宅ストックにおける省エネルギー基準適合割合及びZEHの供給割合の目標を策定し、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画に反映する。	地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しに併せて策定	国土交通省 経済産業省 環境省	「脱炭素社会の実現に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」の取りまとめを踏まえ、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ率のあり方」に関するロードマップを策定。2050年に住宅ストックの平均、2030年度以降新築される住宅について、ZEH基準の水準の省エネ性能の確保を目指すこととして、当該目標に対応した住宅ストックの省エネ基準適合割合、ZEH基準の水準の省エネ性能を確保した住宅の供給割合に基づき省エネ量を地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画に反映済。	引き続き、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画において決定された内容について、施策の具体化に取り組む。	措置済	継続F	ロードマップや各種計画に盛り込まれた事項の進捗を引き続きフォローする。	
令和 3年 6月 18日		84	省エネルギー基準の適合義務化・基準強化	現在の省エネルギー基準を全ての建築物・住宅において適合義務化、また脱炭素化に向けて段階的に基準を強化していくことを検討する。	地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しに併せて検討・結論	国土交通省 経済産業省	地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画において、住宅を含む全ての新築建築物について省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化するともに、誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げや省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを速くとも2030年度までに実施することを決定済。また、社会資本整備審議会答申(令和4年2月1日)においても、今後講ずべき施策の方向性として、2025年度以降に新築される原則すべての建築物について現行省エネ基準への適合を義務付けることが示されたところ。 【環境省】 地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画において、2030年度以降新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネ性能の確保を目指し、総合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを速くとも2030年度までに実施することを決定済。また、社会資本整備審議会答申において、今後講ずべき施策の方向性として、速やかに誘導基準、低炭素建築物の認定基準をZEH・ZEB基準の水準に整合させて引き上げることが示されたところ。	引き続き、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画において決定された内容及び社会資本整備審議会答申を踏まえ、施策の具体化に取り組む。	措置済	継続F	省エネ基準の引き上げ強化について引き続きフォローする。	
令和 3年 6月 18日		85	ZEHの更なる普及拡大に向けた方策	現在のZEHの2030年目標「新築住宅の平均でZEH」だけでなく、ZEHの断熱基準の適合義務化や太陽光発電設置も含めたZEHの義務化などの規制措置も含め、ZEHの更なる普及拡大に向けた方策について検討する。	地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しに併せて検討・結論	国土交通省 経済産業省 環境省	地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画において、2030年度以降新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネ性能の確保を目指し、総合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを速くとも2030年度までに実施すること及び2030年度において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指すことを決定済。また、社会資本整備審議会答申(令和4年2月1日)においても、今後講ずべき施策の方向性として、速やかに誘導基準、低炭素建築物等の認定基準をZEH・ZEB基準の水準に整合させて引き上げることが示されたところ。誘導基準等のZEH・ZEB基準の水準への引き上げ、低炭素建築物等の認定基準における再生可能エネルギー導入を要件化を行う基準改正についてパコメ済(令和4年秋頃に施行予定)。	引き続き、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画において決定された内容及び社会資本整備審議会答申を踏まえ、施策の具体化に取り組む。	措置済	継続F	引き続きフォローする。	
令和 3年 6月 18日		86	既存住宅・建築物の省エネルギー対策の推進	既存住宅・建築物の省エネルギー対策の更なる推進に向けて、増改築や大規模改修時における、省エネルギー基準の適合義務化を検討する。	地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しに併せて検討・結論	国土交通省	社会資本整備審議会答申(令和4年2月1日)において、今後講ずべき施策の方向性として原則全ての建築物の省エネ基準への適合義務化と合わせ、既存ストックの省エネ化を促進するため、増改築を行う場合においても当該増改築部分について省エネ基準への適合を求めることが示されたところ。	引き続き、社会資本整備審議会答申を踏まえ、施策の具体化に取り組む。	措置済	継続F	増改築部分の省エネ基準への適合義務化について、施策の具体化を引き続きフォローする。	
令和 3年 6月 18日		87	住宅・建築物の省エネルギー性能表示の推進	消費者が建物の性能を認識し、改善する機会を提供するだけでなく、比較して選択することができるよう、省エネルギー性能表示の義務化も含めた更なる規制の強化を検討する。	地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しに併せて検討・結論	国土交通省	地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画において、新築住宅の販売又は賃貸時における省エネルギー性能表示の義務化を目指すことを決定済。また、社会資本整備審議会答申(令和4年2月1日)においても、今後講ずべき施策の方向性として、建築物の販売又は賃貸を行う事業者がその販売・賃貸する建築物の省エネ性能に関し表示すべき事項及び表示に際して遵守すべき事項を固く定め、これに従って、表示を行っていない事業者について勧告等を行うことができるよう強化することが示されたところ。	引き続き、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画において決定された内容及び社会資本整備審議会答申を踏まえ、施策の具体化に取り組む。	措置済	継続F	省エネ性能表示の義務化の議論については、引き続きフォローする。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
令和3年6月18日		88	建材や設備などの性能の強化	トップランナー制度のうち、目標年度を過ぎた各種のエネルギー多消費機器については、技術の進展や足下の高効率機器の普及状況を踏まえつつ、基準の見直しを随時行っているところであるが、今後も順次適切に見直しの検討を行っていく。 b 建材トップランナー制度については、今後、事業者の達成状況を確認しつつ、2050年カーボンニュートラルを踏まえ、住宅等の省エネ基準等見直しと整合的に、住宅の断熱性能の向上に資する高性能な建材が市場に普及していくようトップランナー基準の引上げを含めた制度の見直しに向け、方向性をやりまめ。 c 需要側が高性能な窓を選択可能とすることにより低品質な窓が市場から排除されるよう、窓の性能表示制度の在り方について見直しの検討を行い、結論を得る。	a 順次検討・結論・措置 b 令和3年度内の結論を目指す、結論を得次第速やかに措置 c 令和3年度内の結論を目指す、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	a ガス温水機器、石油温水機器及び電気温水機器等の新たな省エネ基準を策定するために関係法令の改正を行った。(ガス温水機器及び石油温水機器:令和3年4月19日公布・施行、電気温水機器:令和3年5月26日公布、6月1日施行) また、家庭用エアコンの新たな省エネ基準について、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー燃料会省エネルギー小委員会 エアコンディショナー及び電気温水機器判断基準ワーキンググループにおいて議論し、令和4年2月8日にとりまとめた。 b サッシ及び複層ガラスのトップランナー制度について、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー燃料会省エネルギー小委員会 建築材料等判断基準ワーキンググループにおいて議論し、「2050年カーボンニュートラル」等の実現に向けた道筋を示した第6次エネルギー基本計画と整合する形で目標基準値等を見直し、令和4年3月10日にとりまとめた。 c 窓の性能表示制度の在り方について、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー燃料会省エネルギー小委員会 建築材料等判断基準ワーキンググループにおいて議論し、令和4年にとりまめを行うこと、同ワーキンググループ委員の合意を得た。	a 家庭用エアコンの新たな省エネ基準については、とりまめの結果を基に、令和4年春頃の公布を目標に告示改正を行う。 b サッシ及び複層ガラスの新たな省エネ基準については、とりまめの結果を基に、令和4年7月頃の公布を目標に告示改正を行う。 c これまでの審議会での議論を踏まえ、具体的な見直しの内容についてさらに検討を行い、令和4年7月頃を目標にとりまめを行う。	未措置	継続F	告示改正等の措置の状況を引き続きフォローする。
令和3年6月18日		89	官庁官庁事務室におけるZEBの取組	低コスト化のための技術開発の動向等を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則ZEB Orientedとし、ノウハウを蓄積しつつ、2030年までに新築建築物の平均でZEBを実現することを目指す。 b 各府省庁等におけるZEBの実現に寄与するため、先進事例のノウハウをまとめた事例集等を作成し共有するとともに、得られた技術情報を基に、官庁施設整備に適用する基準類の見直しを進める。	a 原次措置 b 事例集の作成・共有は令和3年度措置基準類の見直し等は、令和3年度措置得次第速やかに措置	国土交通省	a 本件については、改定された「政府実行計画」(令和3年10月22日閣議決定)において、「低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す」と定められており、官庁官庁事務室についてもこれに基づき実施する。 b 事例集については、「公共建築物(庁舎)におけるZEB事例集」を作成し、令和4年3月28日に国土交通省HPに公表・共有した。 基準類の見直しについては、各府省庁が共通して使用する基準(統一基準)である「官庁施設の環境保全性基準」を令和4年3月25日に改定し、官庁施設が確保すべきエネルギー消費性能として、新築の場合は原則 ZEB Oriented 相当以上とすることを新たに規定した。	a 措置済み b 措置済み	措置済	解決	
令和3年6月18日		90	(17)海底下CCSIに関する規制の見直し	環境省は、二酸化炭素を貯留する事業者による海洋環境の監視計画の内容及び異常が生じた場合の監視レベルの移行基準①について、事業者の自主判断で一定の変更申請を行えるよう検討を行い、その結果をガイドライン等に明記する。 b 環境省は、二酸化炭素の分離・回収技術について、現在の規定であるアミン法に限定することが妥当か及び貯留できる二酸化炭素の濃度が99% (又は99%) 以上とする規制を講ずることが合理的か最新の知見を基に検討会において議論し、結論を得る。その結果に基づいて、法令の改正、ガイドラインの策定、事業者への周知等必要な措置を講ずる。	a 令和3年度上期措置 b 令和3年度上期検討、令和3年度結論	環境省	a 監視レベルの移行基準については、令和3年9月29日、「特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請に係る指針(改定版)」を公表し、事業者の自主判断で一定の変更申請を行うことが可能であることを明記した。 b 二酸化炭素の分離・回収技術については、検討会を設置し最新の知見を踏まえて検討を行った結果、アミン法に代わる分離方法については実証の段階であり今後技術確立を踏まえて対応すべきこと、濃度基準については現在の技術水準に照らして過度な基準を求めているものではなく問題ないとの結論を得た。 なお、海底下CCSIに関する海洋汚染等の防止との関係については、関係省庁、有識者、事業者などによる「海底下CCSI 事業におけるモニタリング技術の適用方法のあり方」に係る検討会を設置し、最新の技術動向や事業の実態を踏まえた規制のあり方を検討した。abの課題を含めて、この検討結果については、2月28日に「規制改革案設計画(令和3年6月18日閣議決定)」に係る「海底下CCSIに関する規制の見直し」についてとして取りまめ、公表した。	b) について、技術確立時期を目的に関係省庁・機関を含め、検討を行う。へ修正	措置済	解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年8月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)					
								措置状況	評価区分	指摘事項			
5. 雇用・教育等													
(2)テレワークの普及・促進に資する取組													
令和3年6月18日		1	テレワークの普及・促進に資する取組	<p>厚生労働省は、テレワークの普及・促進に資するよう、以下の方向性を踏まえてこれからのテレワークでの働き方に関する検討会において、「情報通信技術を利用した事業場内外の適切な導入及び実施のためのガイドライン」(以下「テレワークガイドライン」という。)の改定及び推進する措置に向けた議論を追加させ、取りまとめを行う。その結果に基づき、テレワークガイドラインの改定等を行う。</p> <p>○ 総論</p> <p>テレワークの普及・促進のためには、テレワークは働き方として、労働時間管理にとどまらず、労務管理全般において、テレワークはオフィスで働く場合と同様に扱われるものである一方、その特性上、オフィスで働く場合と異なる点が生じ得るものであることから、労働時間に関する関係法令の留意事項を示すだけでなく、これまで記載の薄かった労務管理全般に関する事項を充実させ、労使双方にとってテレワークでの働き方をいかにいかにしていく必要がある。具体的には、労働者の健康状態の確保や、人材育成、人事評価等の観点から積極的に整理し、質の高いテレワークを行えるよう労使双方にとってテレワークの実施に当たって取り組む事項が明確になるよう記載を充実させる。</p> <p>・業務を効果的に実施する観点から出社とテレワークを組み合わせることで有効な場合もあることや、テレワークの実施に当たっても労働時間と生活時間の切り分けなど労働者のワークライフバランスについても配慮が必要であることを記載。</p> <p>○ 労務管理</p> <p>・正社員、非正規雇用労働者等の雇用形態の違いのみを理由としてテレワーク対象者を分けることのないよう留意が必要である旨を記載。</p> <p>・また、派遣労働者についても、円滑にテレワークが行うことができるよう、テレワークを行う際の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)上の留意事項について言及する。</p> <p>・労働者が自律的に働くことができるよう、労使双方にテレワークのメリットがあることを明確にしつつ、管理者側のマネジメント能力の向上や労働者の人材育成も重要である旨に言及する。</p> <p>・在宅勤務手当や実費支給の通勤手当が社会保険料の算定基礎となる報酬に該当するか等の取扱いについて明確化する。</p> <p>○ 労働時間管理・労働時間管理について、出社の場合と比べてテレワーク時には、使用者による把握ができない等の特性があり、長時間労働の抑制に留意する必要がある。テレワーク時に適度な管理を求めるものではないことを明確にしつつ、テレワークの特性も踏まえた適正な労働時間管理ができるよう、いわゆる中抜け時間の対応等にも留意しつつ、労働者の自己申告による把握も含めた労働時間の把握方法を明確化する。</p> <p>・テレワーク時の労務管理(休日・休日・夜間労働)についてはテレワークにおいて、これらが原則禁止であるとの理解がある記述をテレワーク時以外の場合と同様の取扱いに修正する。</p> <p>・事業場外なし労働時間制やフレックスタイム制がテレワークになじみやすい制度である旨を示した上で、適切な適用が図られるよう、適用要件などに係る記載の整理・明確化を行う。</p> <p>○ 労働安全衛生等</p> <p>・自宅等でテレワークを行う際の作業環境の整備や、労働者のストレス軽減や身の不調の早期把握に当たって事業者</p> <p>・労働者が留意すべき事項について、テレワークの特性を踏まえて整理し、例えばチェックリストなどにより、分かりやすく示す。その際には、労使双方にとってチェックリストなどの確認が過大な負担とならないよう留意する。</p> <p>・テレワーク時において被災した労働者への迅速かつ公正な労災保険給付のため、事業主等が災害発生状況を正確に把握できるよう、労働者が当該状況を記録しておくこと等の方策を示す。</p>	措置済み	厚生労働省	<p>良質なテレワークの導入・定着の促進のため、令和2年度に開催したこれからのテレワークでの働き方に関する検討会の検討結果に基づき、令和3年8月25日に「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」として改定した。</p> <p>また、同年9月には、本ガイドラインの分かりやすいパンフレットを作成、都道府県労働局等に配布し、本ガイドラインに沿ったテレワークの導入・実施がなされるよう、周知を行っている。</p>	措置済	解決				
(3)労働関係の書面・押印・対面規制の撤廃													
令和3年6月18日		2	労働関係の書面・押印・対面規制の撤廃		a,b,c,d	厚生労働省	<p>a オンラインにより面接指導を実施する場合には、対面で実施する場合と比べて、労働者の様子を観察することで得られる情報が限られるため、面接を実施した医師が、オンラインによっても必要な指導や就業上の措置に関する判断を適切に実施することができるよう、オンラインによる面接指導の実施要件について、労使や専門家の方々の意見を聴き、検討を行い、令和2年11月19日付け当該通達を以下のとおり改正した。</p> <p>① 通達中の「原則として直接対面によって行うことが望ましい」という記載及び「一方、情報通信機器を用いて面接指導を行った場合も、労働者の身身の状況を把握し、必要な指導を行うことができる状況で実施するのであれば、直ちに法違反となるものではない」という対面を原則とする記載を削除した。</p> <p>② 情報通信機器を用いて面接指導を行う場合には面接指導を行う医師については、一定の要件のうちいずれかに該当することを求めているが、該当することが望ましい旨の記載に変更した。</p> <p>b 押印を求めるとする手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第208号)及び押印を求めるとする手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第30号)が令和2年12月25日に公布され、厚生労働省が所管する省令及び告示により定められた手続まであって、国民や事業者等に対して押印を求めているものについて、押印を原則不要とすることとした。また、同日付けで保険者が定める届出様式における押印の廃止について(要請)(令和2年12月25日付け厚生労働省関係省令関係長通知)を发出し、健康保険被扶養者異動届等の保険者が定める届出様式についても、押印を不要とする取扱いとするよう保険者等に対して見直しを要請した。</p> <p>c 令和3年度においては、労使からのヒアリングを実施するとともに、電子化を可能とするものに向けて、労使双方にとって負担が少なく、相手方に確実に到達する具体的な仕組みについて、労使の見合いながら、課題の整理を行っている。</p> <p>d 「事業場単位」となっている労働基準関係法令に基づく手続について、電子申請において本社で一括して届出等が可能な手続の拡大を図ることとし、今後、企業の利便性向上に資するものから、順次対応していくこととしている。</p> <p>e 令和3年1月25日付けで发出した通達「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」により、eラーニングで実施する特別教育の教育時間が各特別教育規程で定める教育時間以上であること等を担保するための具体的な確認方法として、動画教材の再生記録、パソコンの操作記録等に基づき、教育を実施する者が受講状況を把握すること等を示す。特別教育をeラーニングで実施するための条件等を明らかにした。</p>	a,b,c,d	厚生労働省	<p>a オンラインにより面接指導を実施する場合には、対面で実施する場合と比べて、労働者の様子を観察することで得られる情報が限られるため、面接を実施した医師が、オンラインによっても必要な指導や就業上の措置に関する判断を適切に実施することができるよう、オンラインによる面接指導の実施要件について、労使や専門家の方々の意見を聴き、検討を行い、令和2年11月19日付け当該通達を以下のとおり改正した。</p> <p>① 通達中の「原則として直接対面によって行うことが望ましい」という記載及び「一方、情報通信機器を用いて面接指導を行った場合も、労働者の身身の状況を把握し、必要な指導を行うことができる状況で実施するのであれば、直ちに法違反となるものではない」という対面を原則とする記載を削除した。</p> <p>② 情報通信機器を用いて面接指導を行う場合には面接指導を行う医師については、一定の要件のうちいずれかに該当することを求めているが、該当することが望ましい旨の記載に変更した。</p> <p>b 押印を求めるとする手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第208号)及び押印を求めるとする手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第30号)が令和2年12月25日に公布され、厚生労働省が所管する省令及び告示により定められた手続まであって、国民や事業者等に対して押印を求めているものについて、押印を原則不要とすることとした。また、同日付けで保険者が定める届出様式における押印の廃止について(要請)(令和2年12月25日付け厚生労働省関係省令関係長通知)を发出し、健康保険被扶養者異動届等の保険者が定める届出様式についても、押印を不要とする取扱いとするよう保険者等に対して見直しを要請した。</p> <p>c 令和3年度においては、労使からのヒアリングを実施するとともに、電子化を可能とするものに向けて、労使双方にとって負担が少なく、相手方に確実に到達する具体的な仕組みについて、労使の見合いながら、課題の整理を行っている。</p> <p>d 「事業場単位」となっている労働基準関係法令に基づく手続について、電子申請において本社で一括して届出等が可能な手続の拡大を図ることとし、今後、企業の利便性向上に資するものから、順次対応していくこととしている。</p> <p>e 令和3年1月25日付けで发出した通達「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」により、eラーニングで実施する特別教育の教育時間が各特別教育規程で定める教育時間以上であること等を担保するための具体的な確認方法として、動画教材の再生記録、パソコンの操作記録等に基づき、教育を実施する者が受講状況を把握すること等を示す。特別教育をeラーニングで実施するための条件等を明らかにした。</p>	検討中	継続中	a,b,c,eも引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行う。 d,e,f.具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)		今後の予定 (令和4年3月31日時点)		規制改革推進会議評価				
							措置状況	評価区分	指摘事項	措置状況	評価区分	指摘事項			
				(4)多様で主体的なキャリア形成等に向けた環境整備											
令和3年6月18日		3	多様な働き手に対する職業訓練・教育訓練機会の提供	厚生労働省は、中高年齢層を対象に、実務に即した多様な訓練プログラムを開発するなど、職業生活の高度化や確実なキャリアを支援した訓練を推進する。 b 厚生労働省は、高齢求職者を対象とした雇職者訓練プログラムの研究開発を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において実施しているところ。労働市場における求人・求職の動向を勘案しつつ、職種等のミスマッチ解消も目指して開発したカリキュラム等を基に高齢求職者向けの訓練の普及を図る。 c 厚生労働省は、公的職業訓練におけるオンラインによる訓練の実施状況や訓練効果等を把握・分析した上で、利用実績向上等の目標設定も見据えつつ、受け手の利便性や訓練効果の向上等の観点からオンラインによる訓練の活用促進に向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。 d 厚生労働省は、教育訓練給付制度に関して、既にオンラインによる教育訓練も対象となっているが、制度活用を図る観点から、一層の周知を図る。 e 厚生労働省は、令和3年2月より、実施されている求職者支援制度に係る特例措置に関して周知を図る。 f 厚生労働省は、求職者支援制度に係る特例措置の実施状況等の効果について分析・把握を行い、今後、求職者支援制度をより有効なものとなるよう、必要に応じ措置を行う。	令和3年度措置	厚生労働省	a (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が全国に設置(87カ所)する生産性向上人材育成支援センターが中小企業等の労働者向けに実施する生産性向上支援訓練において、令和2年度より中高年齢層を対象とした訓練コース(ミドルニアコース)を実施しており、令和3年度は、過去2年間のプログラム設定状況や事業主等のアンケートの結果を踏まえ、訓練カリキュラムを改定(4コース)した。 b 高齢者雇用に求められる能力科目を組み込んだ訓練コースについて、令和3年度に3地域(千葉、静岡、広島)で実施した試行訓練を踏まえ、高齢者専用訓練コースのカリキュラムを開発。 c 求職者支援訓練について、育児や就業等の事情により決まった日時に訓練を受講することが難しい方の訓練受講が可能となるよう、受講者の希望に応じた日時に受講が可能なeラーニングコースを令和3年10月から実施(公共職業訓練では平成29年度から実施)。 d 教育訓練給付について、オンラインを活用しやすいデジタル分野を中心に、経済産業省や文部科学省主催の説明会や、経済団体等を通じた傘下企業への情報提供の機会を通して制度周知を図り、制度の利用を促進した。 e 求職者支援制度の特例措置を含め、必要な方に制度を活用いただけるよう、ハローワークでの一人一人の状況に応じたきめ細かな情報提供、インターネット・SNSを活用した周知・広報等の活用促進に向けた働きかけを積極的に行った。 f 求職者支援制度の特例措置について、特別訓練の受講者数や就職実績を含む受講事例のほか、求職者支援制度の利用者のコースの把握、訓練の分野別のコース設定の状況等について検証を行ったうえで、関係省令の改正を行い、令和3年度末から令和4年度末までに期限を延長した。	a 引き続きミドルニアコースの訓練カリキュラムの新設や改定などに取り組みむ。 b 開発したカリキュラムを基に、都道府県が民間教育訓練機関等を活用して実施する職業訓練において、高齢者雇用に求められる能力科目を含む高齢者専用訓練コースの普及を図る。 c 引き続きオンラインによる訓練を推進する。 d 教育訓練給付について、関係省庁との連携により、オンライン講座も用意されていること等を含め、制度の一層の周知・広報に取り組みむ。 e 引き続き周知・広報等を積極的に行い、活用を進める。 f 求職者支援制度の特例措置の実施状況等について、令和4年度においても引き続き、その効果分析・把握等を行い、必要に応じ有効な措置を講ずる。	検討中	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っている。				
令和3年6月18日		4	自律的・主体的なキャリア形成の促進	a 厚生労働省は、正社員にとどまらない多様な働き手の自律的・主体的なキャリア形成の促進を主に置き、人的資本への投資戦略の重要性、実務につながる教育訓練の実施、働き手の時機に応じたキャリアの刷新や企業の人事政策の一端であることを念頭に置いたキャリアコンサルティングの必要形成の支援、教育訓練休暇の付与・取得促進など、働き手・企業が取り組む事項や人材開発施策に係る諸制度を体系的に示した「リカレントガイドライン」の策定を行う。その際には、上場企業等に対してはコーポレートガバナンスコードの趣旨や内容も踏まえた進捗等も視野に含みつつ、労使からの意見を反映させながら検討を開始し、速やかに必要措置を行う。 b 厚生労働省は、キャリアコンサルタントの働き手・企業双方にとっての質の向上のため、5年ごとの資格更新に係る研修のみならず、オンラインによる動画教材を提供しているところであるが、利用者へのヒアリング等を通じ、自律的・主体的なキャリア形成のためのコンサルティング実施に向けて検討を行い、必要な措置を行う。 c 厚生労働省は、令和2年に実施したジョブ・カードの利用実態に関する調査結果を踏まえ、キャリア・プランニング及び職業能力証明ツールとして、労使双方における利便性・利用継続性の向上や、生涯にわたる活用の促進のため、ジョブ・カードをオンライン上で登録できる新たな作成支援サイトの構築を行う。 d 厚生労働省は、「在籍型外向等支援協議会」において事例収集及び、在籍型外向によるキャリア形成・能力開発に係る効果についても調査・把握を行い、検証を行う。 e 厚生労働省は、必要に応じ関係府省と連携し、フリーランス・トラブル110番に寄せられた相談内容について把握・分析を行うとともに、キャリア形成への支援や労災保険の特別加入の拡大等、フリーランスに対する必要な対応について検討を行う。 f 厚生労働省は、「労働市場における雇用仲介の在り方に関する研究会」において、多様多様となっている人材サービスについて現状把握を行い、事業者の透明性向上や求職者等の安心感を高めるべく、今後の雇用仲介制度の在り方について、検討を行う。	a 令和3年度措置 b 令和4年度措置 c 令和3年度措置 d 令和3年検討開始	厚生労働省	a 企業内における労働者の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しを促進するために、ガイドラインの策定に向けて、労働政策審議会人材開発分科会において議論を行っている。なお、ガイドラインの策定にあたっては、同分科会における労使等を含めた関係者との調整やアラインを実施中である。 b キャリアコンサルタントの質の向上のため、更新講習の指定を行うとともに、複雑化・多様化している課題に対応できるようにするため、中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルタント向け研修を実施しており、令和3年度は、中高年齢層や外国人のキャリア支援をテーマにした教材開発・研修を、受講者アンケート等を参考にしながら実施した。 c ジョブ・カードをオンライン上で登録できる新たな作成支援サイトの構築のため設計開発・運用保守業務等を調達し、構築に着手した。 d 令和3年8月に厚生労働省において、産業雇用安定助成金を活用して在籍型外向を実施した企業や労働者へのアンケート調査及び事例収集を実施するとともに、その結果を、全国及び都道府県ごとの在籍型外向等支援協議会において共有し、検証を図った。 e)について【フリーランス・トラブル110番の相談内容の把握・分析】引き続き、関係省庁と連携し、フリーランス・トラブル110番における丁寧な相談支援に取り組みとともに、相談事例や傾向も踏まえ、内閣官房をはじめ関係省庁と連携して成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定)や新しい資本主義実現会議議長提案(令和3年11月9日新しい資本主義実現会議決定)において講じることとされているフリーランスの保護のための法制面の措置の検討を進めている。 【キャリア形成への支援】引き続き、フリーランスを含めた労働者に対し、キャリアコンサルティングの機会の確保や、ジョブ・カードの普及促進を実施する。 また、求職者支援制度において、安定的な雇用を目指す方への再就職支援を引き続き実施する。 【労災保険の特別加入の拡大】令和4年中に労働者災害補償保険法施行規則の改正を行い、歯科技工士についても特別加入の対象とする予定。 f: 研究会報告書を踏まえた労働政策審議会における議論を経て、雇用仲介の制度に関して必要な改正を行う「雇用保険法等の一部を改正する法律」が令和4年3月に成立、施行に向け周知等を行う。	a 分科会での議論を経て、基本的な考え方や労使が取り組むべき事項、国等の支援策等を体系的に示したガイドラインについて、令和4年度早い時期の策定を目指す。 b 引き続き、更新講習の指定を行うとともに、キャリアコンサルティングの質の向上に向けた取組を充実させるため、受講者アンケート等を参考にしながら、研修内容の見直し等を実施する。令和4年度は、支援場面が多いことが想定される育児等仕事の両立に課題を有する者のキャリア形成支援をテーマとした教材開発・研修の実施を予定している。 c ジョブ・カードをオンライン上で登録できる新たな作成支援サイトを構築中と、令和4年度中の稼働開始を目指している。 d. 在籍型外向等支援協議会を活用し、引き続き在籍型外向に関する情報やノウハウ・好事例の共有を行う。 e)について【フリーランス・トラブル110番の相談内容の把握・分析】引き続き、関係省庁と連携し、フリーランス・トラブル110番における丁寧な相談支援に取り組みとともに、相談事例や傾向も踏まえ、内閣官房をはじめ関係省庁と連携して成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定)や新しい資本主義実現会議議長提案(令和3年11月9日新しい資本主義実現会議決定)において講じることとされているフリーランスの保護のための法制面の措置の検討を進めている。 【キャリア形成への支援】引き続き、フリーランスを含めた労働者に対し、キャリアコンサルティングの機会の確保や、ジョブ・カードの普及促進を実施する。 また、求職者支援制度において、安定的な雇用を目指す方への再就職支援を引き続き実施する。 【労災保険の特別加入の拡大】令和4年中に労働者災害補償保険法施行規則の改正を行い、歯科技工士についても特別加入の対象とする予定。 f: 研究会報告書を踏まえた労働政策審議会における議論を経て、雇用仲介の制度に関して必要な改正を行う「雇用保険法等の一部を改正する法律」が令和4年3月に成立、施行に向け周知等を行う。	検討中	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っている。				
令和3年6月18日		5	社会経済環境や雇用慣行などの変化を踏まえ、労働市場における雇用仲介の在り方に関する研究会	a 厚生労働省は、最量労働制について、現在実施中の実態調査に関して、適切に集計の上、公表を行う。その上で、当該調査結果を踏まえ、労使双方にとって有益な制度となるよう検討を開始する。 b 厚生労働省は、多様な正社員(勤務地限定正社員、職務限定正社員等)の雇用ルールの明確化及び労働契約法(平成19年法律第128号)に定められる無期転換ルールの労働者への周知について、「多様化する労働契約のルールに関する検討会」において、令和3年公表予定の実態調査結果等を踏まえて議論を行い、取りまとめを行う。その上で、労働政策審議会において議論を開始し、速やかに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	a 令和3年調査結果公表 b 令和3年調査結果公表 c 令和3年調査結果公表	厚生労働省	a 厚生労働省においては、最量労働制実態調査を実施し、令和3年6月に結果を公表した。同年7月に「これからの労働時間制度に関する検討会」を設置し、検討を開始した。 b 多様な正社員(勤務地限定正社員、職務限定正社員等)の雇用ルールの明確化及び労働契約法(平成19年法律第128号)に定められる無期転換ルールの労働者への周知等については、「多様化する労働契約のルールに関する検討会」において、令和3年7月に公表した実態調査結果等を踏まえて議論を行い、令和4年3月に報告書の取りまとめを行った。 c 令和3年調査結果公表、議論を開始し、速やかに結論を得る。結論を得次第、措置	a 最量労働制が制度の趣旨に沿って、労使双方に有益な制度として活用されるよう、実態調査の結果や、労使の現場での運用状況等を踏まえ、丁寧に検討を進めている。 b 「多様化する労働契約のルールに関する検討会」の報告書を踏まえ、労働政策審議会において議論を行い、その議論の結果に基づいて必要な措置を講ずる予定。	検討中	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っている。				

閣議 決定	分類 分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置 状況	評価 区分	指摘事項	
			(5)デジタル時代の日本を支えるイノベーション人材育成の環境整備									
令和3年6月18日		6	デジタル時代を踏まえた高校設置基準等の見直し	<p>1 通商授業方法に習得する単位数の上限(80単位)については、一部のオンラインで実施する場合はこの上限の範囲内には入らないことが明文化されたが、通商制と通商制の設置基準の見直しに当たっては、通商制と通商制の差異が検討されていることを踏まえ、それぞれ長所を生かした形で大学が独自性を活かすことができるよう、更なる見直しが必要であり、関係者の意見を踏まえて議論を行う。</p> <p>2 現在、多くの大学は対面式と通商方式を組み合わせたハイブリッド方式を取り入れているが、この方式において授業が行われた場合に、対面・通商で受講した学生から見て、それぞれ対面授業とカウントされるが、通商授業のカウントされるもの(60単位)に含まれるもの(ルール)を明確にし、整理する。</p> <p>3 卒業に必要な124単位のうち、通商授業の方法により修得する単位数の上限は60単位、対面授業が認められるのは64単位である。通商授業が半数以下の場合には対面授業とみなされる範囲は、124単位まで適用されるというオンライン教育に関する適用の趣旨の大学授業への適応を図るために、オンライン授業の着実な活用を促進するため、大学に実施可能なオンライン授業の適用の場を、通商授業等を行う協力的な学部の活用(認められる措置)が、いっそう適用されるのか、早急に通知する。</p> <p>4 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)では、授業の生じる実施場所は大学の校舎等であることが求められ、学校の施設の利用は授業の一部の場で行われていたが、オンライン授業の着実な活用を促進するため、大学に実施可能なオンライン授業の適用に向けた社会人の利便性等の観点から、校舎・校舎面積の物理的区分としての規制、例えば「校舎面積」(「大学設置基準」第36条)、「校舎の面積」(同第37条)、「校舎の面積」(同第37条の2)並びに「運動場」(同第35条)等の基準について、大学の独自性を考慮した上で、柔軟に対応できるように見直しを実施する。また、デジタル書籍の利用やオンライン授業が今年度以上に広げられる中で、大学設置基準における教育施設を総とした施設設置義務等の妥当性について検討し、見直しとともに、必ずしも「紙の」という教育施設や教員の確保は必要ないという点と併せて、通知する。</p> <p>5 国際的活躍を目指す学生のキャリア形成の途徑において、海外大学院への進学は採れないが、大学設置基準において、卒業要件は、「大学に4年以上在学し、124単位以上を修得する」と定められている。大学卒業要件は、大学に毎年在学したかではなく、何を修得したかによって認められるべきであり、「単位」(「大学設置基準」第21条)を取得した場合は、4年未満であっても卒業できるように柔軟に対応し、同時に、入学時期や卒業時期についても、海外への大学留学・大学院進学における利便性も踏まえ、柔軟な設定を可能とする。</p> <p>6 時間的、地理的制約が緩和されるデジタル時代においては、対面教育のみを前提とした現行の厳格な定員管理は、より柔軟かつ総合的な定員管理に進展させる必要がある。定員管理について、個別の事情(例えば学部)における実習可能な上限等がある場合を除いて、「学部単位の入学定員」をより柔軟化するとともに、単年度での管理についても、複数年度での管理など、より現実的な方法に変更を行う。また、社会人学生や留學生に関する定員についても、より柔軟な設定をすることが可能とする。</p> <p>7 大学設置基準において、「当該学部(専攻)の専攻及び領域に占める専任教員の数」は「大学全体の専任教員に占められる専任教員の数」の合計した数以上と定められている専任教員数の規定について、学部の種類や各大学の実態に即した形で見直す。</p> <p>8 魅力的な大学・専門職大学の設立に当たっては、優れた実務教員の採用による民間ビジネスの実態に合わせた環境の整備等は必須であるが、その基準は必ずしも明示化されていない。したがって、「実務教員の定義(実務教員の研究・教育実践の明確化)や学級名(どのような学級名なら認められるか、不認可となるか、またその基準について)等」については、大学等の設置認可の申請に際し、誰が分別がかりで明確化する。</p> <p>9 大学設置基準において、単位互換が認められるのは80単位の上限があるが、海外からの留學生の取り込み、国内の日本人の海外留学の促進、大学間の単位互換の促進などの観点から、単位互換制度の活用状況や将来的なニーズ、また、自ら定める学位授与方針等との整合性や質保証の観点等も踏まえ、単位互換制度の在り方について議論を行う。</p>	文科科学省	a,d,e,f,g,h,i,令和3年度後 検討・結論 結論を得次第速やかに措置	b,c,措置済み	<p>a,d,e,g,h,i,中央教育審議会大学分科会質保証システム部会審議まとめ(令和4年3月18日)を踏まえた大学設置基準等の改正案を作成し、中央教育審議会への諮問を行い官申を得た上で令和4年度内に速やかに改正を行うなど、必要な対応を行う。</p> <p>f,質保証システム部会の審議まとめを受け、令和4年度以降、基盤的経費の配分や設置認可審査の際の具体的な運用改善に着手。</p>	検討中	継続F	今後もし引き続き、規制改革推進会議の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。	
令和3年6月18日		7	デジタル時代を踏まえた高校設置基準等の見直し	<p>a デジタル技術の進歩と活用により、各高校がより多様な教育を提供することが可能となったことを踏まえ、全日制・定時制と通商制のそれぞれの長所を生かしながら、教育現場の独自性が活かされるようにすべきである。このような観点から、高等学校設置基準(平成16年文部科学省令第20号)に定める施設・設備要件については、より柔軟な対応が可能となるようにすべきである。全日制・定時制・通商制それぞれの設置基準についても、教育現場における創意工夫が最大限生かされ、質の高い教育が実現できるよう、柔軟なものに見直しが必要がある。したがって、「校舎の面積」(「高等学校設置基準」第14条)、「高等学校通商授業規程」(昭和10年文部省令第32号)第8条)、「運動場の面積」(「同基準」第14条)、「校舎に備えるべき施設」(「同基準」第15条、同規程第9条)、「その他の施設(体育館)」(「同基準」第16条)について、各要件の前提を明確にするとともに、今の時代に即した技術的な見直しを行う。</p> <p>b ICTの活用等により、生徒それぞれが苦手分野の克服や、より高次の学習内容を修得することが可能となる中で、各学校において、生徒の習熟度等を考慮し、特に必要がある場合には、学習指導要領で設定されている標準単位数に届かず、単位数を超過できること、及び学習指導要領において示している内容に関する事項は取り扱わなければならないとして、学校において特に必要がある場合は、後に履修する科目の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導することが可能である旨は、「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料(令和3年3月)」において公表されているが、現場への確実な浸透が図られるよう周知する。</p> <p>c オンライン授業は、プログラミングなど日々のアップデートが必要な教科について、外部の専門家の最先端の授業を受講することを可能とするだけでなく、担任教師はその時間を個々の生徒のフォローや教務に充てることができるなど、多くのメリットがある。オンライン授業の活用について学校現場の裁量も広がったことを踏まえ、教育現場において教育の質を高める多様な取組が実施されるよう、さらには教師がオンライン授業を活用するためのICT等の知識習得やオンライン授業の具体的な活用方法を活すための研修も含めた支援を行うことにより、必要な研修を実施する。同時に、新型コロナウイルス感染症対策として臨時休業中に行われたものも含む遠隔・オンライン教育等、ICTを活用した学びの成果や課題について、今後適切に検証を進め、その結果も踏まえた目標設定を行う等ICTの効果的な活用に向けた取組を推進する。</p> <p>d 指導要録は、在籍生徒一人一人について、①学籍に関する記録、②指導に関する記録をまとめたもので、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)に基づき、各学校において保存義務が定められている(①は20年、②は5年)。現行制度において、指導要録の作成、保存、送付を推進連携等を活用して行うことは可能であり、校務支援システムにおける指導要録のデータ項目の標準化も既に進められているところであるが、校務の情報化・標準化を進める観点からも、このような校務支援システムの導入等により、指導要録の電子化をより一層促進する。</p>	令和3年度後 検討・結論 結論を得次第速やかに措置	b,c,d,令和3年度 度措置	<p>a,令和4年度からこの制度の施行を踏まえ、引き続き、関係制度の周知に努めるとともに、今後とも必要に応じて制度の見直しを行っていく。</p> <p>b,引き続き、学習指導要領の着実な実施に向けて必要な周知を行う。</p> <p>c,特設ウェブサイト「StudX Style」の事例を引き続き充実していくとともに、1人1台端末等でのICT環境の活用に関する方針(令和4年3月31日付 初等中等教育局長通知)等の周知を行い、オンラインを含めた1人1台端末等の学校のICT環境のさらなる活用促進を図っていく。</p> <p>d,ICT環境のさらなる活用促進を図っていく。</p> <p>また、オンライン等のICT環境の活用を促進する手引きの周知を図るとともに、文部科学省特設ページにおいて、児童生徒も利用できる教員研修資料等のコンテンツを充実する。</p> <p>さらに、全国学力・学習状況調査において実施するICTの活用頻度等の調査結果を踏まえながら、より効果的な活用に向けた取組を検討する。</p> <p>e,引き続き、指導要録の電子化に関して必要な周知を行う。</p>	検討中	継続F	aについて、設置基準の設備面の検討の継続フォローアップが必要。		

開議 決定	分 野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	規制改革推進会議評価			
							これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	措置 状況	評価 区分
令和3年6月18日		8	教員資格制度に係る規制・制度の見直し	<p>教師の「質」と「量」にはトレードオフの関係があるとの指摘もある中、教師の「質」について早急に議論を行い、分かりやすい形で示されるよう、結論を出す。また、これに伴い、現在の教員免許制度や免許更新制が教師の質を高めるのについて検証を行い、教師としての人材育成・評価の観点も踏まえつつ、必要に応じて見直す。</p> <p>多様な外部人材を教員として登用する際の「特別免許状」について、その数はいたる年間200件程度にとどまっている。特別免許状制度の利用を促進するため、手続面での見直しを行うとともに、要件の見直しを行う。</p> <p>具体的には、特別免許状の授与に係る指針を改訂し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連年の申請を可能とし、取得までの時間を短縮できるように都道府県教育委員会に対して要請 ・特別免許状取得者が教員数の2割を超えるときの3年以上の勤務経歴要件の廃止・教育委員会ごとの審査基準が不明確であることを踏まえ、基準の明確化・透明化などの取組を行う。 ・更なる外部人材の登用を進めるためには、一定の能力・経歴を有する社会人経験者が円滑に教員免許状を取得できるように、大学における教職課程の修得を通じた教員免許状の取得に限定されない特別免許状を活用した仕組みを検討する。具体的には、都道府県教育委員会が、能力・経歴の基準を明確に定めるとともに、域内の学校長の推薦を待つだけでなく、教育現場の実情を踏まえた都道府県教育委員会のインシアティブにより特別免許状が授与されるようにする。 ・企業におけるインターンシップのような仕組みによる質の確保、学校外でのマネジメント経験を考慮した管理職としての登用など、社会人教育現場に柔軟に活用するための具体的な明細を示す。 ・社会人登用に必要な採用プラットフォームを整備するなど、運用面でも社会人登用が進むよう環境整備を行う。 ・学校現場に関わりたいと考えている社会人等が、どのような関わり方ができるのか、また、その実現のためには、どのような手続・要件をクリアする必要があるのか、実情を把握し、教師のサポート役や生徒・学生の支援など多様な形で関わり方があることを前提に、多様な人材を積極的に呼び込み・活用する。 	令和4年度までに検討・結論。検討得次第やかに措置	文部科学省	<p>(a) 中央教育審議会において検討中。</p> <p>(b) 令和3年5月「特別免許状の授与に係る教員職定等に関する指針」の改訂を行い、都道府県教育委員会に対し、特別免許状の授与が進むよう審査基準や手続の緩和を示した。具体的には、特別免許状取得者が教員数の2割を超えたとの3年以上の勤務経歴要件の廃止し、また、できるだけ迅速な手続きが可能となるよう改善を図ることと教育委員会ごとの審査基準が不明確であることを踏まえ、基準の明確化・透明化すること等を示した。</p> <p>(c) 上記指針に即した取組が確実に進められるよう促進すること積極的な授与が進むよう令和4年3月に通知を发出。</p> <p>(d) 中央教育審議会において検討中。</p> <p>(e) 中央教育審議会において検討中。</p> <p>(f) 中央教育審議会において検討中。</p> <p>(g) 中央教育審議会において検討中。</p> <p>(h) 中央教育審議会において検討中。</p>	<p>(a) 中央教育審議会にて検討を行い、令和4年度までに結論を得次第、必要な措置を速やかに講じる。</p> <p>(b) 当該指針を踏まえ都道府県教育委員会が積極的に特別免許状の授与が行えるよう引き続き促進。</p> <p>(c) 中央教育審議会にて検討を行い、令和4年度までに結論を得次第、必要な措置を速やかに講じる。</p> <p>(d) 中央教育審議会にて検討を行い、令和4年度までに結論を得次第、必要な措置を速やかに講じる。</p> <p>(e) 中央教育審議会にて検討を行い、令和4年度までに結論を得次第、必要な措置を速やかに講じる。</p> <p>(f) 中央教育審議会にて検討を行い、令和4年度までに結論を得次第、必要な措置を速やかに講じる。</p>	<p>検討中</p> <p>継続F</p>	<p>今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っている。</p>
(6)オンライン教育等に係る規制・制度の見直し										
令和3年6月18日		9	オンライン教育の実現	<p>新型コロナウイルス感染症対策として臨時休業期間中に行われたものも含む遠隔・オンライン教育等、ICTを活用した学びの成果や課題について、今後適切に検証を進め、その検証結果も踏まえた自覚設定を行う等、ICTの効率的な活用に向けた取組を進める。</p> <p>教師や、オンラインを活用した授業を行うに当たって、同時双方向、オンデマンド動画、デジタル教材等をハイブリッドに活用し、学校現場での児童生徒等の状況に応じ、より質の高い教育を行うために最適な対応が取れるようにする。具体的には、教師が、学習の進捗の見える化による児童生徒により重点的に指導を行うこと、学習進度の早い児童生徒には主体的に発展的な学習に取り組む機会を提供し、かつ、外語学習に関する学習において、デジタル教材の活用や、外部人材や海外の児童生徒とオンラインを活用したコミュニケーションを通して指導し、プログラミングに関する学習において、外部の専門家と連携し指導したりすること、など、オンラインを活用した授業の好事例を示し、学校現場の創意工夫の下、児童生徒に寄り添った質の高い教育が行われるよう、学校現場を支援する。その際、教室環境や前置きなどが留意されないよう注意しながら、学校において、質の高い教育と児童生徒の安全・安心が確保されるよう確認しながら取組を進める。</p> <p>各学校がその地域における強みを活かすとともに、オンラインを活用して国内外の社会的・文化的教育資源を十分に活用した教育を展開できるように、全国どの地域に住んでいても、充実した学習コンテンツを活用できる環境を整え、</p> <p>学校で学びたくても学べない不登校児童生徒や病児病児者について、自宅や病室等で行うオンラインを活用した学習(同時双方向での授業配信やオンデマンド動画を活用した学習)を一層円滑に行うことができるよう、一人一台端末の活用を進める。また、一定の要件の下、出席扱いとし、学習の成果を評価に反映できることについて、学校現場に対し、引き続き指導を促す。</p> <p>高等学校において、同時双方向によるオンラインを活用した授業で取得できる単位数上限について、単位取得のために必要な授業数の半数を超えない範囲でオンラインを活用した授業をした場合等には、単位数上限に加算し得るよう算定方法を弾力化し、教師による対面指導とオンラインを活用した指導を融合させた柔軟な授業方法を可能とする。</p> <p>離島・中山間地域等に居住する生徒であっても、生徒自らの進路希望に応じて、他校の遠隔課程の科目を受講することで、多様な科目を学ぶことなどができるよう、高等学校段階における全日制・定時制と遠隔制とのハイブリッド的な取組を推進する。</p> <p>進学制の大学におけるオンラインを活用した授業に限り取得できる単位数上限について、単位取得のために必要な授業数の半数を超えない範囲でオンラインを活用した授業をした場合等には、単位数上限に加算し得ることを明確化する。また、遠隔制の大学においては、オンラインを活用した授業のみで上限なく全ての単位を取得できることも併せて周知を図る。あわせて、例えば、オンライン教育の活用による留学を促進する観点から、日本人学生が海外に滞在しながら、外国人学生が自国にないが日本の大学の授業を受ける場合、遠学制の大学においても、海外からのオンラインを活用した授業と日本の対面授業の柔軟な組み合わせによる教育が可能であることなどの周知を図る。同時に、遠学制の大学は、学生がキャンパスに来て学ぶことを前提とした学校であり、各大学は、学生に寄り添い、学生が安心し、十分納得した形で学修できるように対応することが重要である旨を併せて周知する。</p> <p>教育の質保証の観点も含めて、デジタル化時代に即したものとすると、大学設置基準、大学通信教育設置基準(昭和56年文部省令第33号)の見直しについて、令和4年度からの実施を念頭に、結論を得る。</p>	令和3年度速やかに措置	文部科学省	<p>遠隔・オンライン教育等、ICTを活用した学びの検証のため、内閣府文部科学省が連携し、「GIGAスクール構想のエビデンス整備」に関する研究会(令和3年7月)を設置し、定量的な効果検証に着手。また、臨時休業期間中の学習指導等に関する具体的な取組状況把握するため、令和4年2月に調査を実施し、全国の小・中学校等のうち、64.4%の学校でICT端末が活用されたという結果を得た。</p> <p>b/c GIGAスクール構想に基づいて整備した1人1台端末について、オンラインを含む円滑な活用に向けて、ネットワークトラブルへの対応等の様々な支援をワンストップで行う「GIGAスクール運営支援センター」を各都道府県等に整備するために必要な予算を措置。(令和3年度末予算案、令和4年度予算)</p> <p>1人1台端末の活用促進に向けて、文部科学省特設ウェブサイト「Study Style」において、端末の活用方法に関する優良事例を収集・紹介している。</p> <p>また、各学校における臨時休業中でのICTを活用した学習指導の推進に向けて、留意事項や取組事例の周知を行い、オンライン等のICT環境の活用促進を実施。</p> <p>「新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の学習指導等に関する調査」(令和4年3月18日に公表)において、全国の約84%の学校でICTを活用した学習指導が行われており、そのうち約70%の学校で同時双方向型のウェブ会議システムが活用されていることが明らかになった。</p> <p>さらに、2022年度より、新しい高等学校学習指導要領が実施され、高等学校情報科において全ての生徒がプログラミング、データベースなどの基礎を学習することになることを踏まえ、指導体制の充実に向けてオンラインの活用を含む複数校指導や外部人材の活用に関する手引きを公表。</p> <p>不登校児童生徒や病児病児者がICTを活用した学習活動を行った場合、一定の要件の下、出席扱いとし、学習の成果を評価に反映できることについて、取組の場において引き続き周知を図る。さらに、学校における1人1台端末等のICT環境の活用に関する方針を示した通知において、不登校児童生徒や病児病児者の教育機会確保のために、ICTを活用した学習支援を行うことが重要であることを示し、取組を促した。</p> <p>高等学校において、同時双方向によるオンラインを活用した授業で取得できる上限単位数について、単位数算定の弾力化を行った。具体的には、遠隔授業を活用して取得する単位のうち、主として対面による授業を実施するものは、36単位までとされる単位数算定に含める必要はないこととし、卒業までの全ての授業の中で、その一部に遠隔授業を取り入れることを可能とした。</p> <p>f 学校間連携の対象を拡大し、高等学校等の全日制の課程及び定時制の課程に在籍する生徒が、自校又は他校の遠隔制の課程において開設される科目等を履修することが可能であることを明確化した。また、離島・中山間地域等に立地する小規模高等学校の教育環境改善のため、複数の高等学校の教育課程の共通化・相互連携のICTの最大限の活用により、生徒の進路希望に対応した多様な教科・科目の開設や習熟別指導を実現する事業を実施している。</p> <p>g 大学等における遠隔授業の取扱いについて(通知)(令和3年4月2日付け文部科学省令和3年度高等教育局長通知)及び「学習指導要領の取扱い及び遠隔授業の活用に係るGIGA等の移行について」(令和3年5月14日付け文部科学省高等教育局長通知(指導要領))において、大学等における遠隔授業の実施に当たり、単位数の上限への入りに関する考え方の明確化等について周知した。</p> <p>h 大学設置基準等も含めた大学の質保証システムの見直しに向けて、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会において検討が行われ、「新たな時代を要請した質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」(令和4年3月10日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会)が取りまとめられた。同審議まとめにおいて、大学設置基準、大学通信教育設置基準の見直しについて提案された。</p>	<p>a 「GIGAスクール構想のエビデンス整備に関する研究会」においては、ICT機器の活用状況、児童生徒等の実態に関する議論・分析を行い、引き続き内閣府と連携して、効果検証を進めていく。また、臨時休業期間中の学習指導等に関する調査では、同時双方向型のウェブ会議システムの活用が約68%の小・中学校等で使われたという結果が出ており、令和3年9月の31.2%という数値からの着実な上昇が見られ、引き続きICTを効果的に活用頂けるよう取り組んでいく。</p> <p>b/c 特設ウェブサイト「Study Style」の事例を引き続き充実していくとともに、1人1台端末等のICT環境の活用に関する方針(令和4年3月3日付 初等中等教育局長通知)等の周知を行い、オンラインを含め1人1台端末等の学校ICT環境の活用による学習促進を図っていく。</p> <p>また、オンラインの活用等による高等学校情報科の指導体制の充実に向けて、複数校指導や外部人材の活用に関する手引きの周知を図るとともに、文部科学省特設ページにおいて、児童生徒も利用できる教材や教員研修資料等のコンテンツを充実する。</p> <p>d 引き続き、政策説明の場等を通して制度の周知を図る。</p> <p>e 令和2年度措置済。</p> <p>f 引き続き、関係制度の周知に努めるとともに、離島・中山間等に立地する小規模高等学校の教育環境の改善に向けた支援を実施する。</p> <p>h 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会審議まとめ(令和4年3月18日)を踏まえた大学設置基準等の改正案を作成し、中央教育審議会への諮問を行い、審中を踏まえて令和4年度内に速やかに改正を行う。</p>	<p>検討中</p> <p>継続F</p>	<p>今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っている。</p>

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
令和3年6月18日		10	学習者用デジタル教科書の普及促進	<p>a 一人一台端末環境の早期の実現等を踏まえ、デジタル教科書の活用可能性を広げて児童生徒の学びの充実を図るため、学習者用デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1に満たないこととする基準について撤廃する。</p> <p>b aの実施を踏まえ、学校現場におけるデジタル教科書の使用が全国的に普及するよう促進する。あわせて、視力低下の防止等の健康面における配慮が必要であることから、健康面での留意事項等についても引き続き周知を図る。</p>	<p>a 措置済み</p> <p>b 令和3年度措置</p>	文部科学省	<p>a 「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議」において取りまとめられた「学習者用デジタル教科書の使用を各教科の授業時数の2分の1に満たないこととする基準の見直しについて」を踏まえ、学習者用デジタル教科書の使用の基準を定めた告示を一部改正し、令和3年4月より、学習者用デジタル教科書を各教科の授業時数の2分の1以上使用することができることとなった。</p> <p>b 令和3年度は全国的4割の小中学校等に学習者用デジタル教科書を提供して普及促進を図るための実証事業や、学習者用デジタル教科書の教育上の効果や健康面での影響等について実証する事業を実施している。また、ICT機器を快適に使用するための留意事項については「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」(文部科学省、2022)において周知しているところ。</p>	<p>a 引き続き関係制度の周知に努めている。</p> <p>b 令和4年度は、補正予算と合わせて全ての小中学校等にデジタル教科書を提供し、普及促進に向けた実証事業を実施する。また、引き続きデジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業等を実施する予定。また、児童生徒がICT機器を快適に使用するための留意事項については引き続き周知を徹底する。</p>	措置済	解決	
令和3年6月18日		11	感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導	<p>a 小中高等学校において、新型コロナウイルス感染症対策として特例的に実施した今般の以下の取扱いについて、その他の感染症や災害等により児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合においても、同様の取扱いを可能とする。</p> <p>① 学校の臨時休業期間中におけるオンラインを活用した学習を含む自宅等での学習の成果を学習評価へ反映できること</p> <p>② 一定の要件の下で対面での再指導を不要とすること</p> <p>b 非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、オンラインを活用した学習の指導を教員が実施したと校長が認める場合、オンラインを活用した特例の授業として位置付け、指導要録に記載することを可能とする。</p> <p>c 大学においても、新型コロナウイルス感染症拡大により、対面授業の実施を予定していた授業を、十分な感染症対策を講じたとしても対面授業により実施することが困難な場合、オンラインを活用した授業を行う弾力的な運用を認めることとした今般の特例的に実施した取扱いについて、今後、他の感染症や災害等により対面授業の実施が困難な場合が生じたときにも同様の取扱いを可能とする。</p>	措置済み	文部科学省	<p>a・b 「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」(令和3年2月19日付け初等中等教育局長通知)において、新型コロナウイルス感染症以外の感染症や災害の発生等の非常時においても、①学校の臨時休業期間中におけるオンラインを活用した学習を含む自宅等での学習の成果を学習評価へ反映できること、②一定の要件の下で対面での再指導を不要とすること同様の取扱いを可能とした。また、非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、一定の方法によるオンラインを活用した学習の指導を実施したと校長が認める場合は、「オンラインを活用した特例の授業として、指導要録に記載することとした。」</p> <p>c 「大学等における遠隔授業の取扱いについて(周知)」(令和3年4月2日付け3文科高第9号文部科学省高等教育局長通知)及び「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について」(令和3年5月14日付け文部科学省高等教育局大学振興課事務連絡)において、大学等における遠隔授業の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い特例的な措置として認められていた弾力的な運用について、今後、感染症や災害の発生時等の非常時においても同様に認められることについて周知した。</p>		措置済	解決	
令和3年6月18日		12	(7)居住地以外のハローワークでの失業中の手続	居住地以外のハローワークにおいても、失業給付(教育訓練支援給付金)における失業認定手続が可能である旨、受給者配布用のしおりを改訂の上、周知を行う。	令和3年度上期措置	厚生労働省	受給者配布用のしおりに、教育訓練支援給付金の失業の認定は、本人の申し出により住所管轄のハローワークが認めた場合、他のハローワークで行うことができることを追記した。この改訂版のしおりは令和3年9月に労働局あてひん形として添付している。	これまでの実施状況欄に記載のとおり。	措置済	解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
6. その他横断的課題												
(1)各府省所管法令に基づく立入検査証統合												
令和3年6月18日		1	各府省所管法令に基づき立入検査証統合	地方公共団体の発行事務の軽減等のため、環境省所管法令に基づく身分証と地方公共団体が条例に基づき発行する身分証を1枚に統合できるよう、特例省令を制定した(令和3年3月)ところ、他分野の検査証も統合を検討する。	令和3年度措置	全府省	全国の地方公共団体の意見を踏まえ、関係府省庁が令和3年10月に特例省令等を公布し、環境省所管法令以外の法令に基づき発行する身分証も1枚に統合できるようになった。	令和3年10月措置済み	措置済	解決		
(2)各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合												
令和3年6月18日		2	各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合	各種申請等で提出する写真について、サイズや撮影時期が多岐にわたり不便なことから、原則として、サイズを運転免許証サイズ・履歴書サイズ・大型サイズ又はパスポート規格のいずれかに統合し、撮影時期が現状6か月未満のものは6か月以内に統一する。さらに、写真の電子的提出も推進する。	令和4年度措置	全府省	<p>【警察庁】 警察庁では、令和4年2月、道路交通法施行規則を改正し、国外運転免許証交付申請書に添付する写真のサイズをパスポート規格に見直しなどした。</p> <p>【金融庁】 公認会計士試験の出願の際に求める顔写真(写真票)のサイズ・規格について、パスポートのサイズ・規格に合わせることで、令和4年第Ⅱ回短答式試験の出願受付(令和4年2月)から対応済。撮影時期についても、6か月以内に変更済。</p> <p>【宮内庁】 当庁の各種申請等を点検したが、措置を要するものはなかった。</p> <p>【復興庁】 復興庁において写真のサイズ、撮影時期について見直しした。なお現時点では、復興庁において写真を添付する各種申請等は所管していない。</p> <p>【総務省】 消防設備士免状及び危険物取扱者免状の写真サイズについては、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)及び危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)の一部を改正し、パスポート規格の提出を可能とした(令和4年3月31日公布・施行)。</p> <p>【法務省】 (司法書士試験及び土地家屋調査士試験関係) 司法書士試験及び土地家屋調査士試験における受験申請書に添付する証明写真のサイズ及び撮影時期を変更するに当たっては、司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の改正を要するところ、令和4年3月29日をもってこれを改正し、所定の対応を了した。 (在留申請関係) 写真サイズが運転免許証サイズ・履歴書サイズ・大型サイズ又はパスポート規格のいずれにも該当しない在留申請に係る取次証明書については、その台紙の調達スケジュール上支障があったことから、令和3年度においてはサイズの統合ができなかったものの、課題の洗い出しを行う等、令和4年度の措置に向けた検討を行った。</p> <p>【厚生労働省】 令和3年6月1日付け事務連絡「身分証や資格試験のために提出を求める写真のサイズ等の見直しについて(依頼)」を踏まえ、 ・法令で写真のサイズや撮影時期を定めるものは、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第160号)、申請書等への添付を求める写真の規格の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第36号)、歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第71号)を公布した。 ・通知で定めるものは、必要な見直しを行った。 ・関係団体等で定めるものは、当該関係団体等へ見直しについて検討要請を行った。</p> <p>【経済産業省】 電気主任技術者試験の出願に求める写真サイズ等について、パスポート規格に見直しした(令和4年3月31日公布、4月1日施行)。また、同様に写真サイズ・規格を統合すべき案件の洗い出しを行う等、令和4年度の措置に向けた検討を行った。</p> <p>【国土交通省】 写真のサイズ等の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第7号)により、関係省令を改正し、サイズを運転免許証サイズ、大型サイズ又はパスポート規格のいずれかに統合した(令和4年2月28日公布)。</p>	<p>【警察庁】 措置済</p> <p>【金融庁】 写真の電子的提出については、システム整備や審査事務負担を踏まえつつ、検討を継続する。</p> <p>【宮内庁】 -</p> <p>【復興庁】 措置済み</p> <p>【総務省】 -</p> <p>【法務省】 (司法書士試験及び土地家屋調査士試験関係) 写真の電子的提出については、令和7年度末までに整備することを検討している。 (在留申請関係) 令和4年度中に在留カードの写真の撮影時期を変更するため、根拠規定を改正する。 また、令和4年度中に在留申請に係る取次ぎ証明書の写真サイズ及び撮影時期を返納するため、根拠規定の改正を行う。</p> <p>【厚生労働省】 令和4年度早期に全て実施予定。</p> <p>【経済産業省】 令和4年度までに統合を終了との全体方針に従い、引き続き、写真サイズ等の統合に向けて、根拠規定の改正を進める。加えて、写真の電子的提出についても、可能なものから推進を行う。</p> <p>【国土交通省】 令和6年2月28日施行</p>	検討中	継続F	一部根拠規定の改正予定のものがあるため、フォローアップを継続する。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
			(2)デジタル時代の規制・制度のあり方									
令和2年7月17日	成長戦略分野	1	デジタル時代の規制・制度のあり方	<p>a. 新型コロナウイルスの感染防止の観点やデジタルガバメントの実現の観点から、書面規制、押印、対面規制の見直しを引き続き行う。</p> <p>b. 各規制所管府省は、規制改革推進会議が、国内外の事業展開の実態や具体的な事業者の要望を踏まえ、改革の必要性が高いものとして重点的な見直し事項とした規制・制度について、「デジタル時代の規制・制度について(令和2年6月22日規制改革推進会議決定)」の「5. 規制・制度の類型化と具体的な見直しの基準」の基準を踏まえて、規制・制度の見直しの議論を行う。</p>	a. 実現できるものから順次措置 b. 令和2年度検討・結論を得次第速やかに措置	a,b. 全府省	<p>【厚生労働省】</p> <p><aのうち書面・対面規制の見直しについて> 令和2年10月30日付事務連絡「全ての行政手続の押印・書面・対面の見直し方針についての対応依頼」に基づき、5年以内(2025年末まで)に性質上オンライン化できない行政手続及びそれ以外の手続に係る書面・対面の見直し方針をとりまとめた。</p> <p>また、令和2年12月29日付事務連絡「性質上オンライン化できない行政手続」の再検討依頼に基づき、性質上オンライン化できない行政手続について、補完的手段の活用可能性を含めオンライン化ができないかを再精査し、対応方針をとりまとめた。</p> <p>令和3年秋以降、オンライン化実現に向けて、厚生労働省・デジタル庁・内閣府規制改革推進室間において、行政手続のうち、民間(個人、事業者)から行政機関へものについて、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用するための課題の共有や課題解決に向けて方針を検討することを目的として、複数回協議を行っている。</p> <p><aのうち押印の見直しについて> ○ 国民・民間事業者等に対して求めている押印の見直しについては、規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、令和2年末までに下記の政令、省令及び告示を公布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 押印を求めない手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令(令和2年政令第367号) ・ 労働基準法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第203号) ・ 押印を求めない手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第208号) ・ 押印を求めない手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示(令和2年厚生労働省告示第397号)等 <p>○ 厚生労働省所管の行政手続のうち、法律において国民や事業者等に対して押印を求めているものについては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の施行に伴い、押印の廃止のために必要な措置を講じた。</p> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、民間事業者間で書面での作成・提出を求めている手続について、電磁的記録での作成・提供を可能とする等の見直しを行った。 ・ 農林水産省が所管する政省令、告示、通知等において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、押印を不要とする等の見直しを行った。 <p>会計手続、人事手続等の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行った。</p> <p>復興庁: 令和2年12月29日に復興庁が所管する庁令において、国民や事業者等に対して、押印を求めている手続について、国民や事業者等の押印を不要とする等の改正を行った。</p> <p>a. 内閣官房総務官室 書面規制、押印、対面規制の見直しを順次行っているところ。</p> <p>a. 消費者庁: ① 消費者庁が所管する国民や事業者等が行政機関に申請等を行う際に押印を求めてきた全ての手続について、押印がなくても手続を行うことができることとする見直しを令和2年中に実施済み。 ② 消費者庁が所管する国民や事業者等が行政機関に申請等を行う手続について、一部の手続を除き、令和2年度中にオンライン化を実施済み。 ③ 特定商取引法及び預託法における民間の手続について、消費者からのクーリング・オフの通知については、電磁的記録(電子メールの送付等)で行うことを可能とするほか、事業者が交付しなければならない契約書面等について、消費者の承諾を得て、電磁的方法(電子メールの送付等)で行うことを可能とすることを盛り込んだ「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案」を第204回通常国会に提出し、令和3年6月に成立した。また、契約書面等の電磁的方法による提供については、消費者からの承諾の取り方、電磁的方法による提供の在り方について、オープンな場で広く意見を聴取した上で検討を行うため、「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」を令和3年7月から開催。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p><aのうち書面・対面規制の見直しについて> 左記方針を踏まえて、当省所管の行政手続について、引き続き書面・対面見直しを進めていく。</p> <p><aのうち押印の見直しについて> 引き続き、押印の見直しを進める。</p> <p>農水省【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民や事業者等から行政機関への申請等に際しては押印は不要である旨、引き続き周知を行う。 ・ 会計手続、人事手続等の内部手続のうち、一部制度官庁が検討中もの(公務災害補償関係等)については、制度官庁から具体的な改正内容が示され次第、速やかに対応。 ・ 農林水産省が所管する行政手続について、令和4年度までにオンライン化率100%を目指すこととしている。今後は、オンラインでの申請を促すことにより、書面、対面等によらない申請等を広げていく。 <p>復興庁: 措置済</p> <p>a. 内閣官房総務官室 書面規制、押印、対面規制の見直しを引き続き行う。</p> <p>a. 消費者庁: これまでの実施状況に記載の②について、オンライン化未実施の一部の手続について、令和4年度中にオンライン化を実施予定。また、③のうち、電磁的記録によるクーリング・オフの通知は令和4年6月1日に施行予定。また、契約書面等の電磁的方法による提供については、令和5年6月までの施行に向けて、検討会での取りまとめを行った上で政省令等の改正に取り組む。</p>	検討中	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分	指摘事項	
令和2年7月17日		1	デジタル時代の規制・制度のあり方				<p>防衛省: 書面規制、押印、対面規制の制度・慣行の見直しを行い、必要な規制改正を令和3年1月までに完了した。 【改正した省令一覧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊法施行規則 ・防衛省職員給与守守定率実施規則 ・若年定年退職者給付金に関する省令 ・防衛省関係重要施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則 ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行規則 ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う混雑の排他制限等に関する法律施行規則 ・日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行規則 ・特務警察から生ずる紛争の調停付託手続等に関する省令 ・日本国内にある国際連合の軍隊により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関する省令 ・防衛省備用委託試験研究規則 ・連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律施行規則 ・特務警察機長の職務の執行に関する特別措置法施行規則 ・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則 ・沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく(給付金及び特定給付金の支給に関する省令 ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律附則第五項の規定による裁決の申請に関する省令 ・武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行規則 ・防衛省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則 ・防衛省の所管に属する物品の譲与を受けた民間海外援助団体の報告に関する省令 ・特別調達資金査計書及び特別調達資金出納命令書受入事務規程 <p>富内庁: 富内行政手続に係る法令を所管していないが、所蔵資料の利用について電子メールによる申請も可能とする等、各種申請手続等の見直しを行い、富内庁ホームページで周知を行った。</p> <p>外務省: 規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、改訂省令等の改正を行った。改正した主な改訂省令等は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務公務員法施行令(令和2年12月24日政令第37号) ・外務省総規則(令和2年12月24日外務省令第12号) ・国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣に対する援助申請に関する省令(令和2年12月28日外務省令第16号) ・旅券法施行規則(令和2年12月28日外務省令第17号) ・外務省外交史料館利用等規則(令和3年2月1日外務省訓令第1号) ・本省における行政手続等の書面・押印・対面規制の見直しに係る関連情報ページ https://www.mofa.go.jp/mofa/mo/qaqa22_00312.html ・民法の一部改正等を内容とするデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)(令和3年5月19日公布、同年9月1日施行) <p>内閣府(子本部): 児童手当の各種手続について、令和2年12月24日付で内閣府令の改正を行い、標準様式から押印欄を削除。 ※従来より市町村の判断により押印欄を削除することは可能。</p> <p>法務省 a第204回通常国会に提出された、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」において、押印・書面に係る制度を見直すため、関係法律の改正が盛り込まれたところ。法務省所管法律として、①戸籍法(戸籍の届出人等がする「署名押印」について、「押印」を廃止、「署名」のみを求めるとするもの。)、②民法(民法第486条の定める受取証書(領収書)について、電子データによる提供請求をできるとするもの等。)、③「建築物の区分所有等に関する法律」(区分所有者の専断の議事録を書面で作成する際の「署名押印」について、「押印」を廃止、「署名」のみで足りるとするもの等。)等の改正が同法案に盛り込まれた。</p> <p>総務省: 規制改革実施計画において、原則として全ての見直し対象手続について、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行うこととされていることを踏まえ、総務省所管の法律において、押印・書面を求めている手続等について所要の改正(条例の制定又は改定に係る直接請求手続における署名簿への「署名」「押印」について、「押印」を廃止、「署名」のみで足りるとする等)を行う法律案を第204回国会に提出。 また、総務省所管の政令において、押印を求めている手続等について所要の改正(住民異動届、審査請求書、異議の申出書、あつせん申請書等への押印を要しないものとする等)を行う政令を令和3年2月15日に公布。 その他に、情報通信関係総務省所管法令に係る省令や告示等に定める様式の改正を実施。 また、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて、「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」(令和2年7月7日付総行第169号・総行経第35号総務省自治行政局長通知)を発出し、積極的に取り組むようお願いしている。</p> <p>警察庁 a 警察庁では、国民や事業者等に押印等を求めている行政手続について押印規制の見直し等を行い、申請様式等を定める内閣府令及び国家公安委員会規則が改正され、国民や事業者等に押印等を求めないこととした(令和2年12月28日公布・施行)。定型的な道路使用許可の申請等を始めとする一部の手続について、メールによる簡易な方法で申請等が行えるよう、試行的なウェブサイトとして「警察行政手続サイト」を構築し、令和3年6月より運用を開始した。</p>	<p>防衛省: 令和2年度に実施した押印・書面提出等の制度・慣行の見直しについて、着実な定着を図る</p> <p>外務省: 領事による遺言の公証に係る手続の見直しについては、民法の一部の改正の令和3年5月の公布により、遺言者及び証人の押印義務を廃止。押印については、全て廃止済み。 また、行政システムオンライン化が適当な手続等、書面規制、対面規制の見直しについて、令和7年度までの期限を念頭に、引き続き、可能なものから速やかにオンライン化を進めていく。</p> <p>法務省: 左記提出法案の成立に向けて、国会審議等に適切に対応するとともに、必要な改訂省令の整備等の準備を行う。</p> <p>総務省: a国民や事業者等が行政機関に申請等を行う約1200種類の手続については、性質上、オンライン化が適当ではないとされる手続を除いて、5年以内に、可能なものから速やかにオンライン化する。</p> <p>【警察庁】 a より多くの手続をオンラインで行うことができ、利用者にとって利便性の高いシステム構築を検討する。</p> <p>環境省: 今後政府全体としてオンライン化を進めていく過程で、現行制度の見直しが必要となった場合には、随時対応していく。</p> <p>a: 【金融庁】 措置済 財務省 措置済 公安委 a オンライン受付を可能とした手続のオンライン利用率向上に努めるとともに、申請者等の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、必要に応じて令和4年度に予定している公正取引委員会ホームページシステムの更改に合わせて、オンラインによる受付機能の拡充を検討することとしている。</p> <p>原子力規制庁 a 機密性の高い情報を扱う一部の手続を除き、令和4年度末整備予定の「e-gov審査支援サービス」によるオンライン化について、デジタル庁と連携して検討を進める。</p> <p>経産省: 書面規制、押印、対面規制の見直しを引き続き行う。</p> <p>国交省: a ・書面による行政手続の電子申請化について、電子申請化を実施していない手続については、引き続き順次電子申請化を進める。また、申請等の受付だけでなく、審査やデータベース入力・管理も一貫して行うことができる汎用的なシステムの導入・拡充に向け、各関係者との調整を進める。</p> <p>文科省 (a) ・今後も引き続き、書面規制、押印、対面規制の見直しを進め、必要な措置を講じる。</p> <p>【内閣府】 b: 引き続き、規制改革推進会議及び各WGにおいて規制・制度の見直しの議論を行い、デジタル臨時行政調査会とも連携しながら、制度所管府庁に対して、デジタル時代に相応しい規制・制度への見直しを求める。</p>	<p>指摘事項 引き続き検討状況について要フォロー。</p>		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
令和2年7月17日		1	デジタル時代の規制・制度のあり方				<p>環境省</p> <p>a 押印の見直しについては、押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令(令和2年環境省令第31号)、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省・環境省関係省令の一部を改正する省令(令和2年経済産業省・環境省令第5号)及び個別法令の一部改正省令等により、規制改革実施計画における見直し対象手続等における押印の廃止を行った。また、書面規制に係る対応として、環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第32号)により、環境省所管法令において民間事業者等に書面の保存等を求めているものについて可能な限り電磁的記録により保存等を行えるよう、電磁的記録による保存等を行うことが出来る手続の追加を行った。</p> <p>金融庁</p> <p>a</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融庁が金融機関等から受け付ける申請・届出等がオンラインで提出が可能となるように、令和3年3月末までにシステムの整備及び制度面での対応を行い、同年6月30日に運用を開始した。また、押印については、府令・監督指針等の改正を行い(令和2年12月23日改正)、全て廃止した。 民間同士の手続のうち書面・押印・対面を求めている手続について、その必要性を検証した上で、令和3年6月までに見直しを行い、所要の規定の整備を行った。 <p>財務省</p> <p>a:</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子帳簿保存法(平成10年法律第25号)に基づく帳簿書類の電子保存について、領収書等の原本に代えてスキャン画像を保存できる制度の利用に当たり税務署長の事前承認を不要とし、領収書等受領後の自署要件の廃止、領収書等スキャン後の廃棄可能性、タイムスタンプの付与の期限を概ね3営業日から2月以内に拡大するなどの抜本的な見直しを行った。 上記内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)」等の関係法令が令和4年1月1日に施行された。 国税関係の申請等について、これまで電子情報処理組織(e-Tax)を使用する方法により行うことができなかったものについても、イメージデータを送信することにより、電子情報処理組織(e-Tax)を使用する方法により行うことができることとした。 上記内容を含む「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令(令和3年財務省令第25号)」が令和3年4月1日に施行された。 <p>公正取引委員会</p> <p>a 公正取引委員会は、公正取引委員会規則において、国民や事業者等に対して、押印を求めている手続等について、国民や事業者等の押印を不要とする等の改正及び書面での押印を不要とした申請等の手続をオンラインで行う場合に電子署名による十分な匿名性を確保するための措置を行うこと等を可能とする等の改正(改正規則は、令和2年12月25日公布・施行)を行うとともに、電子メール及び公正取引委員会ホームページシステムを整備し、オンライン化の対象とした57手続のオンラインによる受付を可能とした。</p> <p>原子力規制庁</p> <p>a 押印については、法令に基づき規制者等から報告書を受け取る手続のうち押印を求めていた約180件について、押印を不要とするため、令和3年1月1日に関係規則及び告示を改正した。また、書面規制については、オンラインによる申請等を可能とするため、令和3年1月1日に規則及び告示を制定した。なお、対面規制については、法令に基づき対面を要求している例なし。</p> <p>経済産業省</p> <p>「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、経済産業省の所管する法令に係る手続については、個別法令の改正を行うことなく電子メールでの申請等が可能となるよう、令和2年12月25日付で関係省令を改正した。また、押印を求めている手続等に関して押印を不要とするための所要の規定等を整備するため、令和2年12月28日付で経済産業省が所管する省令及び告示を改正するなど、関係法令や通達等の改正を実施した。</p> <p>国土交通省</p> <p>a</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省所管の行政手続のうち押印を求めている法令について、厳格な本人確認のため実印及び印鑑証明書を求めることが必要と考えられる手続き等を除く(政省令・告示を改正し押印を廃止した。(国土交通省が所管する政令11件、省令187件及び関連告示を改正。) 書面による行政手続の電子申請化について、申請等の受付だけでなく、審査やデータベース入力・管理も一貫して行うことができる汎用的なシステムを導入に向け、課題や必要な機能等について検討を実施した。 また、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案(令和3年法律第37号)により、民間手続に関する押印・書面手続の見直しのため国土交通省所管の17法律を改正した。 <p>文部科学省</p> <p>(a)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、令和2年内の対応が求められていた、国民や事業者等に対して押印・書面・対面を求める行政手続について、押印等を不要とするため、令和2年末までに政省令の改正など必要な措置講じた。 <p>内閣府</p> <p>規制改革推進会議では、規制所管府省の取組状況や、経済団体・民間企業からの要望、規制改革ホットラインに寄せられた提案も踏まえて、デジタル時代に向けた見直しの観点から改革の必要性が高いと考える項目を盛り込み、会議及び各WGIにおいて、規制・制度の見直しの議論を進めている。成果については、「当面の規制改革の実施事項(令和3年12月22日会議決定)」等に盛り込んだ。</p>		検討中	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分	指摘事項	
令和2年7月17日		1	デジタル時代の規制・制度のあり方	規制を新設又はその内容を変更する場合において、デジタル化の視点を踏まえた制度設計になっているか評価するための上記基準に基づき、その評価基準を満たすための事前評価を行う標準的な手続を整備し、その手続に則り作業することを求めるなど、規制所管府省が規制・制度にデジタル化の視点をを入れるための方策を検討する。	令和2年度検討・結論	総務省	総務省では、各府省が規制の新設や変更を行う際に実施する事前評価において、左記「規制・制度の種類と具体的な見直しの基準」(以下「見直し基準」という。)を踏まえた検討を行っているかを確認するための「デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリスト」を作成し、令和3年度以降、各府省が規制の事前評価を行う際には、同チェックリストを利用して、見直し基準を踏まえた検討を行ったかを確認するとともに、検討結果を評価書記載等を行う要求とし、内閣府規制改革推進室と連名で、令和3年1月29日に事務連絡を発生した。 <デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリストの概要> ① 見直し基準に該当する規制が否かをチェック ② 見直し基準に該当する場合は、デジタル技術を活用した規制の導入の有無をチェック	令和3年度から、各府省において左記チェックリストにより、デジタル化の視点を踏まえた制度設計になっているかを確認する運用を開始。総務省では、内閣府とも連携し、各府省における運用状況を踏まえながら、必要な見直しを行う予定。	措置済	継続F	運用状況について引き続きフォローアップを行う。
令和2年7月17日	成長戦略分野	2	各インフラ施設の維持管理における新技術・データ利用促進のための環境整備	インフラ長寿命化計画(行動計画)を策定し、かつ、インフラ施設を所管する国土交通省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省は、所管する各インフラ施設(別表参照)に関し、以下の①～⑦について、現状を把握の上、事業の特性に応じた実施を検討し、検討結果及び取組スケジュールを公表する。 ① 点検要領等において、新技術の積極的採用姿勢を示すとともに、従来の点検方法が新技術により代替可能であることを明確に記載する。その際、ドローンや水中ロボット、走行型計測車両、赤外線照射装置、画像解析装置等の利用可能な新技術についてできるだけ具体的に記載する。ただし、利用可能な技術の例示を進めるが、限定は行わないものとする。 ② 目視や打音等の人による点検を代替し得る技術について、活用を判断する考え方の整理を進めるとともに、技術の進展に応じて、検出の精度等について数値等による性能基準の設定を目指す。 ③ 基準を高めた技術をカタログ等に掲載し、掲載技術については基本的に点検に採用できるものとして、その旨点検要領等に記載する。 ④ 新技術を活用した具体的な点検方法や活用事例、新技術の活用を前提とした発注仕様書の例をガイドラインや事例案として、取りまとめる。特に、航空分野においては、『空港内の施設の維持管理指針』で定める維持管理の方法について、「維持管理・更新計画書 作成基本案」に新技術の具体的な活用事例を示す。 ⑤ 施設の諸元情報・点検結果等に係るデータについて、データベースを構築する。その際、データの有効活用を念頭に置いた上での登録項目やデータ形式の設定、関係者間で円滑にデータ共有可能な仕組みの検討を行う。特に、港湾分野においては、「維持管理情報データベース」において、維持管理に利用している技術に係る情報についても登録を可能とする。 ⑥ 直営管理の施設について、新技術を用いた点検を行い、技術の有効性を検証する。 ⑦ 上記①～⑥の取組について地方公共団体・事業者への周知及び意見交換を徹底する。また、地方公共団体を含む各インフラ所管部局に横断を跨ぐような意見交換を行うことのできる場を設ける。	令和2年度検討・結論	国土交通省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	【経済産業省】 規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループの参考資料4として、各インフラ施設に関し、①～⑦について、検討結果及び取組スケジュールを公表済み。 【国土交通省】 【厚生労働省】 【農林水産省】 規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループの参考資料1-3-3として、各インフラ施設に関し、①～⑦について、検討結果及び取組スケジュールを公表済み。 【規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループ】 https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20210225/agenda.html 【農林水産省】 規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループの参考資料2として、各インフラ施設に関し、①～⑦について、検討結果及び取組スケジュールを公表済み。 【規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループ】 https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20210225/agenda.html	【経済産業省】 措置済 【国土交通省】 措置済 【厚生労働省】 措置済 【農林水産省】 措置済	引き続き、フォローアップを行う。		
令和2年7月17日	成長戦略分野	3	インフラメンテナンスにおけるドローン利活用に向けた環境整備	a 国土交通省は、関係省庁等と連携し、ドローンを利用したインフラ点検を推進するため、インフラ点検用の飛行に当たり必要となる安全対策等を取りまとめたマニュアルを作成の上、HP上で公開し、これを使用した申請については、審査を省略する等の手続の簡素化・円滑化を図る。その際、使用環境の多様化や技術の進展を踏まえつつ、事業者や機体メーカーとの意見交換を行い現状について正確に把握しながら進める。 b 国土交通省は、使用する機体の信頼性、操縦者の技量、安全対策の実施方法によらず地上の人や航空機への影響がないことが明らかでない飛行の類型(飛行範囲を制限するための係留措置を施すなど)について検討し、許可・承認対象の見直しを含めて、更なる手続の簡素化に向けた措置を講ずる。 c 国土交通省は、航空法(昭和27年法律第231号)におけるドローン利用申請や変更申請の手続に要する期間の短縮、手続の利便性向上を図るよう、DIPS(ドローン情報基盤システム)の性能向上等に取り組む。 d 内閣官房は、関係省庁の協力を得て、各地方公共団体の条例について改めて実態を調査し、その結果を国土交通省航空局のHPに反映し公表させる。 e 総務省は、携帯電話の上空利用について、利用手続に要する期間を1週間以内に短縮する。 f 総務省は、今後のインフラ点検等におけるドローン利用の拡大、将来的な目視外を含む長距離での利用を前提とし、5G周波数を含めドローンに利用可能な帯域の拡張について、ドローン活用の動向を踏まえながら、技術的課題の解決に向けた技術的検討を行う。	a,d: 令和2年度措置 b: 令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 c: 令和2年度措置 f: 令和2年度検討開始	a,b,c: 国土交通省 d: 内閣官房 e: 総務省	【国土交通省】 a.各種インフラ点検で使用されている飛行マニュアルを分析し、インフラ点検用の標準的な飛行マニュアル作成、関係者との調整を実施し、令和3年8月下旬にHPへ掲載した。 b.航空法施行規則の一部改正を実施し、十分な強度を有する船等(30m以下)に係留し、飛行可能な範囲内への第三者の立入管理等の措置を講じてドローン等を飛行させる場合は、一部の許可・承認を不要とした。 【令和3年9月24日改正・施行】 c.システム改修を実施し、申請内容が典型的なパターンに該当するか否かをシステムにより判定することで審査時間を短縮させる機能、文書管理システム(決裁システム)とのシステム間の連携によって決裁への移行作業等を自動化し効率化する機能の実装済み。 【内閣官房】 d.令和3年9月時点でドローンの飛行を規制する各地方公共団体の条例の調査を行い、その結果を国土交通省航空局のHPに掲載した。 【総務省】 e. 携帯電話を上空で利用するための関連規定を令和2年12月11日に施行し、利用手順に要する期限の短縮が可能となった。 f. 5G周波数帯は、同一周波数を時間的に送信と受信を繰り返すTDD方式を採用しており、上空の端まで遠方にある地上の端末に干渉を生ずる遠方捕捉問題という技術的課題が発生するため、当該課題の技術的な評価を行っているところ。その他、ドローン活用の動向に関する情報収集を行いドローンで利用可能な周波数について検討を行っていること。	【国土交通省】 a.実施済 b.実施済 c.各種申請システム間の機能連携を実現するとともに、新たに導入される機体認証制度等についてもオンライン手続きを可能とする。 【内閣官房】 一 【総務省】 e. 実施済 f. 携帯電話の上空利用の拡大に向け、TDD方式や高度150メートル以上での利用等における混雑防止のための技術的条件について、情報通信審議会において検討を開始し、2023年度を目処に整理するドローンで利用可能な周波数について、ニーズを踏まえ継続的に検討を行う。	検討中	継続F	c.について、引き続き、フォローアップを行う。
令和2年7月17日	成長戦略分野	4	遠隔監視技術の活用による大型浄化槽の保守点検頻度の緩和	環境省は、遠隔監視技術を用いた大型浄化槽の保守点検頻度の見直しについて、技術的な検証を行い、結論を得る。	令和2年度検討開始、令和2年度結論	環境省	環境省主催の「令和2年度浄化槽リノベーション検討会」のWGとして「浄化槽に関するデータ活用による管理の高度化等に関する検討WG」を立ち上げ、メーカー・保守点検業者・学者を交えて、流量調整槽を有する大型浄化槽の保守点検回数を、現行の2週間1回から1ヶ月1回に緩和することが技術的に可能かについて検討を実施した。その結果、遠隔監視技術を用いた大型浄化槽のうち、一定の条件を満たすものについては、保守点検の緩和は技術的に可能である、との結論を得た。 令和2年度の検討結果を踏まえ、令和3年9月30日に環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第6条第3項に基づき遠隔監視機能を有する浄化槽の保守点検の回数を定める件(令和3年環境省告示第9号)を公布(同日から適用)した。	措置済	解決		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
			(4)データ駆動型社会に向けた情報の整備・連携・オープン化									
令和2年7月17日	成長戦略分野	5	交通分野におけるデータ活用の促進	<p>a. MaaS関連データ検討会にて取りまとめた「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」の実効性を確保するため、利用者の利便性向上のためのデータの整備、連携については、各交通分野における制度整備を含め必要な措置を検討する。その際に各交通モードの垣根を越えたデータ連携やMaaSプラットフォーム、MaaSを提供する者からのフィードバックを促すような仕組みの導入についても検討を行う。</p> <p>b. 令和2年通常国会で改正法が成立した地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第9号)の基本方針等において、データ整備、連携の重要性及び必要性について言及し、交通分野におけるデータ活用の意義を明示するとともに、改正法における新モビリティサービス事業の制度的効果的活用する。</p> <p>c. データ整備、連携の機運を高めるとともに「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」について、交通事業者のみならず、地方公共団体や関係者等に対して広く、周知徹底を図り、ガイドラインを適切に実行するためのスキルやノウハウ向上に努める。また、MaaSについては予約、決済等の個人情報や位置情報を含む情報も含まれると、今後の個人情報や位置情報の活用も見据え、1年程度を目安に定期的にガイドラインを更新する仕組みを導入し、データ駆動型社会に即し改訂を行う。</p> <p>d. 交通分野におけるデータは様々な情報を含むものであり、その項目や内容、形式等も多岐に渡るため、データフォーマットやAPIによってやりとりされるデータ形式、項目等データ整備を、MaaS全体の整合性を意識しつつ、各モビリティについて更なる標準整備を進めるための検討の場を設ける。</p> <p>e. バス、フェリー・旅客船においては標準的なフォーマットによるデータ整備が進んでいるところ、更に普及が進むよう、標準的なフォーマット使用のための補助金制度の創設等、必要な措置を講ずる。また、バス以外の公共交通機関においてもバス情報フォーマットの標準化に向けた取組を参考にしつつ、データ整備、連携を進めるための具体的な方策を検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>f. 公共交通利用環境の革新等事業等において、バスケーションシステムを導入する場合には、標準的なバス情報フォーマットの利用を要件化しているところ、日本版MaaS推進・支援事業等の他の補助事業においても、データ整備、連携を交付の要件化とするなど、データ整備が進むような環境づくりを更に進めるとともに、具体的なロードマップやAPIを定め普及させていく。</p> <p>g. 鉄道やバス等、各交通事業者から国等に提出する申請・届出のデジタル化や機械判読可能なデータの整備について検討を進める。</p>	<p>a.f. 令和2年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p> <p>b.c.d.e. 令和2年度措置</p> <p>令和2年度検討開始、令和3年度結論</p>	国土交通省	<p>a. 「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」の実効性担保や、分野の垣根を越えたデータの整備、連携、フィードバックのため、令和2年度、MaaSのモデル構築(実証実験)の採択時に、「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」等によるデータ連携を要件化した上で、全国38地域における取組に対して支援を行い、さらに、取組において実際にデータの整備や連携、フィードバック等が行われていることについてフォローアップしている。令和3年度についても同様に、データ連携の要件化を行った上で全国12地域における取組を支援し、その取組に関するフォローアップを行っている。</p> <p>b. 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の基本方針において、データ整備、連携の重要性や必要性について言及し、交通分野におけるデータ活用の意義を明示するとともに、同法施行規則において、データ連携に係る事項を新モビリティサービス事業計画の計画記載事項とした。令和3年度からは、新モビリティサービス事業計画を策定する自治体・事業者に対する支援制度を新設し、令和3年度は4地域を支援している。</p> <p>c. 令和2年6月には全国の地方公共団体、事業者等を対象としたセミナーを開催し、日本版MaaSの推進に関する専用のHPを設置するなど、地方公共団体や事業者に対して、ガイドラインの内容について周知すると共に、適宜的確に変化を反映するため定期的にMaaS関連データ検討会を開催してガイドラインを改定することとしており、令和3年3月には、コロナ禍においてニーズが顕在化したリアルタイムな混雑情報の取扱いをはじめとした内容を新たに盛り込んだ。</p> <p>令和3年度は、引き続き、セミナー・講習会等を通して、地方公共団体、事業者等に対しガイドラインの内容に関する周知を行った。また、情報・データの利活用に関する昨今の情勢を踏まえ、交通分野におけるさらなるデータ連携・利活用を推進するため、令和3年12月から「交通分野におけるデータ連携の高度化に向けた検討会」を開催している。</p> <p>d. 公共交通機関のリアルタイム混雑情報提供システムの導入・普及に向けたあり方検討会を設置し、公共交通機関における混雑情報についてのデータの整備を含めて検討を行った。また、データフォーマットやAPIの標準化等については、関係府省や有識者から構成されたMaaS関連データ検討会において、引き続き検討していくこととしている。令和3年度は、交通分野におけるデータ連携の高度化に向けた検討会において、データ形式や項目等のデータ整備も論点に、モードをまたいだ議論を実施し、今後中間とりまとめを公表する予定としている。</p> <p>e. 令和2年度より、MaaSのモデル構築とは別途、公共交通事業者等を対象とした運行情報等のデータ化(GTFS対応)のための支援制度を新設し、データ整備の普及促進を推進した。また、フェリー・旅客船については、別途、データ作成支援ツールの公開など、データ化促進に向けた環境づくりを進めている。令和3年度は、引き続き運行情報等のデータ化(GTFS対応)のための支援制度を設ける(令和3年度支援実績:19件)とともに、経路検索事業者の取扱い等最近の情勢を踏まえ、令和3年7月に、「標準的なバス情報フォーマット(GTFS-JP)仕様書(第3版)」の改訂を行った。</p> <p>f. モデル構築支援や、データ化支援事業において、MaaS関連データの連携に関するガイドライン等によるデータ整備、連携を進めることを要件化したとともに、令和3年度から5年間を計画期間とする交通政策基本計画において、バス事業者等におけるGTFS整備状況をKPIとして設定することとしている。第2次交通政策基本計画(令和3年5月閣議決定)において、「バス事業者等において、標準的なバス情報フォーマットでダイヤの情報が整備されている事業者数:382件(2020年)→900件(2025年)」のKPIを定めたほか、GTFSに関する講習会の開催など、データ整備が進むような環境づくりを行った。</p> <p>g. 各申請・届出の件数や現行業務フローの確認等を行い、優先的にオンライン化すべき申請・届出の検討を開始した。申請等の受付だけでなく、審査やデータベース入力・管理も一貫して行うことができる汎用的なシステムの導入に向け、課題や必要な機能等について検討を実施した。</p>	<p>a.f. MaaSにおけるデータの整備や利活用、事業者間における連携の推進に引き続き取り組み、移動の利便性向上を図る。</p> <p>g. 申請等の受付だけでなく、審査やデータベース入力・管理も一貫して行うことができる汎用的なシステムの導入・拡充に向け、関係者との調整を進める。</p>	検討中	継続F	<p>g. 申請等の受付だけでなく、審査やデータベース入力・管理も一貫して行うことができる汎用的なシステムの導入・拡充に向け、関係者との調整を進める。</p>	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
令和2年7月17日	成長戦略分野	6	不動産関連市場の活性化に向けたデータの整備・連携	a 不動産流通標準情報システム(以下「レインズ」という。))において、物件登録数の増大、登録必須項目の見直し、適正な登録期間等について検討し、登録物件情報の内容の更なる充実を図る。 b 不動産市場の活性化や資産の有効活用を図るためのレインズ情報の蓄積・利用の拡大に当たっては、登録物件情報の拡充を図るに当たり取引情報を登録する宅建業者にインセンティブを与えるための方策のあり方を検討する。また、外部学術機関、個人情報保護に関する情報加工技術に知見を有する者等と連携し、加工措置等も含めて個人情報保護への留意のあり方の検討も行う。 c 消費者向けの不動産取引情報提供サービスであるRMI(REINS Market Information)について、更なるデータ活用を促進、使い勝手の向上を図るためにも、公開する情報の充実化の検討及び運用開始から10年以上経過していることから抜本的な改修・改善に向けた検討を行い、その際には、加工措置等も含めて個人情報保護にも留意する。 d データ駆動型社会に即し、不動産業者やITベンダー、テック事業者等と協働でデータ分析等を行う実証実験に継続的に取り組むことにより、不動産関連データの整備・連携による社会の利便性の向上が見込めることを実証し、データの整備・連携の実現に向けた方策について外部学術機関とも連携し、検討を行う。 e 不動産IDとしての不動産登記簿のIDの活用、その他の不動産関連データベースとの連携や、不動産市場の活性化の観点から不動産データの活用について米国や欧州等諸外国の事例などを調査した上で、データ活用の意義やその効果などを広く発信する。タの整備を進めるため、民間事業者によるデータ連携が進むよう、国土交通省が主体的に各種取組を進め、関係府省等との連携を図る。	a,b,c,e: 令和2年検討開始 d: 令和2年度措置 f: 令和3年度調査・措置	国土交通省	a,b 令和4年1月に4機種のシステムを統合し、共通のシステムによる運用を開始した。これにより、広域での物件登録の効率化、登録可能なデータ形式の拡大、対応デバイスの拡大などが行われ、レインズ登録物件情報の充実・蓄積・利用の拡大に向けた改善が図られた。さらに、物件登録数の増大、登録必須項目の見直し、適正な登録期間等について、レインズの運営主体である指定流通機構、業界団体等へのヒアリング等を行い、検討・調整を継続中。 c RMIについて、改修・改善に向けた検討を行った。検討結果をとりまとめ順次改修を進める予定。 d 令和2年度に、ITベンダー、テック事業者、有識者・外部学術機関を招聘し、「不動産市場動向等の面的データの地域における活用手法検討委員会」を開催した。当該委員会においては、自治体におけるEBPMの推進とアカウントリテリヤの能力向上(及び、それらによる自治体における重要課題の解決促進)を図ることを目的として、空き家・空き地対策、公的不動産記簿という政策分野を定め、各政策に関連する国、地方自治体及び民間が保有するデータについて、データ間の相関関係を分析するとともに、視覚的に把握しやすい面的データとして表示する手法を検討した(検討の成果物として、地方自治体等におけるデータ分析・面的データの表示を支援するためのガイドラインを策定)。また、令和3年度には、自治体向けのセミナーを開催するなど、当該ガイドラインの周知を行った。 e 令和3年9月に「不動産IDルール検討会」を立ち上げ、4回にわたる議論を行い、令和4年3月に中間とりまとめを行い、当該とりまとめ内容を踏まえて、同月、国土交通省として「不動産IDルールガイドライン」(不動産登記簿の不動産番号を基礎として構成することなど、不動産IDのルールを定めた。)を策定・公表した。 f 不動産データの活用状況について米国の事例を調査した。調査結果を踏まえ、情報発信を図る。	a,b 引き続き指定流通機構、業界団体等との意見交換を実施するとともに、その他の必要な調査・検討を実施する。 c IDの趣旨・目的、ルール、想定されるユースケース・メリット等について、IDの活用に向けた取組を促進する観点から周知を行っていくとともに、IDと不動産関連情報の紐付けの促進や、まちづくりなどの幅広い分野での活用に向けた環境整備のあり方について検討を行う。 c,d,f 措置済	検討中	継続F	a,b,e)について、引き続きフォローアップを行う。
令和2年7月17日	成長戦略分野	7	スマートメーターデータの活用による新たな付加価値創造	a 令和2年通常国会で改正法が成立した電気事業法(昭和39年法律第170号)の内容を踏まえ、詳細な制度設計を行い、電力データを活用したい事業者等による取組を着実に進めるために必要な制度整備等を行う。なお、制度設計に当たっては、個人情報保護や情報セキュリティ対策には万全を期すこと。特に、電力データをやり取りする際には守秘義務を課すなどの措置を図る。中立的な組織や情報提供先に対しては適切なプライバシー保護水準を要する。情報提供先がどのように情報を運用すべきか中立的な組織の認定に係る基準等について示すなどの検討を行う。 b 電力データのフォーマットについては、提供側である一般送配電事業者と利用者側である事業者等、双方の意見を踏まえたものとなるよう、両者が参加する検討の場において定める。 c 資源エネルギー庁は、幅広い産業分野にて電力データの有効活用を行うおとする事業者の参入が進むよう、積極的に周知を図る。	a: 令和2年度検討、令和4年度措置 b: 令和2年度検討、令和3年度措置 c: 令和3年度措置	経済産業省	a 認定電気使用者情報利用等協会(認定協会)制度の創設を含む、一昨年成立したエネルギー供給強化法の詳細設計については、総合資源エネルギー調査会持続可能な電力システム構築小委員会において議論し、令和3年8月に中間とりまとめを公表した。本とりまとめ結果を踏まえ、個人情報保護や情報セキュリティ対策を認定協会や電力データ利用委員会に求めることを含めた認定協会の認定に係る審査基準を策定し、本年4月1日施行予定。 b 多くの利用者にとって、使いやすく、参加しやすいプラットフォームの構築を行うため、「電力データ活用の在り方検討会」を設置し、電力会社から提供されるデータの標準項目等について、計3回に渡って電力会社とデータ利用者との議論し、方向性を確認した。 c 本制度について、事業者へ広く周知を行うため、電力データ活用に関心のある事業者を集めた「電力データ活用の在り方勉強会」を開催した。	a 4月1日の制度施行をもって措置済み b 措置済み ※今後は、議論結果を踏まえたシステムを認定協会において整備予定。 c 措置済み ※今後は、認定協会を通じて電力データの利用に係る情報発信などを行っていく。	措置済	解決	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)			規制改革推進会議評価		
								措置状況	評価区分	指摘事項	措置状況	評価区分	指摘事項
(5)新型コロナウイルス感染症拡大防止のための株主総会の在り方について													
令和2年7月17日	成長戦略分野	9	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための株主総会の在り方について	<p>a 法務省は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために継続会方式で株主総会を開催する場合、当初の株主総会における決議により、当初の株主総会の時点において改選期にある役員等の任期が満了するものとして、その後任を選任する方法によらず、当初の株主総会の時点で役員等を改選することができ、かつ、その旨の改選登記をすることが可能であることを示し、周知徹底を図る。</p> <p>b 法務省は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、貸借対照表・損益計算書を含め、ウェブ開示によるみなし提供制度の適用対象を拡大し、周知徹底を図る。</p>	措置済み	法務省	<p>a 法務省ホームページの「商業・法人登記事務に関するQ&A」(http://www.moj.go.jp/hoho/kyushu/hisho06_00076.html)において、役員任期に関する商業・法人登記事務の取扱いを明らかにし、その周知を行った(令和2年5月28日最終更新)。</p> <p>b 令和2年5月、時限的な措置として、ウェブ開示によるみなし提供制度を拡充し、単体の貸借対照表や損益計算書等をその対象とする会社法施行規則及び会社計算規則の改正を行った(令和2年法務省令第37号)。その後、令和3年1月及び同年12月にも、同様に、時限的な措置として、同様の範囲でウェブ開示によるみなし提供制度の拡充を認めることを内容とする会社法施行規則及び会社計算規則の改正を行っており(令和3年法務省令第1号、令和3年法務省令第45号)、令和5年2月28日までに招集の手続が開始される定時株主総会について同様の措置の適用を認めるとともに、その周知を行った。</p>	<p>「これまでの実施状況」に記載のとおり、令和3年法務省令第45号において、令和5年2月28日までに招集の手続が開始される定時株主総会について、ウェブ開示によるみなし提供制度を拡充している。</p> <p>また、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)により、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対してそのウェブサイトのアドレス等を通知することによって、株主総会資料を提供することを認める。「電子提供制度」が新たに導入され、上場会社等の振替株式を発行する会社においては、令和5年3月1日以降に開催される株主総会から、電子提供制度の利用が義務付けられることとされている。</p>	措置済み	継続F	令和3年法務省令第1号による措置の失効後の対応について、引き続きフォローアップを行う。		
(2)イノベーション人材育成の環境整備													
令和2年7月17日	雇用・人づくり分野	1	イノベーション人材育成の環境整備	<p>a 多様な子供たちを誰一人取り残さず、誰もが充実した教育を受けられるように、理解度や興味に応じて学年を超えた学びが許容されることをガイドライン等にまとめ、周知する。これに先立って、「多様な子供たちを誰一人取り残さず」との新たな個別最適化された学びの環境整備」の実現に向けて、中央教育審議会の議論も踏まえて検討し、施策の具体的な方向性について結論を得る。</p> <p>b データに基づき、全国の学校に展開可能な形でのような学びが効果的かを明らかにするため、必要な検討体制を整備した上で結論を得る。また、理科は飛びぬけて優秀だが社会は苦手な生徒など、ある一点に秀でた生徒をどのように指導し評価することが望ましいか、指導や学習評価の在り方等について研究し、結論を得る。</p> <p>c 現在、校長の判断となっている「フリースクール等において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出席扱い」について、フリースクール等の相互評価・第三者評価の在り方の検討が進んでいることを踏まえ、そのような評価の積極的な活用も奨励される旨を周知する。併せて、不登校について、これまでの原因分析を踏まえた原因究明と対策を講じるとともに、「不登校特例校の設置に向けて【手引き】」を周知する。</p> <p>d 日本だけでなく世界で生きていける力をつけることを見据えて、帰国・外国人児童生徒等を含めた、多様性のある教育を行うことを目的として、帰国・外国人生徒の日本の公立高等学校への入学・編入を促進するために、各地方公共団体で行われている取組の拡大を促すとともに、日本語指導等の充実等を促進し、優れた取組を周知する。</p> <p>e 各分野の専門家や幅広い経験を有する人材(博士号を取得した研究者、スポーツ選手等)に学校教育により深く関与し、中途からも入れるようにするために、特別免許状の授与基準の見直しや、特別非常勤講師の活用を促進により、外部人材が教育現場に積極的に参加できる環境を構築する。</p>	a,c,d,e: 令和2年度措置 b: 令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	文部科学省	<p>(a) 令和3年1月に取りまとめられた中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して一世代の子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現(答申)において、2020年代を通じて実現を目指す学校教育が「令和の日本型学校教育」となれ、これまでの学校教育の良さを継承しながら発展させ、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現していくこととされた。本答申を踏まえ、令和3年3月に、教育委員会や学校における研修等で活用可能な、児童生徒の理解度や興味関心に応じて、学年を超えた学びが提供されることも含めた「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料」を作成し、都道府県教育委員会等に周知した。</p> <p>(b) エビデンスに基づく教育政策を進めるため、教育データの利活用の在り方について検討を進めるとともに、全国学力・学習状況調査や学力向上に関する調査研究等により、データに基づき、効果的な学びの在り方を明らかにするための方策について検討した。</p> <p>(c) 令和3年7月から、「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議」において専門的な検討を行っており、令和3年12月に「論点整理」を取りまとめた。</p> <p>(d) フリースクール等の相互評価・第三者評価の在り方に関する調査研究の成果等について教育委員会等へ周知した。また、不登校児童生徒を対象とした不登校の原因等についての実態調査等を行うとともに、「不登校特例校の設置に向けて【手引き】」について教育委員会等へ周知した。</p> <p>(e) 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和3年度)」にて日本語指導が必要な高校生等の中途・進路状況について実態を把握するとともに、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業(補助事業)」にて各自治体が行う、高等学校等における外国人児童生徒等への日本語指導・キャリア支援等の取組を支援し、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、各教育委員会による公立高等学校入学者選抜において、外国人児童生徒を対象とした特別定員枠の設定や受入れ期としての配慮(試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等)の取組を推進するよう明記した。</p> <p>外国人児童生徒を対象とした特別定員枠の設定や受入れ期としての配慮について、各都道府県教育委員会の実施状況を把握し、その結果を共有するとともに、特別定員枠設定等や外国人児童生徒等への支援等の取組を促した。</p> <p>高等学校段階における日本語指導のための「特別的教育課程」編成・実施の制度導入のため、学校教育法施行規則等の改正を行った(令和4年3月31日公布)。</p>	<p>(a) 引き続き、本答申を踏まえ、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現に取り組む。</p> <p>(b) 引き続き、データに基づいた学校における効果的な学びの在り方についての検討を進める。</p> <p>(c) 引き続き、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援の在り方等に関して、「論点整理」に沿って専門的な検討を行い、令和4年中に取りまとめを行う。</p> <p>(d) 令和2年度措置済み。</p> <p>(e) 高等学校段階における日本語指導のための「特別的教育課程」編成・実施の制度を令和5年4月1日から施行する。 教員養成大学等に委託し、高等学校における日本語指導体制づくりや日本語指導のカリキュラム作成のガイドラインを作成する。 高等学校段階における日本語能力把握の先進事例の調査や、評価方法に関する研究を実施する。 引き続き、各自治体が行う、高等学校等における外国人児童生徒等への日本語指導・キャリア支援等の取組を促進する。(帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業(補助事業))</p> <p>(a) 当該指針を踏まえ都道府県教育委員会が積極的に特別免許状の授与が行えるよう引き続き促進。</p>	検討中	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
(3)大学等における多様なリカレント講座の開発促進											
令和2年7月17日	人づくり分野	2	大学等における多様なリカレント講座の開発促進	企業ニーズ等社会の多様なニーズやターゲットに応じた大学等におけるリカレント講座の開発を更に推進するとともに、企業等からの取組を含めた持続可能なリカレント講座の運営モデルの検討や例えば事例の取りまとめやガイドライン化等、全国的な周知に関する調査研究を行うなど、リカレント教育推進のための学習基盤の整備等を図ることにより、関係省庁との連携のもとリカレント教育を総合的に推進するための必要な措置を講ずる。	令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	文部科学省	令和2年度に「大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデル構築」事業を実施するに当たって、教育界、産業界の有識者の御意見を頂きながら、調査研究の実施方法等について検討・実施してきたところ。具体的には、職業実践力育成プログラム(BP)の受講生・修了生、大学や企業に対してアンケート調査を行い、リカレントプログラムを受講・提供するメリットや課題についてまとめた。また、大学に対してはリカレントプログラムの提供実績や分野、所在地等を考慮した上でヒアリング、企業に対しては規模やリカレントプログラムの活用実績等を踏まえてヒアリングを実施し、その結果を取りまとめ公表したところ。 令和3年度においては、令和2年度の調査結果等を踏まえ、3つの大学で実証研究を行うとともに、ガイドライン策定及び骨子作成に向けて、大学、企業等へのヒアリングを実施した。ガイドラインの骨子については、令和4年3月末に文部科学省HPで公開した。	令和4年度においては、「大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデル構築」事業の最終年度であるため、ガイドライン策定で足りない情報について、大学における追加実証研究、ヒアリングの実施を通じて情報の充実を図るとともに、教育界・産業界の有識者の意見を踏まえ、ガイドラインを完成させる。 また、作成したガイドラインは、文部科学省HP等で公開するとともに、大学等教育機関や企業等に対しても周知を行うこととする。	検討中	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。
(5)企業とのマッチングや留学生の就労支援等による外国人材の受け入れ推進											
令和2年7月17日	人づくり分野	5	受け入れ企業と外国人材のマッチング支援	a 厚生労働省は、特に地方中小企業における外国人材雇用支援の観点から、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)等に基つき、「地域外国人材受け入れ・定着モデル事業」を実施し、その成果や得られた知見に関し、半年ごに定期的な実施状況を地方公共団体等へ公表すること等を検討し、必要な措置を講ずる。 b 法務省は特定技能外国人材の受け入れ促進のため、技能試験について、分野所管各庁等と連携の上、海外においては試験実施回数・試験実施回数の拡大、国内においては、地方都市での実施・試験実施回数の拡大を検討し、結果については分野ごとに随時周知する。また日本語試験については、技能試験の実施状況や人材受け入れニーズ等を踏まえて実施を推進し、試験情報については随時周知する。さらに、試験情報を分かりやすく迅速に国内外に提供する方策等を検討し、必要な措置を講ずる。 c 法務省は、オンラインによる在留申請手続について、対象範囲等の拡大を継続的に検討し、必要に応じて地方出入国在留管理官署の通知改正等の措置を講ずる。	a-令和2年度検討開始、令和3年度措置 b-令和2年度措置 c-令和2年措置	a.厚生労働省 b.法務省	厚生労働省 a 「地域外国人材受け入れ・定着モデル事業」については、新型コロナウイルス感染症の影響等があるながらも、令和2年度秋に、各モデル地域(北海道、群馬県、福井県、岐阜県、鹿児島県5道県)において、事業を開始したが、令和3年1月以降の新規入国停止の影響もあり、外国人材の受け入れ(入国)には至っていない。なお、現在まで各モデル地域において、参加企業の募集や雇用管理セミナーの実施など受け入れにあたっての準備を進めているほか、厚生労働省においても、海外の外国人材に各モデル地域の魅力をPRするため、令和3年2月に事業特設サイト(※多言語にも対応)を開発し情報発信を行っている。 b (技能試験について、海外における試験実施回数・試験実施回数の拡大、国内における地方都市での実施・試験回数の拡大の検討) 国内試験については、令和2年4月1日以降、受験資格者の拡大を行ったほか、令和2年においては、技能試験の実施主体(試験実施主体)に対し、令和2年度の受験料の2分の1を乗じた金額を助成する。特定技能試験実施費補助金の活用を分野所管各庁に促すなど、試験回数の拡大等に向けた取組を推進しており、受験者数は着実に増加している。 また、海外試験については、進出試験実施国政府からの要請を踏まえ、令和2年度から分野所管各庁の協力の下9か国(フィリピン、カンボジア、ネパール、モンゴル、インドネシア、タイ、スリランカ、ウズベキスタン及びインド)について試験実施計画を策定しており、同計画に沿って着実に試験が実施されることを期待している。 (日本語試験の実施の推進) 令和2年12月に、外務省と連携の上、「国際交流基金日本語基礎テストに併る試験実施要領」を改正し、従来、国外試験のみであった国際交流基金日本語基礎テストについて、令和3年3月から国内試験を全国各地で実施できるようとした。 (試験情報をわかりやすく迅速に国内外に提供する方策の検討) 現在、特定技能制度の活用促進を目的として、特定技能総合支援サイトを運営しており、同サイトにおいて多言語化した試験実施一覧表を掲載している。	厚生労働省 a 各モデル地域において、外国人材が入国してその地域に円滑に定着できるよう、働きやすい職場、住みやすい地域をつくるための取組を進めるとともに、厚生労働省において、事業から得られた知見や好事例について、モデル地域以外の地方公共団体等の参考となるよう、公表する予定。 法務省 b 令和4年度においても、試験受験者数の更なる増加を図るため、特定技能試験実施費補助金の支給を予定している。また、新型コロナウイルス感染症の収束を見据えつつではあるが、試験実施回数等の拡大の推進などを行うことにより、特定技能制度が深刻な人手不足の解消策として活用される制度となるよう、分野所管各庁と連携し、対応していく。 c 引き続き、在留申請手続のオンライン化の対象の更なる拡大を検討する。	検討中	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。

閣議決定	No.	分野	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
(7)保育における待機児童対策協議会の活用等											
令和2年7月17日	9	雇用・人づくり分野	待機児童対策協議会の活用	各地方公共団体の待機児童対策協議会におけるKPIが待機児童の解消に繋がっているものとの確認とともにKPIとその進捗を継続的にフォローアップする。併せてから体制のもと特に効果的と認められる方策を整理するとともに、当該結果を公開するとともに地方公共団体には周知する。 b 地方公共団体の広域連携担当者の実態と活動内容についての調査を実施し、その結果と参考となる取組事例を地方公共団体に周知する。 c 病児保育にかかる広域利用における費用負担等ルールや仕組みについて、地方公共団体の取組状況を把握し、病児保育等の好事例を地方公共団体に周知する。	令和2年度措置	厚生労働省	a 令和2年度に各自自治体に対して待機児童対策協議会の実施状況等に関するアンケートを実施し、KPIの内容及び達成状況、会議の開催状況と具体的な議題の内容を確認した上で、回答結果を取りまとめ、全国児童福祉主管課長会議資料として地方公共団体に周知を行った。 b c 令和2年度子ども子育て支援推進調査研究事業において、病児保育事業における広域利用、広域連携に関する取組状況や費用負担等のルールの設定状況等について調査を行い、好事例を地方公共団体に周知した。	a 今後も新たに待機児童対策協議会を設置する地方公共団体があると考えられるため、新規で協議会を設置する地方公共団体を中心に進捗フォローしていく。 b c 令和2年度に調査研究実施し好事例を周知したところであり、今後も必要に応じて地方公共団体に対し事業の実施にあたって参考となる事例等を周知していく。	措置済	解決	
令和2年7月17日	10	雇用・人づくり分野	ベビーシッターの行政手続合理化、研修機会の拡大等	認可外保育施設設置届出様式の記載方法について、明確化を図り、「認可外保育施設に対する指導監督の実態について」(平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の改訂を行った上で、地方公共団体に周知する。 b 認可外保育施設設置届出のオンライン申請が可能である旨を地方公共団体に周知する。 c ベビーシッター派遣事業割引券のデジタルによる発行及び使用が可能となるようシステムを構築する。 d ベビーシッター派遣事業割引券の使用に関する事業者等の申込手続きにおいてオンライン申請を可能とするともに、実施団体への報告用半券の提出を不要とすべく、ベビーシッター派遣事業実施要綱を改訂する。 e 認可外の居宅訪問型保育事業の研修において、保育の質の確保・向上のために、有意な研修を行う民間事業者が実施する研修について都道府県知事が認める研修要件に係る検討を行うとともに必要な措置を講ずる。 f 認可外の居宅訪問型保育事業の研修について、オンライン研修を可能とすべく検討し、必要な措置を講ずる。	a,d 措置済み b 令和2年度措置 c,e,f 令和2年度検討開始、 f 厚生労働省	b,b 厚生労働省 c,d 内閣府 e,f 厚生労働省	内閣府 c ICTを活用した電子チケットによる割引券使用システムの構築にむけて、令和2年12月、実施団体である全国保育サービス協会にて委託先を選定した。令和3年度の運用開始にむけて、構築作業を進め、令和3年7月よりデジタルによるベビーシッター割引券の発行及び使用が可能となったところ。 d 郵送に限定していた、事業者による申し込みについて、電子メール等でも行うことができるよう、令和2年4月6日付けで実施要綱の改正を行った。また、使用後の報告用半券については、事業者において整理を行ったうえで、半額に一度事業実施者への提出を義務付けていたが、同改正により、報告用半券の提出は不要としたところ。 割引券の申込について、令和3年7月よりオンライン申請が可能となったところ。また、承認申請については、令和4年4月よりオンライン申請を可能とすることとしている。	内閣府 c デジタルによるベビーシッター割引券の発行及び使用について、引き続き推進する。 d 割引券の申込及び承認申請におけるオンライン申請について、引き続き推進する。 厚生労働省 a 今後も新たに待機児童対策協議会を設置する地方公共団体があると考えられるため、新規で協議会を設置する地方公共団体を中心に進捗フォローしていく。 b c 令和2年度に調査研究実施し好事例を周知したところであり、今後も必要に応じて地方公共団体に対し事業の実施にあたって参考となる事例等を周知していく。 f 令和2年度に実施した調査研究の結果を踏まえ、令和4年度に必要な措置を講ずることができるよう対応を検討する。	検討中	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の進捗に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。
(8)男性の育児休業取得促進に向けたルール整備等の検討											
令和2年7月17日	11	雇用・人づくり分野	男性の育児休業取得促進に向けたルール整備等の検討	a 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく「子育てサポート企業」において、男性の育児休業取得率等の公表を促進するための方策について検討し、結論を得る。 b 育児休業取得申請期限について、希望休業開始日の1か月前の経過後であっても、労働者が育児休業取得を申し出た場合、事業者の判断により労働者の希望する日から取得可能であることを明確にした上で、事業者及び労働者に対し周知徹底する措置を講ずる。 c 育児休業取得申請内容の変更回数について、1回目は労働者の申出により変更可能とされているが、2回目以降は労働者と事業者の合意により、育児休業の開始予定日の繰り上げ変更及び終了予定日の繰り下げ変更ができることを明確にした上で、事業者及び労働者に対し周知徹底する措置を講ずる。	a 令和2年度検討開始、結論を得次第に措置 b,c 令和2年度措置	厚生労働省	a くるみん認定等については、育児休業等取得率又は育児休業等と育児目的休暇の合計の取得率を厚生労働省のウェブサイト公表すること等の認定基準の改正を行い、令和3年11月30日に省令を公布し、令和4年4月1日から施行されることとなった。 b c 事業者が育児休業の取得予定日の1か月前を過ぎてからの申請であっても、希望どおりの日から育児休業を差し支えない旨を明記した「育児・介護休業法のあらまし」及び「育児・介護休業等に関する規則の規定例」を作成し、周知を行った。	a 改正後の認定基準については、リーフレット等を用いて周知を行う。 b, c -	検討中	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の進捗に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
(2)フィンテックによる顧客利便性の向上											
令和2年7月17日	投資等分野	1	資金移動業者の登録を求める取納代行規制の明確化	パフォーマンスが進展する中で、事業者の創意工夫により、将来、取納代行の形式をとった新たなサービスが提供される可能性もあることから、規制対象となる取納代行の範囲については、受取人が個人であり、かつ、割り勘アプリのような単純な資金のやり取りを行う事業のみとし、エスクローサービス等の既存のエコシステムを評価しつつ、新規ビジネスの創出を阻害する制度とならないよう、措置を講ずる。	令和2年度検討・結論・措置	金融庁	資金決済に関する法律・関係政令・内閣府令等を改正し、令和3年5月1日に施行した。取納代行については、改正資金決済法第51条において登録取引に該当するとされる行為の要件を内閣府令で定め、エスクローサービス等の既存のエコシステムにも配慮しつつ、割り勘アプリのようなサービスのみが、当該行為に該当することとなるよう規定を整備した。	措置済み。	措置済	解決	
令和2年7月17日	投資等分野	2	資金移動業者が利用者から受け入れた資金の取扱いに関する措置	改正された資金決済に関する法律(平成21年法律第99号)第51条に基づく資金移動業者が利用者から受け入れた資金の取扱いについては、利用実態を踏まえつつ、利用者の利便性が損なわれないように留意し、資金移動業者のビジネスモデルに応じた柔軟な取扱いが可能となるよう、措置を講ずる。	令和2年度検討・結論・措置	金融庁	資金決済に関する法律・関係政令・内閣府令等を改正し、令和3年6月1日に施行した。改正資金決済法第51条に基づく資金移動業者が利用者から受け入れた資金の取扱いについては、内閣府令において、第二種資金移動業者を含む資金移動業者に対し、利用者1人当たりの受入額が100万円を超えている場合に、利用者から受け入れた資金が為替資金に用いられるものであるかどうかを確認するための体制整備を求めているが、特定の対応を求める画一的な規制としてはおらず、資金移動業者が、各々のビジネスモデルを踏まえつつ、規定の趣旨に照らして実効性のある体制を整備することを求めることとした。	措置済み。	措置済	解決	
令和2年7月17日	投資等分野	3	金融サービス仲介業者の取扱いに関する規制	金融サービス仲介業者が取扱うことのできる銀行・証券・保険の金融サービス・商品の範囲については、顧客保護を図りつつ、イノベーションや利用者利便等を促進する観点から、銀行法・保険業法において投資性が強いものとされている契約(特定預金等契約・特定保険契約)や、金融商品取引における二種外務員の職務の範囲等を参考にし、過度な制限により金融サービス仲介への参入が阻害されることのないよう柔軟な範囲とすることを検討し、措置を講ずる。	令和2年度検討・結論を得次第速やかに措置	金融庁	関係政令・内閣府令の案について意見募集(令和3年2月22日～3月24日)を行った上で、令和3年11月1日に関係政令・内閣府令を公布した。金融サービス仲介業者が取扱うことのできる金融サービス・商品については、商品設計の複雑性や日常生活への定着度合い等を踏まえ、特定預金等契約・特定保険契約や二種外務員の職務範囲等に係る既存の取扱いも参考としつつ、イノベーションや利用者利便の向上の観点と顧客保護の観点とのバランスを考慮した上で規定を整備した。	措置済み。	検討中	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。
令和2年7月17日	投資等分野	4	金融サービス仲介業者に供託を求められる保証金の水準	金融サービス仲介業者に供託を求められる保証金の額については、新規事業者による参入が阻害される、多様なサービスが生み出されるような制度とするため、必要最低限となるよう検討し、措置を講ずる。	令和2年度検討・結論を得次第速やかに措置	金融庁	関係政令・内閣府令等の案について意見募集(令和3年2月22日～3月24日)を行った上で、令和3年11月1日に関係政令・内閣府令を公布した。金融サービス仲介業者に供託等を求められる保証金の額については、顧客保護等の観点から既存の仲介事業者に求められる保証金等の水準や、金融サービス仲介業者の対象となる商品・サービスの範囲が限定されていることのほか、金融サービス仲介業者への事業者の参入を促すイノベーションの促進や利用者利便の向上の重要性等を総合的に勘案し、「1千万円+前年度の受領手数料の5%」とした。	措置済み。	措置済	解決	
令和2年7月17日	投資等分野	5	クレジットカード事業者の審査の性能規定とリスクベース・アプローチの導入	割賦販売法制について、顧客利便性向上のため、リスクベース・アプローチや性能規定の考方式に基づく技術革新の進展に沿った制度を着実に実施し、審査手法の高度化や業務の効率化について必要に応じて見直しを図る。その際、見直しが更なる制度改善につながるよう、本年6月に改正法が成立した割賦販売法(昭和38年法律第159号)における事業者の業務の状況等必要な情報を収集する体制を整備する。	令和2年度検討・結論を得次第速やかに措置	経済産業省	令和2年に成立した「割賦販売法の一部を改正する法律」(令和2年法律第64号、令和3年4月1日より、審議されたデータ等を用いて高度な与信審査手法を行う事業者の認定制度(「認定包括信用購入あつせん業者」に関する制度)及び10万円を上限として各社の与信審査手法による与信限度額の設定を行う事業者の登録制度(「登録少額包括信用購入あつせん業者」に関する制度)を創設した。新たな制度運用のための環境整備として、政省令等(割賦販売法施行令、割賦販売法施行規則、割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等、割賦販売法(後払分野)に基づく監督の基本方針等)の改定作業を実施。また、認定包括信用購入あつせん業者及び登録少額包括信用購入あつせん業者の各社が、性能規定の考方式に基づき与信審査に必要である、年度ごとの平均延滞率及び上限延滞率を公表した。施行後は同制度に基づく事業者の認定・登録を実施するとともに、事業者の実態を踏まえた適切な制度運用のため、割賦販売法に基づく認定割賦販売協会である一般社団法人日本クレジット協会と協力して、関係団体等への説明会の実施や情報連携等を行っている。	登録・認定事業者に対する監督等、割賦販売法に基づく適切な制度運用を行っている。	措置済	解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
			(3)自動運転の実装に向けた環境整備									
令和2年7月17日	投資等分野	6	自動運転の公道走行試験を促進するための制度等の活用	「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」(平成28年5月)の「6 テストドライバー」に関する自動走行システムの要件は、実証車両の自動走行システムが道路交通法をはじめとする関係法令を遵守することが確保できない開発段階のものであることを前提に、システムでは対応できない場面(緊急時、故障時及びシステムが機能限界に達する時)においてテストドライバーが必要となる操作を行うことを求めるものを適切な方法で公表・周知する。 b 「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」(令和元年9月)の「2 許可期間」について、同一場所等での実証実験を再度申請する者に対しては、過去の実証実験等により確認できる事項に過去の申請書類の写しの提出を認める等、手続を円滑化するよう周知する。また、無人自動運転移動サービスの事業化等の場合で許可の対象となる内容が明確であれば、許可期間が6か月を超える範囲とすることも可能である旨を明確化し、周知する。 c 多様な自動運転車の研究開発及び実証実験の促進に資するよう、自動運転の実証実験に係る基準緩和認定制度を活用して認定された実証車両の実例について、認定を受けた事業者の権利等に配慮しつつ、公表し、取組の展開を促進する。	令和2年検討開始、結論を得次第やかに措置	a.警察庁 b.警察庁 c.国土交通省	【警察庁】 a 警察庁ホームページにて特設ページを新設し、「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」(平成28年5月)の趣旨について明記し、公表・周知している。 b 道路使用許可を受けて実施する自動運転の公道実証実験について、都道府県警察に対して事務連絡を发出し、手続の円滑化に向けて周知を行った。また、道路使用許可の許可期間について、6か月を超える範囲とすることも可能である旨を上記特設ページにおいて明記し、周知している。 【国土交通省】 c 過去に基準緩和認定を受けた実証車両の実例について、公表について事業者からご協力が得られたものをホームページに公表済み。	【警察庁】 a, b 措置済 【国土交通省】 c 今後認定される実例についても、順次公表予定。	措置済	解決		
令和2年7月17日	投資等分野	7	自動運転技術の進展に対応した新たな運転免許の検討	自動運転技術の開発動向を踏まえた自動車やサービスとそれに伴った免許の在り方について引き続き研究するとともに、令和4年に予定される安全運転サポート車等限定免許制度の導入後、自動車を運転する際に一時停止や信号遵守といった特定操作の省略等が可能となる安全支援機能が実用化された場合には、その状況を踏まえ、今後改正された道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定に基づく限定免許の対象車両として追加することを検討する。	引き続き検討を進め、結論を得次第やかに措置	警察庁	従来の「運転者」の存在を前提としないレベル4の自動運転の実現に向け、令和2年度及び令和3年度に「自動運転の実現に向けた調査検討委員会」を開催し、運転免許の要件を含む交通ルールの在り方等について、外部有識者による検討を行い、これを踏まえ、道路交通法の一部を改正する法律案を令和4年の通常国会に提出した。	令和4年5月13日に予定されるサポートカー限定免許制度の導入後、自動車を運転する際に一時停止や信号遵守といった特定操作の省略等が可能となる安全支援機能が実用化された場合には、その状況を踏まえ、令和2年に改正された道路交通法の規定に基づく限定免許の対象車両として追加することを検討する。	検討中	継続F	引き続き、後段の検討状況を要フォロー。	
			(4)多様な移動ニーズを満たすマイクロモビリティについて									
令和2年7月17日	投資等分野	8	多様な移動ニーズを満たすマイクロモビリティについて	現在「原動機付自転車」と分類されている、いわゆる電動キックボードに関し、将来の移動を担う新たな交通手段として、令和元年度に実施した規制のサンドボックス制度に基づく実証実験や国際的な動向等を踏まえ、歩行者を含む様々な交通主体の安全性及び快適性を十分に確保することに留意しつつ、走行場所や車両保安基準について検証するための新事業を行う。 さらに、新事業の結果を踏まえ、運転者の要件や、安全確保措置、車両の区分等の交通ルールの在り方について、制度見直しの要否を含め検討する。特に、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)に基づく運転者の要件等の特例措置について、令和3年前半目途に結論を得る。 b aの検証・措置に加えて、マイクロモビリティ全般に関し、将来の移動を担う新たな交通手段として、実証実験や国際的な動向、利用者のニーズ等を踏まえ、歩行者を含む様々な交通主体の安全性及び快適性を十分に確保しつつ、走行場所や車両保安基準に加えて、運転者の要件や、安全確保措置、車両の区分等の交通ルールの在り方について、制度見直しの要否を含め検討する。	a.令和2年度新事業の実施、結論を得次第やかに措置 b.令和2年度国土交通省	a.警察庁 b.警察庁 c.国土交通省	a 令和2年9月に最高速度20km/h未満の原動機付自転車について、番号灯を不要とする等の保安基準の改正を行った。また、同年10月から令和3年3月まで、産業競争力強化法に基づき、電動キックボードによる普通自転車等用通行等の通行を可能とする実証事業が実施され、走行場所等についての検証が行われた。さらに、令和3年4月から、ヘルメットの着用を任意とする等の特例措置を整備し、複数の事業者が複数の区域において、その特例措置を活用した産業競争力強化法に基づく事業を行い、適切な規制を検討するための走行データ等を収集した。加えて、警察庁の有識者検討会において、電動キックボードを含む様々な交通主体の交通ルールの在り方に関する検討を行った。また、国土交通省における有識者検討会において、警察庁における交通ルールの検討状況を踏まえつつ、電動キックボードをはじめとする新たなモビリティの「車体」の安全確保のために必要となる技術基準等に関する検討を行い、保安基準や型式認定制度等の骨子をとりまとめた。 b a記載の警察庁の有識者検討会における議論等を踏まえ、車両の区分、運転者の要件、走行場所、安全確保措置等の交通ルールを定めた道路交通法改正案を令和4年3月に国会に提出した。また、a記載の国土交通省における有識者検討会において、電動キックボードをはじめとする新たなモビリティの保安基準や型式認定制度等の骨子をとりまとめた。	a, b ヘルメットの着用を任意とする等の実証事業や、警察庁の有識者検討会における議論等を踏まえ、車両の区分、運転者の要件、走行場所、安全確保措置等の交通ルールを定めた道路交通法改正案が今国会で審議される予定。	措置済	解決		

開議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)				
								措置 状況	評価 区分	指摘事項		
(5)タクシーの利便性向上												
令和 2年 7月 17日	投資 等 分野	9	タクシーの利便性向上	<p>a 地域の交通手段を持続的に確保するため、国土交通省は、事業者の営業区域外運送の柔軟化に努め、より多くの利用者が利便性の高いタクシーサービスを楽しめる環境整備に向けた施策を推進するとともに、公共交通の供給が困難な地域において行う一般旅客自動車運送事業者が協力する自家用有償旅客運送制度について、その実効性を高めるため、導入を希望する地域において関係者間の協議が円滑に進むよう環境整備を図ると等を通じ、着実に制度を運用する。</p> <p>b 国土交通省は、タクシーの利便性向上に資する事前確定運賃や変動運賃料金等の制度を着実に実施する。また、タクシーのきめ細やかな運行実態の的確な把握及び地域、曜日、時間帯、天気等様々な状況におけるタクシーと利用者との乗降・マッチングデータの取得とそれらを適して配車アプリの活用等による、事前確定運賃等の仕組みの柔軟化を始めとした利用者の利便性を高める新たな運賃サービス等を実現するため、国土交通省は、タクシー事業者間の連携や変動料金制の導入も視野に入れつつ、アプリ事業者が有するタクシーの輸送データがタクシーサービスの高度化に還元されるよう推進するとともに、事業者の自主的な取組を一層加速させる方を検討及び実施する。</p> <p>c 特定地域及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業者の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号、タクシー特措法)が、タクシー事業者の業務の適正化を図り、もって輸送の安全及び利用者の利便の確保に資する目的を有することに鑑み、国土交通省は、その趣旨が確実に達成されるよう、事業の適正化及び活性化に不可欠なデータの適時把握を行うためのタクシー事業者の取組を推進しつつ、国がデジタルで情報を収集、把握できる環境整備を進める。また、国土交通省は、事業者自身が利用者の利便性を高める新たなサービス等に健全かつ持続的に取り組むことが可能となるよう、制度を着実に運用する。</p>	国土交通省	<p>a 令和2年度検討・結論・措置 b 令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 c 令和2年度措置</p>	<p>a 一般旅客自動車運送事業者の営業区域外旅客運送に関する規定を盛り込んだ改正道路運送法が令和2年5月27日に成立した。また、令和2年11月に「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成18年9月15日 国土交通省第161号)」の「(別紙)地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン」を改正し、地域公共交通会議等による協議事項として営業区域外旅客運送を明記した。加えて、改正道路運送法により、自家用有償旅客運送について、一般旅客自動車運送事業者が運行管理、車両整備管理に協力する事業者協力型自家用有償旅客運送制度の運用が開始されたことから、同法の施行に併せて事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係についてガイドラインを発出(令和2年11月27日付自動車馬車運送について明確化した他、地域の交通状況を一定の目安及び既存の自家用有償旅客運送の導入事例のもと把握することを可能とする「地域交通の把握に関するマニュアル」を策定(令和2年12月25日公表)するなど、当該制度の導入を希望する地域において関係者間の協議が円滑に進むよう環境整備を図った。</p> <p>b 利用者の多様なニーズに応え、更なる利便性の向上を図るため、令和2年11月30日に変動運賃料金と一括定額運賃の2つの新たな運賃・料金サービスの制度を導入するとともに、平成31年4月に導入した事前確定運賃の取組を着実に進めている(令和4年1月7日現在、全国32地域において、約4,800車、約37,000両(個人タクシー含む)が参加)。 なお、本運賃の変動料金の導入については、令和3年6月18日に閣議決定された規制改革実施計画に取上げられ、変動運賃制度の在り方について検討を進めることとなっており、令和3年10月から12月まで実証実験を実施したところである。</p> <p>c OCR技術や中小事業者でも容易な電子申請の方法等の活用により、事業者から提出される様々な形式での輸送実績データについて、デジタル情報化、データベース化、データ分析等が可能となる環境を整備するため、「旅客運送事業及び関連行政分野におけるICT活用によるデジタル化・リモート化等の推進」事業を、令和2年度3次補正予算により措置した。また、タクシー特措法に基づき、令和元年度輸送実績を踏まえ、客観的な基準に基づき、特定地域・準特定地域の指定・解除を実施した。</p>	措置済	解決			
(6)電波・通信制度改革												
令和 2年 7月 17日	投資 等 分野	10	電波制度 改革	<p>a 周波数の経済的価値を踏まえた割当手続について、新たに特定基地局の周波数を割り当てる際には、周波数割当の比較審査において、収益をあげる観点からの創出工夫による電波の有効利用度を適切に審査できるように、その観点に当たっては、「周波数の経済的価値の評価額(特定基地局開設料の額)」が重点的な評価項目となるよう措置を講ずる。</p> <p>b 警察、消防・救急、国土交通、防衛、防災などの関係省庁・関係機関が共同で利用できる公共安全LTEについて、具備すべき機能要件や非常災害時等における迅速な通信エリア拡大の検討結果を踏まえ、早期実現に向けた実証試験を着実に行う。</p> <p>c 新たな無線システム間において地理的・時間的に柔軟な周波数の共用を可能とするダイナミック周波数共用システムが着実に実用化されるよう措置を講ずる。</p>	総務省	<p>a 2021年春頃に割当て予定の1.7GHz帯(東名版取外)の割当てに係る比較審査において、「周波数の経済的価値の評価額(特定基地局開設料の額)」は、エリア展開、サービス及び指定帯周波数等の他の方コリと並んで、5Gの早期展開と電波の公平かつ能率的な利用を確保するために重要なものであることから、同等の評価配点としている。</p> <p>b 関係府省庁・機関(内閣府・警察庁・消防庁・国土交通省・厚労省・防衛省・指定公共機関等)の参画を得て、実証事業を通じ、公共安全LTEの実現に必要な技術面・運用面での検討を実施。</p> <p>c 電波法の一部改正(令和2年4月成立・公布)によりダイナミック周波数共用に係る業務について、電波有効利用促進センターの業務として追加。また、令和元年度から研究開発及び調査・実証に必要な予算を確保し、データベース等を活用したダイナミック周波数共用・干渉回避技術等の研究開発を実施するとともに既存無線システムと新規無線システムとの運用調整ルール等について整理。また、その成果を踏まえて運用調整を行う周波数共用システムを開発。電波有効利用促進センター、システム利用予定者などの関係者及び有識者で構成する検討会を設置し運用訓練等を実施の上、令和4年3月には3GHz帯(携帯電話と放送番組中継用回線(FPU)との共用)に係るダイナミック周波数共用管理システムを構築し、実用化を図った。</p>	総務省	<p>a 措置済 b 措置済 c 措置済</p>	<p>a 措置済 b 安定性・信頼性・セキュリティを確保した上で、令和4年度から本格運用を開始するとともに、実証書における有効性を更に向上させる観点から、関係省庁等と連携し、引き続き技術面・運用面での検討を行う予定である。 c 措置済</p>	検討中	フォロー終了	
令和 2年 7月 17日	投資 等 分野	11	通信制度 改革	<p>テレワーク等の経済活動のリモート化の動きの定着やデジタル時代におけるあらゆる質の高い教育を受けられる機会確保等のため、我が国の基幹的な通信手段であることが定着し、全国あまねく合理的な方法でのブロードバンドアクセスが確保されるよう、ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた検討を加速し結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。</p>	総務省	<p>令和2年4月より、「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」においてブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置付けるべきかや、ブロードバンドサービス提供の確保のための支援策の在り方などの様々な論点について、専門的・集中的な議論を行い、令和4年2月に同研究会が「最終取りまとめ」を公表した。また、これを踏まえた電気通信事業法の改正案を第208回国会に提出した。</p>	総務省	<p>第208回国会における電気通信事業法の改正案の成立を目指して、必要な対応を行う。</p>	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
			(7)放送を巡る規制改革									
令和2年7月17日	投資等分野	12	放送事業者によるインターネット常時同時配信等について、地域情報の発信の重要性に鑑み、地方向け番組の提供の計画を具体化する等、現行の全国配信の特組のみと、地方向け放送番組の配信を積極的に行うよう、NHKに対して促す。	NHKによるインターネット常時同時配信等について、地域情報の発信の重要性に鑑み、地方向け番組の提供の計画を具体化する等、現行の全国配信の特組のみと、地方向け放送番組の配信を積極的に行うよう、NHKに対して促す。 b NHKが保有する映像資産について、無料配信される番組数及び有料配信される番組数や配信対象の選定基準や考え方を明確化し公表することに加え、無料配信される番組を充実させる取組を、NHKに対して促す。 c 新型コロナウイルス感染症への対応として、教育機会の確保に資する取組として、例えば、NHKが新たに著作権処理を必要としない映像資産について「NHK for school」へのコンテンツのダウンロード機能を追加する等のニーズを踏まえた提供に向けた取組の実施や、観光等の経済回復に資する映像素材の積極的な充実を、NHKに対して促す。	令和2年度措置	総務省	g)について 「廣域を巡る諸課題に関する検討会 公共放送の在り方に関する検討分科会」において、令和2年6月に「三位一体改革推進のためのNHKにおいて取組が期待される事項」がとりまとめられた。当該とりまとめには、NHKによるインターネットを通じた地方向け放送番組の提供について、「令和3年度以降の拠点放送局における設備整備の計画、サービスの内容、実施時期等を中期経営計画において具体化することが期待される」旨が盛り込まれた。総務省から日本放送協会に対し、上記取りまとめを踏まえ検討するよう求めた。 日本放送協会は、令和2年度は、全国向けに再放送した地方向け放送番組を提供することに加え、令和3年3月から南関東エリア以外の地域で放送された地方向け放送番組の一部の提供を開始した。また、「2021年度(令和3年度)インターネット活用業務実施計画」において、効率的な配信方法を検証しながら段階的に地方向け放送番組の充実を図ることとしている。 (b、c)について 総務省は、日本放送協会に対して、「規制改革実施計画における日本放送協会のインターネット配信に係る事項」について、検討を進めるよう依頼。その結果、日本放送協会は「2021年度(令和3年度)インターネット活用業務実施計画」において、「NHKアーカイブスのウェブサイトを通じて、NHKが保有しているニュースや番組等の映像・音声記録のうち、特に社会的意義が高い放送番組を提供」、「学校放送番組、遠隔制高校向け番組、語学番組など、教育番組のウェブサイト、アプリケーションでは、放送番組とその理解促進情報を体系的に提供」、「特にウィズコロナ、アフターコロナの時代、学校だけでなく家庭学習でも役立つコンテンツを提供」する旨を公表した。	措置済	検討中	継続F	引き続きNHKの取組状況も踏まえて、検討状況を継続的にフォロー。	
令和2年7月17日	投資等分野	15	放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインの遵守状況を調査の上、取引の透明性向上や更なる適正化に資する法的措置を含む取引ルール策定やその執行の強化についての検討を踏まえ、ガイドラインを改訂し、制作会社への著作権の帰属や対価について情報成果物作成委託(完全製作委託型番組、その他放送素材)、役員委託の契約形態別に類型化し、類型の充実を図る等、必要な方を講ずる。	放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインの遵守状況を調査の上、取引の透明性向上や更なる適正化に資する法的措置を含む取引ルール策定やその執行の強化についての検討を踏まえ、ガイドラインを改訂し、制作会社への著作権の帰属や対価について情報成果物作成委託(完全製作委託型番組、その他放送素材)、役員委託の契約形態別に類型化し、類型の充実を図る等、必要な方を講ずる。	令和2年度措置	総務省	令和元年11月から「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の遵守状況調査を開始し、不適切な実態が確認された放送事業者に対しては、下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第4条に基づく総務大臣名の文書による指導及びフォローアップ(改善措置に関する報告徴収等)を実施中。 法的措置を含む取引ルールの策定やその執行の強化としては、新たな取引ルールを盛り込んで令和2年9月に改訂したガイドライン(第7版)の遵守状況調査について、調査の結果、不適切な実態が確認された場合は、下請中小企業振興法に基づく総務大臣による指導と改善に関する報告を求め、指導を経てなお改善が見られない場合、当該事案を適切に下請法、独占禁止法の所管庁に通知することとするなど、連携を強化するとともに、調査対象地域を大幅に拡充し、全国の総合通信局等で実施体制を整備した。 また、令和2年9月に改訂したガイドライン(第7版)においては、情報成果物作成委託(完全製作委託型番組、その他放送素材)、役員委託の契約形態別に類型化し著作権の帰属等について明確化するとともに、情報成果物作成委託の発注書類型の充実及び役員委託に関する発注書類型の新規追加を行った。	措置済。なお、ガイドラインの遵守状況調査を引き続き順次実施することで、放送コンテンツの製作取引適正化を推進する。	検討中	継続F	ガイドラインの遵守状況調査やそれに基づく運用実績等について、継続的にフォロー。	
令和2年7月17日	投資等分野	16	地上波4K放送を含めた地上波の高度化方式に関して、今後の技術的検討のスケジュールを明らかにする。	地上波4K放送を含めた地上波の高度化方式に関して、今後の技術的検討のスケジュールを明らかにする。 b 今後、ブロードバンドのユニバーサルサービス化の検討も踏まえ、放送ネットワークをブロードバンドにより代替する場合のコストベネフィットの比較考量を行うことを含め、検討を行う。	令和2年度措置	総務省	a 「情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会」において、令和3年3月に「地上放送の高度化に関する技術検討スケジュール」を取りまとめた。 b ブロードバンド等を用いた地上デジタル放送の代替伝送を実現した場合における、利用者やサービス提供者が受けるコストベネフィットの比較考量を行うための調査研究費(1億円)について、令和3年度予算で措置し、令和4年3月に調査結果をとりまとめた。	a 措置済 b 措置済	検討中	フォロー終了	令和3年6月18日に改めて閣議決定されたもの。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
(8)スタートアップを促す環境整備											
令和2年7月17日	投資等分野	17	プロ私募の要件	特別業務対象投資家や特定投資家の定義等を参考にしつつ、自身で適切な資産管理とリスク管理ができる投資家をプロ投資家とする等、有価証券の私則に適用される開示規制の弾力化に関する検討を行い、私募取引へのアクセスを容易にするための必要な措置を講ずる。	令和2年度調査相対、調査結果を得次第、検討・結論	金融庁	金融審議会において検討を行い、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ第二次報告」(2021年6月公表)において、プロ投資家(特定投資家)の要件の見直し等の私募取引へのアクセスを容易にするための必要な措置について結論を得た。また、インターネット勧誘に対する開示規制のあり方については、関係するガイドラインの案を策定し、令和4年2月16日から3月18日までパブリックコメントを実施した。	金融審議会「市場制度ワーキング・グループ第二次報告」(2021年6月公表)を踏まえ、今後、プロ投資家(特定投資家)の要件の見直しに係る関係府令等を改正予定。また、インターネット勧誘に対する開示規制のあり方については、今後、パブリックコメント等の意見を踏まえ、速やかにガイドラインの公表・適用を行う。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。
令和2年7月17日	投資等分野	18	株式型クラウドファンディングの金額上限の関連規制の見直し	非上場企業の資金調達の内滑化と手段の多様化のための、発行事業者側の利便性向上が必要であるとの認識の下、投資者保護の観点にも留意しつつ第一種少額電子募集取扱業者が取り扱えるクラウドファンディングの制度上限額等の金額要件(他の資金調達との合算要件を含む)について検討を行い、結論を得次第、必要に応じ措置を講ずる。	令和2年度・3年度検討・結論を得次第、必要に応じ措置	金融庁	金融審議会「市場制度ワーキング・グループ第二次報告」(2021年6月公表)を踏まえ、株式投資型クラウドファンディング(以下「投資型CF」)について、 ・発行総額(1億円未満)の算定方法の見直し(合算の対象を投資型CFの発行額に限定) ・特定投資家に関する投資上限額(50万円)の徹底等に関する政府令改正を実施した(令和4年1月施行)。		措置済	解決	
令和2年7月17日	投資等分野	19	非上場株式等流通市場の見直し	株主コミュニティ制度、私設取引システムを含めた非上場株式等の取引に関して、米国等の取引所外の市場を含めた各市場の状況も参考しつつ、課題を整理した上で、非上場株式の取扱いの見直しを含め、その在り方について、日本証券業協会関係者とともに検討を行い、結論を得次第、必要に応じ、措置を講ずる。	令和2年度・3年度検討・結論を得次第、必要に応じ措置	金融庁	日本証券業協会「非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ」において検討を行い、 ・特定投資家私募、特定投資家私売出に関するルールの整備 ・株主コミュニティ制度における勧誘対象者の拡大等に係る日本証券業協会自主規制規則の改正案についてパブリックコメントを実施した(令和4年2月16日～令和4年3月17日)。	令和4年7月に、日本証券業協会自主規制規則を改正予定。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。
(9)老朽化や被災した区分所有建物の再生の内滑化											
令和2年7月17日	投資等分野	20	老朽化や被災した区分所有建物の再生の内滑化	a 今般のマンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)の改正に関し、除却の必要性に係る認定対象の具体的な基準については、今般の法改正により老朽化したマンションの再生が円滑に進むよう、適切な基準とする。 b 今後老朽化したマンションが更に増加していくこと、相続により所有関係が複雑化していくこと、区分所有者が多様化・高齢化していくこと等も踏まえ、建替え決議において集会に参加しない者(意思表示しないもの)については、所有者不明である等、一定の要件・手続のもとで分割から除くこと、建替え決議に必要となる5分の4以上の賛成という要件の緩和、強行規定とされている同要件を任意規定とすること等の方策も含めて、建替え決議の在り方について、見直しによって得られる政策効果やマンションの管理に与える影響を踏まえるとともに、建替え決議による区分所有者への影響の重大性にも配慮しながら、法務省、国土交通省を中心とする関係府庁等、法律実務家、研究者、都市計画の専門家、事業者等幅広い関係者を含めた検討の場を設けた上で検討する。 c あわせて、今後大規模な災害が想定されていることも踏まえ、被災した区分所有建物の再建、取壊し等の決議に必要な5分の4以上の賛成という要件の緩和、区分所有建物の一部が大規模滅失した場合の敷地の売却等についての決議可能な期間延長等も含めて、被災した区分所有建物の再建をより円滑に進める方策についても検討する。	a 令和2年度検討、結論を得次第、措置 b 令和2年度検討開始、できる限り速やかに結論を得次第、措置	a 国土交通省 b c 法務省 国土交通省	(a)について 国土交通省においては、令和2年に建築研究所等の研究機関の協力の下で除却の必要性に係る認定対象の基準に関する検討を開始し、令和3年には有識者で構成される検討会を立ち上げ、同年5月から8月にかけて同検討会において、老朽化マンションの建替えが円滑化されるよう、客観的に判断することのできる基準についての検討を進めてきたところ。 これらの検討の結果、当該基準は令和3年12月に告示(令和3国土交通省告示第1522号)として公布され、同年12月20日に施行したところ。 (b及びcについて) 法務省は、国土交通省とも連携し、検討の場を設け、事業者・地方公共団体・研究者等から実情をヒアリングした上で、これを踏まえて、論点整理に向けた検討を行っている。	(a)について 定めた基準の周知を図る。 (b及びcについて) 引き続き検討を行い、令和4年度中できるだけ速やかにとりまとめを目指す。	検討中	継続F	b c d について、引き続き、検討状況を要フォロー。
(10)水素スタンド関連規制の見直しについて											
令和2年7月17日	投資等分野	21	水素スタンド関連規制の見直しについて	a 蓄圧器等の高圧化を念頭に、事業者において行う安全性に関する技術的検証を踏まえ、対応可能な設計圧力の範囲内で常用圧力の上限值(現行 82MPa)の見直しを検討し、結論を得る。 b 水素スタンドの敷地境界に所定の距離を確保できない場合の代替措置として敷地境界に設置する障壁について、歩行者及び建築物の安全確保を図りつつ、障壁の状況に応じた障壁の高さの設定方法や、高圧ガス設備と敷地境界との距離が一定以上である場合における障壁の構造の見直しを検討し、結論を得る。 c 水素スタンドの充満容器等(カードルトレーラー)について、技術基準で定める上限温度(現行 40℃)の見直しを含め、管理及び措置の在り方について、事業者と協力して検討し、結論を得る。 d 水素スタンド設備の故障・修理時に予備品を代用する場合において、特に、修理済み品の再設置や、安全管理措置を前提とした予備品の繰り返し使用に関して、一連の手続の合理化に向けて事業者と協力して検討し、結論を得る。	令和2年度検討開始	経済産業省	業界団体等が安全性に関する技術的な検証を行っているところ。	検討会における議論を踏まえ、業界においてリスク評価等を踏まえた事業者案が提案された場合、引き続き事業者案を基に検討を進める。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)			規制改革推進会議評価				
								措置状況	評価区分	指摘事項	措置状況	評価区分	指摘事項		
			(2)医療・介護関係職のタスクシフト												
令和2年7月17日	医療・介護分野	1	看護師の専門性の更なる発揮に向けた取組	「特定行為に係る看護師の研修制度」について、チーム医療の推進と働き方改革の観点で設定された「2024年度までにパッケージ研修修了者数1万人」の目標の達成に向けて、パッケージ研修の対象となる5領域に従事する看護師や、今後当該領域に従事する可能性のある看護師の受講を推進する観点から、制度の周知をはじめとした具体的な推進策を示す。併せて、医師の不足が見込まれる領域などにおいて、当該研修を修了した看護師の更なる活用を促進すべく、当該5領域以外でパッケージ化に適する領域の有無、現行のパッケージ研修修了者数目標の妥当性について引き続き検証・検討する。 b 医師や病院経営者等医療関係者に対し、「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修修了者（以下「特定行為研修修了者」という。）が具体的にどのように活用されているか等の好事例を示し、継続的に制度の周知を行う。 c 特定行為研修修了者数の伸び悩み及び特定行為研修修了者就業数との地域差の背景・要因を掘り下げて検証し、効果的な方策を講ずる。 d 上記原因の分析に当たっては、特に在宅医療領域において特定行為研修修了者数が伸び悩んでいる原因を徹底的に分析し、当該領域特有の課題の解決に向けて、在宅医療領域に特化した仕組みを検討する。 e 指定研修機関となるための申請書類の簡素化等を通じ、指定研修機関を増やすための対応を検討する。 f 平成31年度4月の研修内容の見直し後の状況を踏まえつつ、発生し得る様々な事象における状況判断から必要な手技までマニュアルを行う能力付与に力を置く観点から、「臨床推論」のウエイトを抜本的に高めるなど、研修内容の見直しについて引き続き検討する。 g 本研修制度の利用を十分に拡充するため、特定行為研修修了者の配置等に対する診療報酬上の評価を含めた促進策を更に実施する。 h 特定行為研修修了後も、医療の進歩に合わせた技能の習得・向上が必要不可欠であることを踏まえ、特定行為研修修了者の活動の場で行われる症例検討、手帳書の見直し等の特定行為研修修了者の研鑽に向けた取組に対する支援策を検討する。	a,b: 令和2年度措置（令和2年度以降）の検証・検討事項については令和2年度以降継続的に検討する。 c: 令和2年度措置・結論 d,e: 令和2年度措置・結論 f: 令和2年度以降継続的に検討する。 g: 令和2年度措置・結論 h: 令和3年度措置・結論	厚生労働省	a 特定行為制度の周知については、リーフレットの改訂並びに関係向けポスターの周知、雑誌記事及び講演会等での制度説明を行った。修了者数目標の検証・検討については、令和2、3年度で修了者の実態調査を行うとともに、令和4年2月の看護師特定行為・研修部会において、制度の現状及び制度の充実の方針について検討・意見交換を開始した。 b 厚生労働科学研究において把握した特定行為研修修了者の活用により医師や看護師の勤務時間が短縮された事例をシンポジウム・講演会等で周知した。 c,d 地域医療介護総合確保基金を活用可能な訪問看護の促進に係る事業を明確化するため、「地域医療介護総合確保基金（医療分）」に係る標準事業例の取扱いについて（令和3年9月28日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）を発生した。また、「訪問看護ステーションにおける「看護師の特定行為に係る研修」受講促進・活動支援事業」におけるヒアリング等を踏まえ、制度の周知や管理者の理解の促進のための、周知媒体の作成を行った。 e 令和3年度の「指定研修機関の指定及び変更申請等に係る申請・届出手続きの電子化提案事業」において、電子媒体で提出可能な申請書類の様式を作成した。 f 平成31年度の研修内容の見直し後の特定行為研修修了者を含めた修了者を対象に、令和2年度に実施した実態調査を引き続き実施し、修了者の実態を把握した上で、研修内容の見直しに向けた研究・調査等を検討していくこととした。 g 診療報酬については、令和2年度診療報酬改定において、総合入院体制加算の施設基準に特定行為研修修了者の配置に係る項目を追加するとともに、麻酔管理料において特定行為研修修了者が一部の行為を実施した場合についての評価を新たに行った。 h 特定行為に係る手帳書の運用の実態、症例検討やフォローアップ研修等の実施状況について調査を行った。調査結果を踏まえ、特定行為研修修了者のフォローアップ等に関する方策を検討していくこととした。	a 実施済み。 b 実施済み。 c,d 実施済み。 e 実施済み。 f 実施済み。 g 特定行為研修修了者に係る診療報酬上の評価については、エビデンスを踏まえ、引き続き必要に応じて中央社会保険医療協議会において検討を行う予定。 h 実施済み。	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。				
令和2年7月17日	医療・介護分野	2	救急救命士の活用	a 救急救命士が医療機関内でも救急救命処置を実施できるよう、救急救命士法（平成30年法律第36号）改正法案の国会提出に向けて対応するとともに具体的な活動場所を明らかにする。 b a1に基づく拡大後の実施状況を踏まえつつ、必要なメディカル・コントロール体制の在り方を検討した上で救急救命士の活動場所を更に拡大すること及び特定行為の拡充についても継続的に検討を行う。	a: 令和2年度措置・結論 b: 令和3年度措置・結論 c: 令和3年度措置・結論 d: 令和3年度措置・結論	厚生労働省	a,b: 医療機関内の「救急外来」において、救急救命士が救急救命処置を実施できるよう、救急医師に関する検討会等において議論を行った上で、第204回国会に救急救命士法改正を含む医療法等の改正法案を提出。令和3年5月に成立。令和3年10月に施行された。改正救急救命士法の施行に向け、医療機関に所属する救急救命士が「救急外来」において救急救命処置を実施するための必要院内研修とその体制整備について、省令の改正及び関係学会がイデオロギの周知等を行い、円滑な施行に向けた対応を実施した。さらに、院内研修の講師となる人材を育成するため、救急救命士が実施する救急救命処置に関する知識及び改正救急救命士法の解説を含んだ研修事業を実施し、救急救命士が「救急外来」において救急救命処置を安全に実施可能な体制づくりを支援した。	a,b: 法改正の施行状況を踏まえつつ、更なる検討を行うため、義理照会等の対応を行い、義理照会をまとめたQ&Aの発生を検討する。また、救急救命士の活動場所及び特定行為のあり方について、改正法の施行状況を踏まえ、引き続き検討する。	検討中	継続F	b1について引き続きフォローを行う。				
令和2年7月17日	医療・介護分野	3	有料老人ホームにおける医療行為の看護職員による円滑な実施	a 有料老人ホームに対し、「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」（平成24年5月17日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）の「4. 有料老人ホームにおける看護職員の医療行為等について」に示された内容について改めて周知徹底する。 b 介護保険法（平成9年法律第123号）上の特定施設入居者生活介護の指導を受ける有料老人ホーム（以下「介護付きホーム」という。）における医療行為の実態を把握した上で、例えば、医療行為の実施に当たっての介護報酬上の課題の有無や、医師の指示の在り方に係る考え方の整理及び介護付きホームに所属する看護職員に対する研修の必要性の検討等、介護付きホームにおいて看護職員が安心して円滑に医療行為を実施できるようにするための対応を検討する。	a: 令和2年度措置・結論 b: 令和2年度措置・結論 c: 令和2年度措置・結論 d: 令和2年度措置・結論	厚生労働省	a1について 有料老人ホームにおける看護職員の医療行為等の取扱いについて、再周知する内容の事務連絡を令和3年3月19日付で発出した。 b1について 令和3年度調査研究において、看護員による医療行為が行われない場合の要因を分析するため、医師の看護職員への指示方法や看護職員に対する研修の実施状況等、実態の把握を行う調査を実施した。この集計結果を基に課題等を分析・検討し、調査結果をまとめ、今後公表予定。	a1について 実施済のため対応終了。 b1について 令和4年度は、看護職員が円滑に医療行為を実施している好事例の収集・整理を行うとともに、令和3年度調査研究の結果等も踏まえ、必要な対応を検討していく。	検討中	フォロー終了					
令和2年7月17日	医療・介護分野	4	介護現場におけるケア行為の円滑的な実施	「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）」（平成17年7月26日厚生労働省医政局長通知）に記載のない行為のうち、介護現場で実施されることが多いと考えられる行為を中心に、医療行為ではないと考えられる行為を整理した上で、当該行為は介護職員が実施できる旨を関係者に周知する。その上で、介護職員がそれらの行為を安心して行えるよう、ケアの提供体制について本人、家族、介護職員、看護職員、主治医等が事前に合意するプロセスを明らかにする。	a: 令和2年度措置・結論 b: 令和2年度措置・結論 c: 令和2年度措置・結論	厚生労働省	介護関係団体に対し、①医療行為に該当するか否か明確にしていまい行為、②ケアの提供体制に関する事前の合意プロセスについて調査を実施した。	現在、厚生労働省において調査結果を精査しており、当該調査をもとに関係者からのヒアリングを実施した上で、通知を発生する予定。	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。				

期議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
			(3)介護サービスの生産性向上									
令和2年7月17日	医療・介護分野	5	介護事業者の行政対応・関係業務に係る負担軽減	<p>a 行政への提出書類及びケアプラン等の事業所が独自に作成する文書における介護事業者の負担感と原因について現状を把握した上で、利用者への影響等も踏まえつつ、文書量の半減に向けて簡素化・標準化・ICT活用等の目標・対策・スケジュールを具体的に示し、生産性向上に資する取組を引き続き行う。また、対策についての地方公共団体への周知を徹底する。</p> <p>b ローカルルールによる介護事業者の負担を軽減するため、国が定める標準様式における見直しを行うとともに、地方公共団体が独自に過剰な記載を求めないよう行政提出文書の取扱指針をケアプラン等で示す。</p> <p>c ICTの活用に向けて、介護事業者とベンダーとの検討の場を設け、介護データの項目を標準化し、利便性の高い全国共通の電子申請・届出システム及び介護事業者等とのデータ連携が可能となる環境の整備に取り組む。</p> <p>d 署名・捺印で行われている介護利用者のケアプランへの同意については、原本性を担保しつつ、電子署名などの手段による代替を可能とすることも含めて、介護支援専門員の業務負担軽減について検討する。</p> <p>e 介護事業者に統計調査資料の作成を求めるとき、情報公表システムの活用により、事業者プロフィールなどについて何度も同じ情報を求める重複をなくし、書類を簡素化する。</p> <p>f 電磁的記録による保存が可能な文書及びサービス提供等の記録の保存期間に係る定義を明確化し、周知を徹底する。</p>	令和2年度措置 令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 令和2年度検討・結論 令和2年度検討・結論 令和2年度検討・結論	厚生労働省	<p>aについて 【行政への提出書類】 社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」第8回(令和3年3月17日)において文書量半減の取組の全体像(スケジュール)を示すとともに、同専門委員会の中とりまとめ(令和3年12月)を踏まえた文書の簡素化・標準化等の取組内容について局長通知及び事務連絡を发出(令和3年3月30日)。また、令和3年度は同専門委員会の委員や自治体の意見を踏まえ、加算の届出書及び総合事業の様式例を整備し、加算の届出書の様式例は課長通知(令和4年3月17日)、総合事業の様式例は事務連絡(令和4年3月25日)を发出して周知した。</p> <p>【事業所が独自に作成する文書】 令和3年度介護報酬改定において、ケアプランや重要事項説明書等における利用者の説明・同意について、電磁的記録(電子メールや電子署名等)による対応を可能とした。また、適切な個人情報の取り扱いを求めた上で、各種記録について原則として電磁的記録による保存が可能であることを明確化した。</p> <p>bについて 令和2年度において、介護保険法に基づく各種サービスの指定(許可)に関する各種書類の様式例を一部改定する事務連絡を发出し、地方公共団体が様式例に独自に過剰な記載を求めないよう、行政提出文書の取扱指針を示した。</p> <p>cについて 令和3年度は加算の届出書の様式例、総合事業の指定申請等の様式例に関する通知を发出(上記a記載のとおり)。引き続き、地方公共団体が様式例に独自に過剰な記載を求めないよう、周知していく。</p> <p>dについて 【電子申請・届出システム】 事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出(紙→電子化)を実現させるため、介護サービス情報公表システムを改修し、電子申請・届出システムを構築した。 【介護事業者等とのデータ連携が可能となる環境の整備】 ケアプランのやり取りにおける業務効率化を目指し、令和3年5月、異なる介護ソフト間でもケアプランのデータでの交換が可能となるよう、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」を作成し、自治体・事業者へ通知した。</p> <p>eについて 令和2年度より、介護サービス情報公表システムの事業所データをCSVファイルのオープンデータとして厚生労働省ホームページに掲載しており、統計調査等でも活用が可能となった。一部の調査研究事業においては、ホームページに掲載されている介護事業所の情報を抽出・反映されるような調査票を活用するなど、書類簡素化のための対応を行った。</p> <p>fについて 令和2年度において、介護分野における文書の負担軽減を図る観点から、適切な個人情報取り扱いの取扱いを求めた上で、各種記録について原則として電磁的記録を認めることとし、令和3年度介護報酬改定において指定基準(省令)の改正により対応。また、記録の保存期間に係る定義については、保存する記録の性質を踏まえ、記録の種類に応じて起算日を明確化し、解釈通知にて周知。</p>	<p>aについて 加算の届出における添付書類の簡素化を求める意見がある一方、加算の添付書類を簡素化した場合、事業所が誤った解釈により届出を行い、後に過誤調整が多発することを懸念する意見も多いため、今後、加算の届出時の不備の発生状況等の実態を把握し、不備の多い加算の種類・要件や不備の内容を明らかにした上で、どのような簡素化を図ることができるか検討する予定。</p> <p>bについて 指定申請等の電子申請・届出システムについては、今後、利用する自治体を募集し、利用開始にあたっての自治体内での運用準備や、システム上の調整を経て、第1期の自治体では令和4年度下期頃からの運用開始を想定している。その後、段階的に利用自治体を拡大予定。</p> <p>cについて 取組をさらに進めるため、技術的・運用上の課題等に関して調査研究事業の結果を踏まえ、事業所の負担軽減を推進していく。 また、介護サービス施設・事業所調査(一般統計調査)においては、情報公表制度の情報から調査に必要な情報を抽出し、あらかじめ調査票に印字して配布すること等により、回答者の負担軽減を推進していく。(令和4年調査から実施)</p>	検討中	フォロー終了		
令和2年7月17日	医療・介護分野	6	ICT・ロボット・AI等の導入推進	<p>a 介護利用者の安全確認の方法として、センサーや外部通信機能を備えた見守り支援機器の活用によって定時巡視が効率化されることについて周知し、施設基準において、ICT・ロボット・AI等の活用によって人が行う業務の効率化を積極的に認めていく。また、介護施設におけるテクノロジーの導入の有無による比較対象を設定した効果検証を実施し、当該検証結果を踏まえながら、介護報酬等への評価につなげる。</p> <p>b 介護支援専門員のモニタリング訪問、サービス担当者会議については、テレビ会議、ビジネスチャット等のICT活用による訪問等の代替を含めた業務負担軽減について検討する。</p> <p>c ICTの普及を促すため、標準仕様の活用を要件としたICT導入支援事業について、引き続き推進する。</p> <p>d 効果的なICT・ロボット・AI等の普及のため、効果の高いICT・ロボット・AI等の効果的なテクノロジーの活用モデルを構築する。</p>	a.o.d.令和2年度措置 令和2年度検討・結論	厚生労働省	<p>aについて 令和3年度介護報酬改定において、見守り機器を導入した場合の夜間における特別介護老人ホームの人員配置基準の緩和等を実施しており、令和3年度は、当該見直しの内容を踏まえた、夜間における見守り機器等を導入した場合等の実施を実施した。</p> <p>bについて 令和2年度において、介護給付費分科会において、サービス担当者会議を含む各種会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めることについて議論し、令和3年度介護報酬改定において指定基準(省令)の改正により対応した。また、令和3年度においても、調査研究事業にて継続して実態把握を進めているところ。</p> <p>cについて 令和3年度は47都道府県でICT導入支援事業を実施し、2,492事業所(1月11日時点)に支援を行っているところ。また、令和3年度は事業所間でのケアプランのデータ連携を行い負担軽減を実現していることや、科学的介護情報システム(LIFE)の「CSV連携仕様」を構築した介護ソフトで実際にデータ登録を実施といった一定の要件を満たす場合に補助率を1/4を下回りに設定できる拡充を行った。 また、これまでICTを導入した経験が無い事業所へのICT導入や、既にICTを導入した事業所へのデータ連携等の普及を促進するため、令和3年度に「ICT導入の手引き」を改訂するとともに、「介護事業所におけるICTの導入・普及促進セミナー」をオンデマンドで実施しているところ。</p> <p>dについて 令和2年度は、①相談窓口(地域拠点)、②リビングラボ(開発支援拠点)のネットワーク、③介護現場における実証フィールドとなる。介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築した上で、当該リビングラボのネットワークを活用し、効率的な機器のパッケージモデルを構築した。 令和3年度は、当該相談窓口において、生産性向上ガイドラインやパッケージモデル等を活用しながら、介護ロボット導入に関する総合的な支援や普及を実施した。</p>	<p>aについて 令和4年2月17日規制改革推進会議「先進的な特定施設(介護付き有料老人ホーム)の人員配置基準について(これまでの議論の取りまとめ)」を踏まえつつ、令和4年度は、さらに実証の対象を拡大しつつ、利用者の安全確保やケアの質、職員の負担、人材の有効活用等の観点からエビデンスを収集する。さらに、令和4年度第4四半期頃から令和5年度において、収集したデータ等に基づき、介護現場の生産性向上等に係る人員基準の方向性及び関連する取組の取扱い等を具体的に議論していく。</p> <p>bについて モニタリング訪問においては、利用者の方の詳細な様子や生活環境等、対面でない把握出来ないことがあるなど、多くの配慮が必要であり、慎重な議論が必要と考えている。 引き続き、調査研究事業等による実態把握を踏まえつつ、次期介護報酬改定に向けて検討を進めていく。</p> <p>cについて 令和4年度においては、ICT導入計画で文書量を半減にすることやケアプランデータ連携システムを利用することを一定の要件に加える拡充を実施予定。 また、介護サービス事業所が効果的にICT導入を進められるよう「介護事業所におけるICTの導入・普及促進セミナー」の動画資料について、令和4年度4月以降も厚生労働省公式YouTubeチャンネルで公開を予定。</p> <p>dについて 介護ロボット導入に関する総合的な支援や普及について、令和4年度以降も、引き続き、介護ロボットの効果測定事業(実証事業)の成果等も踏まえながら、推進していく。</p>	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
令和2年7月17日	医療・介護分野	7	介護アウトカムを活用した科学的介護の推進	高齢者の状態・ケアの内容等の情報(以下「CHASE情報」という。)を収集するシステムについて、入力するデータ形式の共通化、アウトカム指標の標準化を行い、収集データを用いた経年分析や事業者間の比較によってアウトカムベースでの介護報酬の検討や事業者自らのサービスの改善が可能となるようなデータベースの構築に引き続き取り組む。 b. レセプト情報・特定健診等情報データベース(以下「NDB」という。)及び介護保険総合データベース(以下「介護DB」という。)と通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業のデータ(VISIT情報)・CHASE情報を連携し、更に充実した経年分析や事業者間の比較等により、患者・介護利用者が継続性のある適切な医療・介護を受けることを可能とする。	令和2年度措置	厚生労働省	a)について 令和3年度介護報酬改定において、科学的根拠に基づいた自立支援・重度化防止の取組を進める観点から、 ① VISIT・CHASE(令和3年度から科学的介護情報システム(LIFE)として一体的に運用開始。)への情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進 ② アウトカム評価の充実等を実施することについて、介護給付費料金において議論。 ①について、LIFEを活用し、 ・令和2年度より、各事業所に高齢者の状態・ケアの内容等の情報を提出していただき、分析の結果をフィードバックする取組を進めており、 ・令和3年度介護報酬改定において、こうしたデータの収集・活用を通じたPDCAサイクルの推進を評価する加算を創設し、その普及を図った。 ②について、令和3年度介護報酬改定において、 ・これまでプロセスを評価していた加算(看護マネジメント加算や排せつ支援加算)について、アウトカムを評価する区分の創設とともに、統一的な評価が可能になるような定義や評価指標を設定し、 ・ADL維持等加算について、要件の緩和や単位数の充実を実施。併せて、特養等に対象サービスを拡大。 介護事業所へのフィードバックについては、利用者個人の状態に合わせたケアの実践や事業所における取組の改善等によるケアの質の向上に向けて、令和3年6月に全国集計値の提供を開始した。 b)について 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の一部が令和2年10月1日に施行されたことにより、NDBと介護DBと連結した分析が可能となった。 また、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により改正された介護保険法が令和3年4月1日に施行され、令和3年4月以降、VISIT情報やCHASE情報(令和3年度からLIFE)について、NDBと介護DBと連結して利活用することが可能となり、令和4年4月から第三者提供を開始することとした。	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。
令和2年7月17日	医療・介護分野	8	介護事業者の連携の効率化に向けた大規模化・効率化	介護事業者の連携に当たって社会福祉連携推進法人制度が積極的かつ有効に活用されるよう、議決権に係る定款上の別段の定めに関する考え方を整理するなど、同制度を円滑に施行する。		厚生労働省	有識者を構成員とした「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」において、議決権に係る定款上の別段の定めに関する考え方を整理し、令和3年9月及び11月に関係府省令・通達を公布した。令和4年4月の制度の円滑な施行に向けて、令和3年度に、自治体説明会や厚生労働省ホームページ等を通じ、自治体や全国の法人等に制度を周知した。	制度の活用が図られるよう、令和4年度以降も好事例の収集等を行い、引き続き周知を図っていく。	措置済	フォロー終了	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)		規制改革推進会議評価		
								措置状況	評価区分	指摘事項		
(4)一般用医薬品(スイッチOTC)選択肢の拡大												
令和2年7月17日	医療・介護分野	9	スイッチOTC化の促進に向けた推進体制について	厚生労働省は、一般用医薬品の安全性・有効性の視点に加えて、国民の健康の維持・増進、医薬品産業の活性化なども含む広範な視点から、スイッチOTC化の取組をはじめとするセルフメディケーションの促進策を検討するため、同省における部局横断的な体制構築を検討する。 また、上記体制において、経済性の観点も含め、スイッチOTCの推進策を検討する。具体的には、業界団体の意見も聞きながらスイッチOTC化の進んでいない疾患領域を明確にする。上記に基づき、スイッチOTCを促進するための目標を官民連携して検討・設定し、その進捗状況をKPIとして管理する。促進されていない場合は原因(ボトルネック)と対策を調査し、PDCA管理する	令和2年度措置	厚生労働省	○令和3年4月、厚労省内に、セルフメディケーションの促進策を部局横断的に検討する担当室(セルフケア・セルフメディケーション推進室)を設置した。 ○本担当室が事務局を行う「セルフメディケーション推進に関する有識者検討会」において、セルフメディケーション規制について、重点化すべき効果的な対象医薬品の範囲を議論し、令和4年1月から規制の対象範囲拡充を図った。	○セルフケア・セルフメディケーション推進のための各施策に関する工程表を、有識者や業界団体等と連携しつつ策定予定。スイッチOTC化の推進策も含めて、更なる検討を進める予定。	検討中	継続F		具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。
令和2年7月17日	医療・介護分野	10	一般用医薬品への転用の促進	a No.9において検討された方策を踏まえつつ、セルフメディケーションを更に促進し、消費者等の多様な主体の意見の反映、製薬企業の見込み可能性向上という「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」(以下「評価検討会議」という。)の本来の設置目的に資するよう、以下の対応を行う。 ・評価検討会議の役割は、提案のあった成分のスイッチOTC化を行う上での課題・論点等を整理し、薬事・食品衛生審議会に意見として提示するものであり、スイッチOTC化の可否を決定するものではないことを明確化する。 ・消費者等の多様な主体からの意見が反映され、リスクだけではなく必要性についても討議できるよう、消費者代表を追加するなどバランスよく構成されるよう評価検討会議のメンバー構成を見直す。 ・スイッチOTC化するにあたって満たすべき条件、スイッチOTC化が可能と考えられる疾患の領域、患者(消費者)の状態や薬局・薬剤師の役割についても議論・検討し具体化する。 ・全会一致が原則とされている評価検討会議の合意形成の在り方を見直し、賛成、反対等多様な意見があり集約が図れない場合は、それらの意見を列挙して、薬事・食品衛生審議会に意見として提示する仕組みとする。 b 製薬企業が、別途、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号、以下「医薬品医療機器等法」という。)の規定により直接厚生労働大臣へ製造販売の承認申請を行うことも可能であることを明確化する。 c スイッチOTCの製造販売承認時等に課すことのできるセルフチェックシートの作成、販売実態調査の実施などの販売条件設定についての考え方を明確化し、真に必要なものに限る。	令和2年度措置	厚生労働省	令和2年度末までに以下の対応を行った。 a)について ○評価検討会議では、要望成分のスイッチOTC化を行う上での課題・論点等を整理し、評価検討会議としての意見をまとめ、薬事・食品衛生審議会に意見として提示することとし、可否の決定は行わないこととした。 ○多様な意見があり集約が図れない場合は、それらの意見を整理して提示することとした。 ○より多様な主体からの参加を求めることとし、評価検討会議の構成員として、消費者代表2名、産業界代表1名、販売等関係者2名の追加を行った。 ○評価検討会議における「中間とりまとめ」の中で、スイッチOTC化が可能と考えられる医薬品、薬局・薬剤師を含む各ステークホルダーの役割等を整理した。 b)について ○選択肢の1つとして、評価検討会議に要望を提出することなく、直接厚生労働大臣に製造販売承認申請を行うことが可能であることを明確化した。 c)について ○評価検討会議における「中間とりまとめ」の中で、セルフチェックシートの要件、製造販売業者が販売時に必要な対応などを整理した。 令和3年度は、aの改善を行った運営体制で会議を4回開催し、9つの候補成分(1つは以前の評価検討会議でスイッチOTC化が時期尚早とされた成分)のスイッチOTC化の上での課題・論点について議論した。 なお、評価検討会議で検討済みの3成分(プロピベリン塩酸塩、ナプロキセン及びイブプロフェン塩酸塩)のスイッチOTCが新たに承認された。	今後も評価検討会議を継続的に開催し、候補成分のスイッチOTC化を行う上での課題・論点等の整理を行い、その開発及び承認審査における予見性の向上に努める。	未措置	継続F	OTC化の実績向上が確認できるまで継続的にフォローする。	
令和2年7月17日	医療・介護分野	11	一般用検査薬への転用の促進	a No.9において検討された方策を踏まえつつ、近年の技術進歩も踏まえ、スイッチOTC化が可能と考えられる検査薬の種類とそれに応じた患者(消費者)の状態や薬局・薬剤師の役割について議論・検討の上で具体化する。その際には、自己管理が期待される領域の検査薬について、使用後の医療機関への受診勧奨を、検査項目に応じて適切に行うこと等の方策を検討する。また、検査薬のうち、低侵襲性であるもの、定量の数値で判読されるもの、血液検体を用いたもののOTC化の可否も含めた一般用検査薬の導入に関する一般原則の見直しについて期限を定めて検討する。 b 検査薬のOTC化に当たっては、関係業界全体としてガイドライン案の提案が行われるのとは別に、個別製薬企業からの医薬品医療機器等法の規定により直接厚生労働大臣に承認申請が行われた場合の取扱いを明確化する。	令和2年度検討開始、結論が措置	厚生労働省	a,b)について 「一般用検査薬の導入に関する一般原則」について、関係団体の意見をもとに、令和3年2月12日に引き続き、令和3年8月4日の薬事・食品衛生審議会 医療機器・体外診断用医薬品部会で議論を行った。 同部会では、関係団体から血液検体を用いる体外診断用医薬品の一般用検査薬への転用の必要性等に関する課題の説明があり、部会委員からは、どこまでの範囲を一般用検査薬として認めるのか、OTC検査薬の検査結果を踏まえて医療機関での受診・治療にどのようにつなげるのか、OTC検査薬の侵襲性を許容できるのか、血液検体の使用に伴う感染症のリスクにどのように対処するか等の意見があり、引き続き議論することとした。	関係団体の意見も聴きながら、引き続き部会において一般原則に関する検討を継続する。	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)		規制改革推進会議評価		
								措置状況	評価区分	指摘事項		
			(4)一般用医薬品(スイッチOTC)選択肢の拡大									
令和2年7月17日	医療・介護分野	12	医療等分野におけるデータ利活用の促進	<p>民間企業などの第三者がデータを利用する場合に求められる省令で定められる公共性の要件については、長期主導による患者ニーズの高い分野の新薬開発や医薬品使用における更なる安全性対策の向上など様々なサービス開発可能性を積み上げつつ、それが可能である旨の判定基準を省令において示すとともに、第三者提供の実績について公表することを通じて、多様な主体による利活用をDCAサイクルの下で継続的に促進する。</p> <p>b 小規模ベンチャー企業等にとっても過度な負担を要することなくデータの利活用が行えるよう、データの分析・解析を安全な環境で行えるクラウド環境の解析基盤を整備する。オンサイトリサーチセンターの拡充及びリサーチセンターのコンサルティング機能の強化について検討する。また、利活用の状況を踏まえたPDCAにより、技術の進歩に合わせて、省令に定める安全管理措置義務を含めた利用に当たっての基準等を継続的に見直す。</p> <p>c 多様な主体・目的によるデータ利活用を促すべく、NDB・介護DBを連結したデータのサンプルデータの公表を検討し、医療機関の属性等の情報保護の観点から問題のないデータについてはニーズに応じて開示する。また、第三者から医療機関単位での名寄せ可能なデータ、匿名データについて利用申出がある場合、情報保護の観点から問題なく正当な利用目的であるものについてデータを提供する。</p> <p>d 医療・介護施設間の情報連携、医療・介護分野の研究開発、資源配分の最適化政策等におけるデータ利活用を促すべく、NDB・介護DBの連結に引き続き、MID-NET(電子カルテ、レセプト等の匿名データベース)、DPCDB(包括医療費支払い制度に基づく匿名データベース)、がん登録DB(がんの罹患、診療等の匿名データベース)、健幹・小児DB(指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童等の匿名データベース)との連結に向けた具体的な検討を進めるとともに、被保険者番号等を用いて、当該連結における名寄せ・連結精度の向上が可能となる仕組みを構築する。</p> <p>e 本来NDBは、医療費適正化計画のために収集されるデータベースであることから、今後もエビデンスに基づく指標の作成等、医療費適正化に向けたNDBの更なる活用を図る。</p> <p>f さらにゲノム医療を始めとする質の高い医療の実現に資するようなデータベースの整備・活用を戦略的に進める。</p>	令和2年度措置 令和2年度検討開始、結論を得次第措置 令和2年度以降逐次実施	b・c 厚生労働省 f 厚生労働省内閣府 g 文部科学省	<p>a について 厚生労働大臣は、相当の公益性を有すると認められる業務を行う者に対してNDBデータを提供できることとされており、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)において、医療分野の研究開発に資する分析や、疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究など、特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除き、保険医療分野の研究開発を幅広く認める形で規定している。加えて、第三者提供の実績については、毎年有識者会議又は審議会に報告を行い、公表している。</p> <p>b について 医療・介護データ等のクラウド環境の解析基盤(HIC)については、令和4年4月より試行的利用を可能としている。HICの運用と併せて、幅広い主体が過度な負担なく利用できるようにすることを目的として、オンサイトリサーチセンターについては、京都大学の他、東京大学での本格利用を開始。コンサルティング機能の強化については、令和2年12月から、利用予定者のリサーチクエストがNDBで実行可能か事前に相談を受け付けるNDB申請前支援を実施している。</p> <p>c について 医療機関の属性等のデータについては、令和3年6月の審議会において議論を行い、属性等に関する情報の提供を可能とした。医療機関コードについては、匿名性を担保しつつ、名寄せできる状態で提供を行っている。</p> <p>d について NDB・介護DBとDPCDBとの連結を令和4年4月に開始する。 第201回国会で成立した、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)による地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)の改正により、医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、匿名性を担保しつつ正確な連結に必要な情報を提供することができることとし、当該仕組みについて令和4年3月から運用を開始した。</p> <p>e について NDBを用いて、医療費適正化の取組(特定健診・特定保健指導、後発医薬品の使用促進等)の効果検証を実施中。</p> <p>f について ゲノム情報を含む医療分野のデータの利活用を推進するため、厚生労働省が取りまとめているAMEDのゲノム・データ基盤プロジェクトにおいては、「ゲノム医療実現のためのデータシェアリングポリシー」に則り、ゲノムデータ、及び臨床情報や解析・解釈結果を含めたゲノム情報のシェアリングを行っている。 さらに、令和2年3月に策定された「AMED研究データ利活用に係るガイドライン」に則り、研究開発成果により生み出されるデータの利活用を促進している。 また、AMEDが支援したゲノム研究の成果を一元管理し、産業界も含めた利活用を進め、ゲノム医療研究を推進するため、令和元年度より、ゲノム医療協議会での議論を踏まえ、関係各省協力の下、ゲノム・データ基盤(CANNDe)の構築を進めている。 また、厚生労働省においては、全ゲノム解析等実行計画(第1版)(令和元年12月策定)およびロードマップ2021(令和3年6月策定)に基づき、「一人ひとりに対する治療精度を格段に向上させ、治療法のない患者に新たな治療を提供する」といったがんや難病等の医療の発展や、個別化医療の推進等、がんや難病等患者のより良い医療のために実施するという目的に向けて、収集したデータ(臨床情報、ゲノムデータ)の活用システムの構築と運用に取り組んでいる。</p>	b について HICの試行的利用の状況等も踏まえつつ、技術進歩に合わせた基準等の見直しを行っていく。 <p>c について NDB・介護DBを連結したデータのサンプルデータについては、今後、審議会において個人特定のリスク等について検討を行った上で、その仕様を確定し公表する。</p> <p>d について 難病DB・小児DBとの連結は、令和3年7月に関係審議会において意見書がとりまとめられ、法制化に向けて検討を行っている。がん登録DBとの連結については、令和3年12月から関係審議会において議論を開始しており、引き続き検討を行っていく。MID-NETとの連結についても引き続き検討を行っていく。</p> <p>e について 2024年度から始まる第4期医療費適正化計画の策定に向けた検討に、医療費適正化の取組の効果検証の結果を反映していく。</p> <p>f について 質の高い医療を目指して医療研究開発を推進するため、健康・医療戦略推進事務局が開催する「健康・医療データ利活用基盤協議会」における議論を参考に、研究開発を支援する。 また、ゲノム・データ基盤(CANNDe)の本格稼働に向けて、引き続き、ゲノム医療協議会等での議論を踏まえ、関係各省協力の下、取組を進める。 また、令和4年度以降も、引き続き「全ゲノム解析等実行計画」を推進し、収集したデータ(臨床情報、ゲノムデータ)の活用システムの構築と運用に取り組む。</p>	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分	指摘事項	
(4)一般用医薬品(スイッチOTC)選択肢の拡大											
令和2年7月17日	医療・介護分野	13	社会福祉施設報酬支払基金に関する見直し	<p>令和3年9月予定の新システム導入に向けて、システム開発においては特に運務管理・設計・開発運用全体の品質確保には十分注意を払って推進を図るとともに、以下①～⑧について具体的な進捗状況と対応工程を示す。併せて、その着実な実施・成果を期するため、社会福祉施設報酬支払基金(以下支払基金という。)においては必要なICT人材の確保と関係機関からの参画を得る。</p> <p>①コンピュータチェック9割完結を可能とする振分機能の設計・実用化 ②各支部で設定しているコンピュータチェックルールの本部チェックへの移行・廃止 ③コンピュータチェックに適したレポート形式の見直し(摘要欄における選択方式の拡充) ④手数料の簡便化 ⑤保険医療機関等のシステムに取り込みやすい形式でのコンピュータチェックルールの公開 ⑥保険医療機関等において事前にコンピュータチェックが行える仕組み ⑦新システムにおけるAIを活用したレポートの振分機能については、フィードバック機能を組み込み、定期的に新たなレポートの審査結果を学習させて機能の改善を図るとともに、具体的な機能の詳細と学習メカニズムを明らかにする。 ⑧ 自動的なレポート機能については、審査支払機関における事務点検、審査委員会というプロセスのそれぞれにおいて、審査結果の差異を網羅的に見える化し、どのような要因で差異が生じ得るのかを把握できるよう、具体的なレポート内容を明らかにする。 ⑨ 職員によるレポート事務点検業務の実地場所を全国10か所程度の審査事務センターに集約する計画に関しては、10年間を目途に段階的に予定される審査事務センター分室において、新システム稼働後の効果検証や機能強化、集約後の審査実績、ICT活用による審査委員会運営の見直しなどの業務効率化の状況を踏まえながら、その廃止を検討するとともに、その後においても当該計画を最終目標とすることなく、業務・体制等を継続的に見直す。 ⑩ 職員を介して行う審査委員会の補助、レポート事務点検などの業務については、令和4年度からスタートする新組織の下での業務フローを具体化し、職員の審査業務と審査委員の審査が効率的に安全に行われることを踏まえつつ、在宅審査の仕組みについても検討する。 ⑪ 国民健康保険中央会等も含めた審査支払機能の在り方については、令和6年予定の国保総合システムの更改に向けて、厚生労働省・支払基金・国保中央会は定期的に情報連携等を行い、審査基準の統一化、審査支払システムの統合的かつ効率的な運用を実現するための具体的な工程を明らかにする。</p>	厚生労働省	<p>a:令和2年度措置 b:令和2年度中間報告 c:令和3年度上期措置 d:令和4年度以降継続的に措置</p> <p>審査支払新システムについては、令和3年9月に稼働。 運用全体の品質確保には十分注意を払って推進を図るとともに、以下①～⑧について具体的な進捗状況と対応工程を示す。併せて、その着実な実施・成果を期するため、社会福祉施設報酬支払基金(以下支払基金という。)においては必要なICT人材の確保と関係機関からの参画を得る。 ①コンピュータチェック9割完結を可能とする振分機能の設計・実用化 ②各支部で設定しているコンピュータチェックルールの本部チェックへの移行・廃止 ③コンピュータチェックに適したレポート形式の見直し(摘要欄における選択方式の拡充) ④手数料の簡便化 ⑤保険医療機関等のシステムに取り込みやすい形式でのコンピュータチェックルールの公開 ⑥保険医療機関等において事前にコンピュータチェックが行える仕組み ⑦新システムにおけるAIを活用したレポートの振分機能については、フィードバック機能を組み込み、定期的に新たなレポートの審査結果を学習させて機能の改善を図るとともに、具体的な機能の詳細と学習メカニズムを明らかにする。 ⑧ 自動的なレポート機能については、審査支払機関における事務点検、審査委員会というプロセスのそれぞれにおいて、審査結果の差異を網羅的に見える化し、どのような要因で差異が生じ得るのかを把握できるよう、具体的なレポート内容を明らかにする。 ⑨ 職員によるレポート事務点検業務の実地場所を全国10か所程度の審査事務センターに集約する計画に関しては、10年間を目途に段階的に予定される審査事務センター分室において、新システム稼働後の効果検証や機能強化、集約後の審査実績、ICT活用による審査委員会運営の見直しなどの業務効率化の状況を踏まえながら、その廃止を検討するとともに、その後においても当該計画を最終目標とすることなく、業務・体制等を継続的に見直す。 ⑩ 職員を介して行う審査委員会の補助、レポート事務点検などの業務については、令和4年度からスタートする新組織の下での業務フローを具体化し、職員の審査業務と審査委員の審査が効率的に安全に行われることを踏まえつつ、在宅審査の仕組みについても検討する。 ⑪ 国民健康保険中央会等も含めた審査支払機能の在り方については、令和6年予定の国保総合システムの更改に向けて、厚生労働省・支払基金・国保中央会は定期的に情報連携等を行い、審査基準の統一化、審査支払システムの統合的かつ効率的な運用を実現するための具体的な工程を明らかにする。</p>	<p>a 実施済。なお、 ①新システムの稼働が始まった令和3年9月以来、概ね割合が目標対象がレポートに振り分けられコンピュータチェックで完結しており、稼働2年以内に9割完結を目指す。 ②令和5年度からの開始を目指し、新手数料体系について保険者団体等との協議を進めている。 ③実施済。引き続き、振分け結果の検証や3ヵ月ごとの学習データの更新により振分モデルを再作成し精度の向上を図る。 ④審査の差異の可視化レポート(自動レポート)については、多くの付せんが付くコンピュータチェックや全国統一の取扱いが策定された事例等を対象に審査結果の差異が審査委員又は職員に起因するものなどの要因を分析する等、レポート内容や審査支払機能の在り方に関する検討会で報告し、明らかにした。全国統一の取扱いが策定された事例(審査支払機能の取扱いに関する検討会報告書)を対象に、令和3年9月にHPで検証前レポート(113事例)を公表し、その後、1事例を除き、レポート(検証結果)についてもHPで公表。 ⑤業務フローについては、審査事務集約を見据え、業務処理を円滑に移行するための業務処理標準マニュアルを作成中。在宅審査については、セキュリティや審査の質の確保についてモデル事業を実施して検証を行い、関係者の理解を得ながら導入を検討することについて審査支払機能の在り方に関する検討会で報告。セキュリティ対策等を実施した上で、令和3年10月から群馬支部において、審査委員及び職員の在宅審査・審査事務を実施しており、10月から12月までの実施結果を検証の上、令和4年2月に検証結果を公表。 ⑥国民健康保険中央会等も含めた審査支払機能の在り方については、有識者による審査支払機能の在り方に関する検討会を開催し、「審査基準の統一化を含めた審査結果の不合理な差異解消の工程表」及び「審査支払システムの統合的かつ効率的な運用を実現するための具体的な工程表」を策定。</p>	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	
(2)若者の農業参入等に関する課題について											
令和2年7月17日	農林水産分野	1	若者の農業参入等に関する課題について	<p>a:令和2年度措置 b:令和2年度上期措置</p> <p>市町村、農地中間管理機構や農業委員会等が連携し、地域の実情に応じ、49歳以下の新規就農者のうち農地の確保を支援すべき者を特定し、その者に優先的に農地を貸与するなど、若者の新規就農者に対して積極的に農地の確保を支援する措置を講じ、成果を検証することにより、新規就農者をより増加させる。 b:農地の下限面積要件について、各市町村の実情に応じ、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)の活用と併せて、若者の新規就農者増加のために下限の更なる引下げを行うことを促すとともに、各市町村の下限面積の設定状況を一元的に集約し、新規に就農を検討する者が容易に確認できる形で公開する仕組みを設ける。 c:青年等就農資金の融資審査において、民間の研修機関と農業大学校とで差別的に取り扱うことのないよう、農業経営改善関係資金基本要綱に明記し、研修機関、農業者、地方公共団体等の関係者に周知徹底する。 d:都道府県に対して、農業経営相談所の支援チームに農業経営者など、農業経営の実態に精通した人材を積極的に配置するよう促す。 e:農業次世代人材投資事業及び農の雇用事業を活用した新規就農者の就業継続状況について、毎年、都道府県ごとに調査・公開し、新規就農支援制度の効果について検証を行うとともに、新規就農者全体の就業継続状況を把握するための手法を検討、確立する。</p>	農林水産省	<p>a:「改正農地中間管理事業法を踏まえた農地の利用集積・集約化の加速に向けた取組の更なる強化について」(令和2年7月27日2経営第1177号)を地方農政局及び全国農業会議所等の関係団体等に発出し、関係機関において相互に就農希望に関する情報共有を行い、新規就農者の農地確保を支援する取組について相談した。 b:このほか、地域の新規就農サポート体制支援事業により、新規就農者への農地の積極的な貸渡などの新規就農者へのサポート体制の確立に取り組みモデル地区を支援するとともに、令和3年3月に新規就農者のサポートに関するマニュアルを作成し、全国に展開した。 c:「新規就農者の増加を促進するための別段面積の設定等について」(令和2年11月16日2経営第2072号)を地方農政局、全国農業会議所等に発出し、農業経営基盤強化促進法の活用と併せて農業委員会が新規就農者の増加を促進する観点から、下限面積を区域の実情に応じて強力的に引き下げることができることを告知するとともに、令和2年11月には農林水産省のHPにて各市町村の下限面積の設定状況を一元的に集約して公開した。 d:「農業経営改善資金基本要綱の一部改正について」(令和2年9月30日2経営第1635号)を地方農政局及び株式会社日本政策金融公庫等の関係団体等に発出し、青年等就農資金の融資審査において、民間の研修機関と農業大学校とで差別的に取り扱うことのないよう周知した。 e:「農業経営相談所における農業経営者の専門家登録及び支援チームへの配置の推進について(依頼)」(令和2年12月1日付け経営局経営政策課長通知)を地方農政局及び日本農業法人協会等の関係団体等に発出し、農業経営相談所に農業法人経営者、指導農業者、先進的な認定農業者などの農業経営に精通した者の専門家登録推進と、支援チームの編成におけるこれら者の積極的な配置について指導した。 f:令和3年度農業経営法人化支援制度事業実施要綱(別記1)「農業経営者サポート事業」の改正において、令和2年12月1日付け経営局経営政策課長通知と同様の趣旨の規定を新たに設け、指導を徹底することとした(令和4年4月1日施行)。 g:農業次世代人材投資事業及び農の雇用事業を活用した新規就農者の就業継続状況については、令和2年12月25日に、農林水産省HPにおいて、各事業の都道府県別の就業継続率(定着率)を公表するとともに、各事業の創設前後における新規就農者数を比較することにより、事業効果を検証した。事業を活用した者だけでなく、より広く新規就農者の継続状況を把握する観点から、青年等就農計画について法律に基づき認定を受けた新規就農者の就業継続状況を把握することとした。</p>	<p>a:令和3年度に地域の新規就農サポート支援事業により作成したマニュアルについて、引き続き現場での活用を推進する。 b: c: d: e: f: g:令和4年度も、引き続き事業を活用した新規就農者の就業継続状況について毎年公表するとともに、青年等就農計画について法律に基づき認定を受けた新規就農者の就業継続状況を把握する。</p>	措置済	継続F	a, d, e:実施状況についてフォロー。	
(3)農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化											
令和2年7月17日	農林水産分野	2	農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化	<p>農業で起業する若者が将来展望を持てるよう、農業法人が円滑に資金調達を行い農業経営を発展させていたための方策について、現行制度の検証を行った上で、現場の実態、新規参入を目指して研修を受けている若者や資金提供者のニーズ等を踏まえて更に検討を進め、今年度中に結論を得る。</p>	令和2年度検討・結論	農林水産省	令和3年6月の閣議決定を踏まえ、懸念払拭措置等を検討中。	令和3年6月の閣議決定を踏まえ、懸念払拭措置等を引き続き検討する。	検討中	継続F	検討状況についてフォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
(4)農業用施設の建設に係る規制の見直しについて											
令和2年7月17日	農林水産分野	3	農業用施設の建設に係る規制の見直しについて	<p>新たな食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)に沿って農林水産省が作る長期的な土地利用の方針と併せて、農業者が転用許可を受けずに設置できる農業用施設の面積(現行2a未満)の拡大や、農畜産物の加工・販売施設への拡大について検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>なお、上記措置については、畜産や6次産業化のための加工・販売といった施設の目的を明確化し、目的外への施設の利用や周辺農地への支障が生ずることがないよう検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>a 新たな食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)に沿って農林水産省が作る長期的な土地利用の方針と併せて、農業者が転用許可を受けずに設置できる農業用施設の面積(現行2a未満)の拡大や、農畜産物の加工・販売施設への拡大について検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>b 農業経営の類型ごとの差異があるかも含め、農地の所有者と利用者の合意形成の実態を踏まえ課題を整理し、合意形成に向けた所有者と利用者の協議が円滑に進むような対応を検討する。</p> <p>c 税制や都市計画制度等を含め、農地を転用して農業用施設や加工・販売施設を設置する際の留意点、6次産業化に取り組む際の必要な手順及び相談窓口などを手引きにまとめ、農業者に周知する。</p> <p>d a, cに係る見直し内容や手引き等の周知に当たっては、地域によって農業者の認知度にばらつきが出ることをいよいよ、地方公共団体に加え、農業団体等を通じて、農業者に広く周知を行う。</p> <p>e 農業者からの意見や苦情が多い運用のばらつきについては、現状を具体的に調査し、対応を検討する。</p> <p>f 申請の際に提出を求められる農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第30条に定める添付書類について、eに併せて実態を調査した上で、不要な添付書類が求められることがないよう、提出を求めないものも明確化するなどの見直しを検討し、地方公共団体及び農業委員会に通知する。</p>	<p>a: 令和2年度検討、令和3上期結論、令和3年度措置</p> <p>b~f: 令和3年度措置</p>	農林水産省	<p>a 農業経営改善計画の規定制度を活用し、農業者が農業用施設の設置を行う際に農地転用許可手続をあらためて取ることも設置できるよう、手続のワンストップ化の措置を盛り込んだ農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案を第208回国会に提出した。</p> <p>b 農地所有者と利用者の合意形成の実態を踏まえ、その課題の整理を行った上で、円滑な合意形成が図られるよう、合意形成の手法等について農林水産省HPに掲載した。</p> <p>c 6次産業化に取り組む際の留意事項や農地転用や市街化調整区域における開発行為の手続の特例、農業全般的な税制支援、相談窓口等を記載したパンフレットを令和2年7月に作成。都道府県や都道府県農サポート機関へ情報提供するとともに、農林水産省HPやメルマガ等を活用し、広く周知を行った。</p> <p>d eの周知においては、農林水産省HPやメルマガ等を活用し、広く農業者に周知を行った。</p> <p>e~f 農業者からの意見や苦情が多い運用のばらつきとともに、農地転用許可申請の際に求めている添付書類の実態を調査し、農地転用許可事務の適正な運用を確保するため、農村振興局長通知を发出した。</p>	<p>a. 第208回国会で成立後、施行に向けて制度の周知を行う。</p> <p>d. aの周知に当たっては、地域によって農業者の認知度にばらつきが出ないよう、農業団体やメルマガ等を活用して、農業者に広く周知した。</p>	措置済	継続F	a, b: 実施状況についてフォロー。
(5)スマート農業の普及促進											
令和2年7月17日	農林水産分野	5	小型農業ロボットの普及促進	<p>a 農林水産省は、警察庁及び国土交通省と協力して、小型農業ロボットについて、園場内・園場外(傾斜のある圃場)への私道、未舗装の私道等)への走行や作業のために、農業者及び農機メーカーが考慮すべき安全性確保措置を検討し、ガイドラインとして公表する。</p> <p>b 農林水産省は、警察庁及び国土交通省と協力して、近接で監視・操作する小型農業ロボットの道路走行に向けた実証実験を実施する。実証実験の結果を踏まえ、警察庁及び国土交通省は、農林水産省と協力して、近接で監視・操作する小型農業ロボットが公道を走行するために必要な措置について検討する。</p>	<p>a: 令和2年度措置</p> <p>b: 令和2年度国土交通省実証実験・検討開始、令和3年度結論、結論を第4次年度やかに措置</p>	農林水産省 警察庁 国土交通省	<p>a 小型農業ロボットの走行及び運搬・散布作業の実証実験を、園場内・園場外(傾斜のある圃場)への私道、未舗装の私道等)で行うと共に、農機メーカー、大学、研究機関、生産者等の農業・作業安全関連の有識者から構成される検討委員会において、農業者及び農機メーカー等が考慮すべき安全性確保措置を検討し、その結果に基づき「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」を令和3年3月に改訂した。</p> <p>b 近接で監視・操作する小型農業ロボットの公道走行を想定した実証実験を、平坦な私道及び傾斜や凹凸のある私道で実施した。その結果とメーカーが想定する小型農業ロボットの仕様を踏まえ、近接で監視・操作する小型農業ロボットが公道を走行するために必要な措置について、検討を行った。</p> <p>c 小型農業ロボットの公道走行の実現に資する道路交通法の改正法案(新たな車両区分「遠隔操作型小型車」の交通方法等に関する規定の整備)を令和4年3月に国会に提出した。</p>	<p>b 道路交通法の改正法案が成立した場合には、改正法の施行までに遠隔操作型小型車が公道を走行するために必要な構造要件や届出の方法を具体化するするとともに、その結果を小型農業ロボットを開発するメーカーや研究機関に情報提供する。</p>	検討中	継続F	a: 実施状況についてフォロー。 b: 検討状況についてフォロー。
令和2年7月17日	農林水産分野	6	農業データの活用	<p>a 農林水産省は、補助金等(補助金等)に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の補助金等に限らず、その他の交付金、委託費を含む)によりトラクター、農業ロボット、ドローン、IoT機器等の導入支援を行う際は、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」に従って、システムサービス提供者が保管することとなるデータは、農業者が希望すれば農業者に提供することの条件を契約に盛り込むことを要件とするよう公募要領等に明記する。また、都道府県の単独事業についても同様の条件を課すことが望ましい旨、技術的助言を行う。</p> <p>b 農林水産省は、農機メーカーに働きかけ、位置、作業記録等のデータを取得するトラクター、コンバイン等の農機の使用に当たり、農業者がこれらのデータを当該農機メーカー以外の作ったソフトでも利用できる仕組み(オープンAPI)の整備を行う。</p> <p>c 農林水産省は、令和4年度予算から農機メーカー以外の作ったソフトでも位置、作業記録等のデータを利用できることを、トラクター、コンバインなどの農機の導入支援の補助金等の要件とする。また、都道府県の単独事業についても同様の条件を課すことが望ましい旨、技術的助言を行う。</p> <p>d 農林水産省は、鳥獣害、災害、救急、はいかい者捜索、農道施設等の公共機関等との連携など公共性が高く、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合には、事前に農業者から包括的な承諾を得れば農業者から提供を受けたデータを農機メーカーから関係当局に提供することを可能であることを明らかにした通知を发出する。</p>	<p>a, d: 令和2年度措置</p> <p>b: 令和2年度検討・結論、令和3年度措置</p> <p>c: 令和4年度措置</p>	農林水産省	<p>a 令和3年度の補助金等から、トラクター、農業ロボット、ドローン、IoT機器等の導入支援を行う際は、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」に従って、システムサービス提供者が保管することとなるデータは、農業者が希望すれば農業者に提供することの条件を契約に盛り込むことを要件とするよう公募要領等に明記することについて順次対応。また、都道府県の単独事業についても同様の条件を課すことが望ましい旨、技術的助言の通知を发出済(令和2年10月)。</p> <p>b 農機メーカーを含め関係者が参画した検討会の下でオープンAPIに関する議論を重ね、連携データの特定や利用権限の考え方、今後のロードマップを整理した「農業分野におけるオープンAPI整備に関するガイドライン」を令和3年2月10日に策定。「農業分野におけるオープンAPI整備に関するガイドライン」を踏まえ、各農機メーカーにおいて令和3年度中にオープンAPIを整備した。</p> <p>c 令和4年度の補助金等から、トラクター、コンバイン等の導入支援を行う際は、農機メーカー以外の作ったソフトでも位置、作業記録等のデータを利用できることを要件とするよう公募要領等に明記することについて順次対応。また、都道府県の単独事業についても同様の条件を課すことが望ましい旨、技術的助言の通知を发出済(令和4年1月)。</p> <p>d 鳥獣害、災害、救急、はいかい者捜索、農道施設等の公共機関等との連携など公共性が高く、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合には、事前に農業者から包括的な承諾を得れば農業者から提供を受けたデータを農機メーカーから関係当局に提供することを可能であることを明らかにした通知を发出済(令和2年10月)。</p>	<p>a, d. 本ガイドラインの普及に向けて、自治体や農機メーカーからの問合せ等に対し適切に対応。</p> <p>b, c. オープンAPIの普及に向けて、自治体や農機メーカーからの問合せ等に対し適切に対応。</p>	措置済	継続F	b, c: 実施状況についてフォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
⑥農協改革の着実な推進											
令和2年7月17日	農林水産分野	8	農協改革の着実な推進	<p>a 農林水産省は、農林中央金庫などを活用して国内の農業への資金提供を強化するための出融資の仕組みを、産業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化に併せて検討する。</p> <p>b これまでの自己改革の進捗を踏まえ、引き続き取組を促すとともに、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第51条第2項に基づき、農業協同組合及び農業委員会について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる。</p> <p>c 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第51条第3項に基づき、農協の自己改革の中で准組合員の意思を経営に反映させる方策について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる。</p>	令和2年度検討・結論、令和3年度措置 b,c:改正農協法施行後5年(令和30年4月)を目途に検討・結論、必要に応じて速やかに措置	農林水産省	<p>a 「系統金融機関向けの総合的な監督指針(平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号)」を改正し(令和4年1月施行)、農業者向けの事業融資の強化や関連産業への投資策等に向けて、JAバンクにおいて構築される自己改革実践サイクルを前提として、農林水産省(都道府県)が、金融庁と連携し、指導・監督等を行う仕組みを構築し、地方農政局、都道府県にも周知した。</p> <p>b (農業協同組合) 「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成23年2月28日22経営第6374号)」に基づき、自己改革実践サイクルの進捗状況等を把握し、必要に応じて指導、助言等を行う。(農業委員会) 「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成23年2月28日22経営第6374号)」に基づき、自己改革実践サイクルの進捗状況等を把握し、必要に応じて指導、助言等を行う。</p> <p>c 「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成23年2月28日22経営第6374号)」を改正し(令和4年1月施行)、農協において構築される自己改革実践サイクルを前提として農林水産省(都道府県)が指導・監督する仕組みを構築して、地方農政局、都道府県にも周知等により自己改革を促している。</p> <p>(農業委員会) 「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号)を都道府県知事及び全国農業会議所宛に発出し、農業委員会が行う最適化活動について活動の目標の設定等を行うに当たっての考え方、農業委員と推進委員の役割分担等について明確化した。</p> <p>d 准組合員の事業利用について、改正農協法の施行日(平成28年4月1日)から5年間利用実態調査を実施。初年度(平成28年度)は事業利用量を把握するためのマニュアルを作成。平成30年1月より、マニュアルに基づき調査を開始し、調査結果をこれまでに3回公表(1回目:令和元年9月、2回目:令和2年9月、3回目:令和3年9月)。この調査も踏まえ、「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成23年2月28日22経営第6374号)」を改正し(令和4年1月施行)、農協における自己改革実践サイクルの一環として、農協ごとに准組合員の意思を経営に反映させる方策及び事業利用に関する方針を策定する仕組みを構築した。</p>	<p>a 「系統金融機関向けの総合的な監督指針(平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号)」に基づき、自己改革実践サイクルの進捗状況等を把握し、必要に応じて指導、助言等を行う。</p> <p>b (農業協同組合) 「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成23年2月28日22経営第6374号)」に基づき、自己改革実践サイクルの進捗状況等を把握し、必要に応じて指導、助言等を行う。</p> <p>c 「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成23年2月28日22経営第6374号)」に基づき、自己改革実践サイクルの進捗状況等を把握し、必要に応じて指導、助言等を行う。</p>	継続F	a~c:検討状況についてフォロー。	
⑨改正漁業法の制度適用											
令和2年7月17日	農林水産分野	15	漁業者による漁獲報告や都道府県による行政手続が電子的に可能な程度の構築	<p>a 漁獲報告に 法第28条(漁獲割当管理区分における漁獲量等に係る報告)、法第30条(漁獲割当管理区分以外の漁獲量等に係る報告)、法第92条(大臣許可漁業に係る資源管理の状況等の報告)、法第58条(都道府県による漁獲報告の状況等の報告)に規定する報告については、様式を定める場合はフォーマットを共通化し、国や都道府県に対する漁業者からの報告データを国が一元的に集約し、管理することが可能となるシステムを構築する。また、法第57条(都道府県知事による漁業の許可などの手続)について、データ様式を統一し、電子的に行うことができるシステムを農林水産省として構築する。</p> <p>b 上記の報告について、漁協の代理報告を認める場合であっても報告の責任は漁業者にあることを明確にする。</p> <p>c 法第58条で準用する法第52条に基づく報告について、国が統一的に把握できるよう一定の事項について国が都道府県から報告を受けようとする。</p> <p>d 上記の報告事項について、漁業者に記録を残すよう求める。</p>	令和4年度措置、都道府県知事による漁業許可などの手続に関するシステムの構築については、令和2年度に開始し着手、令和4年度措置 b~d:令和2年度措置	農林水産省	<p>a 漁業者からの報告データを国が一元的に集約し、管理することが可能となるシステムについては、令和2年度において、構築に向けた実証を完了し、構築に向けて必要な予算を令和2年度3号補正予算、令和3年度予算、補正予算及び令和4年度予算で措置したところ。</p> <p>b 2. 都道府県知事による漁業許可などの手続に関するシステムの構築については、現在、農林水産省が開発に着手しているところ。令和4年度において、都道府県による活用が可能となるシステムの提供開始を予定している。</p> <p>b~d 既に措置済み。</p>	<p>a) について 1. 漁業者からの報告データを国が一元的に集約し、管理することが可能となるシステムについては、令和4年度にさるに200市場を自衛に漁獲量の収集体制を整備する。</p> <p>2. 都道府県知事による漁業許可などの手続に関するシステムの構築については、令和4年度の運用開始に向けて、引き続き開発に取り組み。</p> <p>b~d)は措置済み。</p>	未措置	継続F	a, c, d:実施状況についてフォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)			
								措置状況	評価区分	指摘事項	
			(10)水産物及び漁業生産資材の流通に関する観点								
令和2年7月17日	農林水産分野	16	水産物及び漁業生産資材の流通に関する実態を網羅的に調査すべく、卸売業者(荷受人)、仲卸業者(仲買人)、産社等の流通業者、漁業者及び水産加工業者に対し直接アンケート調査を行う。特に、水産物については、天然漁獲物と養殖水産物で流通形態が異なることを考慮し、それぞれ別に調査を行う。	a～d、令和2年措置 e、令和2年度措置 f、令和3年措置 g、措置済み h、令和2年措置	b、d～h、農林水産省 c、農林水産省 会	a)について 1.水産加工業者への調査については、平成31年3月に水産加工業者を含む産地仲買人514社に対して実態調査を実施し、コスト増加を反映しない価格決定(131社)や不合理な物流センターフィー等の負担(62社)などが取引上の問題として明らかになった。また、令和2年2月に、既存の流通業者が合理的理由のない仲介手数料の徴収を行っているかについて、水産加工業者を含む産地仲買人に追加アンケート調査を実施した(125社から回答)、合理的理由のない仲介手数料を要求されたことがある旨の回答が1件あった。 2.漁業者・養殖業者へのアンケート調査については、令和2年2月に実施。漁業(284経営体)において、水産物の取引上問題がある(コスト増加を反映しない価格決定等)と回答したのは40経営体、生産資材の取引上問題がある(一方的に著しく高い価格での資材取引を強制等)と回答したのは2経営体であった。養殖業(58経営体)において、水産物の取引上問題がある(短納期での発注、発注のキャンセル等)と回答したのは18経営体、生産資材の取引上問題がある(一方的に著しく高い価格での資材取引を強制等)と回答したのは3経営体となっており、29経営体については生産資材の取引相手が養殖生産物の販売相手にもなる産地商社であり、このうち9経営体が水産物の取引上問題があるとの回答だった。 3.令和3年2月1日の農林水産WGにおける漁業関係者からのヒアリング事例についても詳細調査を実施。	a～hは措置済み。	措置済	継続F	e～h:実施状況についてフォロー	
			b aの調査において、養殖資材に係る産地問題の機能について実態を明らかにする。 c aの調査の結果、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)上問題のある実態があった場合は、公正取引委員会と連携して是正を図る。 d 不適正な取引を未然に防止するため、法律家などの専門家、漁業者を加えた検討体制を構築し、水産物・水産加工品と種苗・餌料の取引を含む養殖業のそれぞれについて、「取引適正化のためのガイドライン」を策定する。「取引適正化のためのガイドライン」には、aの調査で明らかになった不適正事案や、規制改革推進会議農林水産ワーキング・グループ等において指摘のあった「実際に流通に関与していない者による、合理的理由のない口利き料・仲介手数料の徴収行為」、「養殖業に新規参入をしようとする者に対し、顧問等が養殖資材取扱業者が合理的理由なく取引に応じないといった行為」、「顧問が養殖業者に対して、他社(当該顧問以外)からの餌の購入を禁止する行為」、「顧問が養殖業者に対して、他社(当該顧問以外)への養殖魚の販売を禁止する行為」等の不適正事案について盛り込む。また、「取引適正化のためのガイドライン」は随時改訂を行う。 e 漁網・漁船などの漁業生産資材については、価格低減を推進すべく、海外の漁業生産資材の価格、流通構造について調査し比較するとともに、規制改革推進会議農林水産ワーキング・グループ等で指摘のあった「漁協や漁連による漁業資料発注取りまとめによる価格の固定化」などの不適正事例の発生を未然に防止するため、引き続き実態を調査した上で、水産業協同組合法に基づく措置等の必要な措置を講ずる。 f 「取引適正化のためのガイドライン」の周知徹底を図るため、策定後1年以内に、該当の取引がある全都道府県の漁業者及び水産加工業者、流通事業者などを対象とした説明会を開催する。 g 以下の養殖生産の需要家からの委託生産のビジネスモデルが漁業法上問題ないという解釈を明確化し、都道府県に文書で通知する。 ・A漁業協同組合に免許された区画漁業権の範囲内において魚類養殖業を営むB(A漁業協同組合の組合員)、組合員以外C(法人)が委託契約を結び、Bが、その所有する生簀において、C所有の魚を一定期間養殖する。(Bは養殖に要する全ての餌料をCから提供を受けるとともに、契約の範囲内において養殖方法に関するCの指示を受ける。また、Cはこの対価として、毎月、契約に定める額をBに支払う。) ・D漁業協同組合に免許された区画漁業権の範囲内において魚類養殖業を営むE(D漁業協同組合の組合員)、組合員以外F(法人)が委託契約を結び、Eが、Fの指示する一定品質の養殖魚を生産する。このとき、Eは契約の範囲内において養殖方法に関するFの指示を受ける。契約上、養殖の結果、養殖魚が契約に定める一定品質以上となった場合には、Fは契約に定める単価で養殖魚を買取る義務があるが、養殖魚が一定の品質に満たなかった場合には、Fは養殖魚の買取りを行わないことができることとなっている。 h 養殖生産の需要家からの委託生産のビジネスモデルについて、産地商社が実施を推進・協力するよう、dで作成のガイドラインに記載する。			c)について 公正取引委員会には令和2年までに実施した調査結果を示し、不適正な取引を未然に防止するためのガイドライン案を連携して検討してきたところ、漁業関係者からのヒアリング事例の調査結果についても共有し、連携して対応していくこととしている。 d)h)について 漁業関係者ヒアリング事例の調査結果を踏まえ、公正取引委員会と連携し、令和3年2月1日の農林水産WGにおける委員からの意見も盛り込んだ「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」を作成した。 養殖業については、アンケート調査を踏まえ公正取引委員会と調整した結果、産地商社による商慣行は下請法の対象とならなかったため、養殖業者と産地商社・販売業者の双方が取り組むべき適正な取引方法や協業のあり方等についてまず「養殖業に係る適正取引推進ガイドライン」を作成した(養殖生産の需要家からの委託生産のビジネスモデルについて、産地商社が実施を推進・協力することについても記載。)					
							e)について 国内外における漁船・漁網の価格と流通構造に係る調査、漁協・漁連の購買事業についての調査をそれぞれ実施した。 (海外調査結果) ・漁船:国内では漁業者が国内造船所にオーダーメイドで注文することが一般的である。海外(欧州)では、人件費などの建造コストが低いトルコ、中国などで船体の大部分を建造した後、欧州内の造船所で組立を行うことで建造コストを低減している事例があった。 ・漁網:国内では大型漁網については漁業者が国内漁具メーカーにオーダーメイドで注文することが一般的であり、小型漁具は漁具販売店を介して国内製造又は東南アジア等から輸入した既製品を注文している。海外でも国内と同様に、漁業者が求める品質と価格に応じ東南アジア等から低価格の漁具を輸入するほか、日本製の高性能、高価格な漁網を輸入している事例があった。 (購買事業調査) ・主要資材(漁網、ロープ、A重油)の仕入価格の動向を調査したところ、漁連・漁協はそれぞれの判断で、取引先との間で、主に漁網・ロープは年1回程度、A重油は月2回程度、価格の改定を行っているため、漁連・漁協間で価格は一定ではなく、また、年次変動もある状況。 ・資材の価格低減や品質向上に向けた取組事例を調査したところ、共通して使用する資材の規格を統一化し予約とりまとめにより価格を低減する事例や、漁業者ニーズを反映した機器や網、配合飼料等の商品開発、海外からの輸入等を実施している事例があった。 ・漁具の購買事業について、価格の低減や業者選定の透明性確保のため、複数の調達先を比較するなど、漁業所得や生産性の向上に向けた取組を促進するよう、「漁協等向け給付的監査指針(雇用事業及び公共事業のみ)に係るものを除く。)(平成25年5月29日付け25水漁第341号水産庁長官通知)」を改正し、施行した。国内外における漁船・漁網の価格と流通構造に係る調査で得られた価格低減の取組事例(漁連が漁業者の求める品質と価格に応じ東南アジア等から低価格の漁網を輸入)を含む、漁協・漁連の購買事業における資材の価格低減や品質向上に向けた取組事例を取りまとめ水産庁HPで紹介した。 f 令和4年2月から都道府県及び都道府県漁連向け説明会、令和4年3月に全国漁協向け説明会を実施した。				
							g)について 事例の委託生産ビジネスモデルについて、漁業法上問題ない旨の通知を令和2年5月21日付けで都道府県宛に発出した。				

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分	指摘事項	
(1)漁獲証明制度の創設について											
令和2年7月17日	農林水産分野	17	漁獲証明制度の創設について	a 国内で流通する水産物(指定水産動植物)、輸出する水産物(指定輸出水産動植物)、輸入する水産物(指定輸入水産動植物)のいずれにおいても、違法又は過剰な採捕の実態をデータで把握し、これに基づき、対象魚種の指定基準を明らかにした上で、違法又は過剰に採捕が行われるおそれのある魚種について順次対象を拡大する。そして、その指定に関するロードマップとスケジュールを明確化する。 b 漁獲証明や取引記録の保存、漁獲証明番号の伝達を簡易かつ適切に行うことができる電子的な方法の具体化とその導入に向けたスケジュールを明確化する。 c 漁獲証明を実施する登録証明機関となるための要件とされる「組織体制や知識、技能、経理的基礎等の要件を満たす者」という基準を具体的に透明な基準として明らかにする。また、これらの要件を継続的に充足しているかモニタリングする仕組みを構築する。 d 指定輸入水産動植物については、輸入に際し、漁船の所属国発行の漁獲証明書の真正性を担保する具体的な措置を明確化する。	a: 令和3年度上期以降継続的に措置、ただし魚種指定のロードマップとスケジュールの明確化に係る部分については令和3年度上期措置 b: 令和2年度措置 c: 令和3年度上期措置	農林水産省	a,b,c,d 令和2年12月に特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)が公布され、令和4年12月に施行。 a 若手漁業者や、学識経験者、生産・加工・流通団体、NGO等が構成される「水産流通適正化検討会議」で指定基準や対象魚種等について、令和3年8月にとりまとめを実施した。対象魚種については、指定に関するロードマップを作成し、2年程度ごとに検証・見直しを行う仕組みとした。 b 令和3年度補正予算において、採捕者、加工・流通事業者、小売等の希望者がスマホ等で簡易に漁獲番号等の伝達や取引記録の作成・保存等を電子的に行えるよう、各事業者が情報伝達を行うための共通語彙基盤や、データレイアウトやデータ形式等の標準化を行い、地域等での実証等により、システムの開発・運用を行う事業を措置。 c 漁獲証明制度に代わり水産流通適正化法が成立し、登録証明機関については設置しないこととなった。	a,b,c,dは措置済み。	措置済	継続F	a,b: 実施状況についてフォロー。
(2)行政手続コスト20%削減等											
令和2年7月17日	デジタルガバナメント分野	1	商業登記等	a 商業登記等に係る事業者の行政手続コストを可及的速やかに平成30年度の計測値から20%以上削減する。 b web上でのAPI公開、ID・パスワード方式の導入などにより、使い手の良いオンライン申請システムを実現する。	a: 遅くとも令和3年度措置 b: 令和2年度措置	法務省	a 令和2年10月から運用が開始された行政機関における情報連携により、他の行政手続における登記事項証明書の提出が不要となることから、これにより+数%程度の行政手続コストが削減されることを想定している。 b 令和3年2月15日に登記・供託オンライン申請システムのホームページ上でAPI仕様を公開した。また、同日の商業登記規則の改正により、①オンラインによる商業登記申請における印鑑提出の任意化、②公的個人認証サービス電子証明書の利用場面の拡大、③いわゆるリモート署名や利用者の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵により電子署名を行うサービスで作成した添付書面情報の許容などオンライン申請の利便性向上に係る取組を行った。 さらに、法人設立ワンストップサービスに、令和3年2月26日から定款認証及び設立登記が、令和4年3月25日から電子証明書が追加され、マイナンバーから登記申請等を行うことができるようになった。	a 左記に加え、現在5回目のコスト計測を行っているところである。本年中に、同計測の集計作業を行い、その結果の分析を行っており、同計測の集計結果の分析を行う。 b 現在、当省が提供するソフトウェアを使用してオンライン申請を行うためには、ソフトウェアを利用者のPCにダウンロードして使用する必要があるところ。この方式に加えて、利用者目録での画面構成や操作性を考慮したwebアプリケーションを用いてオンライン申請を行う方式の開発を進めている。また、本人確認の手法については、今後、デジタル庁における検討を注視しつつ、引き続き検討を進めていきたいと考えている。	未措置	継続F	取組は開始しているが、措置の終了まで継続的にフォロー
令和2年7月17日	デジタルガバナメント分野	2	行政への入札・契約に関する手続	a 行政への入札・契約に関する行政手続コストを可及的速やかに20%以上削減する。 b バックオフィス連携を図ること等により、調達総合情報システムにおける競争参加資格申請時に必要な添付書類のうち、登記事項証明書(写し)及び納税証明書(写し)の削減を実現する。財務諸表についても、関係機関と削減に向けた検討を進め、必要な措置を講じる。 c 経営事項審査申請について、早期のオンライン化を実現するとともに、オンライン化に当たっては、BPRを徹底して、申請書類の簡素化、ワンストップの徹底等を行い、行政手続コストの更なる削減を実現する。	a: 令和2年措置 b: 令和2年度措置、財務諸表については令和2年度検討開始、早期に削減 c: 令和2年度検討、遅くとも令和4年度措置	a: 総務省(デジタル庁) 国土交通省(デジタル庁) b: 総務省(デジタル庁) c: 国土交通省	【デジタル庁】 a 行政への入札・契約に関する行政手続コストを可及的速やかに削減する取組として、調達総合情報システムにおける、競争参加資格申請時に必要な営業経歴書及び誓約書・役員等名簿の添付書類について、平成30年11月から申請書本体への一本化を実現、また、半角・全角カナの自動入力変換や入力エラー箇所的確な表示により操作性を改善、さらに政府電子調達システムの添付ファイル上限サイズの拡大(3MBから10MB)及びオンラインによる提出書類の差し替えを可能とし、手続作業の簡素化を図ることにより、行政手続コストを20%以上削減することができた。 b 電子調達システムにおける競争参加資格申請時に必要な添付書類のうち、登記事項証明書(写し)については、登記情報連携システムとバックオフィス連携による提出省略を行うこととして、令和3年5月に添付を省略可能とした。納税証明書の写しについては、国税庁が納付情報の添付の自動化を実現するための仕組みを提供することで、電子調達システムにおける競争参加資格申請時には不要とし、令和5年度中に添付省略を実現する見込みでシステム改修に着手している。財務諸表については、他府省庁システムとの連携を前倒しに令和3年度から検討を開始した。 【国土交通省】 a 競争参加資格申請において、独自の申請様式を使用していた一部機関が統一様式に変更したことにより、作成書類の削減を行った。また、一部機関にて統一様式以外に別途提出を求めていた書類を提出不要とした。以上取組の結果、行政手続コストの32.0%削減を実現した。 c 令和5年1月から申請手続をオンライン化すべく、電子申請システムの構築に向けた検討を進めているところ。システムの構築にあたっては、申請者にとって利便性の高いシステムとなるよう、他府省庁等とのバックヤード連携により、提出資料をさらに簡素化する方策についても併せて検討を行っているところ。	【デジタル庁】 a 令和2年度に民間企業に対してアンケート・ヒアリングを行った調査結果及び分析結果をもとに引き続き行政手続コストの削減に努めている。 b 納税証明書の添付省略については国税庁と連携しながら令和5年度中の実現を目指しシステム改修に取り組みでいく。財務諸表については、他府省庁システムとの連携を前倒しに継続して検討を行う。 【国土交通省】 a 措置済 c 左記の通り、申請者にとって利便性の高いシステムを構築し、令和5年1月から申請手続をオンライン化するために、引き続き検討を進める。	未措置	継続F	取組は開始しているが、措置の終了まで継続的にフォロー
令和2年7月17日	デジタルガバナメント分野	3	保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減	a 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、押印不要に関する政府全体の取組方針等を踏まえ、就労証明書の押印の省略が望まれることについて、地方公共団体に対し分かりやすい通知等を発出する。 b 令和4年度にデジタルで完結する仕組みが普及していくよう、工程表を策定の上、必要な措置を講じる。 c デジタルで完結する仕組みを前倒しに、標準的な様式について、各地方公共団体における活用状況(独自様式と並行して標準的な様式の提出を認める場合を含む)等について調査を実施し、更なる普及に向けた取組を推進する。	a: 令和2年度上期措置 b: 令和2年に工程表を策定し、令和3年度中に措置 c: 令和2年度以降継続的に措置	内閣府(デジタル庁) 内閣府 厚生労働省	子ども本部 a 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市区町村に対して、令和2年5月19日付け事務連絡、令和2年6月18日付け事務連絡及び令和2年8月31日付け通知において、就労証明書等保育所等の人所に係る手続き等に要する書類について、押印を不要化する検討を促してきた。 令和3年7月には、就労証明書の標準的な様式について、押印欄を削除する改定を行い、市区町村に対して当該改定様式の積極的な活用をお願いするとともに、保育所等入所に係る手続等において押印を求めないこととするよう改めて周知した。 b 令和2年度から令和4年度にかけてのデジタルで完結する仕組みの工程表を策定し、令和2年12月25日の子ども・子育て会議において方針を報告した。また、令和3年2月に行った子ども・子育て支援新制度都道府県等説明会において、工程表及び今後の方針を示し、自治体への周知を図った。 c 令和3年9月に標準的な様式の活用状況を調査した結果、令和4年4月入所手続に活用すると回答した市区町村の割合は約82%、残りの回答のうち、今後の活用を検討していると回答した市区町村の割合は約40%であった。	子ども本部 a 令和3年7月に公表した、押印欄を削除した新たな就労証明書の標準的な様式の活用を引き続き促進していく。 b 令和3年2月に自治体にお示した工程表及び今後の方針の周知に引き続き取り組む。 c 令和3年9月の調査結果等を踏まえ、就労証明書の標準的な様式の更なる普及に向けて引き続き取り組む。	措置済	継続F	引き続き、措置後の状況を要フォロー

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
令和2年7月17日	デジタル分野	4	個人事業主の事業承継時の手続簡素化	a 飲食店等の食品衛生法(昭和22年法律第233号)に定める34業種・業・営業業、クリーニング業及び旅館業における個人事業主の事業承継について、省令改正等を実施することにより、提出書類の簡略化・削減を行うとともに、営業施設の構造設備に変更がない場合の検査・確認の不変化、手数料の額の引下げなどについて地方公共団体に働きかけを行うなど、事業者負担軽減の観点から、手続の簡素化を実施する。 b 上記の分野に係る個人事業主の事業承継時の手続に関し、更なる簡素化を実現するために法律案を国会に提出し、相続の場合と同等の簡素化を実現する。	a: 令和2年度 b: 速くとも令和3年度措置	厚生労働省	a 事業譲渡に伴う許可申請等の提出書類の簡略化・削減を行い、手続の簡素化のため、食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第140号)により、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)、公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)、クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)、理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)、美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)の改正を行うとともに、「食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」(令和2年7月14日付け生食第0714第4号厚生労働省大臣官房衛生衛生・食品安全審議官通知)により、営業施設の構造設備に変更がない場合の検査・確認の不変化、手数料の額の引下げなどについて地方公共団体に働きかけを行った。	b 法律案を可能な限り速やかに国会に提出し、相続の場合と同等の簡素化を実現する予定。	未措置	継続F	取組は開始しているが、措置の終了まで継続的にフォロー
令和2年7月17日	デジタル分野	5	地方公共団体における書式様式の改善	a 競争入札参加資格審査申請書について、令和元年度に取りまとめた案をベースに、各地方公共団体や事業者の意見を聴きつつ、標準書式を取りまとめる。また、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映が実施されるよう促す。 b 納税証明書交付申請書(競争入札参加資格審査申請書用)の統一様式について、全地方公共団体に受け付け可能なよう取組を進める。 c 地方公共団体における標準書式の普及率、標準書式の加工状況など地方公共団体における様式の活用状況や、地方公共団体において独自の様式を定めている場合における標準書式の受理状況等について、規制所管府省は適切に実態を把握し、その結果を踏まえ更なる標準書式の普及に向け取組む(注1)。 d 地方公共団体における実情を把握しつつ、申請手続の完全オンライン化及びオンライン利用の普及に向け取組む(注2)。 (注1) 認可保育所等の施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請・実績報告書の標準書式の普及率、認可保育所等の施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請・実績報告書の標準書式の普及率、給与等照会様式、事業所税・法人の都道府県民税・法人の市町村民税の申告書・納付書、法人設立等届出書、給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書、給与支払報告書(総括表)、特別徴収切替届出書、危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書、危険物保安監督者選任届出書、卸売販売業・高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請書・変更等届出書、薬局開設の変更等届出書、毒物劇物一般販売業の登録申請書・変更等届出書、麻薬小売業者の役員の変更届出書、指定訪問介護事業者・指定訪問看護事業者・指定通所介護事業者・指定特定施設入居者生活介護事業者等及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等の指定申請書、障外に各業の登録申請書・登録事項変更届出書、道路工事施行承認申請書、道路占用許可申請書、治道掘削施行協議書、臨時運行許可申請書、産業廃棄物処理計画書・産業廃棄物処理計画実施状況報告書、産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (注2) 自動車保管場所証明申請書・自動車保管場所届出書、競争入札参加資格審査申請書、個人事業税・自動車税・軽自動車税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税の納税通知書・納付書等、自動車税の申告書、事業所税・法人の都道府県民税・法人の市町村民税の申告書・納付書、法人設立等届出書、給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書、給与支払報告書(総括表)、特別徴収税額通知書、特別徴収切替届出書、産業廃棄物処理計画書・産業廃棄物処理計画実施状況報告書、産業廃棄物管理票交付等状況報告書	a: 令和2年度 b: 令和3年度 c: 令和2年度 d: 令和2年度以降、順次措置	内閣府 警察庁 総務省 厚生労働省 国土交通省 環境省	内閣府 警察庁 総務省 厚生労働省 国土交通省 環境省 警察庁 自動車保管場所証明書の交付については、45都道府県警察において、自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)を利用した電子申請が可能となっている。当該電子申請の導入に至っていない2府県警察については、令和2年度予算において、いずれの府県警察においてもOSS警察共同利用型システムの維持管理に必要な予算を確保し令和4年度中のOSS導入に向け準備を進めている。 また、自動車保管場所届出(軽自動車)については、オンラインによる届出を可能とするべく、他の行政機関、軽自動車検査協会等の関係機関との連絡会議に参加して今後の連携等を確認するとともに、現在実施中の警察共同システム更新において対象手続の拡大に対応できるように改修を行った。 総務省 a: 標準書式の作成及び電子入札システムにおける標準化に向けて、実務上の課題や必要な事項を整理・検討することを目的として、「競争入札参加資格審査申請に関するワーキングチーム」を開催。本ワーキングチームの議論を踏まえ、「競争入札参加資格審査申請書の標準書式(案)」を作成。本案の内容について各地方公共団体に提示するとともに、意見照会を実施。 b 地方共同法人である地方税共同機構に設置されたワーキンググループ(令和元年度3回開催。総務省もオブザーバー参加。)において、統一様式がとりまとめられるとともに、令和3年度から当該様式による申請を全地方公共団体に受け付けるようにすべきとの報告書が取りまとめられた。 総務省からは、地方団体に対して通知を発出すること等により、当該統一様式による申請を受け付ける準備を行うよう要請した。また、個別の問い合わせにも対応した。 さらに、事業者が必要に応じてダウンロードできるよう、当該統一様式を総務省及び地方税共同機構のウェブサイトに掲載した。 c 法人関係税の申告書等eLTAxの対象となっているものについては、全ての地方団体において、全国統一フォーマットによるeLTAxを利用した電子的提出が可能であり、事業者、税理士会等にその活用の働きかけを行っている。また、「保険契約照会様式」及び「給与等照会様式」については、標準書式の普及が事業者、地方団体の負担軽減に繋がるものと考えており、機会を捉えて、地方団体へ導入への働きかけを行っている。本年1月に各地方団体にに対し調査を行ったところであり、各地方団体の予算措置の状況を踏まえ、導入の検討をいただいているところ。「危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書」及び「危険物保安監督者選任届出書」については、全国消防長危険物委員会を通じて各自治体における活用状況を把握するとともに、各自治体に対して標準書式の活用について呼びかけを行った。 d 地方税務手続のオンライン化については、納税者、地方団体や関係団体からのニーズが高いものや申請件数の多いものから、主として法人向けの手続を中心に、全国共通でeLTAxの仕組みを通じて順次電子化を拡大してきたところ。 また、令和4年度税制改正の大綱において、納税者等が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請等について、eLTAxを通じて行うことができるよう所要の措置を講ずることとしている。当該改正は、令和4年7月1日から施行し、実務的な準備が整ったものから順次対応	警察庁 d OSSについては、令和4年度までに全都道府県に導入される予定となっていることから、今後も引き続き、OSS未導入の2府県に対して、OSSの導入に向けた指導・助言を継続する。 自動車保管場所届出のオンライン提出を可能とするために、OSS警察共同利用型システムを改修中であり、今後もオンラインによる届出を可能とし、利用者の利便性を向上させるべく、関係省庁や団体と連携・調整を継続する。 総務省 a: 令和2年度に実施した競争入札参加資格審査申請書の標準書式(案)に係る地方公共団体への意見照会の結果や経済関係団体等の意見を踏まえ、令和3年度以降、速やかに標準書式を取りまとめる。 取りまとめ後は、地方公共団体における電子申請システムへの標準書式の反映に向けて、地方公共団体に対し積極的周知する。 b 各地方団体が統一様式による申請受付がスタートしている。 c 標準書式の普及については、引き続き、地方団体へ導入の働きかけを行うとともに、「保険契約照会様式」及び「給与等照会様式」については、各地方団体にに対し調査を行い、実態把握を行い、標準書式へ導入への働きかけを行う。 d 既にオンライン化している手続については、引き続き、利用の促進を図るとともに、今後も更に地方税務手続の電子化を拡大していく方針である。	未措置	継続F	取組は開始しているが、措置の終了まで継続的にフォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
令和2年7月17日	デジタルガバナメント分野	5	地方公共団体における書式・様式の改善				国土交通省 【臨時運行許可申請書関係】 「臨時運行許可申請書様式の統一について(平成31年3月25日国土交通省自動車局自動車情報課長通達)」により、地方公共団体へ周知を図ったところであるが、その後の実態を把握するため、令和3年2月に、①普及率、②標準様式の加工状況など地方公共団体における様式の活用状況、③地方公共団体において独自の様式を定めている場合における標準様式の受取状況についての調査を実施し、臨時運行許可書を行う1324の地方公共団体のうち、688団体から回答を受けた。 調査の結果、 ①については、「導入済み」の415団体に、「導入予定」が432団体で計847団体と相当程度の普及が図られていた。 ②については、「標準様式を加工して使用」が54団体であったが、「内部決裁欄の追加」等の行政手続きコストの削減の妨げとならない範囲のものであった。 ③については、「独自の様式を定めている場合(標準様式を導入予定だが現時点で未導入を含む)」に、標準様式での申請を受理しないが121団体であったが、上記①のとおり、「導入予定」が多く見込まれることから、これについては、今後、減少していくものと考えられる。 標準様式の導入にあたっては、現行様式の在庫が残る場合等、当面現行様式の継続使用を認めているところ、「導入予定」が半数近くあることから、今後、更なる標準様式の普及が見込まれる。 【屋外広告業の登録申請書・登録事項変更届出書の共通フォーマット(以下「標準様式」)を作成し、平成30年9月27日付けで地方公共団体に通知、周知するとともに、以降、毎年各地方ごとに定期開催される地方ブロック屋外広告物担当者会議等の機会も活用しながら標準様式の周知を図っている。令和3年度においても9月に開催された担当審議等において改めて本様式を周知するとともに、その活用状況について調査を行うなど、標準様式の普及に努めている。 ○調査結果 調査対象:屋外広告業登録の事務を実施する地方公共団体計129団体(都道府県、政令市、中核市) 調査時点:令和4年3月 様式改正済み団体: 8団体 未改正団体のうち、標準様式での申請を受理可: 62団体 未改正団体のうち、標準様式での申請を受理不可: 59団体 【道路工事施行承認申請書、道路占用許可申請書】 当該様式については、過去数回にわたり統一を図ってきたところであるが、改めて平成30年度に各地方公共団体に対して、統一様式の使用状況等の調査を行った結果、一部の地方公共団体で統一様式の使用を認めていないことが確認できたことから、平成31年3月19日付け事務連絡「道路工事施行承認申請書の様式の統一の徹底について」及び「道路占用許可申請書の様式の統一の徹底について」において①他の様式を用いている場合の統一様式使用の徹底、②統一様式での申請があった場合においても書式の変更を求めることのないよう徹底する旨周知を行った。令和3年度に平成30年度調査時点で統一様式の使用を認めていなかった地方公共団体に対してフォローアップ調査を行ったところ、概ね統一様式を基本とした運用が行われていることが確認されている。 【沿道掘削施行協議書】 ■平成31年3月6日に平成31年3月6日付け事務連絡「東京都内における沿道掘削施行協議書について」及び都の様式、国の事務連絡等を区市町村に送付。 ■令和2年4月3日に区市町村に都の様式を送付するとともに、改善状況について調査を行った。 調査結果 ・都と同じ様式を使用している自治体 6 ・都と異なる様式を使用している自治体 44 ・その他(沿道区域の定めなし、または様式の定めなし) 12 ■調査結果を受け、令和2年5月26日に、平成31年3月6日付け事務連絡「東京都内における沿道掘削施行協議書について」及び都の様式を区市町村に再度送付。 令和2年の調査結果から、区市町村において沿道掘削施行協議書の手続を独自のシステムで運用されていることが判明し、関連様式の統一については、それらのシステム変更等が課題となる。 また、各道路管理者において定め、長年使用してきた様式を変更することによる影響の検討に時間を要している。そのため、東京都としては各道路管理者に対し、粘り強く周知を行う必要があると考える。 環境省 c. 産業廃棄物処理計画書、産業廃棄物処理計画実施状況報告書及び産業廃棄物管理票交付等状況報告書(以下「処理計画書等」という。)については、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書等の様式の統一等について(平成31年3月29日環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知)」により、都道府県・政令市宛てに規則様式の使用を厳に遵守するよう通知した。環境省が平成30年度に実施した調査(「平成30年度産業廃棄物管理票交付等状況報告書等の各種様式における自治体の運用等調査」)において、約9割の都道府県・政令市にて規則様式が用いられており、平成30年度時点で規則様式を使用していなかった自治体について、令和2年度に調査を行ったところ、概ね規則様式を基本とした運用が行われていることが確認されている。 d. 処理計画書等は、事業者から自治体に対して電子メールにより送付することが可能と考えており、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書等の様式の統一等について」等により、紙媒体のみでの交付ではなく、電子データでの交付が可能とするなど、引き続き電子化を進めるよう自治体に依頼している。特に、産業廃棄物管理票交付等状況報告書については、電子マニフェストを利用した場合は報告書の提出手続自体が不要であり、既にオンライン化が実現している。	国土交通省 【屋外広告業の登録申請書・登録事項変更届出書】 標準様式の活用状況について、引き続き定期調査するとともに、地方ブロック会議等を通じて地方公共団体へ必要情報提供を行う。 【道路工事施行承認申請書、道路占用許可申請書】 実施済であるため、特になし。 【沿道掘削施行協議書】 様式の統一に向け、定期的に区市町村に対し周知及び進捗状況の確認並びに課題整理を行い、様式統一を促していく。 様式統一の目安:令和6年度中 環境省 c. dとも実施済みであるため、特になし。	未措置	継続F	取組は開始しているが、措置の終了まで継続的にフォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
			(3)新たな取組									
令和2年7月17日	デジタルガバナメント分野	9	地方公共団体のデジタル化	地方公共団体と事業者等との手続に係る法令を所管する府省は、手続の性格や申請者の構成等を踏まえ、入力データ等の標準の設定や情報システムの整備等を通じて、地方公共団体と事業者等との手続のオンライン化を抜本的に押し進めるためのプラットフォームを国が統一的に整備することについて、地方公共団体のデジタル化等を推進するIT総合戦略本部、総務省等と連携をしつつ、検討を進めるべきである。 プラットフォームの統一的な整備を進めるに当たって、地方公共団体と事業者等との手続に係る法令所管府省は、既存の制度・運用を機械的にオンラインに移し替えるのではなく、最新のデジタル技術を前提として、事業者等の意見も踏まえ、制度の趣旨に立ち違わぬ業務のやり方の見直しを行うべきである。 あわせて、法令所管府省は、プラットフォームの統一的な整備を行うことを前提に、申請項目や書式、様式などを含め、地方公共団体と事業者との間のインターフェイスを標準化する取組を推進すべきである。この場合に、標準化が進まないときは、インターフェイスに関して、一定の法的拘束力のある基準の策定についても取り進めべきである。その際、地方行政のデジタル化に関して国が果たすべき役割について地方制度調査会が示した考え方も参考にすべきである。 規制改革推進会議は、事業者等の要望がある手続等に係る分野において、法令所管府省に検討を促すとともに、デジタル化を阻む制度や運用の見直しや、事業者の負担にもなる、バラバラのインターフェイスの標準化等を求めていく。また、その際には、IT人材の育成を含めて地方公共団体のデジタル化を総合的に推進していく視点から、関係機関・組織と連携・協力し、取組を進めるものとする。	令和2年度検討開始、結論を得られたものから速やかに措置	全府省	警察庁 定型的な道路使用許可の申請等を始めとする一部の手続について、メールによる簡易な方法で申請等が行えるよう、試行的なウェブサイトとして「警察行政サービスサイト」を構築し、令和3年6月より運用を開始した。 原子力規制庁 原子力災害対策特別措置法関連の手続について、法令を共管する内閣府と連携して、電子メールによる手続方法を整理した。 経済省 都道府県における経営革新計画のデジタル化については、複数の自治体において電子申請手続の実証実験を実施し、事業者・支援機関に対するアンケート等の実施により、デジタル化を行う上での課題発掘・整理等を行った。 総務省 消防庁においては、消防法令に規定する申請書等の押印を廃止するため、令和2年12月に消防法施行規則(昭和38年自治省令第6号)等を改正するとともに、全ての消防本部に対して手続のオンライン化を促す通知(「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について(通知)」(令和2年消防総第812号))を发出了。 さらに、火災予防分野の各種手続のオンライン化を進めるため、「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会」を立ち上げ、令和3年3月23日に第1回検討会を開催した。 国土交通省 建築基準法に基づく昇降機・建築設備の定期検査報告については、令和2年度に特定行政庁に対し、電子メールを活用した定期報告業務の実施に関する留意事項について実務的助言を发出。また、令和3年度中に特定行政庁が独自に定期報告様式を定める際の標準的な方法について事務連絡を发出。 内閣府(共助) 特定非営利活動促進法関係手続のオンライン化(内閣府) ウェブ報告システムの構築に向けて、仕様の詳細を検討した。 農水省 農林水産省では、地方公共団体で審査が完了する手続も含め、所管する行政手続について、農林水産省共通申請サービス(aMAFF)を利用して、令和4年度までに全てオンラインで申請できるようにすることを目指している。 行政手続のオンライン化に当たっては、事業者や地方公共団体職員等の意見も踏まえ、重複する記載事項や添付書類の削減等の業務の抜本的な見直しを実施している。 aMAFFは、SaaSを採用し、統一窓口のあるインターフェイスを提供しており、申請者にとっては、異なる地方公共団体に対する申請であっても、同様の申請画面により手続が可能となる。 令和3年度は、農林水産省が所管する3,000を超える行政手続のうち、3月17日時点で2,500を超える行政手続のオンライン化を完了した。 厚生労働省・デジタル庁 優先的な取組が求められる医師、歯科医師、看護師等の約30の社会保険等に係る資格について、国家資格等とのマイナンバー連携として、デジタル庁において各種免許・国家資格等の範囲等について調査・研究を実施。 宮内庁 当庁は地方公共団体と事業者等との手続に係る法令を所管していない。	警察庁 より多くの手続をオンラインで行うことができ、利用者にとってより利便性の高いシステムの構築を検討する。 原子力規制庁 原子力災害対策特別措置法関連の手続について、受領側となる関係地方公共団体及び発出側の原子力事業者の意向も踏まえつつ、電子メールによる手続の実施について依頼する。 経済省 令和2年度に実施した実証実験の結果等を踏まえ、参加自治体を拡大して、経営革新計画の電子申請の実証実験を行い、具体的なシステムのあり方等について検討を進める。 総務省 令和3年度までに、マイナポータル・びったりサービスを活用した申請・届出の標準モデルを構築し、令和4年度以降、大規模消防本部を皮切りに、速やかな拡充を目指す。 国土交通省 建築基準法に基づく昇降機・建築設備の定期検査報告については、令和4年度以降、電子メールを活用した定期報告の実施状況や特定行政庁及び関係団体等へのヒアリング結果を踏まえ、他のデジタル化手法を検討。 内閣府(共助) 構築業者を調達し、ウェブ報告システムの構築に取り組む。 農水省 農林水産省が所管する行政手続について、令和4年度までにオンライン化率100%を目指す。 令和7年度までに、オンライン利用率60%を目指す。 厚生労働省・デジタル庁 令和5年度までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステム開発・構築をデジタル庁が行い、これにより、令和6年度にデジタル化を開始する。	未措置	継続F	取組は開始しているが、措置の終了まで継続的にフォロー	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)		
								措置状況	評価区分	指摘事項
(3)高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し										
令和元年6月21日	農林分野	5	高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し	<p>a 国土交通省及び農林水産省は、農機や除雪機を装着して公道を走行するトラクターについて、灯火装置やそれに代わるものの設置や、現行法では安定性の要件を満たさないものについては時速15km以下で走行すること等、どのような措置を講じれば道路運送車両法(昭和26年法律第185号)上適合するかを明確化した上で、当該措置を講じたものについては、車種によらず道路運送車両法上公道走行可能である旨を明確にし、地方運輸局等関係者へ周知徹底する。</p> <p>b 国土交通省及び農林水産省は、車両の安定性かsaにおいて時速15km以下で走行する必要性があるとしたものについて、農機や除雪機を装着した場合の安定性に係るモデル式の策定を行い、当該モデル式により安定性の基準を満たし、時速15kmを超えて走行することができる農機や除雪機を装着したトラクターを順次特定し、道路運送車両法上走行可能である旨を、地方運輸局等関係者へ周知徹底する。</p> <p>c 国土交通省は、農機や除雪機を装着することで道路法(昭和27年法律第180号)上の特殊車両に該当することとなるトラクターについての特殊車両通行許可の申請に当たっては、車検証明書の提出が不要であること並びに国道、都道府県道及び市町村道を通行する場合は国に申請を行えば、都道府県及び市町村の許可もワンストップで取得できることについて、農林水産省とも連携の上、農業関係団体を含む関係者に周知徹底を行った上で、申請しようとする者から問合せがあった場合は申請手続のサポートを行うとともに、申請があった場合には速やかに許可できるよう対応する。</p> <p>d 国土交通省、農林水産省及び警察庁は、農機や除雪機を牽引したトラクターが公道を走行するに当たっての道路運送車両法、道路交通法(昭和35年法律第105号)等の規制の洗い出しを行った上で、これらのトラクターが公道の走行が可能となるよう、速度制限等の対策を講ずること等により牽引される農機や除雪機への制動装置の設置を始めとした既存の基準の緩和を行うとともに、必要な基準の明確化を行い、その際、道路法上の特殊車両通行許可を受けて道路法上の道路を通行可能であることを道路管理者に周知する。また、重量が最高限度を超えることにより特殊車両に該当する車両の申請があった場合において、申請上の新たな課題が生じたときは、改善策を検討する。</p> <p>e 農林水産省は、農機や除雪機を装着・牽引したトラクターの農道走行に関し、現状として農道管理者の特段の許可を必要とされており、今後とも同様の運用が望ましい旨、農道管理者に周知を行う。</p> <p>f 警察庁及び農林水産省は、農機や除雪機を装着・牽引したトラクターを走行させるに当たって、大型特殊自動車免許や牽引免許が必要となる場合、運転者がこれらの免許を早期に取得できるよう、教習の受講や試験の受験に関する機会拡大に係る人員の派遣等必要な対策を各地域の実情も踏まえつつ講ずる。</p> <p>g 警察庁は、道路交通法上の小型特殊自動車等について定められた500kgの積載量上限について、農林水産省が農機の安全性の確保の観点から適当な積載量を確認することを前提として、トラクターについて緩和する等必要な見直しを行う。</p> <p>h a)からの検討に加え、国土交通省、農林水産省及び警察庁は、今後農機や除雪機の大変化が予想される中、これらの農機や除雪機を装着・牽引したトラクターが公道を走行するに当たっての規制の洗い出しを行い、安全性を確保の上で、必要に応じ当該規制の見直しを行う。</p>	<p>a~c.農林水産省 国土交通省</p> <p>d.警察庁 農林水産省 国土交通省</p> <p>e.農林水産省</p> <p>f.g.警察庁 農林水産省</p> <p>【農林水産省】</p> <p>a 国土交通省が通達した、道路運送車両法に係る作業機を装着した農耕トラクタの基準緩和の内容を、令和元年3月に都道府県農業担当当局等に周知。「(農耕作業用トラレーザ等に対する基準緩和の活用について)」(作業機を装着した農耕トラクタに対する公道走行時の保安基準緩和について)(平成31年3月29日付け30生産第2462号)</p> <p>b 時速15kmを超えて走行することができるトラクターと作業機の組合せについて、令和元年12月以降、日本農業機械工業会HPにて順次周知。</p> <p>c 国土交通省が作成した特殊車両通行許可申請等の事例や、車検証明書の提出が不要であること並びにワンストップで許可を取得できること等について、令和2年2月に全国で説明会を開催する等し、農業関係団体を含む関係者に周知。</p> <p>d 国土交通省の告示改正等で通達した、道路運送車両法に係る農耕作業用トラレーザの基準緩和の内容を、令和元年12月に都道府県農業担当当局等に周知。「(農耕作業用トラレーザ等に対する基準緩和の活用について)」(令和元年12月25日付け元生産第1445号)</p> <p>e 「農耕トラクタ等の農道走行について」(令和元年10月11日付事務連絡)において、農機や除雪機を装着・牽引したトラクターの農道走行に関し、現状として農道管理者の特段の許可を必要とされており、今後とも同様の運用が望ましい旨、農道管理者に周知。</p> <p>f 大型特殊免許、牽引免許の取得機会の拡大について令和元年9月及び12月に、警察庁及び各都道府県に依頼するとともに、令和元年度補正予算において都道府県等における免許取得に向けた研修会等の開催経費を支援。「(農耕車に係る大型特殊自動車免許の取得機会の拡大について(依頼)」(令和元年9月9日付け元生産第057号)、「農耕車に係るけん引免許の取得機会の拡大について(依頼)」(令和元年12月25日付け元生産第057号-1)、「農耕車に係る大型特殊自動車免許の取得機会の拡大について(依頼)」(令和元年9月20日付け元生産第222号)、「農耕車に係るけん引免許の取得機会の拡大について」(令和元年12月27日付け元生産第222号-2)</p> <p>g (一社)日本農業機械工業会が、農機が安全に走行できる最大の積載量について実機を用いた走行テストを実施してそのテスト結果を警察庁に報告した。</p> <p>h 作業機付き農業機械の公道走行に関する検討チームにおいて検討しており、引き続き規制の洗い出しを行う。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>a 国土交通省から通達「(農作業機を装着した農耕トラクタに対する基準緩和の活用について)」(平成31年3月28日、国土自技第277号)を地方運輸局等関係者に発出し、一定の要件により公道走行可能であることを周知した。</p> <p>b 国土交通省から通達「(農耕トラクタに農作業機を装着した際の安定性の取扱いについて)」(令和元年12月25日国土自技第169号)を地方運輸局等関係者に発出し、モデル式策定結果や適合機種の公表方法等について周知した。</p> <p>c 自動車局からの通知を受けて、平成31年4月1日に、農機を装着することで道路法上の特殊車両に該当することとなるトラクタの通行について、特殊車両通行許可が必要である旨を道路管理者に周知した。</p> <p>令和2年1月17日に、道路法上の特殊車両に該当することとなるトラクタの特殊車両通行許可の申請については、自動車検査証の写しに代えて、車両諸元の記載があるカタログ、小型特殊自動車権限交付証明書等とすると、国道、都道府県道及び市町村道を通行する場合には、国に申請を行えば、都道府県及び市町村の許可もワンストップで取得できることについて、道路管理者及び農林水産省を通じて農林関係者等に周知するとともに、当該特殊車両の通行許可事例に係る申請書等を参考送付した。</p> <p>d 自動車局からの通知を受けて、令和元年12月25日に、農機を牽引したトラクタの公道の走行が可能となり、当該トラクタが道路法上の特殊車両に該当する場合には、特殊車両通行許可を受けて道路法上の道路を通行可能であることを道路管理者に周知した。</p> <p>令和2年3月31日に、道路法上の特殊車両に該当することとなる農作業用トラレーザをけん引するトラクタの特殊車両通行許可の申請については、自動車検査証の写しに代えて、車両諸元の記載があるカタログ、小型特殊自動車権限交付証明書等とすると、国道、都道府県道及び市町村道を通行する場合には、国に申請を行えば、都道府県及び市町村の許可もワンストップで取得できること等について、道路管理者及び農林水産省を通じて農林関係者等に周知するとともに、当該特殊車両の通行許可事例に係る申請書等を参考送付した。</p> <p>h 検討の結果該当なし。</p>	<p>【警察庁】</p> <p>措置済</p> <p>【農林水産省】</p> <p>a~c 引き続き周知を行う。</p> <p>f 引き続き、免許の取得機会の拡大を推進する。</p> <p>g 警察庁との検討が済み次第、その結果を踏まえて必要な措置を講じる。</p> <p>h 引き続き規制の洗い出しを行う。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>引続き関係府庁と連携して周知に取り組む。</p>	検討中	継続F	h. 検討状況についてフォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)		規制改革推進会議評価		
								措置状況	評価区分	指摘事項		
(5)農地利用の集積・集約化を通じた農業競争力強化のための規制改革												
令和元年6月21日	農林分野	7	利用集積に係る手続の改善と体制の一体化	a 市町村による農用地利用集積計画により、農地中間管理機構を通じた借入れと転賃を一括で策定できる仕組みを設ける。 b 農用地利用配分計画案の縦覧については、今まで意見書提出の実績がないことも考慮し、他の担い手に意見表明の機会を与えるための代替措置を講じた上で廃止する。 c 受け手から農地中間管理機構への利用状況報告は、農業委員会の利用状況調査と重複することから廃止する。 d 農地利用集積円滑化事業は、担い手への農地集約を一体的で使いやすい仕組みにより行う観点から、必要な経過措置を設けた上で農地中間管理事業に統合一体化する。ただし、地域に根ざした特色ある農地利用集積円滑化事業の実績を有する団体に限定して、農地利用配分計画案の策定の認めるなど農地利用集積円滑化事業を担っている者の協力を得るための仕組みを設ける。	a,b,c 措置済み d 令和元年度措置	農林水産省	a~d 農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理事業に係る手続の簡素化、農地中間管理機構と農業委員会その他の関係機関との連携強化、農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合一体化等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第12号)が第198回国会(平成31年通常国会)において成立し、令和元年5月24日に公布、令和2年4月1日に完全施行。 具体的には、 a 農地利用集積計画のみで借入・転賃を一括して行うことができる仕組みの創設 b 配分計画案の縦覧手続の廃止 c 利用状況報告の原則廃止 d 農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業の統合一体化・配分計画案の作成主体に実績のある旧円滑化団体を追加措置。		措置済	解決		
令和元年6月21日	農林分野	8	地域における農業者等による協議の場の実質化	人・農地プランの作成に当たり、地域の農地利用の現状把握(マップ化)、及び受け手となり得る担い手の明確化を求める。その際、農地利用最適化推進委員等が人・農地プランの話し合いのコーディネーターとして、積極的に参加することを確保できるような措置する。	令和元年度措置	農林水産省	・人・農地プランの実質化を推進するため、地域の話し合いに関し、市町村が農地に関する地図を活用して農業者の年齢別構成や後継者の確保の状況等の情報を提供しよう努めるとともに、農業委員会による農地の貸付け等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第12号)が第198回国会(平成31年通常国会)において成立し、令和元年5月24日に公布。人・農地プランの実質化に係る規定は令和元年11月1日に施行。 ・上記改正を踏まえ、人・農地プランの実質化の要件や作成上の留意事項等を市町村、都道府県、関係団体に周知するため、「人・農地プランの具体的な進め方について」(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知)を発売。 ・都道府県、市町村、関係団体と連携・協力しながら、人・農地プランの取組を推進。 ・全国各市町村の人・農地プランの取組状況を把握し、必要な助言・支援を実施。 ・令和元年度から3年度予算において、人・農地プランの実質化に必要なアンケート、地図の作成及び地域の話し合いに要する経費について支援(人・農地問題解決加速化支援事業等)するとともに、農業委員会による農地の貸付け意向等の調査、話し合い、農地情報公開システム改良等への支援(機構集積支援事業)、農業委員・農地利用最適化推進委員の活動への支援(農地利用最適化交付金)を措置 ・令和元年6月14日に全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、全国土地改良事業団体連合会、全国農地保有合理化協会の参加の下、農地バンク、都道府県、農業委員会、JA、土地改良区が一堂に会し、今後一体となって人・農地プランを根に農地集積・集約化を推進するための機運を高めるため、農地バンク5年後見直し推進総決起大会を開催。 また、都道府県段階、市町村段階で関係機関が連携して人・農地プランの実質化に取り組むよう市町村、都道府県、関係団体に要請。		措置済	フォロー終了		
令和元年6月21日	農林分野	9	その他の措置	a 認定農業者による農地利用の広域化が進んでいることを踏まえ、認定農業者について、国・都道府県が認定できる仕組みを設ける。 b 農業法人の活動実態が拡大し、役員グループ会社間での業務といった農業経営上の新たなニーズが生じていることを踏まえ、農地所有適格法人の役員について、農業への従事日数(150日以上)要件を見直し、現在、事実上2つに限られている業務を拡大する。 c 担い手に対する農地利用の集積・集約化を促進するため、農地の効率的利用に支障が生じないよう転用許可基準を見直す。	令和元年度措置	農林水産省	a 認定農業者制度について、従前、市町村長を認定主体としていたところ、農業者の営農区域に応じて国(農林水産大臣)又は都道府県知事が認定できる仕組みを創設することを内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第12号)が第198回国会(平成31年通常国会)において成立し、令和元年5月24日に公布。認定農業者制度に係る改正規定は令和2年4月1日に施行。 ・上記改正も踏まえ、国・都道府県による認定事務に係る留意事項を市町村、都道府県等に周知するため、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の一部改正について」(令和2年3月31日付け元経営第3193号農林水産省経営局長通知)を発売。 b 役員グループ会社間での業務といった新たなニーズを踏まえ、認定農業者である農地所有適格法人について役員農業常時従事要件を特例的に緩和する仕組みを設けること等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第12号)が第198回国会(平成31年通常国会)において成立し、令和元年5月24日に公布、同年11月1日に施行。 c 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号)の施行により、農地転用の不許可要件として、担い手への農地の利用の集積に支障を生ずるおそれがあると認められる場合を追加し、関係改省とともに、令和元年11月1日に施行した。	a 引き続き、都道府県、市町村担当者に対し、担当者会議等を通じて、法改正の趣旨を丁寧に説明し、円滑な制度運用が行われるよう努める。 b 制度の周知に努める。 c 農地転用許可制度の適正かつ円滑な運用を確保するため、引き続き、研修等において制度の周知徹底を図る。	措置済	継続F	a~c: 実施状況についてフォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
(6) 農協改革の着実な推進											
令和元年6月21日	農林分野	10	農協改革の着実な推進	農協改革集中推進期間の終了後も、自己改革の実施状況を把握した上で、引き続き自己改革の取組を促す。	令和元年度以降、継続的に措置	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年9月、農協改革集中推進期間における農協改革の進捗状況を公表。 改革の取組状況に関するアンケート調査を実施・公表して、農協自身及び農業者の評価の見える化を実施(平成29年7月、平成30年6月及び令和元年9月に結果を公表)。 平成30年2月から令和2年11月にかけて、全都道府県において「農協との対話」を実施(農水省の職員が、農協の監督行政である都道府県の職員とともに、農協の自己改革目標をベースとして、PDCAサイクルの実施状況等について意見交換する取組)。 成果を出している農協の優良事例を公表(これまで53事例を公表)。 農業関連事業者が集まる総合農協に対する調査を実施し、その結果を公表(令和2年5月)。 「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成23年2月28日22経営第6374号)」を改正し(令和4年1月施行)、農協において構築される自己改革実践サイクルを前提として農林水産省(都道府県)が指導・監督する仕組みを構築して、地方農政局、都道府県にも周知等により自己改革を促している。 	未措置	継続F	実施状況についてフォロー。	
(7) 肥料取締法に基づく規制の見直し											
令和元年6月21日	農林分野	11	公定規格	<ul style="list-style-type: none"> a 公定規格について諸外国の規制の状況を詳細に分析する。 b 公定規格について、肥料の品質と安全性を確保しつつ、分かりやすいリストとして改めるべく、以下を含む、肥料の種類を大きくし、簡素化を行う。 <ul style="list-style-type: none"> - 複数の肥料を混合した肥料や動植物・副産物肥料についての主成分の最小量の緩和 - 副産物肥料について使用できる原料の拡大 - 有害成分の最大量について大きく化 	<ul style="list-style-type: none"> a 令和元年措置 b 令和3年措置 	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> a 肥料の規格について、海外との比較を行い、相違点の分析について農林水産省HPIに公表した(令和元年12月)。 b 公定規格については、複数の肥料を混合した肥料や動植物・副産物肥料についての主成分の最小量の緩和、副産物肥料について使用できる原料の拡大及び有害成分の最大量について大きく化等を含んだ内容を施行した(令和3年12月)。 	-	措置済	継続F	b: 実施状況についてフォロー。
令和元年6月21日	農林分野	15	登録・届出等の手続とその運用	<ul style="list-style-type: none"> a 会社住所など法人番号で明らかとなるような情報についてはその都度の入力不要とし、手続を電子化する等、手続を合理化する。 b 肥料の銘柄ごとに保管場所の変更届出を行うことを不要とし、会社などが複数銘柄についてまとめて届出することを可能とする。 c 登録の申請先については工場所在地を管轄するFAMICでも受け付けることとし、周知する。 d FAMICの運用の実態、統一した運用に向けた改善の必要性を把握するために、肥料メーカーに対する無記名アンケートを実施した上で、その結果を公表し、必要に応じ運用の統一を図るためガイドラインの見直しや発出などの対策を講ずる。 e 肥料メーカーによる製造工程管理の徹底のための新たな仕組みについては、諸外国の例や、肥料以外の規制も参考しつつ、原料とその入手経路等を記録し、必要な場合に迅速な回収措置がとれるものとするために、過度に制約的なものにならないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> a 令和3年上期措置 b 令和2年上期措置 c,d 令和元年措置 e 令和3年措置 	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> a 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく届出手続を電子化し、都度の会社情報の入力や本人確認の省略といった手続の合理化を行った(令和2年4月)。 b 会社などが複数銘柄についてまとめて届出することを可能とし、FAMICにおいて、HPIに掲載されている「登録Q&A(肥料登録・届出)」に明記するなど周知した(令和元年12月)。 c 本社は工場所在地を管轄するFAMICでも登録の申請を受け付けられることについて、FAMICにおいて、HPIに掲載されている「登録Q&A(肥料登録・届出)」に明記するなど周知した(令和元年12月)。 d FAMICの運用の実態、統一した運用に向けた改善の必要性を把握するために、肥料メーカーに対して無記名アンケートを実施し、アンケート結果を農林水産省HPIに公表(令和元年12月)。 また、アンケート結果をFAMICに通知し、結果を踏まえ、肥料の種類別の分類や安全性データの提出を定める場合での指導等について、運用を統一しFAMICは、HPIに掲載されている「登録Q&A(肥料登録・届出)」を更新し、運用の明確化と統一を図った(令和元年12月)。 e 肥料メーカーによる製造工程管理の徹底のための新たな仕組みについては、原料規格が設定された原料の使用や原料等の表示などを勧奨し、過度に制約的なものにならないものとするを旨とした内容を施行した(令和3年12月)。 	-	措置済	継続F	e: 実施状況についてフォロー。

開議決定	No.	分野	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)			
								措置状況	評価区分	指摘事項	
(2)改正漁業法の運用について											
令和元年6月21日	4	水産分野	漁業を最大限活用する仕組みの確立、漁業権制度の透明化	a 農林水産省は、漁場の有効活用を図るために現在の漁業権設定状況が一目で分かる漁場マップを策定し、公開する。 b 漁業者が自主的に漁場を有効活用できるよう、都道府県知事が漁場の適切かつ有効な活用を行っているか公平かつ公正に判断することができるよう基準を明確化し、技術的助言として発出する。特に、「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない」場合について、どのような場合が該当するの具体的な事例に即して明らかにする。 c 漁業権制度の運用に関し、都道府県知事が利害関係人や海区漁業調整委員会の意見を精査した上で、新規参入者の参入を不当に制限することの無いよう必要な対策を講ずる。 d aの漁場マップの策定についての調査に加え、5年ごとに漁業権の免許状況調査を実施する。また、新たに漁場として設定された事例、また廃止された事例とその理由、既存漁業者及び新規参入者の免許状況について調査・公表の上、漁場の活用状況に関するKPIを設定し、適切な政策を講ずる。 e 新規に沖合の区画漁業権について免許を付与できるように、関係省庁及び都道府県が漁業者や関係機関と調整して、短時間で手続が終了するよう取り組む。	a～c.a.令和2年度措置 d.令和2年度以降継続的に措置	農林水産省	a, b, c, e. 既に措置済み。 d 平成30年度以降に新たに漁場として設定された事例、廃止された事例とその理由、既存漁業者及び新規参入者の免許状況についての調査を実施した。 e. 上記で指摘された事項について、「新たな漁業権を免許する際の手順及びスケジュールについて」(令和3年9月7日付け水産庁資源管理部管理調整課長・水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知)により整理し、発出した。	a, b, c, e. 既に措置済み。 d 新たに漁場として設定された事例、廃止された事例とその理由、既存漁業者及び新規参入者の免許状況についての調査結果を踏まえて、令和5年度以降漁場の活用に際するKPIを設定する。	検討中	継続F	d. 検討状況についてフォロー。
令和元年6月21日	5	水産分野	漁業者の所得向上に向けたプラットフォームとガバナンスの強化	a 漁協の全ての収入内容(漁場行役料、協力金等)と、全ての支出内訳、役員数等、漁協の経営状況等につき実態を調査・公表の上、漁協の経営に関するKPIを設定し、適切な政策を講ずる。 b aの調査の結果、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第4号、以下「独占法」という。)上の問題が明らかになった漁協については、公正取引委員会と連携して是正を図るとともに、必要に応じ水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づく措置を講ずる。 c 漁協による組合員の資格審査の実態を調査・公表の上、資格審査の適切な実施を確保するため、都道府県に対して、客観的な資料による判定を含む明確なガイドラインを示した上で、必要に応じ水産業協同組合法に基づく措置を講ずる。	令和元年度検査開始、令和2年度措置	a.c.農林水産省 b.公正取引委員会 農林水産省	a 漁協の組合員数、役員数、事業別の収入・支出、事業外の収入・支出、販売取扱高、委託販売手数料等の経営状況の調査を実施した。 (調査の結果概要) ①水産政策の改革において、漁協がその役割を一層発揮していくためには、漁協の事業・経営基盤の強化が必要。そのための課題は次のとおり。 ①事業実施体制 ・小規模漁協は、職員が少なく、事業実施体制が脆弱。また、組合員一人当たりの賦課金・漁業料は高くなる傾向。 ②事業推進 ・全体の66%が赤字。小規模漁協ほど赤字割合が高い。 ・事業推進の赤字は事業外収益で補てんされ、経常損益は81%が黒字。 ③会計処理 ・事業外収益の「雑収益」(他の科目に属さないもので、事業外収益の総額の10%以下の場合に使用する科目)が事業外収益の過半を占める漁協が40%。 b これらの課題への対応方向は次のとおり。 ①安定した事業運営を実現するためには合併による事業基盤の強化が必要。特に小規模漁協の合併を強力に推進。 ②組合員の所得向上に向けた販売事業の強化を推進。 ③金銭徴収の適正化を図るため、適正な会計処理を推進。 (漁協の経営に関するKPI) a)について、漁業者の所得向上と漁協の経営状況改善をゴールとした適切なKPIの体系の設定及び漁業者の所得向上に関係が深い指標を示すための分析作業を行い、KPIの設定及び指標を示すべく検討実施。 なお、調査結果を踏まえ、漁協の事業・経営基盤の強化を図るために行政庁が指導すべき事項を「漁協等向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く)」(平成25年5月29日付け25水産第341号水産庁長官通知)に加え改正を実施。 b a)の調査では独禁法上の問題は見つかっていない。 c 漁協における組合員資格審査について、都道府県が不適正と認めた組合数、その内容と要因等について調査を実施した。 (調査の結果概要) ・調査対象の935漁協中42漁協において、資格審査委員会が未設置又は年1回以上の資格審査が実施となっていない。 ・審査を行っている893漁協のうち約3割に当たる300漁協において審査方法等が一部不適切となっている状況があったが、都道府県が改善指導を行い、そのほとんどが改善済みとなっている。 調査結果を踏まえ、資格審査が適切に行われるよう、「漁協等向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く)」(平成25年5月29日付け25水産第341号水産庁長官通知)を改正し、定期的に資格審査を実施していない場合や内容が不適切な場合には水産業協同組合法に基づく報告徴求命令や必要措置命令を発出することを明記し、また、「漁業協同組合定款期間満了時資格審査規程の制定の趣旨及び留意事項について」(平成20年4月1日付け19水産第394号水産庁長官通知)を改正し、漁業者を含む多数の算定に当たっては、漁業法第80条第4項に基づいて共同漁業権者である漁協が都道府県知事に対して行う漁場の活用状況の報告に関し、漁業権を行使する組合員から徴収した資料等も活用して確認するよう明記した。	a 関係者との調整等が整い次第、KPIの設定及び指標を示す予定。 b, c 措置済み。	措置済	フォロー終了	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(2)医療等分野におけるデータ利活用の促進												
令和元年6月21日	医療・介護分野	1	個人が自らの健康情報を利用するための環境整備	a 健診情報について、データ利活用の必要性や活用方針を明確にし、公表する。 b 民間サービス事業者を含む、契約当事者と取得関係者の意見を参考に、データ利活用の目的や契約の類型に応じて、契約の課題や論点を提示しつつ、データ提供や利活用に関する契約条項例や条項作成時の考慮要素等をガイドライン等の形で示す。	令和元年度検討開始、令和2年度上期結論・措置	厚生労働省	a 安全・安心な民間PHRサービスの利活用に向けた環境整備のために、2021年4月に「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を公表した。 b 「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」の2020年2月の改正を踏まえて、健康診査実施機関による、受診者本人からの請求に基づく情報開示に係る委託契約の条項例及び当該契約に関するFAQを事務連絡において示した。	措置済	フォロー終了			
令和元年6月21日	医療・介護分野	2	データ利活用のための標準規格の確立	a 全国各地の医療機関や保険者が医療データを共有し、予防や医療のイノベーションに役立てることができるよう技術革新に意欲的な民間の創意工夫を尊重し、かつ国内外での相互運用性(様々なシステムが相互に連携可能なシステム)の特性を踏まえて、医療分野における標準規格の基本的な在り方を早急に検討し、公表する。併せて官民の役割分担を含む運営体制を構築する。 b 現在、データヘルス改革の工程表として、全国の医療機関や薬局において患者の医療情報を結ぶ「保健医療記録共有サービス」や国民に対する健診・薬剤情報提供を目的とした「マイナポータルを活用したPHRサービス」が予定されている。これらのサービス開始に向け、現行の課題を踏まえて、民間サービス事業者を含む関係者の意見や海外の先進的な事例も参考に最低限必要となる標準規格を検討し、ガイドライン等の形で公表する。 c データヘルス改革を推進するに当たり、クラウド技術の進展等の技術動向を踏まえた上で、個別具体的な事例を収集し、それぞれについて、利用上の方針・留意点を整理し、現行の医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの改定案を策定する。	令和元年度検討開始、令和2年度上期結論・措置	a,c 厚生労働省 b 厚生労働省 内閣府 総務省 経済産業省	a: 医療分野における標準規格の基本的な在り方については、標準的医療情報システムに関する検討会(内閣官房健康・医療戦略室)において、令和元年11月29日に「技術面から見た今後の標準的医療情報システムの在り方について」をとりまとめ公表した。 また、運営体制の構築については、前述のとおりまとめ等踏まえ、標準規格の普及に向けた施策や今後の官民の役割分担等について官民が共に検討を行う体制として、健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループを立ち上げたほか、「保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みや情報連携に有用な医療情報項目、それらに必要な標準規格やその普及施策について、意見収集を行った。また、令和元年12月、HL7-FHIRにかかる海外調査を行い、学識者・医療機関等の関係者、ベンダー等の参加の下議論を行い、既にHL7-FHIRを日本で活用する場合の検討事項等について整理した。 さらに、標準規格を構築した電子カルテの普及を支援する方策として、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)」において医療情報化支援基金を創設した。 令和4年3月、診療情報提供書等のHL7FHIR記述仕様を厚生労働省標準規格として採択することを決定した。 b 「自治体検診情報(がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診)をマイナポータルで確認する仕組みの構築について、各自治体が中間サーバに登録するためのフォーマット(番号法に基づくデータ標準レイアウト)を2021年6月に公開し、また健診機関から自治体へ提出する健診結果用フォーマットを2021年8月に公開した。 c 「2021年4月に「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を公表した。本指針は、国民・患者本人が取得した健診等情報、自身のニーズから民間PHRサービスを用いて、予防・健康づくりに活用すること等を想定して、PHRサービスを行う民間PHR事業者における当該情報の取扱いについて整理した。健診等情報の機密性を確保し、個人情報保護法等に定められた対応(法規制に基づく遵守すべき事項)に加え、丁寧な同意、情報セキュリティ対策、申し込みに応じた請求、自己点検と結果の公表等の必要な対応を民間PHR事業者に求めるものである。また、事業者間での相互運用性を確保するために、健診等情報のエクスポート機能・インポート機能を具備すること、及びフォーマット等に関してはマイナポータルAPIから出力される項目を基本とし互換性の高い汎用的なデータファイルとすることも求めている。 d 「クラウド技術の進展等を踏まえた上で、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の改定案を策定し、令和2年3月26日の健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループにおいて公表した。	a 措置済みのため特になし。 b 自治体検診情報については、2022年6月以降順次、マイナポータルを通じて提供開始する予定である。また、その他の健診・検診情報については、2021年6月に策定した「データヘルスに関する工程表」に基づき、実現に向けた環境整備を行い、2022年度以降システム整備ができ次第、順次提供開始を目指す。 c PHRサービスの利活用の促進に向けて、2021年4月に取りまとめた「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を普及し、その遵守を求めるとともに、必要に応じて見直しを行う。	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	
令和元年6月21日	医療・介護分野	3	データを活用した最適な医療の健診情報の取得と管理	医療分野におけるデータ利活用の促進、及び、必要に応じて、今後の個人情報保護法制の議論に適切に連携するよう、「救命医療における患者情報の医療機関共有」「セカンドオピニオンの取得」「自らの健康情報の取得と管理」など国民のニーズが高いと思われる具体的なケースについて、海外や他サービスの事例も調査し、費用対効果に留意しつつ、「個人が自らの健康情報を利用するための環境整備」「データ利活用のための標準規格」の取組を含めて、国民が医療情報を電子的に入手できる仕組みを始めとするデータ利活用のための包括的な環境整備に向けた検討を開始し、結論を得る。	令和元年度検討開始、令和2年度結論	厚生労働省	国民・患者の保健医療情報を本人自身が活用して予防・健康づくりに活用すること、保健医療情報を本人同意のもとに医療現場で活用することについては、令和2年3月に立ち上げた健康・医療・介護情報利活用検討会において、一体的に検討を進めている。国民・患者の保健医療情報を本人が電子的に把握する仕組みや全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進に向け、令和2年6月の経済財政諮問会議においてデータヘルス集中改革プランを発表し、同プランに基づき、着実に取組を実施することとしており、特定健診等情報及び薬剤情報について2021年10月から患者や医療機関が確認できるようシステム改修等を行った。	未措置	継続F	データヘルス集中改革プランの具体的な取組が確認できるまで、継続的にフォローする。		
令和元年6月21日	医療・介護分野	7	患者本人による診療範囲内で手数料の額を設定することが求められること、高額の開示手数料等によりその請求が不当に制限されないことにならないよう、ガイドライン等において、医療機関における開示手数料の算定に係る推奨手続を明らかにする。	令和元年度検討開始、措置	厚生労働省	「医療機関における開示手数料の算定に係る推奨手続について」(令和4年1月28日厚生労働省医政局医事課長通知)を発出し、医療機関における開示手数料の算定に係る推奨手続を示した。	実施済	フォロー終了				

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)			規制改革推進会議評価			
								措置状況	評価区分	指摘事項	措置状況	評価区分	指摘事項	
			(5)日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続の簡素化											
令和元年6月21日	医療・介護分野	11	日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続の簡素化	a 研究事業に係る各種手続について、e-Rad(附帯共通研究開発管理システム)の機能向上等の改訂版による統一申請様式でのオンライン入力への全面的な移行に向けた検討を進めるなど、何度も同じ情報を求める重複をなくし、提出書類を簡素化する。 b 研究機関が再委託契約を締結する際の事務を効率化する方策として、再委託契約書のひな型を提示する。 c 研究開発参加者リストの変更届について、その提出を求める頻度を見直すなど簡素化する。 d 公募情報や実績報告書の周知、案内時期、様式、提出書類について、研究機関からの意見聴取及び各規制所管府省との調整を行い、可能なものについて統一化を図る。	令和元年度検討・結論、令和2年度措置	内閣府	a e-Radの応募申請の改善に向けて、関係府省間で協議を行い、統一申請様式でのオンライン入力への移行に向けた調整を実施するとともにAMEDの申請様式の見直しを進めた。 b 「再委託契約書ひな型」については、令和2年2月よりホームページに公開済みである。 c 研究開発参加者リストの変更届については、令和4年度用の委託研究開発契約事務処理説明書において、年2回(上期分・下期分)の提出に改めた。 d 競争的研究費に関する関係府省連絡会が発出した競争的研究費におけるRA経費等の適正な支出の促進について(令和3年6月23日改正)、競争的研究費の両経費の執行に係る共通指針(令和3年10月1日改正)及び競争的研究費の適正な執行に関する指針(令和3年12月17日改正)を、令和4年度用の委託研究開発契約事務処理説明書に反映し、研究機関等にホームページを通じて周知するとともに、説明動画をYouTubeのAMED公式チャンネル上で公開した。	a e-Radにおいて応募申請の機能改善が実施されたことを踏まえ、システム連携、AMEDの応募要領(雛形)見直し等を含め必要な措置を講じる。 b ホームページに公開済み、ホームページや事務処理説明等を通じて周知する。 c ホームページや事務処理説明等を通じて周知する。 d 競争的研究費に関する関係府省連絡会の活動に沿って、事務手続きの統一化を進める。	未措置	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。			
			(5)日本で働く外国人材への「就労のための日本語教育」の枠組み整備											
令和元年6月21日	保育・雇用分野	10	教育内容の質の確保 a 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、国内外の外国人の日本語能力の指標となるよう、一般的な日本語教育の標準(日本語CEFR)のうち共通参照レベルと能力記述を策定する。 b 就労場面における日本語コミュニケーション能力を定義し評価できるようにするため、企業のニーズを把握した上で、日本国内で働くことに特化したツールを作成し、各企業が活用できる「ひな形」として提供する。	a:令和3年度措置 b:令和2年度措置	a:文部科学省 b:厚生労働省	a 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において令和元年から「日本語教育の参照枠」の策定に向けて審議を開始し、国民への意見募集を経て令和2年11月20日に「日本語教育の参照枠」一次報告を取りまとめた。並行して日本語能力の判定等に使用するワーキンググループを設置し検討を行い、令和3年3月12日に「日本語教育の参照枠」二次報告(日本語能力評価について)を取りまとめた。 続いて、「日本語教育の参照枠」一次報告と二次報告を併せて「日本語教育の参照枠」(報告)を令和3年10月12日に取りまとめた。並行して「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループを設置し検討を行い、令和4年1月28日に「日本語教育の参照枠」の活用のための手引)を取りまとめた。 b 令和2年度に「就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツール」を作成した。	a- b 作成したツールの普及促進に努める。	措置済	解決					
			(6)年休の取得しやすさ向上に向けた取組											
令和元年6月21日	保育・雇用分野	11	年休の取得しやすさ向上に向けた取組 a 年休の時間単位取得の制度導入を促進するため、制度を導入している企業の具体的な事例の周知等を通して制度の普及及び普及に取り組む。 b 年休の時間単位取得について盛り込まれた平成20年の法改正から相当程度の期間が経過していることを踏まえ、労働基準法第39条第4項に定める労働者の年休の時間単位取得について、取得日数など利用の実態を調査する等の現状把握を行った上で、年休の時間単位取得の有効な活用の在り方について検討する。 c 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づき企業が公表する情報項目に、年休の時間単位取得の有無を加えることを労働政策審議会において検討する。加えて、企業の自主的な情報開示の促進に資するため、当該情報を女性の活躍推進企業データベースにも反映することも検討する。	a:令和元年措置 b:令和元年度調査開始、調査結果を得次第、検討・結論 c:令和元年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	a 年休の時間単位取得の制度導入を促進するため、令和元年10月及び令和2年7月に周知リーフレットを作成し、労働局、労働基準監督署のほか、200を超える労使団体(経済団体を含む。)、都道府県に配布し、積極的に周知していただくよう依頼を実施。また、当該リーフレットを、厚生労働省ホームページ、働き方・休み方改善ポータルサイトに掲載し、周知を行っているところ。 働き方・休み方改善ポータルサイトでは、「時間単位年休」で導入企業事例を検索・閲覧することができるようになっているが、一層の展開を図るため、働き方・休み方改善ポータルサイトを改修し、時間単位の年休制度に関するアイコンを掲載した。 b 年休の時間単位取得について、取得日数などの利用の実態を把握するため、令和2年に企業向け・労働者向けのアンケート調査を行い、調査結果を令和3年7月に公表した。現在、調査結果を踏まえ、年休の時間単位取得の有効な活用の在り方について検討を行っている。 c 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき企業が公表する情報項目に、年休の時間単位取得の有無を加えることを労働政策審議会において検討し、情報公表項目に労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する社内制度の概要等を追加し、その制度の1つとして年次有給休暇の時間単位取得制度を位置付けることが適当とされた。これを踏まえ、令和元年12月27日に関係省令を公布した。	a 引き続き、働き方・休み方改善ポータルサイトへの企業事例の掲載等により周知を行う。 b 令和4年度も引き続き、年休の時間単位取得の有効な活用の在り方について検討を行う。 c	検討中	継続F	今後引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っている。				

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
				(2)モバイル市場における適正な競争環境の整備								
令和元年6月21日	投資等分野	1	モバイル市場における適正な競争環境の整備	<p>総務省は、携帯電話市場の競争環境の国際比較を踏まえつつ、以下d~fに掲げる措置を含め、平成30年度内に包括的な解決策の全体像を示す。ただし、これを待たずに対応可能な措置から迅速に実施する。</p> <p>b 公正取引委員会は、これまで検討された携帯電話市場における競争政策上の課題への対応について、各国の競争政策との比較を踏まえて検証し、必要な対応を実施する。</p> <p>c 消費者庁は、携帯電話サービスの契約や販売広告が消費者にとって分かりにくい状況を解消するため、携帯電話等に係る適正表示に関するルール整備・運用改善を行う。</p> <p>d 総務省は、端末購入補助によって発生する端末購入の有無等による利用者間の不公平感と料金プランの分かりにくさの解消など、通信料金の適正化に向けて、通信料金と端末料金の完全な分離を図る。あわせて、現状において規制の対象となっていない販売代理店による端末の販売・広告に対応するため、販売代理店に対する適切な規律を速やかに整備する。さらに、通信役務と携帯端末をセットで購入する利用者に対して、一定期間の支払総額を契約時に明示させる措置をとる。これらにより、通信役務及び通信役務の契約と一括となって行われる携帯端末販売の双方で適正な競争環境を整備し、より低廉な料金、より利用者のニーズに合ったサービス・製品の選択を可能とする。</p> <p>e 総務省は、接続料や卸契約の料金水準の一層の適正化・透明化を図るとともに、MNOグループのネットワーク提供に係る不当な差別的取扱いの有無等について検証と必要な対応を行い、あわせて、期間拘束契約と自動更新、解約時の解約金の水準、契約時の手続き時間の長さなど、MNOによるMVNOとの競争を阻むスイッチングコストを根本的に引き下げ、健全な競争環境を整備する。</p> <p>f 総務省と公正取引委員会はMNOが下取りした利用者の端末の流通が不当に制限されていないかなど端末流通実態について直ちに調査し、その後も必要に応じて調査を行う。問題がある場合には、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づき必要な是正措置を講ずる。</p> <p>g 総務省は、設備面での競争を促進しつつ、携帯電話業界における設備投資負担を軽減するため、設備共用の環境整備のためのガイドラインを整備し、ネットワークの円滑な整備を推進する。</p>	<p>a 措置済み b 措置済み (平成30年度以降も継続的に実施) c 措置済み (平成30年度以降も継続的に実施) d 措置済み (平成30年度以降も継続的に実施) e 措置済み (平成30年度以降も継続的に実施) f 措置済み (令和元年年度以降、継続的進捗確認) g 措置済み</p>	<p>a 総務省 b 公正取引委員会 c 消費者庁 d 総務省 e 総務省 f 総務省、公正取引委員会 g 総務省</p>	<p>a モバイル市場における事業者間の公正競争を更に促進し、多様なサービスが低廉な料金で利用できる環境を整備するための方策について検討を行うため、平成30年10月からモバイル市場の競争環境に関する研究会を開催し、令和2年2月に最終報告書を取りまとめた。なお、同研究会が平成31年1月にモバイル市場において早急に取り組むべき事項を整理した「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」を踏まえ、平成31年3月に電気通信事業法の一部を改正する法律案を提出した(同法案は令和元年9月に成立、令和元年10月に施行した)。</p> <p>b 公正取引委員会は、引き続き、海外における競争政策の動向を注視し、携帯電話市場の競争政策上の課題について、必要な対応を検討することとしている。</p> <p>c これまで消費者庁では、以下の通り、携帯電話に係る広告表示の適正化に向けて、景品表示法上の考え方を明らかにするとともに、関係事業者及び事業者団体に対する改善要請等を実施。 ○「携帯電話等の移動系通信の端末の販売に関する店頭広告表示についての景品表示法上の考え方」を公表(平成30年11月13日)。 ○「携帯電話端末の店頭広告表示等の適正化について～携帯電話端末の店頭広告表示とMNPにおける解約の問題への対応～」を公表(令和元年6月25日)。 ○「携帯電話端末の広告表示に関する注意喚起等について」一変を強調した広告表示に悪かれて契約した場合における想定外の不利益に御注意ください」を公表(令和元年9月28日)。 ○「関係事業者及び事業者団体に対し、消費者が適切な選択ができるよう、誤解を与えない分かりやすい表示に向けて、速やかに広告表示の改善に取り組むよう要請(令和元年6月及び9月)。」 ○「携帯電話に係る広告表示を特化した、景品表示法の違反疑情報を受け付ける専用のオンライン通報窓口、「携帯電話に関する景品表示法違反疑情報オンライン通報窓口(疑情報提供フォーム)」を消費者庁ウェブサイト上に設置(令和元年9月)。」 ○総務省と共同で「携帯電話業界における「誤」の表示や端末販売価格に関する注意喚起～携帯電話端末の購入を検討している方へ～」を公表(令和2年11月10日)。 ○総務省及び公正取引委員会と連携して令和2年12月9日から「携帯電話料金の低廉化に向けた二大企業会」を開催し、表示の観点から実施し、携帯大手事業者に対して、最低価格の協賛表示等について改善要請(令和2年12月)。 ○「端末購入サポートプログラム」に関する表示に関して、携帯大手事業者に対し改善を指導(令和3年5月)。</p> <p>d 令和元年10月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律により、通信料金と端末代金の完全分離を実現した。あわせて関係省令ガイドライン(「電気通信事業法第27条の3等の適用に関するガイドライン」)を整備し、以降、同ガイドラインの随時改正などにより、規律の明確化や関係者の理解促進を図っている。 また、同法により、電気通信事業法における電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に係る禁止行為が拡大されるとともに、販売代理店に対する届出義務が導入されたことを受け、総務省ではその詳細を定める省令やガイドラインの整備を行った。また、相違期間金利に付する取立法の改正を明示するようガイドラインを改定した。 さらに、令和3年9月に「消費者保護ルールの在り方に関する検討会報告書2021」が取りまとめられた。これを踏まえて改正された「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン(令和4年2月最終改正)」においては、携帯電話事業者とその販売代理店との間の委託契約についても、消費者保護ルール違反を助長する可能性がある場合は業務改善命令の対象となり得る旨を具体的な事例を含めて明確化するとともに、消費者保護の観点から誤ましい行為についての記述を充実した。 加えて、総務省において、販売代理店における不適切な行為や、それを助長していると思われる電気通信事業者の評価指標、指示、圧力、不作為等があった場合、その情報を収集することを目的として「携帯電話販売代理店に関する情報提供窓口」を設置した(令和3年9月)。</p> <p>e 接続料や卸契約の料金水準の適正化・透明化やMNOグループのネットワーク提供に係る不当な差別的取扱い等については、有識者委員会において検証と必要な対応について検討を行っており、具体的な取組として、当該委員会からの指図を踏まえ、総務省では、令和元年12月に全国BWA事業者を対象とした「連帯事業者として指定する」とともに、平成31年1月より接続料の算定方法(持来原方式)を導入するなど、関係省令の改正やガイドラインの改定を行った。 期間拘束契約と自動更新、解約時の解約金の水準については、令和元年10月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律において、主要な携帯電話事業者が提供する移動電気通信サービスについて、違約金等を行う契約期間や違約金等の額の上限を定めるとともに、不当な罰金等の差正を行った。また、令和元年9月以降に締結され、現行規律の上限を超過する違約金等が適用される「既往契約」の早期解消を図るための省令改正を行った(令和4年1月31日公布・施行)。こうした取組を受け、MNO3社は自主的に全ての違約金を撤廃した(ドコモ・ソフトバンクは撤廃済み、KDDIは令和4年4月1日に撤廃)。 契約時の手続き時間の長さについては、携帯電話事業者が行っている来店予約の利用促進や動画等を用いた説明分岐などの時間短縮の取組について、総務省においてそれぞれの取組を促すとともに実施状況を確認した。 また、「消費者保護ルールの在り方に関する検討会報告書2021」を踏まえた電気通信事業法施行規則の改正等により、利用者が遅滞なく解約できるようにするための措置を講ずることの義務化、全ての一般消費者向け電気通信サービスに適用される解約に伴い請求できる金額の制限について制度化した(令和4年7月施行)。 このほか、有識者委員会での議論を踏まえ、端末購入先の携帯電話事業者以外で使えないよう制限する「SIMロック」を原則禁止とするガイドライン改正(令和3年10月適用)を行うなど、MNOによるMVNOとの競争を阻むスイッチングコストの引き下げに取り組んだ。</p> <p>f 総務省と公正取引委員会は、MNOが下取りした中古端末について、売却先の事業者に対し販売先の制限を行っていないかなど観点から調査し、令和元年10月1日に「中古携帯電話端末の流通実態に関する調査の結果について」を公表した。</p> <p>g インフラシェアリングの活用による移動通信ネットワークの円滑な整備を推進する観点から、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)及び電波法(昭和25年法律第131号)の適用関係について明確化を図るためのガイドライン(移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン)を平成30年12月に策定。</p>	措置済	フォロー終了			

閣議決定	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)		
							措置状況	評価区分	指摘事項
		(3)教育における最新技術の活用							
令和元年6月21日	2	教育における最新技術の活用	<p>1.家での学習環境において、最新技術を活用した世界最先進の質の高い教育を実現するため、5年以内のできるだけ早期に、全ての小・中・高校でデジタル技術が活用され、その効果が最大限発揮されるよう包括的な措置を講ずる。</p> <p>そのため、以下「a」に掲げる措置を含め、教育再生実行会議の議論を踏まえて検討し、文部科学省を中心に関係省で工程表を含む取りまとめを行う。この取りまとめは、第4次分科会「児童・生徒の学び」が5年以内のできるだけ早期に達成目標を希望する全ての小・中・高でデジタル活用できるような包括的な措置を講じ、工程表を含む中期取りまとめを行う」内容を含むものとする。</p> <p>b.パソコンなどのデジタル機器（通信環境を含む）は、これからの学校教育において、机や椅子と同等に児童生徒一人一人に用意されるべきものであること。学校教育の場において分けて考えると、「パソコン（タブレット等を含む）1人1台」(GIG0を含む)方式は、あるべき教育基盤である限り早期に実現する。a.に開ける工程表に位置付け、必要な措置を講ずる。最新技術を活用した教育基盤について市町村による大きな格差がなくなるよう、市町村ごとの整備状況や活用状況を調査し、公表する（令和元年度）とすると、全国どの地域の児童生徒にも必要な教育環境を提供する観点から、全ての自治体でICT環境整備に「低予算認定」事業を優先し、教育現場におけるICTの活用を促進する。期限まであるべき教育基盤を実現するために、必要に応じて国による見直し措置を講ずる。あわせて、自治体またがなる共同調達の見直しなど、安価な環境整備に向けた具体的な検討や、学校のICT環境の現状・課題を踏まえた関係者の専門性を活かした取組などを推進し、学校ICT環境整備に必要な措置を講ずる。</p> <p>c.教員における情報活用の促進を図るため、以下の各事項を含めた「教育情報セキュリティポリシー」に関するガイドラインの見直しを行い、必要な措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育現場において、公衆を介したクラウドクラウドの活用を前提（クラウド・ハイブリッド）とすることを明確にするとともに、これまで高等教育機関が利用してきた遠隔インフラの初等中等教育機関への開放等、ネットワーク環境の充実を図る。 ・校務系と学習系のネットワークについて、より柔軟な方法によるセキュリティ対策を講じた上で校務系と学習系のシステム連携を進めめる。 <p>また、自治体の条例でオンライン結合（通信回線を通じた電子計算機の結合）を制限する規定がある場合でも、教育現場において、セキュリティを確保したクラウドを導入することでオンライン結合が認められることをガイドラインとして示すなど、当面の措置を講ずる（令和元年度）とすると、必要な措置を講ずる（令和元年度）</p> <p>d.デジタル教科書は、児童生徒の学習の充実や障害等による学習上の困難の軽減に大きな可能性を有する新たな教材であることから、教育現場における効果的な活用を促進する。また、デジタル教科書の効果・影響について検証を実施しつつ、以下の各事項を含む推進体制の在り方について、関係競争力の観点から検証を含む検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外園におけるデジタル教科書の活用状況について直ちに調査する。 ・「世界最先端の質の高いデジタル教科書」にふさわしいコンテンツの在り方や活用方法について検討し、その結果を踏まえ、デジタル教科書の効果的な活用が促されるためのガイドラインを取りまとめる。 ・デジタル化の利点を活かした児童生徒の学習に最適な教科書の採体のあり方について検討し、必要な措置を講ずる。 ・高等教育の自給の経路において、通達制教育で一部科目の単位を修得した場合、その単位数を全課程の修了に必要な単位数に加えることができるとを推進する。 ・児童生徒がどこにいても、どんな状況にあっても（例えば、不登校、病気療養など）、同時双方向による遠隔教育や最新の技術を用いた個別の理解度に応じたオンライン学習などを活用し、世界最先端の教育を受ける環境を整備するための措置を講ずる。 ・最新技術の活用は、児童生徒により質の高い教育を提供するとともに、教員の業務負担の軽減に資する有効な手段であることに加え、最新技術を活用した学びを支える教員の在り方について検討し、結論を得る。その際、これまで教員が全て担ってきた役割の範囲について、時代の変化に成しと柔軟に留意し、多様な外部人材を活用しながら、柔軟に対応できる新たな指導体制を実現することが必要である。そのため、従来の外部人材の枠を超えた外部人材が幅広く学校教育に参画する仕組みをつくるための必要な措置を講ずる。 	<p>a.令和元年度中期計画</p> <p>b.令和元年度概算要求</p> <p>c.令和元年度概算要求</p> <p>d.令和元年度概算要求</p> <p>e.令和元年度概算要求</p> <p>f.令和元年度概算要求</p> <p>g.令和元年度概算要求</p> <p>h.令和元年度概算要求</p> <p>i.令和元年度概算要求</p> <p>j.令和元年度概算要求</p> <p>k.令和元年度概算要求</p> <p>l.令和元年度概算要求</p> <p>m.令和元年度概算要求</p> <p>n.令和元年度概算要求</p> <p>o.令和元年度概算要求</p> <p>p.令和元年度概算要求</p> <p>q.令和元年度概算要求</p> <p>r.令和元年度概算要求</p> <p>s.令和元年度概算要求</p> <p>t.令和元年度概算要求</p> <p>u.令和元年度概算要求</p> <p>v.令和元年度概算要求</p> <p>w.令和元年度概算要求</p> <p>x.令和元年度概算要求</p> <p>y.令和元年度概算要求</p> <p>z.令和元年度概算要求</p>	<p>a.令和元年度6月に「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」を取りまとめ、同年12月「雇用・人材が「ワーキング・グループ」にて報告・議論。令和2年度に「学校における先端技術活用ガイドブック」を策定・公表。</p> <p>b.機器の整備については、GIGAスクール構想に基づき、国による支援や低廉な環境整備等の措置を講じ、1人1台端末環境を実現し、毎年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」により結果を公表している。また、「教育の情報化に関する手引」の改定等により関係者の専門性を高める取組等も進めている。</p> <p>c.「教育情報セキュリティポリシー」に関するガイドラインについて、令和3年5月に、1人1台端末の導入における新たに必要なセキュリティ対策やクラウドサービスの活用を前提としたネットワーク構成等の課題に対応するために改訂改正を行った。また、令和4年3月に、アクセス制御による対策の詳細な技術的対策の追記するなど、一部改正を行った。</p> <p>d.デジタル教科書について、令和3年度は全国約4割の小中学校等に学習者用デジタル教科書を提供して普及促進を図るための実証事業等を実施するとともに、参加校に対してガイドラインや実践事例集の周知を行い、教育現場における効果的な活用を促進した。</p> <p>e.「国におけるデジタル教科書の活用状況については、「令和2年度学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」において、調査をし、その結果を報告書に取りまとめた。</p> <p>f.「デジタル教科書の効果的な活用が促進されるためのガイドライン」については、「学校教育法第三十四条第二項に規定する教材の使用について定める件」（平成30年文部科学省告示第237号）が改正されたことや、「GIGAスクール構想」による1人1台端末環境等の整備が進められていることを踏まえ、令和3年3月に改訂を行った。</p> <p>g.デジタル教科書の在り方については、中央教育審議会初等中等教育分科会「新しい時代の初等中等教育の在り方」論取りまとめを踏まえ、令和2年7月より開催しているデジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議を開催しており、紙とデジタルの役割分担や制度面も含むデジタル教科書の今後の在り方等について議論しており、令和2年12月には「学習者用デジタル教科書の使用を各教科の授業時数の2分の1に満たないこととする基準の見直しについて」を取りまとめ、これを踏まえ、告示を改正したほか、令和3年3月に中間まとめ、令和3年6月には「第一次報告」夏までに報告書を取りまとめたる予定。</p> <p>h.高等学校等の全日制の課程及び定時制の課程に在籍する生徒が、自校又は他校の通信制の課程において開設される科目等を履修することが可能であることを明確化するとともに、全国高等学校通信教育研究会協会や研究協議会等の全国の高等学校の関係者が集まる場において、関係制度に関する周知を実施。</p> <p>i.「GIGAスクール構想の実現」として、令和元年度及び2年度補正予算において、学校における一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的整備に必要な経費を計上し、ICT環境整備を進めた。</p> <p>j.また、遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方については、令和3年1月26日に取りまとめられた中央教育審議会答申において、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを使いこなし（ハイブリッド化）ことで、個別最適な学びと協働的な学びを展開することを基本的な考えとして、取組を進めていく必要性が示されたこと。</p> <p>k.教師と児童生徒、児童生徒同士の関わり合いの重要性や、義務教育段階から高等学校教育段階までの児童生徒の発達段階の違い、新型コロナウイルス感染症への対応における成果や課題を踏まえ、遠隔・オンライン教育の充実に向け、必要な取組を進める。</p> <p>l.令和2年度当初予算において、ICTに精通した外部人材を活用した指導体制を構築する事例を創出し、当該事例の横展開を行った。中央教育審議会での議論を踏まえ、令和3年9月4日に「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」を公布し、教職課程にICT科目を創設した。また、優れた知識経験等を有する社会人に対する特別免許状の取組が進むよう、令和3年度に特別免許状の取組に係る教育職員検定等に関する方針の改訂し、都道府県教育委員会に対して審査基準や手続の緩和を示した。</p>	<p>a. ICTを基盤とした先端技術・教育データの効果的な活用により、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指す。</p> <p>b.引き続き、GIGAスクール構想の推進を図るよう、必要な取組を行っている。</p> <p>c.当該ガイドラインの周知に努めるとともに、随時、当該ガイドラインの見直しを行い、学校教育の情報化を推進。</p> <p>d.デジタル教科書について、令和4年度実証事業において、補正予算と合わせて全ての小中学校等にデジタル教科書を提供し、普及促進に向けた実証事業を実施する。また、引き続きデジタル教科書の効果・影響に関する実証研究事業を実施するとともに、デジタル教科書のクラウド配信等の設計に関する検証事業、学習者用デジタル教科書を活用した教師の指導力向上事業、デジタル化に対応した教科書制度の見直しに向けた調査研究事業を行う。</p> <p>e.デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議「第一次報告」や実証研究事業の成果も踏まえつつ、中央教育審議会において教科書・教材のデジタル化の進め方等について検討頂く。</p> <p>f.引き続き、関係制度の周知に努めていく。</p> <p>g.引き続き、GIGAスクール構想の推進を図るよう、必要な取組を行う。</p> <p>h.当該指針を踏まえ都道府県教育委員会が積極的に特別免許状の授与が行えるよう引き続き促進。</p>	<p>検討中</p> <p>継続F</p> <p>今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っている。</p>		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
			(4)フィンテックによる多様な金融サービスの提供								
令和元年6月21日	投資等分野	3	資金移動業者の口座への資金支払について、資金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金保険が確実に行われている等を管理する仕組み(資金移動業者が確認した場合に、十分な額が早期に労働者に支払われる保険制度など)やその運用方法を関係者と協議・検討し、その仕組みが実現でき次第措置を講ずる。その際、確実な資金保険の必要性を越えた規制や、資金保険のための規制と重複した資本金規制など資金移動業者にとって過度に厳しい要件が設定され、将来の新規参入が阻まれることがないよう留意するとともに、諸外国の事例も参考にしつつ、マネーロンダリング等についてリスクに応じてモニタリングを行う必要がある。	令和元年度、内閣府金融庁厚生労働省	令和元年度、内閣府金融庁厚生労働省	規制改革実施計画において協議・検討することとされていた。「資金移動業者が確認した場合に、十分な額が早期に労働者に支払われる保険制度」について、令和2年3月10日の規制改革推進会議投資等WGで内閣府から資料を提出し、議論が行われた。令和2年8月27日の労働政策審議会労働条件分科会において、議論を開始したが、令和2年9月に発生した「資金移動業者を通じた銀行口座からの不正出金事案を受けて、議論を中断した。金融庁において、本事案に対応した「事務ガイドライン(資金移動業者関係)の一部改正案」等のパブリックコメントが令和2年12月25日から令和3年1月25日までに実施されたことを踏まえ、令和3年1月28日の労働政策審議会でも議論を再開し、2月15日、3月18日の審議会でも議論を行い、課題の整理を行ったところ。令和3年4月5日の規制改革推進会議投資等WGでは、厚生労働省から検討状況を説明したうえで、次回の労働条件分科会で制度の骨子案をお示しし議論を加速させる方針を示した。同年4月19日の同分科会において、制度の骨子案をお示して議論したが、依然として意見の隔たりが大きい。分科会長から今後の進め方を検討するよう指示があったことを受けて、各委員から頂いたご意見を踏まえて検討を進め、令和4年3月25日の同分科会で再度議論を行った。	これまでの審議会での議論を踏まえて検討を進め、令和4年4月以降も引き続き議論予定。令和4年度できるだけ早期の制度化を目指す。引き続き、資金の確実な支払等の労働者保護が図られるために必要な要件について、労使団体と丁寧な議論を行う。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
令和元年6月21日	投資等分野	6	a 中小等細企業の資金調達が多様化に向け、短期の資金ニーズの調査、利息と手数料の関係を含む海外の法制度の調査を行う(令和元年度前半まで)。その結果を踏まえ、トランザクション・レンディングの活用などを含め、短期の資金ニーズにより円滑に答えられるよう、制度の見直しの可能性を含む方策のあり方を検討する。 b 研究開発型企業など新興企業の株式市場における資金調達の課題を整理し、その解決に向け、取引所と関係者との協議を促進する。	a 令和元年度 b 令和元年度 実施	a 金融庁 消費者庁 法務省 b 金融庁 経済産業省	a 中小等細企業に対しアンケートを行い、短期の資金ニーズを調査した。また、諸外国における、利息と手数料の関係を含む法制度について調査した。 金融庁は、フィンテックを活用した新たな取組を行いやすくするための環境整備を進めてきたところであり、こうした取組は、中小等細企業の資金調達の多様化に資するところ、今後も継続することとされた。 b 【金融庁】 東京証券取引所は、先行投資型バイオペンチャー企業が上場に向けた準備を進めやすくするため、「上場の考え方と審査ポイント」を明確化し、 ・「過去の審査事例などを踏まえ一般的に想定される事例」 ・「先行投資型バイオペンチャーの上場についての考え方と審査ポイント」を公表した。 また、東証は、新興市場において、研究開発型の企業のように長期間にわたって売上高等が計上できない企業であっても、高い成長可能性を有することが第三者により確認できる企業については上場を維持することができるよう、規則を改正した。 【経済産業省】 創業型バイオペンチャーの資金調達を円滑化するためには、投資家が企業の実力や成長性を理解するために必要な財務情報を分かりやすく発信していくことが重要である。日本の創業型ベンチャーで特に情報開示が不足している開示内容、投資家目線での情報開示の必要性などを開示のイメージとともに整理した。「バイオペンチャーと投資家の対話促進のための情報開示ガイドブック」を策定し、周知活動等を行った。	【経済産業省】 これまで研究会で議論してきた事項について、フォローアップのための研究会を実施する。 今年度策定した情報開示ガイドブックの周知、利活用促進にむけた活動ふくめ、引き続きバイオペンチャーの資金調達の環境整備を推進する。	措置済	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
(5)電力小売市場の活性化											
令和元年6月21日	投資等分野	10	ベースロード電源へのアクセスの公平性を確保するベースロード市場の開設	大手電力会社からベースロード市場への供出価格について、自己またはグループの小売部門に対するベースロード電源の卸供給価格を不当に上回らないよう監視することが重要であり、産業用(大量の電力を使う工場など)の小売価格も参照しながら、その妥当性を確認する。	令和元年度検討・結論	経済産業省	第33回電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会(2019年7月25日)において、大手電力会社等における入札行動に係る不透明性を高めるべく、「産業用(大量の電力を使う工場など)の小売価格」の明確化を図るため、「産業用の小売価格」として考えられる価格について提示。	2019年度に実施された2020年度変遷分のベースロード市場における大手電力会社等の入札行動の監視については、2020年度の電力の取引実績(産業用の小売価格含む)を踏まえ、2021年度中に電力・ガス取引監視等委員会が実施。	措置済	解決	
令和元年6月21日	投資等分野	11	新規参入者に過度に不利にならない非化石価値取引市場の構築	非化石価値取引市場において発電事業者が得た非化石証書収入について、非化石電源の利用の促進に用いる。	令和元年度措置	経済産業省	第52回電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会(2021年6月14日)において、発電事業者に対して、非FIT非化石証書の販売収入を非化石電源の利用促進に充てていくとともに、証書の販売収入をどのように用いているか、定期的な報告を求め、審議会において報告内容を公表することと整理。	具体的実務上の報告内容については、検討予定。	検討中	継続F	引き続き、検討状況が変化すればフォロー。
(3)各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大											
令和元年6月21日	その他重要課題	3	各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大	a 保育士、介護福祉士の登録証については、登録証の様式等を定める厚生労働省令の改正により旧姓併記を可能とする。 b 教員免許状については、各都道府県教育委員会に対し、申請書の様式等を定めた教育委員会規則の改正により旧姓併記が可能である旨を明確化する。 c 保険募集人が保険募集を行う際に関客に対し明らかにする氏名については、「保険会社向けの総合的な監督指針」(平成17年8月12日)等を改定し、旧姓の使用が可能である旨を明確化する。 d 保険募集人の登録については、保険会社関係団体及び各保険会社に対し、募集人登録の電子申請に係るシステムの改修を要請し、金融庁においても必要なシステムの改修を行うとともに、申請すべき登録事項等を定めた大蔵省令の改正により旧姓の登録を可能とする。 e 准看護師については、各都道府県に対し、看護師免許証への旧姓併記が可能となった旨を周知した上で、准看護師の免許証についても同様の対応を可能とするよう要請する。	a.c.e.令和元年度措置 b.d.令和元年度検討開始、遅やかに措置	a.厚生労働省 b.文部科学省 c.d.金融庁	a 保育士登録証について、様式に関する厚生労働省令を改正し、令和2年4月1日から旧姓併記を可能とした。介護福祉士の登録証について、令和2年3月6日に公布・施行した社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第27号)により、登録の申請様式等の改正を行い、旧姓併記を可能とした。 b 令和3年5月7日に「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年文部科学省令第25号)」を公布・施行し、免許状の旧姓併記が可能である旨を明確化した。 c.d 保険募集人が保険募集を行う際に顧客に対し明らかにする氏名について、保険募集人の希望に応じて旧姓を使用できるよう改正した監督指針を、令和元年9月6日から施行。 また、当庁及び生保業界において必要なシステム改修を完了するとともに、令和2年12月23日公布の無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令(令和2年内閣府令第75号)により、保険募集人の登録申請書等の当庁への届出書類において、旧姓の記載を可能とするよう、保険業法施行規則等の改正(令和3年4月1日施行)を行った。 e 准看護師については、各都道府県に対し、令和元年5月下旬に開催した都道府県看護行政担当者会議において看護師免許証への旧姓併記が可能となった旨を周知した上で、准看護師の免許証についても同様の対応を可能とするよう要請した。	b 今後、パブリックコメント等の意見も踏まえ、速やかに改正省令の公布・施行を行う。 d 令和3年を目途に、損保業界において必要なシステム改修を行う予定。 e 実施済	検討中	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)			
								措置状況	評価区分	指摘事項	
(2)卸売市場を含めた流通構造改革											
平成30年6月15日	農林分野	1	卸売市場を含めた流通構造改革	<p>「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成29年12月8日(改訂)農林水産業・地域の活力創造本部)に基づき、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案を国会に提出する。</p> <p>卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律が成立した場合には、以下の点に留意して運用に当たる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品流通構造が多様化する中であっても、不公正な取引が把握され是正されるよう、国による調査等を的確に実施すること。 新たな流通構造の下では、行政の関与は、卸売市場の公正な取引を担保するために設置すべき規律等、法令に基づくものに限ること。 卸売市場の運営に係る実務的ルールの公表等、商慣行等の見直しを促進すること。 食品流通構造改革の実現に向け、ICTの活用等、食品流通構造の改革に取り組む意欲ある事業者を積極的に支援すること。 	<p>a.措置済み b.平成30年度以降措置</p>	農林水産省	<p>a.平成30年6月、第196回通常国会において「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第29号)が成立し、同日公布された。この改正に伴い、食品流通構造改善促進法(平成29年法律第59号)は、法律の名称を食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(以下「食品等流通法」という。))に変更。</p> <p>b-1平成30年10月に施行された「食品等流通法」に基づき、食品等の取引の適正化を図るため、農林水産省のホームページに相談や問い合わせを開始する等、食品等流通調査を開始。</p> <p>b-2 卸売市場に関する規制は、法令に基づくものに限ることとし、関連通知は令和2年6月の「卸売市場法」の施行に併せて廃止した。</p> <p>b-3 売買取引の方法、決済の方法等、卸売市場で定める公表事項のほか、開設者が独自に遵守事項を定める場合には、当該遵守事項と理由を公表。</p> <p>b-4 「食品等流通法」に基づき、農林水産大臣が認定した食品等流通合理化計画に対して、出資等の支援措置を実施。</p>	令和2年6月に施行された「卸売市場法」に基づき、農林水産大臣及び都道府県知事は、毎年、開設者から卸売市場の運営の状況に関する報告を受け、卸売業者等の業務の状況を把握するとともに、必要に応じ、開設者に対して報告徴収及び立入検査を行い、指導及び助言や措置命令の措置を講ずることにより、卸売市場における公正な取引を確保する。	措置済	継続F	a.実施状況についてフォロー。
(3)新たなニーズに対応した農地制度の見直し											
平成30年6月15日	農林分野	2	底地を全面コンクリート張りした農業用ハウスの取扱いについて	<p>「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案を国会に提出する。改正法案の検討に当たっては、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> コンクリート敷きの農業用ハウスやいわゆる「種工場」などの農作物の栽培に必要な施設については、農地転用を必要とせず、現況農地に設置できる仕組みを設ける。 施設を設置しようとする際は、あらかじめ農地制度を担う農業委員会に届け出る仕組みを設ける。これにより、設置しようとする者が、農地に設置できる施設が否かを事前に把握し、上記施設用地に係る税制上の扱いについては、新たな法律の施行日以降は、農地と同様の取扱いとなるよう、検討する。 過去に農地を転用して該当する施設を設置した者については、実態やニーズを調査し、上記と同様の扱いとする場合の課題や問題点について早急に検討する。 	<p>a.措置済み b.平成30年度以降措置</p>	農林水産省	<p>a.床面の全部がコンクリート等で覆われた農作物栽培高度化施設を設置して行う農作物の栽培を当該農地の耕作に該当するものとみなし、農地転用に当たらないこととする等と内容とする農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成30年法律第23号)が第196回国会(平成30年通常国会)において成立し、平成30年5月18日に公布、平成30年11月16日に施行。</p> <p>b.法律の施行以前に、農地を転用して農作物の栽培施設の底地を全面コンクリート張りとしたものについては、当該施設が改正法の施行以前に農地転用許可を得て転用されたこと、農地法令に規定する施設の基準を満たすこと等の要件に適合し、これを農業委員会に届け出た場合には、新たに設置する場合と同様に栽培施設で行う栽培を耕作とみなして取り扱うこととした(「農地法第40条及び第44条の運用について」(平成30年11月20日付30経第1796号経営局長通知)を令和2年7月に改定)。</p>	a. - b. -	措置済	継続F	a, b:実施状況についてフォロー。
平成30年6月15日	農林分野	3	相続未登記農地等の農業上の利用の促進について	<p>「新たなニーズに対応した農地制度の見直しに関する意見」(平成29年11月29日)に基づき、関係法律を見直すこととし、必要な法案を国会に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係法律の見直しに当たっては、以下の点に留意する。 所有者不明の農地について、管理費用(固定資産税、水利費等)を負担している相続人について、あらかじめ明確に定められた方法により探索しても共有者の一部を確知できない場合にも、農業委員会による公示を経て、20年を超えない範囲で農地中間管理機構に利用権を設定することを可能とする新たな制度を設ける。 上記の手続きによって利用権が設定された場合において、設定に際し不明であった共有者が事後的に現れた場合には、利用権を解約せず、利用権を設定した者から、現れた共有者に対して、資料の持分相当額から、負担した管理費用を差し引いた金額を支払う。 上記と併せて、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づき共有持分を有する者の過半の同意を得て農地利用集積計画により設定される利用権及び農地法に基づき遊休農地に都道府県知事の裁定により設定される利用権の期間を、現行の「5年を超えないもの」から「20年を超えないもの」に延長する。 所有者不明の農地となることを防ぐ観点から、相続等により農地を所有した際に、農業委員会に届け出る現行の仕組みを更に徹底することなど、効果のある対応策を政府全体として検討する。 	<p>a.措置済み b.平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置</p>	農林水産省	<p>a.所有者不明農地について簡易な手続で農地中間管理機構に長期間貸し付けることを可能とする等を内容とする農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成30年法律第23号)が第196回国会(平成30年通常国会)において成立し、平成30年5月18日に公布、平成30年11月16日に施行。</p> <p>b.農地の相続等があった場合の農業委員会への届出義務については、ポスターを作成し、農業委員会、都道府県、農地中間管理機構等の関係機関や、法務局、司法書士会連合会、行政書士会連合会等に配付し、掲示しているところ。</p> <p>また、所有者不明の農地となることを防ぐ観点において、登記制度や土地所有権の在り方といった根本的な課題について、政府全体で検討した結果、相続登記の義務化等を内容とする民法等の一部を改正する法律案が令和3年3月5日に閣議決定された。</p>	a. - b. -	措置済	継続F	a, b:実施状況についてフォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
(5)農業の発展に資するその他の改革											
平成30年6月15日	農林分野	5	農地集積・集約化等 を促進した農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進、農地の有効利用のための流動化を促進する取組を推進する。農地の効率的な利活用を進める観点から、農地を所有できる法人の役員要件・構成員要件の見直しを含め、これまでの改革に加え、実績の把握、効果の検証を進めるとともに、その結果を評価する。その際、これまでリース方式や所有方式で参入した企業の状況等も踏まえる。	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)附則第2条に基づき、施行後5年を目途に更なる改革について検討を進めるため、以下の事項について検討する。 ・農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進、農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制に関する取組を引き続き徹底し、その評価を実施する。 ・農地の効率的な利活用を進める観点から、農地を所有できる法人の役員要件・構成員要件の見直しを含め、これまでの改革に加え、実績の把握、効果の検証を進めるとともに、その結果を評価する。その際、これまでリース方式や所有方式で参入した企業の状況等も踏まえる。	平成30年度結論、結論を得次第速やかに措置	農林水産省	・農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理事業に係る手続の簡素化、農地中間管理機構と農業委員会その他の関係機関との連携強化、農地の利用の集積に支障を及ぼす場合の転用不許可要件への追加等と内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が令和元年5月に成立。令和2年4月1日に完全施行。 ・農地所有適格法人の要件については、平成28年の農地法改正による農地所有適格法人の要件緩和と養父市国家戦略特別区の特別の活用実績、農地所有適格法人の要件に関する新たなニーズの有無を踏まえ、認定農業者である農地所有適格法人が役員をグループ会社で兼務する場合に役員は農業常時従事要件を特例的に緩和する仕組みの創設を上記法律案に盛り込んだ。		措置済	継続F	実施状況についてフォロー。
(6)林業の成長産業化、木材の利活用促進及び森林資源の適切な管理を進めるための改革											
平成30年6月15日	農林分野	8	林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を進めるためのKPIの設定及び工程表の作成	・集積・集約化により林業生産体として整備していくべき人工林の面積や、整備する路網の規模、国産材の供給量の見込み、さらには、川上から川下までの林業全体の付加価値生産額などに関し、適切なKPIを用いて、時期を明示した目標を定めるとともに、その目標の実現に向けた施策の工程表を明らかにする。 b 上記aにおいて定めた目標を確実に達成するため、PDCAサイクルにより目標及び工程表の進捗状況を定期的に把握し、必要な施策の見直しを行うとともに、先行する優良事例について、その横展開を進める。	a 措置済み b 平成30年度以降、継続的に実施	農林水産省	a 平成30年4月18日未来投資会議構造改革推進委員会「地域経済・インフラ」(第10回)・第15回規制改革推進会議農林ワーキング・グループ合同会合、平成30年5月17日未来投資会議(第16回)において、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、①集積・集約化された私有人工林の割合、②集積・集約化された私有人工林の管理等に必要となる路網整備量、③集積・集約化された私有人工林からの供給量、④私有人工林にかかる林業全体の付加価値額について、それぞれ今後10年後のKPIを設定し、その実現に向けた施策の工程表を示した。 b 令和元年11月22日未来投資会議構造改革推進委員会「地域経済・インフラ」(第14回)で、工程表の進捗状況とともに、森林組合制度についての連携手法の多様化に向けた検討状況や、ICTや自動化機械を活用したスマート林業等(林業イノベーション)の取組を報告した。さらに、森林組合については、製材工場等の大規模化に対応するとともに、輸出の拡大に寄与するため、販売体制の強化に向けた検討を行い、事業譲渡、吸収分割及び新設分割などの組合間の連携手法の多様化等を内容とする「森林組合法の一部を改正する法律案(令和2年3月6日閣議決定)」を第201回通常国会(令和2年通常国会)に提出し、令和2年5月28日に成立した。林業イノベーションについては、引き続き令和8年度予算(林業イノベーション推進総合対策)として反映した。	a,b 森林組合法の一部を改正する法律(令和2年法律第35号)が、令和3年4月1日に施行されることであり、改正法に基づき森林組合の経営基盤強化を図る。	措置済	継続F	a,b 実施状況についてフォロー。
平成30年6月15日	農林分野	10	林業の成長産業化に向けた国産材の生産流通構造改革	a 木材の需要拡大・利活用促進を図りつつ、実需者の注文に応じた原木供給や、森林から住宅建設の現場に至る物流の最適化等、マーケットの発想に基づきサプライチェーンの全体最適化が進められることとなるよう、民間事業者が需給等のデータを共有する取組を促進する。 b 林業の成長産業化に向け、行政財産である国有林野の一定区域について、国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、民間事業者が長期・大ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるよう、次期通常国会に向けて国有林野関連の所業の法律案を整備する。 なお、公共施設等運営権制度の活用がより効果的である場合は併せて民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)についても所要の措置を講ずる。	a 平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 b 平成30年度措置	農林水産省 内閣府 農林水産省	a 効率的なサプライチェーンの構築に向け、川上から川下までの関係者間での需給情報の共有・マッチング等を行うために整備した木材サプライチェーンマネジメント(SCM)支援システムを運用・改善するとともに、SCM(サプライチェーンマネジメント)推進フォーラムを全国16地域(令和元年度に7地域、令和2年度に5地域、令和3年度に4地域)に設置。 b 樹木採取権制度を措置した「国有林野の管理運営に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第31号)」が令和2年4月1日より施行。これに基づき、令和3年9月から10月にかけて全国10か所の樹木採取区をパイロット的に指定し、公募等を経て、申請のあった箇所について順次権利を設定済。	a SCM推進フォーラムの設置箇所を拡大。木材SCM支援システムを拡充し、SCM推進フォーラムにおいて川上から川下までの関係者間での需給情報の共有・マッチングの取組を推進。 b パイロット的に指定した樹木採取区における事業の実施状況等の検証を行いながら、引き続き樹木採取権制度を推進。	措置済	継続F	b 実施状況についてフォロー。

閣議決定	分類	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)			
								措置状況	評価区分	指摘事項	
			(2)漁業の成長産業化に向けた水産資源管理の実現								
平成30年6月15日	水産分野	1	新たな資源管理システムの構築	以下の方針に即した新たな資源管理システムを構築することとし、法改正を含めた措置を速やかに講ずる。 a 国際水準の資源評価・資源管理を行う前提として、資源評価対象魚種については、原則として有用資源全体をカバーすることを旨とする。生産量の多い魚種や資源悪化により早急な対応が必要な魚種を速やかに評価対象とした上で、その他の有用な魚種についても、順次対象に追加する。 b 調査船調査の拡充、情報収集体制の強化など、調査体制を抜本的に拡充するとともに、人工衛星情報や漁業者の就業時の魚群探知情報などの各種情報を資源量把握のためのビッグデータとして活用する仕組みを整備する。 c 資源管理目標の設定方式を、再生産を安定させる最低限の資源水準をベースとする方式から、国際的なスタンダードである最大持続生産量(以下「MSY」(Maximum Sustainable Yield)という。)の概念をベースとする方式に変更し、MSYは最新の科学的知見に基づいて設定する。 d 国全体としての資源管理指針を定めることを法制化する。この指針において、資源評価のできている主要魚種ごとに、順次、回復や維持を目指す資源水準としての「目標管理基準」(MSYが得られる資源水準)と、乱獲を防止するために資源管理を強化する水準としての「限管理基準」の二つの基準を設ける。後者の基準を下回った場合には、原則として10年以内に目標管理基準を回復するための資源再建計画を立てて実行する。 e 目標管理基準を満たす資源水準の維持や段階的回復を図るため、毎年度の漁獲可能量(以下「TAC」(Total Allowable Catch)という。)を設定する。TAC対象魚種は、漁業種類別及び海区別に準備が整ったものから順次拡大し、早期に漁獲量ベースで暫定的TACの対象とする。 f 漁業許可の対象漁業については、TAC対象とした魚種の全てについて、準備が整ったものから順次、個別割当(以下「IQ」(Individual Quota)という。)を導入する。IQの導入に当たっては、国が、漁業許可を受けた者を対象に、これまでの実績等も考慮して、漁船別に、TACに占めるIQの割合(%)を割り当てる方式とし、IQの数量は、毎年度、その年度のTACに基づいて確定するものとする。資源管理に对应しつつ規模拡大や新規参入を促すため、漁船の譲渡等と併せたIQの割合の移転を可能とする。 g IQの円滑な導入及び資源の合理的な活用を図るため、IQの割当を受けた漁業者相互間で、国の許可の下に、特定魚種についてのIQ数量を年度内に限り融通できることとする。 h IQだけでは資源管理の実効性を十分に確保できない場合は、操業期間や体長制限等の資源管理措置を適切に組み合わせる。 i 上記の資源管理を効果的に実施するため、 ・漁業者に対し、TAC対象魚種の全てについて、水揚げ後の速やかな漁獲量報告を義務付ける。その際、ICT等を最大限活用し、迅速に報告されるようにする。 ・逐次漁獲量を集計し、資源管理に必要な場合には、適切なタイミングで採捕停止など各種措置命令を发出する。 ・IQの超過に対しては、罰則やIQ割当の削減等の抑止効果の高いペナルティを講ずる。 j 海区漁業調整委員会については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を見直すとともに、資源管理や漁業経営に精通した有識者、漁業者を中心とする柔軟な委員構成とする。 k 新たな資源管理措置への円滑な移行を進めるために、減船や休漁措置などに対する支援を行う。 l 新たな資源管理システムの下で、適切な資源管理等に取り組み漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして、漁業収入安定対策の機能強化を図るとともに、法制化を図る。	早期の問題法案提出を含め、速やかに措置	農林水産省	aからkについて規制改革の内容に沿って、資源管理並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直し漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)が197回国会において成立し、平成30年12月14日に公布され、公布の日から起算して2年以内(施行されることとなった。その後、改正法に係る政省令や新たな資源管理の推進に向けたロードマップ等、施行に向けての法令等の整備を行い、令和2年12月1日に改正法が施行された。 llについて新たな資源管理システムの導入をはじめ、水産政策の改革を後押しするため、予算措置で実施している漁業収入安定対策事業(積立ふらす)について、漁業災害補償法に基づく漁業共済制度と併せて見直しを行いつつ、法制化に向けて検討を進めている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響等が多くの漁業者の経営に及んでいる現状においては、制度の見直しに優先し、漁業経営のセーフティネットとして現行の漁業収入安定対策事業による対応を行っている。	a~kは措置済み。 llについて令和4年3月に策定された新たな水産基本計画に即して、引き続き制度の見直しの検討を進めていく。	検討中	継続F	a, c~k: 実施状況についてフォロー。 b, l: 検討状況についてフォロー。
平成30年6月15日	水産分野	2	栽培漁業の在り方の見直し	a 従来実施してきた栽培漁業に関する事業については、資源達成効果を検証し、資源達成の目的を達成したものの効果の認められないものは実施しないこととする。 b 資源達成効果が高い手法や対象魚種については、今後とも事業を実施するが、その際、国は、広域魚種を対象として必要な技術開発や実証を行うなど、都道府県と適切に役割を分担する。また、広域回遊魚種等については、複数の都道府県が共同で種苗放流等を実施する取組を促進する。	令和元年度措置	農林水産省	aについて令和元年度から、種苗放流等については、資源管理の一環として実施するものであることを踏まえ、種苗放流等による資源達成の目的を達成したものの効果の認められないものについては、国の支援対象外とした。 bについてケンメイ等の広域種の種苗生産等の技術開発を行い、得られた知見等については、都道府県に情報共有を行った。また、複数の都道府県による効率的かつ効果的な種苗放流の推進については、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針に明記する(令和4年6月公表予定)。なお、トラフグについては、令和4年度までに遺伝子解析による放流効果検証手法の確立を予定している。	a,bは措置済み。	措置済	継続F	a, b: 実施状況についてフォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)		
								措置状況	評価区分	指摘事項
			(3)漁業者の所得向上に資する流通構造の改革							
平成30年6月15日	水産分野	3	漁業者の所得向上に資する流通構造の改革	<p>マーケティンクの発想に基づき、以下の取組等を強力に進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 物流の効率化(加工業者との連携による低コスト化、高付加価値化等) ICT等の活用(取引の電子化、AI-ICTを活用した選別・加工技術の導入等) 品質・衛生管理の強化(新たな鮮度保持技術の導入、水産加工施設のHACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)対応等) 国内外の需要への対応(輸出の戦略的拡大等) <p>b 漁業者の所得向上に資するとともに、消費者ニーズに応えた水産物の供給を進めるため、産地市場の統合・重点化を推進し、そのために必要な漁港機能の再編や集約化、水揚げ港の重点化を進める。また、消費地にも産地サイドの流通拠点の確保等を進める。</p> <p>c 資源管理の徹底、IUU(Illegal Unreported Unregulated:違法・無報告・無規制)漁業の撲滅、輸出促進の観点から、トレーサビリティの出発点である漁獲証明に係る法制度の整備を進め、必要度の高いものから順次対象とするとともに、ICT等を最大限活用したトレーサビリティの取組を推進する。</p> <p>d 漁業生産コストの引下げを図るため、国内外における漁業生産資材の供給状況に関する調査を行うとともに、最先端の技術の導入や漁船、漁網等の主要資材の調達先、調達方法等の見直し等を進める。</p>	<p>早期の関連法案提出を含め、速やかに措置</p> <p>農林水産省</p>	<p>a及びbについて 平成30年度補正予算、令和元年度補正予算、令和2年度補正予算によって「水産物輸出拡大連携推進事業」を措置し、戦略的に輸出に取り組み生産者、加工・流通業者、輸出業者により構成されるグループの支援を行った。また、令和元年度から「水産バリューチェーン事業」、「産地市場統合・機能強化促進事業」、「水産物集出荷機能集約・強化事業」を創設し、漁業者の所得向上に資する流通構造の改革に必要な予算を措置した。</p> <p>cについて 漁獲証明制度に代わり、令和2年12月に特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)が成立し、公布された。</p> <p>dについて 国内外における漁船・漁網の価格と流通構造に係る調査、漁協・漁連の購買事業についての調査をそれぞれ実施した。 (海外調査結果) ・漁船:国内では漁業者が国内造船所にオーダーメイドで注文することが一般的である。海外(欧州)では、人件費などの建造コストが低いトルコ、中国等で船体の大部分を建造した後、欧州内の造船所で組立を行うことで建造コストを低減している事例があった。 ・漁網:国内では大型漁網については漁業者が国内漁具メーカーにオーダーメイドで注文することが一般的であり、小型漁具は漁具販売店を介して国内製造又は東南アジア等から輸入した既製品を注文している。海外でも国内と同様に、漁業者が求める品質と価格に応じ東南アジア等から低価格の漁具を輸入するほか、日本製の高性能・高価格な漁網を輸入している事例があった。 (購買事業調査) ・主要資材(漁網、ロープ、A重油)の仕入価格の動向を調査したところ、漁連・漁協はそれぞれの判断で、取引先との間で、主に漁網・ロープは年1回程度、A重油は月2回程度、価格の改定を行っているため、漁連・漁協間で価格は一定ではなく、また、年次変動もある状況。 ・資材の価格低減や品質向上に向けた取組事例を調査したところ、共通して使用する資材の規格を統一化し予約とりまとめにより価格を低減する事例や、漁業者ニーズを反映した機器や網、配合飼料等の商品開発、海外からの輸入等を実施している事例があった。</p> <p>国内外における漁船・漁網の価格と流通構造に係る調査で得られた価格低減の取組事例(漁連が漁業者の求める品質と価格に応じ東南アジア等から低価格の漁網を輸入)を含む、漁協・漁連の購買事業における資材の価格低減や品質向上に向けた取組事例を取りまとめ水産庁HPで紹介した。 また、価格の低減や業者選定の透明性確保のため、複数の調達先を比較するなど、漁業所得や生産性の向上に向けた購買事業の取組を促進するよう、「漁船等向けの総合的な監督指針(信用事業及び公共事業のみに係るものを除く。)(平成25年5月29日付け25水漁第341号水産庁長官通知)」を改正し、令和3年5月21日に施行した。</p>	a,b,c,dは措置済み。	措置済	フォロー終了	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
(2)オンライン医療の普及促進											
平成30年6月15日	医療・介護分野	12	電子処方箋実施の完全電子化	オンラインを活用した「一気通貫の在宅医療」の実現に向けて、厚生労働省が平成28年に策定した「電子処方せんの利用ガイドライン」を改めて、電子処方箋のスキームを完全に電子化するための具体的な工程表を作成し、公表する。	平成30年度上期検討・結論、平成30年度措置	厚生労働省	平成30年度に電子処方箋の運用に関する実証事業を実施し、その結果を踏まえ、新たな工程表を作成し、公表した。令和元年9月に「電子処方箋の円滑な運用に関する検討会」において「電子処方せんの利用ガイドライン」の改定に向けた検討を行い、令和2年4月30日に当該ガイドラインを改定した。	改定したガイドラインの周知及び電子処方箋の普及のために必要な方策を引き続き実施。なお、成長戦略FUI(令和3年6月18日閣議決定)等においてオンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋の仕組みを令和4年度より運用開始することとしている。	措置済	フォロー終了	
(4)独立行政法人医薬品医療機器総合機構による審査の効率化											
平成30年6月15日	医療・介護分野	21	医薬品添付文書の電子化	医薬品添付文書について、最新の添付文書は紙媒体での添付を省略し、インターネット上での公表をもって代えることを認めることの可能性について必要な調査・検討を行った上で、運用上の課題等を整理する。	平成30年度検討・結論、令和元年度措置	厚生労働省	本内容を含む医薬品医療機器等法改正案(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案)を第199回通常国会に提出し、同法案が第200回臨時国会において成立、令和元年12月に公布された。本内容の具体的な規定については、令和3年1月に省令を公布した他、運用の詳細については令和3年2月に通知(「医薬品等の注意事項等情報の提供について」)(令和3年2月19日付け薬生安発0219第1号))を发出し、令和3年8月に施行した。	実施済のため、特になし	措置済	フォロー終了	
(2)日本で学ぶ留学生の就職率向上											
平成30年6月15日	保育・雇用分野	5	就労のための日本語能力の強化	a 日本語教師の養成・研修の仕組みを改善させ、日本語教師のスキルを証明するための資格について整備する。 b 複数の大学で取組が開始されている「留学生就職促進プログラム」の成果(ビジネス日本語、キャリア教育、就職活動に必要なノウハウほか)を早期に公表し、当該プロジェクト参加外の大学へ横展開を図る。 c 留学生がスムーズに職場に定着できるよう、新規就職者に対し、職場において必要な日本語のコミュニケーション能力を高めるための実践的な研修としてビジネス日本語研修等の機会を提供する。	a.平成30年度検討、令和元年度措置 b.c.平成30年度検討・結論、令和元年度措置	a.b.文部科学省 c.厚生労働省	a 資格制度の詳細等について検討を行うため、有識者会議を設置し、資格制度及び日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上を図るための仕組みについて令和3年8月に「日本語教育の推進のための仕組みについて(報告)」を取りまとめた。その後、制度化に向けて関係府庁等との調整を行い、検討を進めている。 b 令和3年度より、留学生就職促進プログラムでの成果を基に制度設計を行った「留学生就職促進教育プログラム認定制度」による認定を開始している。 c 令和元年度において、我が国で就職する外国人留学生を対象とした「外国人留学生定着支援コース」を新設・実施し、令和2年度においても引き続き実施した。令和3年度は、外国人雇用サービスセンターにおいて、「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」に基づく研修を実施した。	a 日本語教師の資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図るための仕組みについて、引き続き、関係府庁や関係機関等との調整を進め、その結果を踏まえた制度設計を行う。 b 措置済 c 措置済(外国人雇用サービスセンターにおいて、「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」に基づく研修を適切に実施していく。)	検討中	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の進捗に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)		
								措置状況	評価区分	指摘事項
(2)電波制度改革										
平成30年6月15日	投資等分野	2	効果的な利用状況調査の実施	電波の利用状況の実態をより正確に把握するため、利用状況調査を拡充する。その際、重点的に調査対象とすべき帯域を設定するとともに、免許状況調査の実施期間、時間帯、頻度、測定場所、分析方法等を適切に定め、効果的に調査する。	既に検討開始、平成30年夏までに検討・結論、結論を得次第に実施	総務省	電波の利用状況調査については、電波有効利用成長戦略懇談会報告書(平成30年8月)を踏まえ、利用状況をより迅速に把握するための調査周期の短縮(3区分・3年周期から2区分・2年周期)、利用状況をより正確に把握する必要があると認める周波数帯に対する重点調査及び免許状況調査の実施等を可能とするため、電波の利用状況の調査等に関する省令(平成14年総務省令第110号)及び関係告示の改正を行った(令和2年4月1日施行)。	措置済	フォロー終了	
平成30年6月15日	投資等分野	3	周波数の返上等を円滑に行うための仕組みの構築	電波の利用状況の調査・評価を踏まえ、十分に有効利用されていない帯域について、縮減、共用、移行、再編、免許の取消し(返上等)を円滑に行うため、現行制度の運用状況と有効性を検証しつつ、以下の仕組みを構築する。 a 携帯電話事業者について、特定基地局の開設計画の認定期間終了後における周波数の返上等などの仕組み b 携帯電話事業者以外も含むより包括的な周波数の返上等などの仕組み	平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に法案提出	総務省	a 携帯電話事業者に既に割り当てられた既存周波数の有効利用を促進するため、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出し、令和元年5月10日に成立、17日に公布された(令和元年法律第6号)。 その中で、5G通信を行う基地局の通信を確保するための機能を付加した既存の基地局に係る運用計画についても、審査を実施できるよう規定を整備している。 また、電波の有効利用の程度の評価主体を総務大臣から電波監理審議会に見直し、電波監理審議会が行う電波の有効利用評価の結果を踏まえ、既存の携帯電話等事業者の電波の有効利用が不十分な場合等に、その周波数を返上させて再割当てを可能とする制度等を盛り込んだ「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を令和4年2月に閣議決定し、第208回通常国会に提出した。 b 携帯電話事業者以外の周波数の返上等の仕組みについては、令和2年度から制度見直しを行った電波の利用状況調査等の方法により利用実態を把握した上で、周波数再編アクションプランの策定等を通じ、周波数の移行・再編等の対応を適切に行っている。 また、電波の有効利用の程度の評価は、これまで総務大臣が電波の利用状況調査の結果に基づき行ってきたところ、技術の進展等を踏まえた包括かつ客観的な評価を行い、利用ニーズの高い周波数の返上等を円滑に行うため、広い経験と知識を有する委員から構成される電波監理審議会が行うものとする等盛り込んだ「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を令和4年2月に閣議決定し、第208回通常国会に提出した。	措置済	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。
平成30年6月15日	投資等分野	7	公共部門間の周波数システムの共有化	公益事業を含む公共分野の各分野において、最新の技術による効率的な業務や電波利用を促す観点から、公共部門間における周波数システムの共有化を順次進めるため、具体的な方策を検討する。	平成30年夏までに検討・結論	総務省	●公共プロードバンド移動通信システム関連周波数等の共有化 公共プロードバンド移動通信システムについて、公共安全LTEとの相互補完による中継回線システムとして利用する際の技術検証等を実施。	措置済	フォロー終了	
平成30年6月15日	投資等分野	9	割当手法の抜本的見直し	新たな周波数の割当について、以下の方策を実施する。 a 新たに割り当てられる周波数帯について、その経済的価値を踏まえた金額(周波数移行、周波数共用及び混信対策等に要する費用を含む。)を競願手続にて申請し、これを含む複数の項目(人口カバー率・技術的能力等)を総合的に評価することで、価格競争の要素を含め周波数割当を決定する方式を導入する(平成30年度中に法案提出して法整備)こととし、そのための検討の進捗を挙げる。 b 入札価格の競り上げにより割当てを競ける方式を導入するオークション制度については、メリット・デメリット、導入した各国における様々な課題も踏まえ、引き続き検討を継続する。	a 平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に法案提出 b 継続的に検討	総務省	a 携帯電話等の周波数の割当ての際に、従来の比較審査項目に、周波数の経済的価値を踏まえて申請者が申し出る周波数の評価額を追加して、総合的に評価する割当方式を導入するため、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出し、令和元年5月10日に成立、17日に公布された(令和元年法律第6号)。この制度は、令和3年4月の5G用周波数(1.7GHz帯(東名版以外))の割当てにおいて初めて適用された。 b 令和3年10月より「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」を開催し、諸外国の周波数割当方式の事例調査を行い、オークション方式のメリットやデメリットとされている事項や、デメリットとされている事項への対応等について、令和4年3月に報告書を取りまとめた。	措置済 措置済	フォロー終了	
平成30年6月15日	投資等分野	10	新たな割当手法による収入の促進	No.9の割当手法の抜本的見直しにより生じる収入の促進として、周波数移りの促進、新たな混信対策、5G等電波利用の振興、Society 5.0の実現等のために活用することとし、そのための方策について検討する。	No.9aと同時期に検討・結論	総務省	No.9の割当手法の抜本的見直しにより生じる収入をSociety 5.0の実現等のために活用するため、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出し、令和元年5月10日に成立、17日に公布された(令和元年法律第6号)。	措置済	フォロー終了	
平成30年6月15日	投資等分野	11	提案募集型の用途決定	十分に有効利用されていない帯域を対象に、広く民間から用途の提案を募集し、イノベーション創出の観点から社会的効用の高いと考えられる提案を中心として様々なアイデアを実フィールドで検証する機会を提供し、その上で実用化の見通しが得られた場合には、周波数の割当等所要の手続を進める方式を導入する。具体的には、まずは、V-Highマルチメディア放送に利用されている帯域を対象に、提案募集を行い、手続を実施する。	早期に準備が整い次第実施	総務省	総務省では、V-High帯域の利用に係る提案募集を2度行い、合計16件の提案があった。 なお、希望者を中心に実証実験を実施し、ユースケースの早期具体化を図るため、V-High帯域を特定実験試験局用周波数として位置付け、柔軟かつ容易に実証実験が行える環境を整備した。	措置済	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
平成30年6月15日	投資等分野	12	二次取引の在り方の検討	No.3の周波数の返上等の仕組みを踏まえつつ、電波を有効利用した新たな事業の展開・拡大を行う意欲・能力を有する者が、その必要とする周波数を、多様な手段により迅速に確保できるようにする観点から、周波数の賃貸借等の在り方について検討する。	平成30年度までに検討・結論	総務省	○平成30年6月の電波有効利用成長戦略懇談会の報告書において、「現時点では、電波の有効利用という観点から二次取引の導入を求める積極的かつ具体的な意見はなく、関連する要望を述べた意見も、MVNOの一層の促進により、実現しうると考えられる。…(中略)…二次利用に関する具体的なニーズが顕在化した時点において、改めて必要な措置を検討することが適当である。」とされたことを踏まえ、周波数の割当てにおいて、MVNOの利用を促進する施策を実施。 ○具体的には、周波数の割当てを受けた事業者以外の者による周波数の有効利用を促進する観点から、2019年4月10日に割当ての5G用周波数や2021年春頃に割当て予定の1.7GHz帯(東名版以外)に係る開設指針(割当方針)において、事業者が最低満たすべき基準(絶対審査基準)及び競願時審査基準としてMVNOに関する評価項目を設定し、MVNOのより一層の促進を図ることとしている。 ○さらに、今回の周波数割当ての開設計画で記載したMVNOに関する事項について、次回の周波数割当てにおいて、計画の進捗状況等を審査基準として評価項目とする方針を公表しており、継続的にMVNOの利用を促進したいと考えている。	措置済	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。	
平成30年6月15日	投資等分野	15	電波の利用に関する負担の適正化 a 電波の経済的価値も踏まえた電波利用料全体についての一層の適正化のため、電波の利用状況に応じて特性産業や帯域区分等を見直す。 b 上記aの見直し(電波利用利益事務のコストの分担の範囲での見直し)を踏まえ、国民共有の財産である電波を利用している免許人に対して経済的価値に基づく負担を求めることについて、検討する。	a:平成30年度までに検討・結論、平成30年度中に法案提出 b:継続的に検討	総務省	a 携帯電話について、実態として国民に広く普及していること及び既存周波数の有効利用を促進するための新たな仕組みを設けること等を踏まえ、新たに1/2の特性係数を適用するとともに、利用料負担額の割り振りに係る帯域区分を近年の無線技術の進展による帯域の価値の変化を反映した形に見直すため、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出し、令和元年6月10日に成立、17日に公布された(令和元年法律第6号)。 b 無線局の免許人等に対し、電波利用の公益費用以上の負担を求めることについては、電波有効利用成長戦略懇談会の報告書(平成30年8月)において、今回の見直しで電波の経済的価値に基づく負担を求める新たな割当手法が導入されることを踏まえる必要がある旨提言されたことを受けて、同制度の施行後の実施状況や諸外国における最新の動向等を注視している。 なお、デジタル変革時代の電波政策懇談会の報告書(令和3年8月)において、諸外国における最新の動向等を注視しつつ、慎重に考えることが適当とされている。	b 引き続き、当該制度の実施状況や諸外国における最新の動向等を注視する。	検討中	フォロー終了		
平成30年6月15日	投資等分野	16	公共無線局からの電波利用料の徴収	電波利用料の減免の対象となっている国等が免許人となっている公共性が高い無線局においても電波の有効利用に対するインセンティブが働くよう、電波の有効利用が行われていない無線局については、電波利用料を徴収する仕組みを構築する。	平成30年度までに検討・結論、平成30年度中に法案提出	総務省	周波数の能率的な利用に資する技術を用いた無線システムが利用可能であり、その普及が一定程度進展しているにもかかわらず、周波数利用効率の低い技術を用いた公共無線局を従い続けている免許人からは、電波利用料を徴収することができることとするため、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出し、令和元年5月10日に成立、17日に公布され、同年10月1日より施行された(令和元年法律第6号)。	措置済	フォロー終了		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
平成30年6月15日	投資等分野	17	電波利用料の促進の見直し	電波利用料の促進について、電波の利用状況調査(発射状況調査を含む。)、周波数移行の促進やホワイトスペースの利用促進、異システム間の周波数共用・干渉回避技術の高度化など、周波数の有効利用に資する見直しを実施する。	平成30年度中に検討・結論、平成30年度中に法案提出	総務省	規制改革実施計画や電波有効利用成長戦略懇話会の報告書を踏まえ、IoT時代の課題に対応するために、5Gの導入に向けた利用状況調査、異システム間の周波数共用技術の高度化及びICTインフラの構築支援、並びに安心安全な電波利用環境の整備などの周波数の有効利用に資する取組を推進するための施策を令和元年度以降、実施してきているところ。 また、電波利用料の新たな使途として、電波伝搬異常の発生把握や予測を行うための電波伝搬の観測・分析等及び大規模な自然災害発生時にも放送の継続性を確保するための地上基幹放送等に關する耐災害性強化の支援を追加する「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出。同法案については、令和元年5月に成立・公布され、電波利用料の促進に係る規定については、同月に施行済み。	措置済	措置済	フォロー終了	
平成30年6月15日	投資等分野	19	新規参入の促進	放送事業への新規参入を促進する。このため、No.18eのほか、総務省において以下の措置を講ずる。 a 地上放送について、放送大学学園による地上放送が本年9月末に終了することから、その跡地の新たな割当てに係る方針について、特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に利用した後、活用方策について、新規参入の可能性やサービス高度化の可能性を含めて所要の方針の策定を行う。 b 衛星放送のソフト事業について、新規参入等による放送コンテンツの多様化・競争力向上を促進する観点から、衛星基幹放送の業務の認定及び5年毎の認定の更新に際して帯域の有効利用を検証する仕組みを導入する等、平成31年度中に所要の制度整備を行う。 c V-High帯域について、現在、サービス提供を行う者が存在しなくなり空き帯域となっていることから、総務省が本年2月に公表した意見書結果も踏まえ、通信・放送融合時代における新たなサービス・ビジネスモデルの創出も視野に入れた活用方策を検討する。	a,b:令和元年度中に措置 c:平成30年度中に検討・一定の結論	総務省	a 平成30年11月から、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下の「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」において議論を行い、放送大学の地上放送跡地を当面の間技術的な実験・実証フィールドとして活用すること等の方向性を示した「放送用周波数の活用方策等に関する基本方針」を令和2年1月にとりまとめた。 b 衛星基幹放送の業務の認定及び5年毎の認定の更新に際して帯域の有効活用を検証する仕組みを導入する「放送法の一部を改正する法律(令和元年法律第23号)」が令和元年5月に成立し、衛星基幹放送関連規定が令和2年3月に施行。 c 総務省では、V-High帯域の利用に係る提案募集を2度行い、合計16件の提案があった。この結果を踏まえ、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下の「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」において議論を行い、平成31年4月に「V-High帯域の活用方策に関する取りまとめ」を策定したところ、それを踏まえ、希望者を中心に実証実験を実施し、ユースケースの早期具体化を図るため、V-High帯域を特定実験試験局用周波数として位置付け、柔軟かつ容易に実証実験が行える環境を整備した。	措置済	検討中	継続F	a. について、「放送大学の地上放送跡地を当面の間技術的な実験・実証フィールドとして活用すること等の方向性を示した」放送用周波数の活用方策等に関する基本方針を令和2年1月にとりまとめた。1とこのことだが、経済的価値を有する周波数の割当て可能性があることに鑑み、継続的にフォロー。
平成30年6月15日	投資等分野	21	放送事業者の経営力・パナンスの確保	放送事業者において、企業価値向上や収益力向上の観点から、より一層、経営のガバナンスの確保に向けた取組がなされるよう、総務省において現状把握を行い、情報提供など必要な方策を検討する。	平成30年度中に検討・結論・措置	総務省	「放送事業者の基盤強化に関する検討分科会」を開催し、放送事業者の経営力・パナンスに関する現状把握を行うとともに、ベストプラクティス等を放送事業者に対し共有することにより、放送事業者において、企業価値向上や収益力向上の観点から、経営のガバナンスの向上が図られるようにした。 当該分科会において、放送事業者の経営力・パナンス強化に係る今後の方向性等が盛り込まれた「放送事業者の基盤強化に関する取りまとめ」(令和2年6月)が公表された。	措置済	措置済	解決	放送事業者の経営力・パナンス強化に関する取組について継続的にフォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
			(4)放送を巡る規制改革(グローバル展開、コンテンツの有効活用)									
平成30年6月15日	放送分野	23	放送コンテンツの海外展開の支援	放送コンテンツの海外展開について、以下の措置を講ずる。 a 放送コンテンツの海外展開の支援事業を継続かつより積極的に行う。 b 海賊版・違法コンテンツ対策のため、違法コンテンツ削除要請などの活動を人員面・資金面などを含め更に強化できるよう支援する。 c 海外の著作権等の担当当局との情報交換を推進する。海外の当局で取締りが迅速になされていないケースがあることも踏まえ、より迅速・十分な取締りがなされるよう、高次のレベルを含め、様々なレベル・枠組みで外国政府に働きかけを行う。 d インターネット上の海賊版サイトにつき、リーチサイト対策のための法整備を進める。 e 国境を越えたインターネット上の海賊版に対する対策の在り方について、有識者、関係府省、権利者、事業者等と連携して検討する場を設ける。 f 著作権侵害の発生国・地域及び著作権保護を強化している諸外国の関係機関との情報交換・連携を強化し、必要に応じ、これらの国の状況を参考に、対策強化を検討する。 g 諸外国における外国コンテンツ規制については、放送コンテンツの海外展開の観点から、各産業界からの要望を踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話の場を活用し、相手国における規制の緩和・撤廃を求め又は日本のコンテンツの自由な流通が確保されるよう、引き続き働きかけを実施する。	a,b,c,f,g 平成30年度上期以降継続的に実施。 b 経済産業省 c 文部科学省 d 令和元年通常国会までに法案提出。 e 平成30年度早期に措置	a 総務省 b 総務省 c 経済産業省 d 文部科学省 e 文部科学省 f 文部科学省 g 経済産業省 h 総務省	(a)について 放送コンテンツ海外展開強化事業として2021年度においては47件の放送コンテンツの国際共同制作事業を支援。国際コンテンツ見本市において、放送コンテンツの効果的な訴求方策等を実施。 関係府・関係団体と連携して、放送コンテンツの海外展開に関するセミナーをオンライン配信にて開催する等、放送コンテンツの海外展開に関する取組を促進するため、地方公共団体等の関係者との情報共有等を実施。 (b)について 【総務省】 令和元年度に違法放送コンテンツを特定する技術の向上のための実証を実施。また、違法放送コンテンツ流通対策に関する情報共有を図るため、平成31年4月及び令和2年1月に日・ASEANのワークショップを開催。 令和2年度は、業界団体において、不正ストリーミングデバイス対策協議会・違法配信サービス対策連絡会が設立されたことから、違法配信サービスに関する実態の調査結果等を情報共有し、同協議会・連絡会の活動を支援。 令和3年度は、不正ストリーミングデバイス流通状況について詳細調査を行い、同協議会・連絡会において情報共有を実施。 【経済産業省】 令和元年度予算として、インターネット上の海賊版コンテンツに対する削除要請等が民間において自主的に行われるような仕組みを構築し、削除実務を行う人員体制を強化。 (c)について 【文部科学省】 日中韓文化大臣会合において正規版コンテンツの流通促進と海賊版取締り等のため、協力と交流を強化していくことを確認した。また、中国及び韓国と政府間協議を実施し、取締り強化の申し入れや著作権保護強化に係る意見交換を行ったほか、ASEAN諸国の著作権当局との間でも、著作権保護強化のための情報交換を実施。 (d)について 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討を進め、2019年2月に「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ。 その後、「海賊版対策としての実効性確保」と「国民の正当な情報収集等の基礎防止」のバランスを取った「著作権法及びプログラムの著作物に係る意図の特例に関する法律の一部を改正する法律」が令和2年6月に公布され、令和2年10月1日に「リーチサイト規制」に関する改正事項が施行された。 (e)について 有識者、関係府省、権利者、事業者等により構成される「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」を設置して、インターネット上の海賊版に対する総合対策について集中的に検討を行った(平成30年6月～10月)。検討状況については、「検証・評価・企画委員会コンテンツ分野分科会(第1回)」で報告を行った(平成30年10月)。また、「検証・評価・企画委員会(平成31年3月、4月、令和元年7月)」において、インターネット上の海賊版への総合的な対策メニューを、「構想委員会・コンテンツ小委員会(令和3年4月)」においてその更新案を示し、議論を行った。これらを踏まえて関係府省庁で取りまとめた「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」(令和元年10月策定、令和3年4月更新)に基づき、政府一丸となって対策に取り組んでいる。 (f)について 【文部科学省】 日中韓文化大臣会合において正規版コンテンツの流通促進と海賊版取締り等のため、協力と交流を強化していくことと協力等を確認した。また、中国及び韓国と政府間協議を実施し、取締り強化の申し入れや著作権保護強化に係る意見交換を行ったほか、ASEAN諸国の著作権当局との間でも、著作権保護強化のための情報交換を実施。 【経済産業省】 権利者団体を通じて、諸外国の政府・政府機関・権利者団体等と関係構築及び連携強化を図り、侵害地における最新の情報を継続的に把握。 (g)について (1)日本の映画コンテンツの中国進出にも繋がる「日中映画共同製作協定」(2018年5月締結、発効)について、更なる活用を進めるべく、中国政府及び関係機関との対話を実施した。 (2)中国政府との対話を通じて、外国の映像作品に対する規制緩和を要請した。日中経済パートナーシップ協定(2021年11月)においては、コンテンツ分野での交流について、外国の映像作品に対する各種規制の緩和や撤廃を含む関連法令のあり方について意見交換を深め、引き続き、映像作品の共同製作の推進、コンテンツ分野の経済交流の促進に向けて、両国間の連携・協力を強化していくことを確認。 (3)外務省の取組として、商業ベースで我が国に関するコンテンツの放送が進まない国・地域(南アジア、大洋州、中南米、中東、東欧、アフリカ等)へ我が国のテレビ番組を提供・放送し、日本理解の増進を図る。これまでに約124か国・地域、約2,900番組を放送。	(a)について 令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算を着実に執行すること等により、放送コンテンツの海外展開の支援事業を継続かつより積極的に行う。 (b)について 【総務省】 引き続き不正ストリーミングデバイス対策協議会・違法配信サービス対策連絡会の活動を支援する予定。 【経済産業省】 オンライン上の海賊版コンテンツに対する削除要請等の仕組みが民間において自主的に行われるよう適切な制度設計・機能強化等を検討し、試験的に実施。 (c)について 【文部科学省】 引き続き、侵害発生国との政府間協議等を実施し、著作権保護強化に向けた情報交換、働きかけを行う。 【経済産業省】 引き続きエンフォースメントを実施。 (d)について 引き続き、本改正に関する事項の普及啓発に努めていく。 (e)について 令和元年10月18日に公表した「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表について」を更新し、これに基づいて関係府省が連携しながら対策を実施予定。 【文部科学省】 引き続き、侵害発生国との政府間協議等を実施し、著作権保護強化に向けた情報交換、働きかけを行うとともに、必要に応じ、これらの国の状況を参考に、対策を検討する。 【経済産業省】 引き続き諸外国の政府・政府機関・権利者団体等と関係構築及び連携強化を図るとともに、知的財産権保護対策に関する情報共有や共同エンフォースメントの実施。 (g)について (1)「日中映画共同製作協定」の更なる活用を図るべく、中国政府及び関係機関との対話を継続。 (2)中国政府との対話を通じて、引き続き外国の映像作品に対する規制緩和を要請していく。 (3)引き続き、国際交流基金事業を通じて、商業ベースでは放送されない国・地域を対象に、買ひ高い日本の放送コンテンツを提供していく。	検討中	継続F	継続的にフォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
(5)放送を巡る規制改革(制作現場が最大限力を発揮できる環境整備)												
平成30年6月15日	投資等分野	26	コンテンツ流通の推進	<p>コンテンツ流通の推進について、以下の措置を講ずる。</p> <p>a 音楽分野における効率的権利処理を実現するため、放送事業者等の利用者の意見を聞きながら、権利情報データベースの構築事業(権利情報データベース構築、当該データベースを活用した権利処理プラットフォームの構築)を進める。さらに、権利情報の集中管理、包括的な権利処理、収益の分配の全体が整合性をとれた改革について、総務省が放送コンテンツの流通・流通の促進等に関する検討委員会での検討結果を踏まえ、放送事業者における具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を提案し、所要の課題解決を行う。その際、例えば、拡大中許諾制度など、放送に関わる著作権制度の在り方について、著作権等の適切な保護と公正な利用の促進とのバランスを図る観点から、新たな技術の進展なども踏まえ、必要な見直しを行う。</p>	<p>a 平成30年度中に検討開始</p> <p>b 総務省 文部科学省 経済産業省 文部科学省</p>	<p>(a)について</p> <p>【総務省、経済産業省】平成30年12月から開催している、「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」において、既に試行的に同時配信等に取り組んでいる放送事業者に対しヒアリングを実施し、当該放送事業者の意見として課題を整理した。その上で、整理した課題については、「同時配信等に伴う権利処理の円滑化のための対応に必要な課題 取りまとめ(総務省第56号令和元年11月15日総務省情報流通行政局長通知)」として、令和元年1月15日に文化庁へ提出し、文化審議会における検討を求めた。なお、本勉強会には、文化庁及び経済産業省が関係省庁としてオブザーガ参加している。</p> <p>【文部科学省】平成29年度から令和元年度にかけて、①複数の権利情報を総合検索できるサービスが存在しない、②権利を自己管理している著作権者等に関する権利情報が未整備、③許諾手段が煩雑、といった課題を解決するため、権利情報集約の基盤が一部整っている音楽分野について、管理事業者等の有する権利情報に加え、インディーズレーベルやクリエイターが自己管理している権利情報と集約し、一括検索できる機能等を備えたプラットフォームの構築に関する実証事業として「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」を行った。</p> <p>3年間の実証事業により構築したデータベースと検索サイトは、「音楽権利情報検索ナビ」として、令和3年4月1日より一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会が運営を引き継ぎ、公開されている。</p> <p>令和2年度からは、著作権等管理事業者に権利を預けている個人クリエイター等の権利情報集約化及び利用円滑化に取り組んでおり、初年度は、権利情報の登録を行う窓口の設置に向けた権利情報の登録のニーズや課題、仕組みについての調査研究を行った。さらに、令和3年度においては、改正著作権法にて措置された放送同時配信等の利用円滑化への対応として、個人クリエイター等の権利情報を登録する窓口を設け、「音楽権利情報検索ナビ」での検索を可能とするシステムを構築した。</p> <p>(b)について</p> <p>【総務省】「放送コンテンツの制作・流通の促進等に関する検討委員会」における検討結果を踏まえ、平成30年12月から、「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」を開催し、同時配信における円滑な権利処理の在り方について議論した。なお、同時配信等の権利処理手続において発生している課題の根本的な解決に当たっては、著作権制度の改正が必要であることから、令和元年11月15日に、「同時配信等に伴う権利処理の円滑化のための対応に必要な課題 取りまとめ(総務省第56号令和元年11月15日総務省情報流通行政局長通知)」を文化庁へ提出し、文化審議会における検討を求めた。</p> <p>【文部科学省】総務省において同時配信等に伴う権利処理の円滑化のための対応に必要な課題が取りまとめられたことを踏まえ、文化審議会著作権分科会において、関係団体からのヒアリング等を行い、議論を行った結果、「放送コンテンツのインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化(著作権処理に関する制の在り方を含む)」に関する基本的な考え方(審議経過報告)が整理された。その後、令和2年8月に総務省において取りまとめられた放送業界の要望等を基に、文化審議会著作権分科会において具体的な検討を行い、令和3年2月に「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する報告書」を取りまとめた。これを踏まえ「著作権法の一部を改正する法律(令和3年法律第2号)」が令和3年6月に公布され、令和4年1月1日に「放送番組のインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化」に関する改正事項が施行された。</p>	<p>(a)について</p> <p>【総務省、経済産業省】措置済</p> <p>【文部科学省】令和4年度予算案において「オーファン化防止対策事業(29百万円)」を計上し、令和3年度に構築した権利情報登録システムのみを自主化に向けた検討を行うほか、令和2、3年度の事業成果を踏まえ、個人クリエイター等の権利情報の更なる集約化及び利用円滑化のための実証事業等を予定。</p> <p>(b)について</p> <p>【総務省】措置済</p>	検討中	継続F	継続的フォロー。		
(6)放送を巡る規制改革(電波の有効活用その他)												
平成30年6月15日	投資等分野	27	電波の有効活用	放送用周波数の更なる有効活用を図るため、総務省において利用状況の調査、有効活用のための方策の調査検討などを行う。	平成30年度検討開始し、令和元年度上期に中間取りまとめ	総務省	総務省では、平成30年1月に「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に、「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」を開催して検討を行い、平成30年9月に、当該検討会の第二次取りまとめを公表した。第二次取りまとめを踏まえ、令和元年度より「放送用周波数を有効活用する技術方策に関する調査検討」を実施し、所要の技術基準の整備等に向けた検討を実施中。	措置済	措置済	解決	引き続き、対応状況を要フォロー。	
平成30年6月15日	投資等分野	28	新たなCAS機能の今後の在り方の検討	<p>通信と放送の更なる融合が進む中で、4K・8K時代を迎えるに当たって、地上波、衛星放送、インターネットなど多様な伝送方式について、消費者が自由に選択でき、また費用負担の在り方などについて、納付が得られるよう、以下の措置を講ずる。</p> <p>a 総務省を含めた関係者による普及啓発活動を進めるとともに、当該周知活動の中で、テレビ受信機に搭載される新CAS機能について、十分に消費者に情報提供を行う。</p> <p>b 新CAS機能搭載の機器に関しては、故障時などにおいて消費者の負担を低減させる必要があるとの指摘や、スタンプリ解除機能と契約者識別機能が一体化されているが、これを分離すべきとの指摘を踏まえて、一方で既に現在の仕様に基づいて本年12月の放送開始に向けて商品開発、設備投資が進んでいることも考慮しつつ、新たなCAS機能の今後の在り方について、消費者を含め幅広く関係者を集めた検討の場を総務省において早期に設置し、検討を促す。</p>	<p>a 平成30年度上期速やかに実施</p> <p>b 平成30年内速やかに実施</p>	総務省	<p>(a)について</p> <p>総務省を含めた関係者において、平成30年12月より開始した新4K8K衛星放送の視聴方法に関する周知啓発の一環として、様々な機会を通して新CAS機能(ACASチップ)に関する周知を実施した。(総務省では平成30年6月より「4K放送・8K放送情報サイト」のなかで新CAS機能に関する情報を掲載、(一社)新CAS協議会では随時HPの情報を充実させるとともにコールセンターを平成30年12月より開設し、消費者からの問合せ等に対応。放送事業者は新CAS機能に関する周知啓発リーフレットを作成し平成30年9月より受信機メーカーと連携して新4K8K衛星放送対応受信機(同梱)するなど、各方面から消費者に対するきめ細やかな情報提供を実施済み。)</p> <p>(b)について</p> <p>総務省では、平成30年12月より「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に設置した「新たなCAS機能に関する検討分科会」において、消費者を含む幅広い関係者から意見を聴取し、検討を行った。その結果、新たなCAS機能の在り方については具体的な要望等が顕在化していないことから、将来新たに顕在化した場合に改めて検討するとの報告書(令和元年9月)をとりまとめた。</p>	措置済	検討中	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。	
平成30年6月15日	投資等分野	29	その他	総務省は、Society5.0に向け、通信と放送の更なる融合を始めとする技術革新など、放送を取り巻く国内外の環境変化に合わせた放送の在るべき姿を実現する観点から、これまで会議に出された意見(※)も踏まえつつ、放送政策の在り方について総合的に点検を行う。 ※規制改革推進会議第28、33、34回及び同投資等ワーキング・グループ第14、15、17、18、19、20、23、25、26、27、28、31、32、33、34、36、37、38回資料及び議事録参照。	令和元年内に実施	総務省	放送政策の在り方を総合的に点検を行うものとして、「放送を巡る諸課題に関する検討会」における検討状況を確認し、議論を行った。その結果、同検討会において「通信・放送融合時代における放送政策」、「これからの公共放送の在り方」及び「災害時における放送の確保の在り方」を検討。また、令和3年11月から、「デジタル時代の放送制度の在り方に関する検討会」を開催し、デジタル化の進展等を踏まえた放送の将来像や放送制度の在り方について検討。	措置済	措置済	フォロー終了	「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」などの対応状況を要フォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)			
								措置状況	評価区分	指摘事項	
(8)エネルギー分野の規制改革(ガス小売市場における競争促進)											
平成30年6月15日	投資等分野	31	ガス小売市場における競争促進(現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行)	現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行について、諸外国における都市ガスの供給状況等を踏まえて検討し、結論を得る。その際、LPG・LNGの市況、熱量調整に関する燃焼機器及び導管等の供給設備への影響とこれらに対する対策コスト試算等に関する調査を行い、移行に向けて検討を要する論点の整理(一括受電の標準熱量制から熱量バンド制への移行)を実施した上で、課金方法や費用負担等に関する制度設計の検討を行う。	直ちに検討開始。令和元年までに調査・論点整理の上、令和2年度結論を目指す	経済産業省	・総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会ガス事業制度検討ワーキンググループにおいて検討を重ね、諸外国における都市ガスの供給状況や制度設計の在り方を踏まえつつ、LPG・LNGの市況、熱量調整に関する燃焼機器及び導管等の設備への影響及びこれらの対策コスト試算等を実施し、令和元年度中に論点の中間整理を行った。 ・中間整理を踏まえ、標準熱量の引き下げあるいは小さいバンド幅の選択に依って優先的に検討を行ったが、いずれの選択肢を選択した場合であっても移行には一定程度コストを要し、定量的な評価では直ちには効果がコストを上回らないことがわかった。 ・2020年10月に菅総理が「2050年カーボンニュートラル」を宣言したことを踏まえ、メタネーションによる合成メタン(約40MJ/m ³)等脱炭素化されたガスの導管への将来的な注入可能性及びそれによって得られる低炭素化効果向上という定性的な効果も考慮しつつ、最適な熱量制度について検討を進めることとした。 ・対策コスト・移行期間、低炭素化効果、脱炭素化技術の進展状況・価格といった観点から検討を行い、熱量バンド制は標準熱量制に比べて対策コストが膨大となるため、現時点では熱量バンド制に比べて標準熱量の引き下げがより最適な熱量制度と考えられ、そして、現時点では移行期間15～20年で標準熱量制(40MJ/m ³)へ移行すること、2045～2050年に標準熱量の引き下げを実施することが最適な熱量制度であるとの結論を得た。	必要に応じてフォローアップを行う。	措置済	フォロー終了	
平成30年6月15日	投資等分野	32	ガス小売市場における競争促進(一括受電による小売間競争の促進)	一括受電の容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について検討し、結論を得て、必要に応じて措置を講ずる。その際、消費者の利益や託送料金負担の公平性に十分配慮しつつ、一括受電の事業実態を確認しながら、消費者代表や専門家、新規参入が見込まれる事業者など幅広い関係者から意見を聴取する。	平成30年度検討・結論、結論を得次第必要に応じて速やかに措置	経済産業省	・総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会ガス事業制度検討ワーキンググループにおいて計6回、学識経験者、弁護士、公認会計士、消費者代表、新規参入者等の意見を聴取し、検討を行った。 ・同WGでの議論の結果、新規参入者ニーズである「需要家の利用メニューの多様化」と「ガス小売事業者による販売経費等の圧縮、安価な料金メニューの適用」は、「需要家の代理人を通じた一括営業」により実現可能であり、同時にガス事業法上の事業者候補とステップアップ選択も確保できると整理された。 ・整理を踏まえ、適切な活用方法をガイドラインへ明確化することとされたため、ガスの小売営業に関する指針を改訂し、令和元年9月30日に公表した。 ・また、同WGでは新規参入者から、現存する不適切な契約の是正を期限を区切って行うよう提案があった。 ・提案も踏まえ、事業者及び需要家向けの是正依頼文を平成31年3月29日付けで発出し、平成31年度中と期限を区切って対応を求めた。 ・不適切な契約の是正進捗状況を管理するため、20190422資第35号、20190926資第5号、20200203資第19号、20200318資第1号の4度にわたって、ガス事業法に基づき一般ガス導管事業者宛に報告徴収を発出し、それぞれ平成31年4月30日時点、令和元年9月30日時点、令和2年1月31日時点、令和2年3月31日の是正進捗状況の確認を行い、令和2年3月31日時点で一括受電状態の是正又は是正見込みの確保が完了していない案件は43件であることを確認した。	一括受電状態の是正又は是正見込みの確保が完了していない案件について、ガス小売事業者及び一般ガス導管事業者に対して一括受電状態の早急な是正又は是正見込みの確保を求めると共に、是正状況の進捗確認を継続している。	措置済	フォロー終了	
平成30年6月15日	投資等分野	33	ガス小売市場における競争促進(制度的措置を含む支配的事業者等によるガス取供給の促進)	ガス小売市場の競争促進のため、取引所取引や、ガス卸市場の支配的事業者等による自社の小売部門と向水準の価格での卸供給を制度的に措置するなど、卸供給促進のための仕組みについて専門的な検討を行い、結論を得て、必要な措置を講ずる。	平成30年度検討・結論、結論を得次第必要措置	経済産業省	・総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会ガス事業制度検討ワーキンググループにおいて計5回、学識経験者、弁護士、公認会計士、消費者代表、新規参入者等の意見を聴取し、検討を行った。 ・同WGでの議論の結果、一定の市場規模がある供給区域において大半又は唯一の都市ガス供給能力を有する第1・第2グループの旧一般ガス事業者に、新規参入に必要な都市ガスを、旧一般ガス事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で卸す取組を求めるとした。 ・取組の活用状況について定期的に確認を行い、2021年1月31日時点で全国で7件の活用事例があることを確認した。	取組の利用状況、対象区域の競争状況、市場規模等についてフォローアップを行う。	措置済	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。
平成30年6月15日	投資等分野	34	ガス小売市場における競争促進(ガス託送金の適正化)	小売自由化以降、新たに認可申請される都市ガスの託送料金について、全ての責目に個別査定を行うことに加え、既に認可された託送料金についても、超過利潤の累積や想定単価と実績単価の乖離の管理など十分な事後評価を行い、結果を公表する。その結果を踏まえて託送料金の引下げ申請の命令を含む必要な措置を講ずる。	平成30年度に事後評価の結果公表、以降、継続的に措置	経済産業省	・電力・ガス取引監視等委員会において、各ガス導管事業者の令和2年度託送収支の事後評価を行い、その結果を公表した。その結果、令和2年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準を超過していた事業者は6社であった。また、令和2年度終了時点での想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる5%を超過していた事業者は、6社であった。これらの事業者のうち、令和3年12月末日又は令和4年3月末日が料金改定の日とされていた事業者につき、想定単価と実績単価の乖離率が変更命令の発動基準となる5%を超過した事業者のうち、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため変更命令の対象外とした2社を除き、期日までに託送料金の改定日届出が行われたことを確認した。	令和4年度中に、令和3年度託送収支の事後評価を行う。	未措置	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。
平成30年6月15日	投資等分野	37	ガス小売市場における競争促進(ガス保安規制の整合化)	事業者の負担軽減のために、現行の法律体系の下でガス事業法(昭和29年法律第51号)と液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)の保安規制の整合性がとられるよう、必要な措置を講ずる。	平成30年度検討開始、令和元年度結論・措置	経済産業省	・産業構造審議会ガス安全小委員会(平成30年11月、平成31年3月、令和元年11月開催)及び液化石油ガス小委員会(平成31年3月開催)において、保安規制の整合化について検討を実施し、設備実態、規制の現状、業界ニーズ等を踏まえ、「火気取扱設備との離隔距離」及び「バルブ貯槽(3t未満)」について整合化を行い、令和2年3月、ガス工作物技術基準解釈を改訂・施行した。		措置済	フォロー終了	

閣議決定	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)			
							措置状況	評価区分	指摘事項	
(9)官民データ活用と電子政府化の徹底										
平成30年6月15日	38	地方自治体の保有するパーソナルデータについて、同じルールで円滑に活用することが可能な環境を迅速に実現するための工程(立法措置か条例整備等の整理を含む。)を明確化する。その工程に基づき、その活用事例の整理を行うとともに、現行の地方における活用ルールの実効性を検証し、その結果を踏まえ、立法措置(作成組織の整備を含む。)の在り方について、具体的な論点を整理し、結論を得る。それとともに、事業採算性等の実効性を検証し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。	地方自治体が保有するパーソナルデータについて、同じルールで円滑に活用することが可能な環境を迅速に実現するための工程(立法措置か条例整備等の整理を含む。)を明確化する。その工程に基づき、その活用事例の整理を行うとともに、現行の地方における活用ルールの実効性を検証し、その結果を踏まえ、立法措置(作成組織の整備を含む。)の在り方について、具体的な論点を整理し、結論を得る。それとともに、事業採算性等の実効性を検証し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。	平成30年度	総務省	<p>○平成30年9月「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会(「検討会」といふ)」を開催し、検討を進めてきたところ。</p> <p>○具体的に、検討会を開催し作成組織の在り方について令和元年5月に「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する中間とりまとめ」として、論点を整理。</p> <p>○また、作成組織の事業採算性等についても、有識者WGにおいて検討した。結果、現時点において、作成組織の仕組みに関しては、非識別加工情報のニーズが十分に見込めるとはいえないことや、地方公共団体とのデータ受渡し等との程度の調整コストを要するか等、様々な不確定要素があるため、事業採算性を明確に評価することは難しい状況にある等とされた。</p> <p>○さらに、個人情報保護委員会に対して外部から官民を通じた個人情報の取扱いに関する指図が多数なされたことを受け、12月より同委員会において条例の法による一元化を含めた地方公共団体の個人情報保護制度の在り方について懇談会が設置されたことを踏まえ、作成組織の取扱いについては、こうした検討の動向において、データ利活用の推進策の観点から、検討・整理されることが適切であることとされたところ。今後は、個人情報保護委員会の検討に協力する方針。</p>	措置済	解決		
平成30年6月15日	40	マイナンバー制度に関する正しい理解を促進するため、これまで行ってきた周知活動を振り返った上で、マイナンバーとマイナンバーカードの違いや、マイポータルの意義・役割・メリットについて引き続き国民・メディアに分かりやすく説明することについて検討し、実施する。	マイナンバー制度に関する正しい理解を促進するため、これまで行ってきた周知活動を振り返った上で、マイナンバーとマイナンバーカードの違いや、マイポータルの意義・役割・メリットについて引き続き国民・メディアに分かりやすく説明することについて検討し、実施する。	平成30年度検討開始、令和元年度継続・措置	内閣府	<p>マイナンバー広報の基本方針</p> <p>○政府広報等を活用し、一般国民及び民間事業者向けの周知・広報を総合的に展開</p> <p>○マイナンバー制度を正しく理解いただくことを重要テーマとして、マイナンバー制度やマイナンバーカードの安全対策等について丁寧かつきめ細かな広報を展開</p> <p>○引き続きマイナンバーカードの普及、マイナンバーの利用場面、民間事業者における取扱、情報連携、マイポータルの利活用促進について広報を展開</p> <p>に基づき、以下を実施済み。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年10月、マイポータルから就労証明書を電子的に作成できることPR動画を制作しLHPに掲載。 平成30年10月、世論調査を実施。 平成30年10月～11月、「マイナンバー制度に係る広報普及イベント」を全国8か所で開催。 平成30年11月～平成31年3月、制度の広報・啓発に積極的に取り組んでいる自治体等支援するための広報グッズを作成・配布。 平成30年12月、リーフレット「マイナンバーでどう変わったの? Before After」を作成し、3月に300万部印刷。 総務省と連携し、平成31年1月版の総務省広報誌に周知広報記事に掲載。 平成31年3月、マイナンバー制度に係るホームページの刷新案を作成。 平成31年3月、政府広報により、新聞記事下広告、テレビCM、WEB広告、ラジオ放送、政府広報オンライン特設ページ設置を実施。 連年、ツイッター、フェイスブック、メールマガジンを活用した周知広報の実施。 令和元年7月、10月「マイナンバーでどう変わったの? Before After」を地方公共団体等、関係団体へ300万部発送。 令和元年8月～令和2年3月、制度の広報・啓発に積極的に取り組んでいる自治体等を支援するための広報グッズを作成・配布。 令和元年8月～12月、「マイナンバー制度、マイナンバーカードに関するリーフレット及びポスター」を用途、訴求対象等ごとに種別作成。 令和元年9月～10月、WEBサイト記事(3誌)に周知広報記事に掲載。 令和元年10月～令和2年1月、雑誌(3誌)に周知広報記事に掲載。 令和元年10月、11月、約1,7600か所の大型商業施設・医療機関・薬局等においてサイネージを活用した広報動画を放映。 令和元年10月～令和2年3月、ポスター「これからは手放せない! マイナンバーカード」を地方公共団体等、関係団体へ80万部配布。 令和2年3月、リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。」「こんなときあてよかった! マイナンバーカード」及び「持ち歩いて大丈夫! マイナンバーカードの安全性」計500万部を地方公共団体へ配布。 総務省と連携し、令和2年3月版の総務省広報誌に周知広報記事に掲載。 令和2年3月、約28,500か所の大型商業施設等においてサイネージ等を活用した広報動画を放映。 令和2年3月、JR東日本9路線のトレインチャンネルを活用した広報動画を放映。 令和2年3月、Yahoo! リスティング広告及びYahoo! ブランドバナー広告を実施。 令和2年3月、約3,000か所の大型商業施設等に広報用ポスター設置。 令和2年3月、約31,000か所の大型商業施設等に広報用リーフレットを設置。 令和2年3月、ホームページ掲載用マイナンバー制度説明用実写動画を制作。 令和2年7月～11月、ポータルページ(マイポータル関係)3,000,000個の制作・全市区町村への配布。 令和2年10月～11月、店舗・医療機関・交通機関(25,000以上)のデジタルサイネージでの広報(健康保険証利用・マイナンバーカード利用・びったりサービス関係の動画作成含む)、ポスター(1,000店舗以上)・リーフレット(11,000店舗以上)の印刷・発送・店舗での掲示・設置。 令和3年2月～3月、診療所・薬局(1,200店舗以上)・鉄道(2,000両以上)のデジタルサイネージ(健康保険証利用・マイナンバーカードの安全性・マイポータル関係の動画作成含む)・ラジオCM(MBSラジオ)での広報を実施。 令和3年2月～3月、YouTube(100万人以上のチャンネル登録者を有する)・WEB広告(GDN・YouTube・WEBキョーレクションサイト)・ポスター等での広報(健康保険証利用・マイナンバーカード安全性・マイポータル関係)を実施。 連年、ツイッター、フェイスブック、メールマガジンを活用した周知広報を実施。 	措置済	継続F	引き続き、措置後の状況をフォロー	
平成30年6月15日	41	マイナンバー制度の利活用促進(ロードマップの策定)	国民の利便性向上に向けたマイナンバー制度の利活用促進のため、令和3年以降のロードマップを策定し、公表する。	令和2年結論・措置	内閣府(デジタル庁)	国民の利便性向上に向けたマイナンバー制度の利活用促進のため、令和3年以降のロードマップを策定し、公表済み。	今後もロードマップの更新を随時行う。	措置済	継続F	引き続き、措置後の状況を要フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
平成30年6月15日	投資等分野	42	マイナンバー制度の活用促進(利活用のための個別措置)	a 「日本再興戦略改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)で「証券分野等において公共性の高い業務を中心に、マイナンバーの利用の在り方やミット・課題等について検討を進め、その結果を踏まえ、2019年通常国会を以て必要な法制上の措置又はその他の必要な措置を講ずるとされていることを踏まえ、引き続き、関係府省及び関係業界において、マイナンバー制度の利用の在り方について具体的な検討を進め、結論を得る。 b 住所や死亡等の情報を事業者等に迅速に提供できる仕組みについて、引越しワンストップサービス及び死後・相続ワンストップサービスの取組の中で検討し、結論を得る。 c 公的個人認証サービスについて、早期にスマートフォン(Android端末・iOS端末)での利用を含めた利活用拡大を推進し、利便性の向上を図る。	a 平成30年度結論 b 平成30年度検討開始、令和元年度結論 c 令和元年結論+措置	a 内閣府 金融庁 総務省 法務省 財務省 c 総務省 デジタル庁	a 2019年通常国会において、①履歴証明書の交付に関する事務や新規インフルエンサー予防接種に関する事務においてマイナンバーの利用を可能とすること。②戸籍に関する情報を情報連携の対象とすること。③換替機関において、加入者情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理するとともに、支払請求提出義務者からの照会に応じ加入者のマイナンバーを提供することを可能とすること等のマイナンバーの利用範囲の拡大や情報連携の拡大について、関連法案が成立したことを踏まえ、所要のシステム整備等を実施している。 b 公的個人認証サービスにおいて、署名用電子証明書を利用する民間事業者等(署名検証者)は、署名用電子証明書の有効性のみを地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に確認する仕組みであるが、住所変更等により署名用電子証明書が更新された住民について、当該住民の最新の住所情報等を取得することへのニーズが高まっている。これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤技術改善ワーキンググループ報告」において、本人同意に基づき基本4情報を署名検証者に提供する仕組みを構築し、令和4年度にサービスを開始することを目指すこととした。必要な制度整備を行うため、2022年通常国会に公的個人認証法改正案を提出済。 c スマートフォンを使ったマイナンバーカードの読み取りについて、業界への働きかけの結果、令和元年10月からiPhoneも対応が可能となり、Android端末と合わせてこれまで200機種以上が対応している。 公的個人認証サービスの利活用拡大を推進すべく、マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載等に関する検討会を開催し、マイナンバーカードの機能(電子証明書)のスマートフォンへの搭載等の方策について検討を実施。また、必要な制度整備を行うため、2021年通常国会において公的個人認証法を改正案を提出。	a 2023年度の戸籍関係情報の情報連携開始に向け、引き続き所要のシステム整備等を図る。 b 本人同意に基づき基本4情報を署名検証者に提供する仕組みを構築し、令和4年度にサービスを開始することを目指す c マイナンバーカードの機能(電子証明書)のスマートフォンへの搭載の2022年度(令和4年度)中の実現に向け、システム構築等を実施する。	措置済	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。
平成30年6月15日	投資等分野	44	住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化	a 住民税特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、e-Taxを利用した電子的通知が可能であり、電子署名を行った電子的通知に対応していない市区町村に対しては、これに対応するよう、対応時期に係る進捗目標を定めて、助言する。 b 住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)については、引き続き、全ての市区町村におけるe-Taxを利用した電子的通知の実現に向けて検討し、結論を得る。検討に当たっては、市区町村間での取扱いに差異が生じないように留意する。	a 平成30年度上期措置 b 平成30年度検討・結論 得次第速やかに措置	総務省	a 令和3年度税制改正において、令和6年度課税分から、特別徴収義務者(事業者)が求めた場合、市区町村は電子的に送付することが義務づけられたことを踏まえ、電子的通知の導入をより一層推進していただけるよう、全地方団体を対象とする説明会や発出文書において依頼した。 b 令和3年度税制改正において、令和6年度課税分から、個々の納税義務者(従業員)に電子的に送付できる体制を有する特別徴収義務者(事業者)が求めた場合、市区町村は電子的に送付することが義務づけられたことを踏まえ、市区町村やベンダー等の関係者に対しシステム改修等必要な対応について周知及び助言を行った。	a 引き続き、地方団体に対して説明会や通知によって電子的通知の推進を依頼していく。 b 引き続き、市区町村やベンダー等の関係者に対しシステム改修等必要な対応について周知及び助言を行っていく。	措置済	継続F	引き続き、措置後の状況を要フォロー。
平成30年6月15日	投資等分野	45	所得税の確定申告手続の電子化の推進	医療費控除に関して、医療費情報の電子発行の促進に向けた方策を検討するとともに、マイナポータルを通じて申告に必要な情報を取得し、e-Taxへの自動転記を行うことができる仕組みに関し、技術的課題の洗い出し等を進めつつ検討し、結論を得る。また、ふるさと納税に係る仕組みについても、医療費控除の仕組みと併せて検討し、結論を得る。	平成30年度以降順次検討、令和2年度までに結論、結論を得次第速やかに措置	内閣府 総務省 財務省 厚生労働省	【総務省】 令和3年分の確定申告以降、特定寄附仲介事業者を通じてふるさと納税を行った寄附者については、同事業者が発行する寄附を証明する書類をe-Taxに自動転記することにより、寄附金控除の申告が可能となった。(令和3年11月12日現在、国税庁長官より14事業者を指定済み) 【財務省】 規制改革実施計画に掲げられた、医療費控除やふるさと納税についてマイナポータルを通じて申告に必要な情報を取得し自動転記する仕組み(マイナポータル連携)の構築については、医療費通知情報やふるさと納税の制度所管官庁である厚生労働省や総務省等とともに協議を実施し、以下のとおり実現している。 ・ 医療費通知情報については、令和4年2月上旬からのマイナポータル連携を実現 ・ ふるさと納税については、令和3年分の確定申告から、従来の地方公共団体が発行する寄附金受領証明書に加え、寄附の仲介に係る契約を締結した一定の事業者(特定寄附仲介事業者)が発行する特定寄附金の額等を証する書類(電磁的記録を含む。)も確定申告書の添付書類として可能となるよう制度的な対応を行うとともに、これらの証明書について、関係事業者等と協議を実施し、令和4年1月からのマイナポータル連携を実現。 【厚生労働省】 「マイナポータルを通じて申告に必要な情報を取得し、e-Taxへの自動転記を行うことができる仕組み」について、令和2年度税制改正大綱において「措置を講ずる」とされ、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)が令和2年3月31日に公布されたところ、令和4年2月よりマイナポータルを活用したe-Taxへの自動転記を開始。	【総務省】 マイナポータルを通じた寄附金控除の電子申告に係るデータ連携に対応していない他の事業者についても、引き続き、調整を行っている。 【財務省】 規制改革実施計画に掲げられた仕組みである医療費通知情報・ふるさと納税の証明書に係るマイナポータル連携については既に実現済み。 【厚生労働省】 なし	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)			
								措置状況	評価区分	指摘事項	
(10)金融・資金調達に関する規制改革											
平成30年6月15日	投資等分野	47	譲渡制限特約が付された債権の譲渡に関する周知	中小企業等の資金調達の円滑化を図った民法(明治29年法律第89号)の債権関係の改正(以下改正債権法)という。の趣旨を踏まえ、債権譲渡に関する以下の内容を含む政府解釈を、経済団体・業界団体等を通じて国民に幅広く周知する。 ・譲渡制限特約が付されていても、債権の譲渡の効力は妨げられないこと。 ・少なくとも資金調達目的での債権譲渡については、契約の解除や損害賠償の原因とはならないこと。さらに、債権譲渡を行ったことをもって契約解除や取引関係の打ち切り等を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用に当たり得ること。	改正債権法施行まで継続的に措置	法務省 経済産業省 国土交通省	【法務省 経済産業省】 「譲渡制限特約が付されていても、債権の譲渡の効力は妨げられない。」「少なくとも資金調達目的での債権譲渡については、契約の解除や損害賠償の原因とはならない。さらに、債権譲渡を行ったことをもって契約解除や取引関係の打ち切り等を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用に当たり得ること」等を記載した周知紙を作成し、流通団体や関係団体に配布・説明を行った。また、全国複数箇所で行われた親事業者及び下請事業者向けの各セミナーの場を利用し、上記周知紙を配布して周知を図った(117か所、3001名に配布)。 【国土交通省】 中央建設業審議会の助言を踏まえ、公共発注者及び民間発注者に通知を行うとともにHPで譲渡制限特約の考え方を示すなど、周知を行った。	【法務省 経済産業省】 左記の点に関し、必要に応じて継続的に実施。	措置済	フォロー終了	
平成30年6月15日	投資等分野	49	譲渡制限特約が付された債権の金融機関による融資	a 融資先による契約違反を惹起させることに関して金融機関が抱き得るコンプライアンス上の懸念を払拭するため、融資先から譲渡制限特約が付された債権を譲り受けること、担保として取得すること、又はこれらのアレンジをするなどについて、金融機関から示される金融監督上の具体的な懸念点に対して、金融庁の見解をホームページ等において公表する。 b 金融検査マニュアル及びその付属書類は、改正債権法施行前の平成30年度終了後を目途に廃止され、担保価値の評価は、譲渡制限特約の有無による形式的判断ではなく、担保の経済的価値や法的な障害の有無などを勘案した実質的な回収可能性に基づき総合的に判断すべきであることを、金融機関から照会があれば、ホームページ等において公表する。	改正債権法施行まで検討・結論・措置	金融庁	a 改正債権法施行から2年が経過した令和4年3月31日時点でも、金融機関から具体的な懸念点の提示や照会は受けておらず、公表対応は行っていない。 b 令和元年12月18日、金融検査マニュアルを廃止、同日公表した「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」において、「不動産担保や債権担保に関しては、担保管理の状況、担保の処分方法、担保に関する法的な瑕疵の有無、第三債務者の信用状態等を総合的に勘案して実質的な回収可能見込額が算出されているか否かに着目する。例えば、債権担保に関しては、現行民法下では、譲渡禁止特約が付されていることが法的な瑕疵となり得るが、改正民法の施行後は、その改正の趣旨を踏まえた実質的な回収可能額を算出すべきであり、一律に一般担保として認められないわけではない。」と記載。		措置済	フォロー終了	
(11)確定拠出年金に関する規制改革											
平成30年6月15日	投資等分野	52	個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢の引上げ	個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢を65歳に引き上げることについて検討し、確定拠出年金法の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)附則第2条に定められた施行後5年(令和4年1月)を目途とした見直しまでに結論を得る。	平成30年度検討準備開始、準備でき次第検討、施行後5年(令和4年1月)を目途とした見直しまでに結論	厚生労働省	個人型確定拠出年金の年齢要件を勘案して、国民年金の被保険者(※)であれば加入可能とする1年金制度の機能強化のための国民年金法の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)が第201回国会において成立し、公布され、令和4年5月1日の施行に向けて、関係政省令等の整備を行った。 ※国民年金の被保険者資格は、第1号被保険者：60歳未満、第2号被保険者：65歳未満、第3号被保険者：60歳未満、任意加入被保険者：保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっている。	令和4年5月1日の施行に向けて、引き続き周知等を着実に実行。	措置済	解決	
平成30年6月15日	投資等分野	53	企業型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢の見直し	企業型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢を見直し、同一の企業グループ内で転籍した加入者については、60歳以降も加入可能とすることについて検討し、確定拠出年金法の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)附則第2条に定められた施行後5年(令和4年1月)を目途とした見直しまでに結論を得る。	平成30年度検討準備開始、準備でき次第検討、施行後5年(令和4年1月)を目途とした見直しまでに結論	厚生労働省	企業型確定拠出年金の年齢要件と同一事業所要件を撤廃して、厚生年金の被保険者(70歳未満)であれば加入可能とする1年金制度の機能強化のための国民年金法の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)が第201回国会において成立し、公布され、令和4年5月1日の施行に向けて、関係政省令等の整備を行った。	令和4年5月1日の施行に向けて、引き続き周知等を着実に実行。	措置済	解決	
平成30年6月15日	投資等分野	56	私的年金の普及・拡大のための更なる方策の検討	私的年金の更なる普及・拡大のため、加入者の拡大や高齢期の所得確保に資する具体的方策について論点を整理し、確定拠出年金法の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)附則第2条に定められた施行後5年(令和4年1月)を目途とした見直しまでに結論を得る。	平成30年度に検討準備として論点を整理を開始、施行後5年(令和4年1月)を目途とした見直しまでに結論	厚生労働省	確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大や、企業型確定拠出年金加入者の個人型確定拠出年金加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る1年金制度の機能強化のための国民年金法の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)が第201回国会において成立し、令和2年6月5日に公布された。確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大については令和2年10月1日に施行された。企業型確定拠出年金加入者の個人型確定拠出年金加入の要件緩和については令和4年10月1日の施行に向けて、関係政省令等の整備を行った。	令和4年10月1日の施行に向けて、引き続き周知等を着実に実行。	措置済	継続F	引き続き、実施状況を要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)		規制改革推進会議評価		
								措置状況	評価区分	指摘事項		
(1)その他の民間事業者等の要望に応える規制改革												
平成30年6月15日	投資等分野	57	高等学校の遠隔教育における著作権者の利益の適切な保護を図るとともに、著作権者の補償に係る制度上の差異が遠隔教育の推進の障害とならないようにするとの観点も踏まえ、以下の措置を講ずる。 a 補償金額の認可制の下で、額が適正なものとする。 b 補償金額に係る制度設計等を踏まえ、制度上の差異がICT教育推進の障害とならないように、財政面も含め必要な支援について検討を行い、結論を得る。 c 制度上の差異は、今後制度の運用状況も踏まえ、関係者の理解を得つつ検討を行い、速やかに解消すべく取り組む。	著作権者の利益の適切な保護を図るとともに、著作権者の補償に係る制度上の差異が遠隔教育の推進の障害とならないようにするとの観点も踏まえ、以下の措置を講ずる。 a 補償金額の認可制の下で、額が適正なものとする。 b 補償金額に係る制度設計等を踏まえ、制度上の差異がICT教育推進の障害とならないように、財政面も含め必要な支援について検討を行い、結論を得る。 c 制度上の差異は、今後制度の運用状況も踏まえ、関係者の理解を得つつ検討を行い、速やかに解消すべく取り組む。	a 速やかに措置 b 改正法の施行を待たずに、速やかに検討開始、結論を得る c 改正法施行後、速やかに措置	文部科学省	a 「授業目的公衆送信補償金」に関し、教育関係団体への確認やパブリックコメントの結果を踏まえた上で、「改正著作権法第104条の13第1項の規定に基づく授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間(平成30年11月14日文化庁著作権課)を策定した。 本格的に制度が運用される令和3年度以降の有償での補償金の額については、SARTRASから、教育機関の設置者団体への意見聴取を踏まえ可能な限り低廉な額とした案の認可申請があり、文化審議会における議論を経て、「適正な額と認められる」との文化審議会による答申に基づき、令和2年12月18日に、文化庁長官によって認可された。 b 認可された補償金額をベースとして、各設置者において適切に措置が講じられるよう、地方財政措置や予算措置が講じられている。 c 著作権法一部改正のうち教育の情報化に対応した権利制限規定等(授業目的公衆送信補償金制度)は、令和3年度から補償金額を有償として本格実施したところであり、その運用状況も踏まえて検討する予定。	b 補償金規程において、当該規程の実施日から3年を経過する毎に、実施後の状況を勘案し、規程について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされており、当該規程の適切な運用について、文化庁からSARTRASに対し、適宜、指導監督を行っていく。 b 各設置者において適切に措置が講じられるよう必要な取組を引き続き行っていく。 c 著作権法一部改正のうち教育の情報化に対応した権利制限規定等(授業目的公衆送信補償金制度)について、令和3年度から補償金額を有償として本格実施が開始したところであり、その運用状況も踏まえて検討。	検討中	継続F	今後もし引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。	
平成30年6月15日	投資等分野	62	犯罪収益移転防止法によるリース取引のストラクチャーに用いるSPC向け融資に係る取引時確認義務の緩和	貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者である親会社から100%出資SPCである子会社に対する金銭の貸付けを内容とする契約の締結に係る貸金業者の取引時確認義務の緩和について検討し、結論を得る。	平成30年度検討開始、令和元年度結論	警察庁 金融庁	令和2年12月28日に公布・施行された犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令(令和2年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第3号)により、特定事業者がその子会社等を顧客等として行う取引であって、親に当該取引の任に当たっている自然人が委任状を有していること等により当該顧客等のために当該取引の任に当たっていると認められるものについて、取引時確認義務等の対象取引から除外するとし、取引時確認義務を緩和した。		措置済	解決		
平成30年6月15日	投資等分野	70	行政書士が発行する領収書の様式について、IT化の進展や業務の効率化の観点から、業務の実態や日本行政書士会連合会の意見等を踏まえ、様式の指定の要否も含めて見直しを検討し、結論を得る。	行政書士が発行する領収書の様式について、IT化の進展や業務の効率化の観点から、業務の実態や日本行政書士会連合会の意見等を踏まえ、様式の指定の要否も含めて見直しを検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	総務省	領収書には必要な項目が記載されていなければいとする他作業の例もあるため、引き続き、日本行政書士連合会の意見を聞きながら、行政書士が発行する請求書の改正を検討している。 ※行政書士法施行規則(第10条)及び日本行政書士会連合会の定める領収書の基本様式に関する規則の改正が必要となる。	日本行政書士連合会と調整し、必要な項目の精査を継続するとともに、影響等を踏まえた所要の調整を進める。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
(2)新たな需要に応える旅客・貨物運送事業の規制改革												
平成30年6月15日	その他重要課題	2	救援タクシー事業について、タクシー車両を使用して本来業務の遂行を妨げない範囲で行われ、社会通念上貨物運送行為に該当しない「救援事業」の範囲についてより明確化を図る。 b 利用者ニーズや生産性向上と人手不足解消の観点も踏まえ、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)におけるタクシー車両を利用した貨物運送の在り方について、検討を開始する。なお、当該検討については、関係者の意見も踏まえるとともに、輸送の安全及び利用者利益の保護が損なわれないように留意して行う。	救援タクシー事業について、タクシー車両を使用して本来業務の遂行を妨げない範囲で行われ、社会通念上貨物運送行為に該当しない「救援事業」の範囲についてより明確化を図る。 b 利用者ニーズや生産性向上と人手不足解消の観点も踏まえ、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)におけるタクシー車両を利用した貨物運送の在り方について、検討を開始する。なお、当該検討については、関係者の意見も踏まえるとともに、輸送の安全及び利用者利益の保護が損なわれないように留意して行う。	a 平成30年度検討開始・平成30年度結論 b 平成30年度検討開始・令和元年度結論	国土交通省	a 通達発出済み(「タクシー事業者が行う救援事業等について」(平成31年3月28日付付国自旅第306号))。 b 令和2年10月より、全国において貨物自動車運送事業法に基づき食料・飲料の有償運送ができるよう措置。(「タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱い等について」(令和2年9月10日付付国自安第79号・国自旅第201号・国自貨第37号))	b 新制度の運用状況についてモニタリング・検証を実施中。	措置済	継続F	b)について、引き続き、対応状況を要フォロー。	

閣議決定	No.	分野	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
②牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革												
平成29年6月9日	3	農林水産分野	加工原料乳生産者補給金制度の改革	a 加工原料乳生産者補給金等指定措置法(昭和40年法律第112号)を廃止し、生産者が、出荷先等を自由に選べる環境で、経営マインドを持って創意工夫をしつつ所得を増大させるために、指定乳生産者団体に全量委託販売する酪農家に限定することなく、加工原料乳の全ての生産者に補給金を交付し、需給に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るための所定の改正法案を提出する。 b 上記の制度見直しを踏まえて、新制度に関する法令、通達等の運用ルールを新たに整備する。その際、年間販売計画が取用向けと乳製品向けの調整の柔軟性を担保できるものとする。部分委託の適当な利用を認めないルールとすること等留意する。	a 措置済み b 平成29年度措置	農林水産省	a 「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」(平成29年法律第60号)が第193通常国会において成立し、平成29年6月16日に公布。 b-1 「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」の施行に伴う関係法令の整備に関する政令、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を平成29年10月27日に公布。 b-2 「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等」の制定について(29生畜第71号農林水産省生産局長通知)を平成29年10月27日に発出。 b-3 平成30年4月1日に、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」(平成29年法律第60号)が施行。同法に基づき、88事業者に対し、平成30年度の交付対象数量を配分。加工原料乳について生産者補給金等を交付。 b-4 令和元年度の加工原料乳生産者補給金単価、総交付対象数量を平成30年12月13日に決定。 b-5 令和2年度の加工原料乳生産者補給金単価、総交付対象数量を令和元年12月12日に決定。	引き続き、新制度を適切に運用する。	措置済	フォロー終了		
平成29年6月9日	4	農林水産分野	条件不利地域への対応	条件不利地域の生産者の集送乳円滑化の観点から、委託販売や買取販売を行う事業者の集送乳経費を助成する仕組みの運用に当たっては、新たな事業者の参画を可能としつつ、条件不利地域の生産者の生乳が確実に集乳される仕組みを構築する。	平成29年度措置	農林水産省	1) 「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」(平成29年法律第60号)が第193通常国会において成立し、平成29年6月16日に公布。 2) 「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」の施行に伴う関係法令の整備に関する政令、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を平成29年10月27日に公布。 3) 「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等」の制定について(29生畜第71号農林水産省生産局長通知)を平成29年10月27日に発出。 4) 平成30年4月1日に、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」(平成29年法律第60号)が施行。同法に基づき、10事業者を指定事業者として指定し、集送乳調整金を交付。条件不利地域における集送乳を今後も安定的かつ確実に行う体制を整備。 5) 令和元年度の集送乳調整金単価を平成30年12月13日に決定。 6) 令和2年度の集送乳調整金単価を令和元年12月12日に決定。	引き続き、新制度を適切に運用する。	措置済	解決		
④農業競争力強化と地域経済の活性化に向けて農地の活用を促進する規制改革												
平成29年6月9日	6	農林水産分野	農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進	農地中間管理機構による農地の集積・集約化の実績を踏まえ、同機構以外の流動化手法の取扱いを含む中間管理事業の更なる推進に向けた改善策を検討し、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)の施行後5年を目途とした、農地中間管理事業等の在り方を見直しに合わせて着実に実施する。	平成29年検討開始、平成30年度に結論を待次第速やかに措置	農林水産省	農地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理事業に係る手続の簡素化、農地中間管理機構と農業委員会その他の関係機関との連携強化、農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合一体化等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等」の一部を改正する法律が令和元年5月に成立。令和2年4月1日に完全施行。		措置済	フォロー終了		
平成29年6月9日	7	農林水産分野	農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制	適度な転用期待に伴い流動化が進んでいる状況を改善することを目的とする転用利益の徴収等の対策について、その施策の具体化に必要な検討を、No.6の農地中間管理事業に係る改善策の実施と併せて着実に実施する。	平成29年検討開始、平成30年度に結論を待次第速やかに措置	農林水産省	農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号)の施行により、農地転用の不許可要件として、担い手への農地の利用の集積に支障を生ずるおそれがあると認められる場合を追加し、関係政省令とともに、令和元年11月1日に施行した。制度の周知徹底を図るため、同日付で関係通知を発出したほか、農地転用許可制度担当者を対象とした研修会で説明を行う等により周知徹底を図った。	農地転用許可制度の適正かつ円滑な運用を確保するため、引き続き、研修等において制度の周知徹底を図る。	措置済	フォロー終了		
②転載して不利にならない仕組みづくり												
平成29年6月9日	3	人材分野	法定休暇付与の早期化	「法定休暇付与の早期化に関する意見」(平成29年1月26日規制改革推進会議)の内容の実現に向け、労働時間等設定改善指針(平成20年厚生労働省告示第108号)及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針(平成21年厚生労働省告示第509号)を改正し、a 入社初年に年次有給休暇が付与されるまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、b 年次有給休暇の付与日数が20日に達するまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、c 仮に労使協定が締結されたとしても、勤務開始日から一定日数の子の看護休暇及び介護休暇を取得できるようにすることについて、事業場の実情も踏まえ対応することが望ましい旨の記載を追加する。また、労働時間等設定改善指針等の改正後、その普及啓発に積極的に取り組み、休暇の早期付与の状況に関する実態調査を行う。さらに、その調査結果を踏まえ、関係法令の改正を含む更に必要となる方策について速やかに検討を行う。	指針改正について、平成29年度検討・協議、結論を待次第速やかに措置。改正指針の施行後、2年を目途に早期化に関する実態調査を開始。調査結果を待次第、関係法令の改正を含む必要な方策について速やかに検討・結論	厚生労働省	閣議決定の記載を踏まえ、平成29年9月27日に「労働時間等設定改善指針(平成20年厚生労働省告示第108号)」及び「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針(平成21年厚生労働省告示第509号)」を改正し、いずれも平成29年10月1日より適用している。また、改正指針については、厚生労働省において、リーフレットを作成し、日本経団連、連合等の労使団体を通じて周知、厚生労働省のホームページ、広報誌、メールマガジン等による周知、また、平成29年10月以降に開催したシンポジウム・セミナー等を通じた周知に努めている。さらに、全国の労働局及び労働基準監督署でリーフレットを配布するほか、労働局幹部がリーディングカンパニーや地域で社会的影響力が大きい中堅・中小企業の経営トップに働きかけを行う際や、労働局の職員及び働き方・休み方改善コンサルタントによる企業指導等において、改正指針の周知を図っている。また、年次有給休暇の付与の状況について、今年度も調査を実施し状況を把握した(委託事業による調査)。なお、子の看護休暇及び介護休暇についての実態調査については、平成30年度、令和2年度時点の状況を把握している。(厚生労働省「雇用均等基本調査」)	労働時間等設定改善指針及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針については、改正内容も含め、今後も引き続き周知徹底に努めていく予定である。また、子の看護休暇及び介護休暇についての実態調査について、すでに実施済みの調査に加え、令和2年度にも調査を実施しており、その調査結果を踏まえ、関係法令の改正を含む更に必要となる方策について検討を行う。	検討中	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
①税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化											
平成29年6月9日	投資等分野	1	所得税に係る年末調整手続の電子化の推進	ICTの一般の活用等により、被用者・雇用者を含めた社会全体のコストを削減する観点から、電磁的方法による年末調整関係書類の提出を原則として可能とすることについて、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。 その際、被用者が電磁的に交付された控除証明書を活用して簡便に控除申告書を作成し、雇用者に提供することができる仕組みの構築についても検討し、結論を得る。 また、年末調整全体のプロセスの更なる合理化を図る観点から、 ・雇用者を対象とする団体抜特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除の控除申告書等について、事業者内における被用者から雇用者への控除申告書の提出手続の簡素化を図るとともに、 ・今後、マイナポータルと関連事業者や雇用者との間で効率的に情報の連携を行う仕組みの整備及び必要な法制上の措置を前提として、保険料控除・住宅ローン控除といった各種控除に係る情報をマイナポータルに通知し、当該情報を控除の証明書として活用する仕組み等を検討すること、 などについて、その可能性及び方策を、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論	財務省	平成30年度税制改正により、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る控除証明書及び控除証明書(以下「控除証明書等」という。)について、電磁的方法による提出が可能とされたことを受け、国税庁において、被用者が電磁的に交付された控除証明書等を用いて簡便・正確に控除申告書を作成し、雇用者に提出するデータを作成するためのアプリケーション(以下「年調ソフト」という。)を開発し、令和2年10月に公開した。 団体抜特約保険の支払情報については、生命保険協会などで標準的なデータ形式の設定を行っており、契約先企業(雇用者)からのニーズを受け、約7割の契約については当該データ形式により発行されている。 現在既に発行している残りの3割については、契約先企業(雇用者)が望めばいつでもデータ発行が可能であるが、契約先企業の給与システムが団体抜特約保険料のデータ取込み・利用が出来ないなどの理由により、電子発行のニーズがない。 このため、給与システムのベンダーに対し、年末調整手続の電子化に合わせ、団体抜特約保険データの取込み・利用が可能となるような開発を行うよう働きかけを行った。 また、令和3年度年調ソフトにおいて、生命保険会社から取得した団体抜特約の保険情報を基に、従業員ごとの証明書データを作成する機能を追加した。 年調ソフトとマイナポータルを連携させ、マイナポータルを通じて控除証明書など、申告に必要な情報を一括取得し、年調ソフトへの自動入力を行う仕組み(マイナポータル等連携機能)についても令和2年10月からサービス提供を開始している。 令和3年度税制改正により、年末調整関係書類の電子化に際し必要であった税務署長の承認を不要とする環境整備が行われた(所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号))。 また、令和4年度税制改正により、社会保険料及び小規模企業共済等掛金に係る控除証明書について電磁的方法による提出が可能とされたほか、住宅ローン控除について、税務署から納税者に対し年末残高の情報や控除見込額が記載した証明書を電磁的方法により交付する措置が導入された。(所得税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第4号))	令和4年分の年末調整に向けた年調ソフトを令和4年10月に公開予定	措置済	継続F	引き続き、実施状況をつまづフォロー。
平成29年6月9日	投資等分野	2	住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の正本の電子交付を行っていない市区町村に対し、電子交付の導入の意義・効果に関する助言など電子交付の推進に必要な支援を行う。 b 特別徴収税額通知(納税義務者用)の従業員への交付について、事業者の負担を軽減しつつ全体としての事務の効率化を図るため、事業者に電子的に送信して従業員が取得できるようにする、マイナポータルを利用して事業者を経由せずに従業員が取得できるようにするなどの可能性を検討し、できるだけ早期に結論を得る。	a 平成29年度付の導入の意義・効果に関する助言など電子交付の推進に必要な支援を行う。 b 平成29年度検討・結論を得るだけ早期に結論を得る。	総務省	a 令和3年度税制改正において、令和6年度課税分から、特別徴収義務者(事業者)が求めた場合、市区町村は電子的に送付することが義務づけられたことを踏まえ、電子的通知の導入をより一層推進していただけるよう、全地方団体を対象とする説明会や発出文書において依頼した。 b 令和3年度税制改正において、令和6年度課税分から、個々の納税義務者(従業員)に電子的に送付できる体制を有する特別徴収義務者(事業者)が求めた場合、市区町村は電子的に送付することが義務づけられたことを踏まえ、市区町村やベンダー等の関係者に対しシステム改修等必要な対応について周知及び助言を行った。	a 引き続き、地方団体に対して説明会や通知によって電子的通知の推進を依頼していく。 b 引き続き、市区町村やベンダー等の関係者に対しシステム改修等必要な対応について周知及び助言を行っている。	未措置	継続F	引き続き、実施計画に沿った措置が講じられるようフォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
平成29年6月9日	投資等分野	3	社会保険 関連手続の見直し ①(オンライン申請)利用者の大幅な改善	<p>a 従来員の社会保険・労働保険に係る諸手続における事業者の負担軽減のため、デジタルファースト原則に基づき、一定規模以上の事業所が日本年金機構に提出する算定基礎届等の電子申請の義務化を始め、オンライン申請の利用率(平成27年度9.6%)の大幅な向上に向けて、令和2年度までに電子化を徹底するための工程表を策定し、実施する。</p> <p>b 社会保険・労働保険関連手続が電子申請可能であることについて、企業への直接訪問やHP等を適した周知広報を促進し、全ての年金事務所・ハローワーク等の申請窓口(インターネット)を設置するとともに、利用促進用の申請案内の意欲的な設置や事業主向け説明会における電子申請のデモンストレーションを最大限実施し、窓口の職員から電子申請の利用を促すようデジタルファーストを徹底し、組織を挙げた利用促進を行う。</p> <p>c 社会保険・労働保険関連機関における業務フローを可視化し、電子申請の利用を前提とした最適化を行い、処理時間を短縮する方針について検討し、結論を得た上で、標準処理時間を設定する。</p>	<p>a 平成29年上期に工程表を策定</p> <p>b 平成29年度以降継続的に措置</p> <p>c 平成29年度検討・結論</p>	厚生労働省	<p>a 平成29年6月30日に「社会保険・労働保険関連手続の電子化推進(工程表)」を策定し、厚生労働省のホームページにおいて公表している。また、工程表に盛り込まれた事項のうち、算定基礎届等の電子申請の義務化については、健康保険法施行規則、厚生年金保険法施行規則、労働保険法施行規則(厚生年金)に関する法律施行規則(以下「健康保険法施行規則」という。)、雇用保険法施行規則及び厚生労働省関係法令による健康保険の徴収に関する法律施行規則(以下「右様法施行規則」という。))を改正し、令和2年4月から、大企業の事業所については、下記の手続について電子申請を義務化することとした。</p> <p>【義務化する手続】</p> <ul style="list-style-type: none"> <健康保険・厚生年金保険> <ul style="list-style-type: none"> -被保険者報酬月額算定基礎届提出(健康保険・厚生年金) (健康保険法施行規則第26条、厚生年金保険法施行規則第18条) -被保険者標準報酬月額算定届提出(健康保険・厚生年金) (健康保険法施行規則第28条、厚生年金保険法施行規則第19条) -被保険者支払届出(健康保険・厚生年金) (健康保険法施行規則第27条、厚生年金保険法施行規則第19条の5) <労働保険> <ul style="list-style-type: none"> -雇用保険料申告書(徴収法施行規則第24条) -増加算定保険料申告書(徴収法施行規則第25条) -増定保険料申告書(徴収法施行規則第33条) -一級別給付金申告書(石井法施行規則第28条の2) <雇用保険> <ul style="list-style-type: none"> -雇用保険被保険者資格取得届出(雇用保険法施行規則第6条) -雇用保険被保険者資格喪失届出(雇用保険法施行規則第7条) -雇用保険被保険者転勤届出(雇用保険法施行規則第13条) -高齢者雇用継続給付基本給付金の支給申請手続 (雇用保険法施行規則第101条の5) -育児休業給付金の支給申請手続 (雇用保険法施行規則第101条の30) <p>なお、工程表に記載されているその他の項目については、「社会保険関連手続の見直し」①(オンライン申請利用者の大幅な改善)のb、c、「社会保険関連手続の見直し」②(オンライン申請の活用による手続の見直し)のb、cのとおり実施している。</p> <p>b</p> <ul style="list-style-type: none"> <各保険共通> <ul style="list-style-type: none"> -全国社会保険労務士協会に対し、電子的申請の利用促進に係る協力依頼を実施 -大企業に対する直接訪問による利用勧奨・意見聴取を実施 -ホームページや関連団体機関等の他、Twitter、Facebook等のSNSをはじめとした新たな広報展開を実施 -コールセンターに直接対応可能な取組の一環として、電話による案内では対応が十分でないケースについて、来訪者やサービス利用者等に対して、ニーズ調査を実施した。 <厚生年金保険> <ul style="list-style-type: none"> -電子申請の利用促進の動画を作成し、各年金事務所の待合室等に設置しているモニターや日本年金機構ホームページで動画を放映 -電子申請の利用促進用のリーフレットを作成し、算定基礎届説明会や事業所調査において配布するとともに、保険料告知に係る送付書への用封を要する。 -電子申請の利用促進に必要な知識を習得するため、日本年金機構の電子申請担当者に対するテレビ会議による研修を実施 -令和2年4月より、資格取得届等の一部の手続について、G2C2Dを活用したIDパスワード方式による社会保険手続の電子申請を開始。また、同月より、G2C2Dを利用し、簡単に電子申請ができるよう機能改善を行った「届書作成プログラム」を日本年金機構HP上に公開。 -令和2年度より電子申請義務化の対象事業所(資本金1億円超等)や被保険者10人以上の事業所で、電子申請を利用していない事業所に対し、電話等により、操作説明などのサポートも含めた集中的な利用促進を実施。令和3年度からは納税の取組対象を被保険者数51以上の事業所まで広げて実施。 <労働保険> <ul style="list-style-type: none"> -各労働局及び労働基準監督署に対して、電子申請に関する周知・利用促進の徹底を指示(労務士等への利用案内や窓口でのハンドブック手交、年一回のデモンストレーションの積極的実施) -窓口職員への周知啓発のため、電子申請用教材を作成 -事業主に労働保険年度更新申告書を送付する際、電子申請に係る周知文書を同封 -監督等への改善等向けに電子申請体験コーナーを設置 -監督等への改善等に電子申請利用促進に関する電子申請利用促進相談員を設置 <雇用保険> <ul style="list-style-type: none"> -各労働局関係労働局に対し、事業所訪問の積極的な実施、ハローワークにおける勧奨リーフレットの配発、事業主向け説明会でのデモンストレーションの徹底等を実施して指示 -制度に関する部分も含め、電子申請に係る質問にこれまで以上に適切な対応を行えるよう、コールセンターのQ&Aを充実させた。 -令和2年度以降開始となる電子申請の義務化、G2C2D(法人認証基盤)を活用したIDパスワード方式による電子申請の開始に向けて、雇用保険の適用事業所(約220万事業所)へパンフレットを送付する等の周知を実施した。 <p>c</p> <ul style="list-style-type: none"> <厚生年金保険> <ul style="list-style-type: none"> -日本年金機構における電子申請の業務フローの分析を行うとともに、効率的な事務処理を行うためのマニュアルを策定した。 -令和2年3月より、電子申請手続における課題を整理したうえでシステム改善を行い、データのシステムチェックや審査・決裁事務の効率化(※)を実施した。 (※ 形式的なチェックや入力ミス・記載漏れ等による返戻システム上で行い、職員が審査するプロセスを減らすことにより、正しいデータが、迅速かつ確実に処理されるようになる) -事業主からの改善要望(健康保険被保険者証の早期交付に向けて、電子申請による資格取得届等の健康保険被保険者関係届について原則2営業日以内に全国健康保険協会へ資格情報を提供することを旨とする日本年金機構令和3年度計画)に明記した。 -令和3年4月において、電子申請による届出に係る平均処理日数は、資格取得届で120.5日(平成31年3月)は3.3日、令和2年4月(1.4日)、被扶養者異動で120日(令和2年1月)は1.8日、令和2年(1.8日)に短縮した。 -電子申請による資格取得届等の健康保険被保険者関係届について原則2営業日以内に全国健康保険協会へ資格情報を提供することを維持する旨を日本年金機構令和4年度計画に明記した。 <健康保険> <ul style="list-style-type: none"> -マイナポータルによる電子申請環境の一部義務化等、電子申請環境の利用を前提とした運用を令和2年11月から開始した。 <労働保険> <ul style="list-style-type: none"> -業務フローにおいて、労働局にヒアリング及び確認を行い、利用率向上及び処理時間短縮に係る方策を検討した。 <雇用保険> <ul style="list-style-type: none"> -業務フローについて、労働局にヒアリング及び確認を行い、利用率向上及び処理時間短縮に係る方策を検討し、業務フローの見直しやシステム改善を実施した。 -令和2年度に新たに1労働局において雇用保険電子申請事務センターを設置(計47労働局において設置完了) 	<p>a 「社会保険・労働保険関連手続の電子化推進(工程表)」に基づき、社会保険・労働保険関連手続のオンライン申請の利用等の推進に向けた取組を、引き続き進めていく。</p> <p>なお、工程表に記載されているその他の項目については、「社会保険関連手続の見直し」①(オンライン申請利用者の大幅な改善)のb、c、「社会保険関連手続の見直し」②(オンライン申請の活用による手続の見直し)のb、cのとおり実施する予定。</p> <p>b</p> <ul style="list-style-type: none"> <各保険共通> <ul style="list-style-type: none"> -引き続き、以下のような組織を挙げた利用促進を行う予定。 <ul style="list-style-type: none"> -全国社会保険労務士協会に対し、電子的申請の利用促進に係る協力依頼を行う。 -大企業に対する直接訪問による利用勧奨・意見聴取を行う。 -TwitterやFacebook等による周知広報を行う。 -電子申請手続について、制度に関する部分も含め相談できるようコールセンターを充実させる。 -電子申請について紙媒体での届出よりも優先して受付処理を行うことで電子申請へのインセンティブを付与する。 <厚生年金保険> <ul style="list-style-type: none"> -電子申請の利用促進について、令和4年度は、新たに義務化対象となる事業所を重点に電子申請へシフトさせるとともに、令和3年度に集中的な取組対象とした被保険者51人以上事業所のうち電子申請未実施である事業所への集中的な取組を継続することとし、電子媒体の利用状況など事業所の特性やニーズに応じた訪問、電話、文書、動画を活用した利用促進を進めるとともに、短時間労働者への適用拡大等の他の施策と併せて周知・広報を行う。また、それ以外の電子申請未実施である事業所に対しても、他の施策に係る周知・広報と併せて取組するなど電子申請促進の取組を行う。 <労働保険> <ul style="list-style-type: none"> -引き続き事業主に対して、説明会や窓口において、電子申請に係るデモンストレーションを実施する。 <雇用保険> <ul style="list-style-type: none"> -事業主向け説明会を実施するとともに、ハローワーク等に来訪する事業主に対して、実際の申請画面を利用したオンライン申請の申請方法、特長等の説明、デモンストレーションを行い、電子申請のPRを行う。 <p>c</p> <ul style="list-style-type: none"> <労働保険> <ul style="list-style-type: none"> -引き続き利用率向上及び処理時間短縮に向け、以下の方策を実施する予定 <ul style="list-style-type: none"> -電子申請の初期設定代行サービス事業の実施 -行政側の電子申請に係る処理時間を短縮するため、電子申請を集中的に処理できる専門員を配置 	未措置	継続F	<p>a)については検討中・未措置のため、引き続き対応状況を要フォロー。</p>

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
平成29年6月9日	投資等分野	3	社会保険関連手続の見直し①(オンライン申請利用率の大幅な改善)				<ul style="list-style-type: none"> <労働保険> <ul style="list-style-type: none"> 各労働局及び労働基準監督署に対して、電子申請に関する周知・利用促進の徹底を指示(社労士会等への利用促進や窓口でのパンフレット手交、年1回のデモンストレーションの積極的実施等) 窓口職員への周知啓発のため、電子申請用教材を作成・事業主に労働保険年度更新申告書を送付する際、電子申請に係る周知文書も同封 監督署への業者向けに電子申請体験コーナーを設置 監督署への業者向けに電子申請利用を勧奨する電子申請利用促進相談員を設置 <雇用保険> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県労働局に対し事業所訪問の積極的な実施、ハローワークにおける勧奨リーフレットの配架、事業主向け説明会でのデモンストレーションの実施等を改めて指示 制度に関する部分も含め、電子申請に係る質問にこれまで以上に適切な対応を行えるよう、コールセンターのQ&Aを充実させた。 令和2年度以降開始となる電子申請の義務化、G BizID(法人認証基盤)を活用したIDパスワード方式による電子申請の開始に向けて、雇用保険の適用事業所(約220万事業所)へナビを送付する等の周知を実施 <厚生年金保険> <ul style="list-style-type: none"> 日本年金機構における電子申請の業務フローの分析を行うとともに、効率的な事務処理を行うためのマニュアルを策定した。 電子申請に係る処理時間を短縮するため、業務フローの見直し(※)について検討を行い、システム改修を実施した。 ※ 形式的なチェックや入ミス・記載漏れ等による返戻をシステム上でを行い、職員が審査するプロセスを減らすことにより、正しいデータが、迅速かつ着実に処理されるようにする。 <健康保険> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険については、これまで電子申請環境が存在せず、本年度の検討の結果、マイナポータルによる電子申請環境の整備を進めることが決まったところであり、本取組は今後に検討を実施することとしている。 <労働保険> <ul style="list-style-type: none"> 業務フローについて、労働局にヒアリング及び確認を行い、利用率向上及び処理時間短縮に係る方策を検討した。 <雇用保険> <ul style="list-style-type: none"> 業務フローについて、労働局にヒアリング及び確認を行い、利用率向上及び処理時間短縮に係る方策を検討し、業務フローの見直しやシステム改修を実施した。 平成31年度に新たに9労働局において雇用保険電子申請事務センターを設置(計48労働局において設置) 	未措置	継続F	<ul style="list-style-type: none"> g)については検討中・未措置のため、引き続き、対応状況を要フォロー。 	
平成29年6月9日	投資等分野	4	社会保険関連手続の見直し②(オンライン申請の活用による手続の見直し)	<ul style="list-style-type: none"> a 従業員の入退社などに際し、厚生年金保険・健康保険・労働保険それぞれの法律に基づきそれぞれの様式でそれぞれの窓口への届出を求めている状況を改め、「同じ情報は一度だけしか求めない」ようにするための方策を検討し結論を得て、実施する。 b 外部連携API対応の労務管理等ソフトウェアについて、年数回程度であったソフトウェアベンダーとの協議について、開催頻度を上げて実施するとともに、受け付けた意見を踏まえて対応した結果を公表する。かかる意見を踏まえ、外部連携APIによる申請を普及促進し、ユーザビリティを向上させるための施策を実施する。 c 企業が従業員を代理し、又は同意を得ていることを証するために付している従業員本人の押印・署名を省略することについて検討し、結論を得た上で措置する。 d 健康保険組合における事業者の申請手続の事務処理の把握を行い、申請元事業者の利便性を改善する方策について検討し、結論を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> a 平成29年度検討・結論 b 平成29年度措置 c 平成29年度検討・結論・措置 d 平成29年度検討・結論 	総務省(デジタル庁) 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> a. 電子申請の推進と併せて、なお一定程度残ると考えられる紙媒体での届出について、令和2年1月より、厚生年金保険、健康保険(※1)、労働保険及び雇用保険の各手続において届出契機が同じ4種の手続(※2)の届出様式を統一し、事業者の届出負担の軽減を図った。 ※1 健保組合を除く ※2 新規適用届(適用事業所設置届、労働保険関係成立届)、適用事業所全廃届(適用事業所廃止届)、被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届 また、統一様式については、受付窓口を統一し、年金事務所、労働基準監督署及びハローワークにおいてそれぞれ一括し、受け付けを開始した。 b. 外部連携API対応の労務管理等ソフトウェアに関するソフトウェアベンダーとの協議については、「社会保険・労働保険関連手続の電子化推進(工程表)」に沿って年6回以上(2020年度は6回)実施し、本年度11月のe-Gov更改では、開発者ポータルとして、「e-Gov Developer」を新設し、ソフトウェアベンダーとの情報共有を促進した。 c. <各保険共通> 事業主による届出又は事業者を経由して提出される届出のうち、従業員本人の押印・署名を求めている届出(20種類)については、当該押印・署名を廃止する措置を講じた(～令和2年12月)。 d. <健康保険> マイナポータル等を利用した電子申請環境を構築し、令和2年11月から運用を開始した。環境が整った健康保険組合より電子申請を受け付け、事業者による電子申請に対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> b. 外部連携API対応の労務管理等ソフトウェアに関するソフトウェアベンダーとの協議について、引き続き年6回以上の頻度で実施するとともに、より広くソフトウェアベンダーから意見を募集する機会を設ける予定。また、引き続き、対応した結果について公表を行う予定。 d. <健康保険> マイナポータルを利用した電子申請環境を構築し、令和2年11月から運用を開始し、環境が整った健康保険組合より電子申請環境による申請を実施する。 	措置済	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)		規制改革推進会議評価		
								措置状況	評価区分	指摘事項		
			②官民データ活用									
平成29年6月9日	投資等分野	5	地方自治体等の保有データの活用	<p>a 地方自治体における非識別加工情報の加工やその活用について、総合的なルール整備がなされるよう、地方自治体の意向を十分に踏まえてルール整備を進めるための意見交換の場を早急に設ける。当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても、地方自治体の意向を十分に踏まえて検討する。</p> <p>b 地方自治体において、非識別加工情報の加工やその取扱いに関する委嘱、人的リソースの不足に伴う対応困難といった問題が発生することを回避するため、地方自治体から非識別加工情報の作成を委託する共同委託機関の設置又は創出を促すための取組を行う。</p> <p>c 地方自治体に係る非識別加工情報の加工やその取扱いについての公的な事前相談窓口を設ける。</p> <p>d 国の行政機関等及び民間事業者を対象とする、非識別加工情報(匿名加工情報)の加工やその取扱いについての公的な事前相談窓口を設ける。</p>	<p>意見交換の実施は平成29年度上期措置、立法措置による解決という可能性の検討は平成29年度結論</p> <p>b立法措置による解決という可能性の検討と並行して検討し、平成29年度結論</p> <p>d平成29年度上期措置</p>	個人情報保護委員会 経済省	<p>【総務省】</p> <p>○「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定)を踏まえ、地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会を実施。</p> <p>その上で、</p> <p>○平成30年8月より「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会(以下「検討会」という。)」を開催し、検討を進めてきたこと。</p> <p>○具体的には、検討会を開催し作成組織の在り方について令和元年5月に「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する中間とりまとめ」として、論点を整理。</p> <p>○また、作成組織の事業採算性等についても、有識者WGにおいて検討した。結果、現時点において、作成組織の仕組みに関しては、非識別加工情報のニーズが十分に見込めるとはいえないことや、地方公共団体とのデータ受渡し等にとの程度の調整コストを要する等、様々な不確定要素があるため、事業採算性を明確に評価することは難しい状況にある等とされた。</p> <p>○さらに、個人情報保護委員会に対して外部から官民を通じた個人情報の取扱いに関する指論が多数なされたことを受け、12月より同委員会において条例の法による一元化を含めた地方公共団体の個人情報保護制度の在り方について懇談会が設置されたことを踏まえ、作成組織の取扱いについては、こうした検討の動向において、データ利活用の推進策の観点から、検討・整理されることが適切であるとされたこと。今後は、個人情報保護委員会の検討に協力する方針。</p> <p>【個人情報保護委員会】</p> <p>(d)について</p> <p>○非識別加工情報の加工やその取扱いについての公的な相談窓口として、改正行政機関個人情報保護法等に基づき、行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所を平成29年5月30日に開設し、国の行政機関及び民間事業者等からの問合せに対応している。</p>	【総務省】	<p>【個人情報保護委員会】</p> <p>(d)について</p> <p>○令和4年4月1日より行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法が廃止され、個人情報保護法に一本化され、その所管が個人情報保護委員会に一元化する。改正後の個人情報保護法に基づき、行政機関等匿名加工情報のみならず個人情報保護法全般の相談に一元的に対応する総合案内所(個人情報保護法相談ダイヤル)を整備する。</p> <p>※改正後の個人情報保護法において、行政機関非識別加工情報及び独立行政法人等非識別加工情報に相当するものとして行政機関等匿名加工情報について規定されている。</p>	措置済	フォロー終了	
平成29年6月9日	投資等分野	8	不動産登記のデータ整備(相続登記の促進)	<p>a 不動産登記上の所有者と実体上の所有者とのかみ離れ状況を把握するため、相続登記未了のおそれのある土地がどの程度あるかなどについて調査し、その結果を公表する。</p> <p>b 相続登記の必要性について意識を高めるために、法定相続情報証明制度を利用する相続人に対し、相続登記のメリットや放置することのデメリットを登記官が説明するなど相続登記を促進するための働きかけを行う仕組みを構築した。</p> <p>c 相続登記が長期にわたり未了となっている土地の解消に向けて、死亡情報・相続人情報も含め土地所有者情報を把握すべく、マイナンバーの利用が検討されている戸籍との連携など制度改正を含めて具体的な施策を検討し、結論を得た事項につき、具体的な施策を検討し、結論を得た事項につき、具体的な施策を講ずる。</p>	<p>a平成29年度上期措置</p> <p>b平成29年度上期措置</p> <p>c平成29年度検討開始、結論を得た事項につき措置</p>	法務省	<p>a平成29年6月に不動産登記簿における相続登記未了土地調査の結果を法務省ホームページで公開した。</p> <p>b法定相続情報証明制度を創設し、同制度を利用する相続人に相続登記の直接的な促しを実施している。</p> <p>c相続登記が長期にわたり未了となっている土地の解消に向けた不動産登記法の特例について、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)が平成30年通常国会で成立。同年11月15日から施行され、同法第40条に基づき長期相続登記未了土地解消作業を実施している。また、所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しとして、登記所が他の公的機関から所有権の登記名義人の死亡情報等を取得して不動産登記に反映させるための仕組みを設けること等内容とする民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)案が令和3年通常国会で成立した。</p>	c引き続き、長期相続登記等未了土地の解消作業を実施し、法定相続情報の整備を行う。	措置済	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。	
平成29年6月9日	投資等分野	9	不動産登記情報の公開の在り方	<p>不動産データにおける登記情報の重要性に鑑み、個人情報保護に留意した上で、国民の利便性向上の観点から、情報範囲を限定した無償公開の可否も含めて登記情報の公開の在り方について検討し、所要の見直しを行う。</p>	<p>平成29年度結論</p> <p>計開始、平成30年度結論</p>	法務省	<p>土地の所在・地番については、G空間情報センター(地理空間情報の活用推進を図るため、地図情報、画像情報、防災情報などの地理空間情報を容易に検索・入手・利用でき、官民データを活用する多様な主体が連携する基盤としての機能を有するもの)への登録所備付地図等のデータの提供を併せて提供することに向けて引き続き検討を進めている。</p> <p>また、不動産登記に係るデータの公開の在り方については、費用負担の公平性に関する課題や、個人情報保護に関する具体的な議論等を踏まえつつ、「包括的データ戦略」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、デジタル庁と連携しつつ、検討を進めている。</p>	引き続き、G空間情報センターへの情報の提供及びベース・レジストリの整備に関する検討を進める予定。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
④IT時代の遠隔教育												
平成29年6月9日	投資等分野	13	遠隔教育の本格的推進のための施策方針	遠隔教育は現行制度においても実施可能であるが、教育の質の一層の向上の観点から、その本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者等への周知その他必要な方策を講ずる。	平成29年度検討開始、平成30年度上期結論・措置	文部科学省	平成27年度～29年度に行った、過疎地域や離島等の人口減少地域の小規模学校等における遠隔合同授業に関する実証事業の成果等を整理し、「遠隔学習導入ガイドブック」として取りまとめるとともに、平成30年度から、多様な学習や専門性の高い授業等の実現に資することが期待される。遠隔教育システムの導入促進に係る実証研究を実施。 また、「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」を設置し、遠隔教育の推進に向けた具体的方策の議論や、遠隔教育を実施している学校へのヒアリング等を実施。その議論等を踏まえ、平成30年9月14日に「遠隔教育の推進に向けた施策方針」を取りまとめ、広中学校関係者への周知を行うとともに、病気療養用に対する病院や自宅等における遠隔教育に関して、小・中学校段階の病気療養用について、受発側に当該校の当該教科の免許状を保有する教員がない場合にも、一定の要件の下で「出席扱い」とし、学習成果を評価に反映できるよう措置。	引き続き、施策方針等の周知に努めるとともに、「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」を踏まえ、遠隔教育を更に推進。 さらに、「GIGAスクール構想」を推進することにより、遠隔教育の実施等のICT活用の基盤となるICT環境を令和の時代のスタンダードとして実現していく。	措置済	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。	
平成29年6月9日	投資等分野	14	免許外教科担任の縮小に向けた方策	a 免許外教科担任という専門外の教員が授業を行っていることによる教育の質及び教員の負担の問題について、現状においても実施可能な遠隔授業の推進や研修の充実等を各都道府県教育委員会に促すことにより、教育の質の向上及び教員の負担軽減を図る。 b 免許外教科担任制度について、学期中の急な欠員のために許可するような場合等に限られるよう、各都道府県教育委員会に指導する等によって段階的に縮小すべく、免許外教科担任の許可について承認を調査し、これを踏まえて許可を行う場合の考え方や留意事項等について検討し、整理する等制度の在り方の見直しについて検討する。	a 平成29年度以降継続的に実施 b 平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置	文部科学省	a 「免許外教科担任の在り方に関する調査研究協力者会議」の報告書及び「免許外教科担任の許可等に関する指針」に基づき、免許外教科担任の更なる縮小と遠隔システムの活用などにより免許外教科担任する教員の負担の軽減及び教育の質の向上に努めるよう、平成30年10月5日文部科学省初等中等教育局教育人材課長通知を各都道府県委員会に対し通知を发出。 b 平成29年12月に設置した「免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議」において、免許外教科担任の縮小に向けた方策について検討し、平成30年9月に報告書を取りまとめるとともに、同報告書に基づき、同年10月、「免許外教科担任の許可等に関する指針」を策定。また、都道府県教育委員会に引き続き免許外教科担任制度の適切な運用を行うよう平成30年10月5日文部科学省初等中等教育局教育人材課長通知を发出。	平成30年10月に策定した「免許外教科担任の許可等に関する指針」に基づき、引き続き都道府県教育委員会と連携しながら、免許外教科担任の縮小、免許外教科担任する教員の負担の軽減及び教育の質の向上に取り組み。	措置済	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。	
平成29年6月9日	投資等分野	15	高等学校の遠隔教育における著作権法上の問題の解決	平成27年4月から高等学校で解禁された「間隔双方型の遠隔授業」における著作権制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成29年度検討・結論・措置	文部科学省	「間隔双方型の遠隔授業」の実施にあつた著作権制度上の課題について、文化審議会著作権分科会において検討を行い、平成29年4月、「文化審議会著作権分科会報告書」を取りまとめた。さらに、平成29年6月、高等学校の遠隔教育を推進するための著作権制度上の課題への対応の在り方について、著作権分科会としての考え方を取りまとめた。これを踏まえた「著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）」が平成30年5月に公布され、令和2年4月28日に「教育の情報化に対応した権利制限規定等（35条等）」に係る改正事項が施行された。		措置済	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。	
⑦次世代自動車（燃料電池自動車）関連規制の見直し												
平成29年6月9日	投資等分野	26	水素充てん時の車載容器総括証票等の確認の不要化等	将来的な水素燃料電池自動車の本格普及を見据え、水素充てん時の車載容器の安全確認の在り方に関し、車載容器総括証票等の確認に係る事業者の問題意識と提案を含む関係者の意見を踏まえ、水素充てん規制に関する自動車の使用者や水素スタンド事業者の負担及び水素スタンドの安全性確保の観点から、検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省 国土交通省	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	車載容器総括証票の記載事項及びその運用等、事業者の考え方を基に安全性の検討を行い、保安上の課題が解決するであれば、検討を進める。	措置済	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
平成29年6月9日	投資等分野	31	水素スタンドに併設する小規模な水素出荷設備に係る保安統括者等の選任を保安監督者により代替した場合における保安体制の在り方について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。		平成29年度検討開始	経済産業省	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	検討会における議論を踏まえ、業界においてリスク評価を踏まえた事業者案が提案された場合、引き続き事業者案を基に検討を進める。	措置済	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
平成29年6月9日	投資等分野	38	水素スタンド設備に係る技術基準の見直し	最新の知見を踏まえ、水素スタンドのリスクアセスメントを事業者等が有識者及び規制当局の協力を得て再実施するとともに、当該リスクアセスメントの結果に基づき、水素スタンド設備に係る技術基準の見直しを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	令和元年度までにリスクアセスメントを実施、当該結果を踏まえ検討・結論	経済産業省	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、リスク評価を踏まえた事業者案を基に安全性の検討を実施、示された検討の方向性を踏まえ、法的な検討を実施。	検討会における議論を踏まえ、法的な検討を進める。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
平成29年6月9日	投資等分野	47	燃料電池自動車用高圧水素容器に係る特別充てん許可の簡素化	高圧ガス保安法に基づく特別充てん許可制度について、一つの申請によって複数の許可を受けることを可能とするなど、特別充てん許可の簡素化について検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	特別充てん許可の簡素化を図れないが、事業者案を基に検討を進める。 また、当番はNo.49の議論と一体のものとして扱う。	措置済	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
平成29年6月9日	投資等分野	49	燃料電池自動車に関する事務手続の合理化	燃料電池自動車に関する事務手続の在り方について、事業者の負担等の観点から検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省 国土交通省	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会及び高圧ガス保安室における委託事業(令和3年度)において、事業者案を基に検討を実施。これらの検討を踏まえ、燃料電池自動車等の高圧ガス保安法からの適用除外を含む「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案」を令和4年3月4日に閣議決定。	燃料電池自動車等の高圧ガス保安法からの適用除外を含む「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案」を第208回通常国会に提出予定。引き続き申請方法の合理化や書類の省略等、事業者の負担の観点から事務手続の在り方について、両省において検討を進める。	措置済	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。
平成29年6月9日	投資等分野	54	会社単位での容器等製造業者登録及び型式承認の取得	会社単位での容器等製造業者登録及び型式承認について、事業者の考え方を基に安全性の検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	No.49と一体のものとして、水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会及び高圧ガス保安室における委託事業(令和3年度)において、事業者案を基に検討を実施。これらの検討を踏まえ、燃料電池自動車等の高圧ガス保安法からの適用除外を含む「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案」を令和4年3月4日に閣議決定。	燃料電池自動車等の高圧ガス保安法からの適用除外を含む「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案」を第208回通常国会に提出予定。引き続き会社単位での容器等製造業者登録及び型式承認について、事業者の考え方を基に検討を進める。	措置済	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。
平成29年6月9日	投資等分野	57	燃料電池自動車用高圧水素容器の充てん可能期間の延長	15年を超えた燃料電池自動車用高圧水素容器の安全性について、事業者案を基に検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	充てん可能期間を延長した場合に容器の安全性が確保される方策について、事業者案を基に検討を進める。	措置済	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。
平成29年6月9日	投資等分野	60	燃料電池自動車販売終了後の補給用タンクの供給	燃料電池自動車用高圧水素容器及び複合容器用圧力の充てん可能期間について検討し、業界団体等における研究開発により管理状態での劣化に関するデータや未使用期間における管理方法等が示された場合には、その安全性について検討を開始する。	必要データが示された場合には、検討開始	経済産業省	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	事業者から未使用期間における管理方法や管理方法による劣化速度の変異に関するデータ等の必要なデータが提示された場合には、事業者案を基に検討を進める。	措置済	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。
平成29年6月9日	投資等分野	61	水素・燃料電池自動車関連規制に関する公開の場での検討	「7次世代自動車(燃料電池自動車)関連規制の見直し」の水素・燃料電池自動車関係の各検討項目について、規制当局、推進部局、事業者・業界等の関係者、有識者を交えた公開の場での検討を開始する。	平成29年度に公開の場での検討を開始	総務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省	安全確保を前提に水素・燃料電池自動車関連規制のあるべき姿を幅広く議論し、科学的知見に基づく規制見直しを進めるべく、規制当局、推進部局、事業者・業界等の関係者、有識者を交えた公開の検討の場である「水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会」を平成29年8月から開催し、検討を実施中。	措置済み	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
⑧その他												
平成29年6月9日	投資等分野	62	LNGローリー車への充てん量上限の引上げ	業界団体等による安全性に関する技術的検証に基づいた案を基に、LNGローリー車への充てん量上限の引上げを検討する。	業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が出され次第検討開始	経済産業省	業界団体等が安全性に関する技術的検証を行う方向で検討を行っているところ。	業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が提出された場合には、業界団体等の案を基に検討を進める。	検討中	継続F	引き続き、検討状況要フォロー。	
平成29年6月9日	投資等分野	63	遠隔監視による高圧ガス製造設備の保安業務の推進	業界団体等による安全性に関する技術的検証に基づいた案を基に、高圧ガス製造施設に常駐させる保安係員の代替として、ICTの活用による遠隔監視を認められるかを検討する。	業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が出され次第検討開始	経済産業省	業界団体等が安全性に関する技術的検証を行っているところ。	引き続き、業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案を基に検討を進める。	検討中	継続F	引き続き、検討状況要フォロー。	
平成29年6月9日	投資等分野	74	IT-Construction施策推進に向けた電子納品のクラウド化	公共工事等における成果品については、インターネットを活用した電子納品について検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論	国土交通省	情報共有システムを活用したオンライン電子納品の設計、構築、テストを実施し、令和3年12月より、全ての土木工事を対象に、情報共有システムを活用したオンライン電子納品の本運用を実施。	—	措置済	解決		
平成29年6月9日	投資等分野	78	特定行政書士による戸籍謄本等の交付請求	特定行政書士についても、不服申立て手続の代理業務に必要な場合には戸籍謄本等の交付請求が可能とするについて検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	法務省	戸籍法改正の機会に併せて、戸籍法第10条の2第4項の規定に行政書士に関する事項を追加することについての可否を含めて引き続き検討中。	戸籍法改正の機会に併せて、戸籍法第10条の2第4項の規定に行政書士に関する事項を追加することについての可否を含めて引き続き検討を行う。	検討中	継続F	引き続き、検討状況要フォロー。	
③第二種運転免許受験資格												
平成29年6月9日	その他重要課題分野	8	第二種運転免許受験資格	第二種運転免許受験資格の年齢要件の根拠の更なる適正分析が必要である、少子化等を背景に運転手不足が深刻化する中、年齢要件に一切の特例措置がなかった若年者が旅客自動車運送事業の運転手への志望を失う状況にあるとの指摘に加え、自動車技術の進展、安全性確保の観点等を踏まえ、21歳以上を受験資格の要件とする根拠についてより適正な手法に配慮しつつ分析し、結果を明示するとともに、その結果に基づき、旅客自動車運送事業の安全確保を所掌する事業所管官庁、事業者等の旅客自動車運送事業の実態や交通安全に関する知見を有する関係者が幅広く参画する検討の場を設置し、21歳以上という第二種運転免許受験資格の年齢要件の適否や、現行制度が年齢要件で担保しようとしている運転手としての資質等について、事業者による安全担保措置を含め、研修や他の方法で補完することの適否等第二種運転免許制度の今後の在り方を総合的に検討する。	平成29年検討開始、結論を得次第速やかに措置	警察庁	警察庁においては、平成29年度に調査研究を実施し、平成30年度には、有識者会議(第二種免許等の在り方に関する有識者会議)を開催するなど、検討を進めてきた。 ・令和元年度も調査研究を実施し、令和2年3月の報告書において、 ・教習制度により、第二種免許の受験資格要件を19歳以上かつ普通免許等保有1年以上に引き下げることが可能であると考えられる ・受験資格要件の引下げに当たっては、教習制度に加え、有識者会議の提言で言及されている第二種免許取得後の安全対策(初心運転者対策に類する制度)の導入や、事業者による一層の安全対策の強化が前提となると考えられるなどされた。 これら検討を踏まえた、第二種免許の受験資格要件の見直し等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)が、令和2年6月2日、第201回通常国会において成立し、同月10日に公布された。 同法では、第二種免許等の受験資格等の見直しについて、政令で定める特別な教習を修了した者については、第二種免許等の受験資格要件等を19歳以上かつ普通免許等保有1年以上に引き下げることとされ、同時に、特例を受けて第二種免許等を取得した者が本来の受験資格が定める年齢要件に達するまでの間(若年運転者期間)に違反を行い一定の基準に達した場合には、若年運転者講習の受講を義務付けられることとなり、令和4年6月までに必要な下位法令の整備を行うとされていたところ、令和4年1月には、第二種免許等の受験資格の特例を受けるための教習として、旅客自動車等の運転に必要な適性又は技能に関する教習であって都道府県公安委員会が指定した課程により行うものを定める道路交通法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第16号)が公布されるとともに、令和4年2月には、若年運転者講習の内容等を定める道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第7号)等が公布された。	令和2年改正道路交通法及び下位法令については、令和4年6月13日施行予定。	措置済	解決		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
				②生産資材需給形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組								
平成28年6月2日	農業分野	6	公正かつ自由な競争を確保するための方策の実施	公正取引委員会は、以下の措置等を講ずる。 a 産業者、商売業者等からの情報提供を受け付ける窓口(平成28年4月設置)について、農林水産省とともに積極的な公表・周知活動を行い、それを通じて、独占禁止法違反疑行為に係る情報収集を実施し、必要に応じ、効果的な是正措置を実施・公表するための「農業分野タスクフォース」(平成28年4月設置)を通じ、農業分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る。	平成28年度以降措置	公正取引委員会 農林水産省	a 公正取引委員会及び農林水産省は、農業者、農協関係者、商売業者等に対して、平成28年11月から平成29年3月までの間、全国12か所で農業分野における独占禁止法等に係る説明会及び個別相談会を開催するとともに、同説明会において、情報受付窓口を案内・周知した。 また、農業分野における独占禁止法違反疑行為に係る情報提供窓口へ寄せられた情報の件数は、その設置から令和4年3月31日までに、195件である。 b 公正取引委員会は、「農業分野タスクフォース」において、土佐あき農業協同組合及び大分県農業協同組合に対して審査を行ったところ、それぞれ平成29年5月29日及び平成30年2月23日に独占禁止法の規定に基づき排除措置命令を行った。また、同タスクフォースにおいて、あきた北農業協同組合及び株式会社本家比内地鶏に対して審査を行ったところ、令和元年7月3日に警告を行った。 また、平成28年度以降、農業分野において、18件の注意を行った。	今後とも、農業分野における独占禁止法違反行為に積極的に対処していく。	措置済	継続F	a, b: 実施状況についてフォロー。	
				①経済・社会情勢の変化に対応した規制の見直し								
平成28年6月2日	投資促進等分野	1	普通第二種免許の受験資格要件(経験年数要件(3年以上)の見直し)	普通第二種免許の受験資格である3年の経験年数要件を一定の条件を満たす者に対して引き下げることに伴って、既存の特例制度等を踏まえつつ検討することとし、そのために必要な試験・教習の在り方についても検討を行い、結論を得る。	平成28年度検討開始、遅くとも平成30年度までに結論	警察庁	警察庁においては、平成29年度に調査研究を実施し、平成30年度には、有識者会議(第二種免許等の在り方に関する有識者会議)を開催するなど、検討を進めてきた。 令和元年度も調査研究を実施し、令和2年3月の報告書において、 ・ 教習制度により、第二種免許の受験資格要件を19歳以上かつ普通免許等保有1年以上に引き下げることが可能であると考えられる ・ 受験資格要件の引下げに当たっては、教習制度に加え、有識者会議の提言で言及されている第二種免許取得後の安全対策(初心運転者対策に類する制度)の導入や、事業者による一層の安全対策の強化が前提となると考えられる などとされた。 これら検討を踏まえた、第二種免許の受験資格要件の見直し等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)が、令和2年6月2日、第201回通常国会において成立し、同月10日に公布された。これは、第二種免許等の受験資格要件等を19歳以上かつ普通免許等保有1年以上に引き下げることとされ、同時に、特例を受けて第二種免許等を取付した者が本来の受験資格が定める年齢要件に達するまでの間(若年運転者期間)に違反を行い一定の基準に達した場合には、若年運転者講習の受講を義務付けられることとなり、令和4年6月までに必要な下位法令の整備を行うとされていたところ、令和4年1月には、第二種免許等の受験資格の特例を受けるための教習として、旅客自動車等の運転に必要な適性又は技能に関する教習であつて都道府県公安委員会が指定した課程により行うもの等を定める道路交通法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第16号)が公布されるとともに、令和4年2月には、若年運転者講習の内容等を定める道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第7号)等が公布された。	令和2年改正道路交通法及び下位法令については、令和4年5月13日施行予定。	措置済	解決		
平成28年6月2日	投資促進等分野	2	普通第二種免許の受験資格(年齢要件(21歳以上)の見直し)	少子高齢化の進展に伴いドライバーが不足していること、自動車技術の進展、安全性確保の観点等を踏まえ、年齢要件を含めて普通第二種免許制度の今後の在り方を総合的に検討する。	平成28年度検討開始、結論を待次第速やかに措置	警察庁	警察庁においては、平成29年度に調査研究を実施し、平成30年度には、有識者会議(第二種免許等の在り方に関する有識者会議)を開催するなど、検討を進めてきた。 令和元年度も調査研究を実施し、令和2年3月の報告書において、 ・ 教習制度により、第二種免許の受験資格要件を19歳以上かつ普通免許等保有1年以上に引き下げることが可能であると考えられる ・ 受験資格要件の引下げに当たっては、教習制度に加え、有識者会議の提言で言及されている第二種免許取得後の安全対策(初心運転者対策に類する制度)の導入や、事業者による一層の安全対策の強化が前提となると考えられる などとされた。 これら検討を踏まえた、第二種免許の受験資格要件の見直し等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)が、令和2年6月2日、第201回通常国会において成立し、同月10日に公布された。これは、第二種免許等の受験資格要件等を19歳以上かつ普通免許等保有1年以上に引き下げることとされ、同時に、特例を受けて第二種免許等を取付した者が本来の受験資格が定める年齢要件に達するまでの間(若年運転者期間)に違反を行い一定の基準に達した場合には、若年運転者講習の受講を義務付けられることとなり、令和4年6月までに必要な下位法令の整備を行うとされていたところ、令和4年1月には、第二種免許等の受験資格の特例を受けるための教習として、旅客自動車等の運転に必要な適性又は技能に関する教習であつて都道府県公安委員会が指定した課程により行うもの等を定める道路交通法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第16号)が公布されるとともに、令和4年2月には、若年運転者講習の内容等を定める道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第7号)等が公布された。	令和2年改正道路交通法及び下位法令については、令和4年5月13日施行予定。	措置済	解決		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
③エネルギー・環境関連の規制の見直し											
平成28年6月2日	投資促進等分野	19	風力発電における環境アセスメントの「規模要件の見直し」や「参考項目の絞り込み」といった論点を踏まえ、必要な対策については、先行する実証事業等を通じた環境影響の実態把握なども踏まえながら、環境や地元と配慮しつつ風力発電の立地が円滑に進められるよう、検討し、結論を得る。	平成28年度検討開始、必要なデータが得られ次第結論・措置	環境省 経済産業省	環境影響評価法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となってきた事例の蓄積や地域の知見に基づき、「規模が大きくなり、着しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、375万kW以上5万kW未満へと変更した(令和3年10月施行)。また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当される必要があることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けた(令和4年9月30日まで)。加えて、立地に応じ地域の環境特性を踏まえ、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について迅速に検討し、令和4年度までに結論を得るため、「令和3年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を令和3年6月に立ち上げた。 風力発電における参考項目の絞り込みについて、産業構造審議会電力安全小委員会において検討した結果、環境に影響を及ぼすおそれがない項目(使用中の超伝導装置、工事中の大気質・騒音・振動)を参考項目から削除することが了承され、令和2年8月に、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年通商産業省令第54号)」について所要の改正を行った。	風力発電における環境アセスメントの「規模要件の見直し」及び「参考項目の絞り込み」については実施済み。引き続き、立地に応じ地域の環境特性を踏まえ、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について令和4年度に結論を得られるよう検討を進める。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
④その他民間事業者等の要望に応える規制の見直し											
平成28年6月2日	投資促進等分野	30	商品先物取引法(昭和25年法律第239号)における外務員登録申請書の記載事項について、法執行の实效性の確保に必要な項目に絞る観点から検討する。	次期法改正までに検討・結論	農林水産省 経済産業省	現在、内容の検討を行っているところ。なお、登録実施機関である日本商品先物取引協会において、登録申請書の添付書類の柔軟化など登録手続の簡素化に取り組んでいる。	次期法改正までに検討・結論を得る。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
平成28年6月2日	投資促進等分野	36	特殊車両通行許可の迅速化	特殊車両通行許可申請の審査期間の短縮に向けて、電子データを活用した自動審査システムの強化、大型車誘導区間の充実を図るほか、分かりやすい申請マニュアルの作成、直轄の出先機関(国道事務所等)の審査体制の集約化等に取り組み、効果的・迅速な審査が可能となるよう改善策を実施する。	平成28年度以降順次措置	国土交通省	○電子データ(道路情報便覧)が直ちに整備できない自治体管理道路について、特車申請件数の多い地方道について、国が道路構造の電子データを作成した。 ○「わかりやすいオンライン申請マニュアル」を策定、公表し、特殊車両通行許可に係る留意点や手続の流れについて周知することで、申請不備や申請者からの問合せ等を減らし、効果的・迅速な審査を可能とした。 ○直轄出先機関の審査体制の集約化を進めた。 ○特車通行許可の迅速化を図るため、当面の対策として以下を実施した。 ・車両型センシング技術等を活用した道路構造の電子データ化により、地方管理道路も含めた国による一括審査を推進 ・優良事業者に限り特車通行許可期間の延長 ○重要物流道路制度の導入により、当該道路に指定され、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がない道路について、国際海上コンテナ車(40t超高)の特車通行許可を不要とする措置を令和元年7月31日から実施した。 ○令和2年5月27日に公布された改正道路法により、特殊車両が即時にウェブ上で確認した通行可能経路を通行できる新たな制度を創設した。	措置済	解決		
④その他地域活性化に資する規制の見直し											
平成28年6月2日	地域活性化分野	14	地域における様々な課題を事業活動的な手法を用いながら総合的・効率的に提供するサービス事業主体の在り方等についてのこれまでの検討結果を踏まえ、必要な制度整備等を行う。	平成28年度以降随時措置	経済産業省	平成28年4月に「地域を支えるサービス事業主体のあり方に関する研究会」において「地域を支えるサービス事業主体のあり方について」として課題や制度上の対応策等を中心に議論を行い、報告書を公表した。本報告書の内容を踏まえて必要な制度整備について検討してきたところ。対象事業者の実態や事例、その資金調達等について調査すべく、平成28年度産業経済研究委託事業として社会的利益と経済的利益の双方を追求する事業者に関する実態調査を実施した。	事業者への実態調査・ヒアリングの結果等を踏まえて、必要な施策について引き続き検討していく。	措置済	フォロー終了		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
①医療分業推進の下での規制の見直し											
平成27年6月30日	健康・医療分野	6	政策効果の検証を踏まえたPCOAサイクルの実施とそれに基づく制度の見直し	政策目標の達成状況を適切に管理し、政策の継続的な改善を図るため、PCOAサイクルでの政策評価を実施し、診療報酬改定等の際に政策評価結果を活用し、制度の見直しに反映させる。	平成27・28年度検討・結論、平成29年度措置	厚生労働省	平成28年度に、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を評価するための指標(KPI)の定義及び数値の把握方法を検討した。その検討を踏まえ、平成29年度にKPIを設定しその進捗状況の把握のため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成29年10月6日厚生労働省令第109号)が平成31年1月1日(令和元年12月31日まで経過措置)に施行され、薬局が都道府県知事に報告する事項(薬局機能情報提供制度)が改正された。 把握した進捗状況から、「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数は、2019年末で87.5%(目標値は、2022年度までに60%)であった。(令和2年12月18日経済・財政再生計画改革工程表2020で公表済み) 設定されたKPIの進捗状況等を踏まえ、診療報酬改定に係る中央社会保険医療協議会の議論を行い、令和4年度診療報酬改定において、地域支援体制加算の施設基準等の見直しを行った。	なし	措置済	フォロー終了	
③理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し											
平成27年6月30日	投資促進等分野	21	理美容所の重複開設の見直し(理容所、美容所の重複開設の容認)	①理容所及び美容所の衛生上必要な要件を満たし、かつ理容師及び美容師双方の資格を有する者のみからなる事業所については、理容所・美容所の重複開設を認める。②制度改正後5年後を目途に、①の効果を極めつつ、見直しについて検討を行う。	①平成28年度措置 ②制度改正後5年後を目途に検討開始	厚生労働省	理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令の施行等について(平成27年12月5日厚生労働省令第209号厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)によって、「理容師法の適用に関する件」(昭和23年12月8日衛発第382号厚生省公衆衛生局長通知)を改正し、理容所及び美容所に必要な衛生上の要件をいすれも満たし、かつ、施術者全員が理容師及び美容師双方の資格を有する者のみからなる事業所については、理容所・美容所の重複開設を認める取扱いとした。 また、併せて、理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第166号)により、理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)及び美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)を改正し、理容所及び美容所の開設に係る届出事項として、重複開設に関する事項を追加した。	衛生行政報告例において報告される重複開設件数等により制度改正の効果を見極めつつ、今後、見直しについて検討を行う。	検討中	継続F	制度改正後5年後(令和3年度)を目途に実施する見直しの状況を要フォロー。
⑤ロボット利活用の促進											
平成27年6月30日	投資促進等分野	49	消費者保護の観点から必要となる仕組みの整備	消費生活用製品安全法等に基づき収集される事故情報等の分析を行い、その結果を踏まえて必要な措置や対応策を検討し、結論を得る。	市場における流通状況を注視しながら平成27年度検討開始。平成30年までに、結論を得たものから順次速やかに措置	経済産業省 消費者庁	消費生活用製品安全法に基づき、重大製品事故の報告を受け付けたところ、民生用ロボットに関する重大製品事故の報告は、令和4年3月1日時点で1件であった。	引き続き、消費生活用製品安全法に基づく報告制度の運用を行い、市場に流通する民生用ロボットの事故情報の収集及び分析に努め、必要な措置を講ずる。	措置済	フォロー終了	
④その他地域活性化に資する規制改革											
平成27年6月30日	地域活性化分野	29	建設業許可基準の見直し(建設業の許可基準の在り方の見直し)	建設業の適切な経営を担保するための建設業の許可基準の在り方について、規制の目的に見合った適切かつ合理的な許可要件等への見直しもあて、検討する。	平成27年度検討開始	国土交通省	令和元年に成立した建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律により許可基準の条項が改正され、これまで「5年以上の経営業務の管理責任等の経験を有する者を役員等に配置する」とされていた基準が「建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること」とされた。		措置済	解決	
⑤「地方版規制改革会議」の設置											
平成27年6月30日	地域活性化分野	38	「地方版規制改革会議」の設置	規制改革は地道で継続を必要とする取組であるため、地域の実情をよく知る地域において、課題を発掘し、継続して取り組む体制を整えることが不可欠である。地域のニーズに即応した規制改革を進めるための、地方自治体に、地方版規制改革会議を設置することを提案する。地方版規制改革会議が設置された場合、規制改革会議においては、これまで培ってきた知見を活用できるよう、継続的に必要な支援を行っていくこととする。	—	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年12月14日、各都道府県・市区町村の首長に対し、「地方版規制改革会議」の設置の検討を要請する文書を規制改革会議議長名で発信。あわせて、「地方版規制改革会議」設置の意向等を伺うアンケートを実施。 同日及び12月15日、地方六団体、日本経済団体連合会、経済同友会、関西経済連合会及び全国商工会連合会に対し、会議設置に向けた力添えを要請する文書を出発。 平成27年12月15日から平成28年1月にかけて、規制改革会議議長及び事務局で、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本商工会議所及び日本経済団体連合会を往訪・要請。 平成28年1月13日、規制改革会議ホームページに、「地方版規制改革会議」の趣旨・必要性についての説明資料や、答申・前議決定の関係部分の抜粋、要請文書等を掲載。 平成28年1月14日、まち・ひと・しごと創生本部が主催する「地方創生に関する都道府県・指定都市説明会」において、各自治体の事務方に対し、規制改革会議事務局から会議設置の検討を要請。 平成28年6月28日、規制改革会議ホームページに、地方自治体における「地方版規制改革会議」の設置等の取組、各自治体ホームページへのリンクを掲載(以後、各自治体の取組状況を確認の上、更新)。 「地方版規制改革会議」の設置に向けた支援として、地方自治体からの個別の問合せに対応。 各地方自治体における「地方版規制改革会議」の設置や取組状況について確認及び更新を行い、規制改革推進会議ホームページに掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> 「地方版規制改革会議」設置について検討の意向を示している地方自治体に対し、引き続き、検討状況の確認を行いつつ、働きかけを進める。 「地方版規制改革会議」が設置された地方自治体に対し、求めに応じて必要な支援を行う。 規制改革推進会議ホームページに掲載している「地方版規制改革会議」の設置等の取組について、引き続き、取組状況の確認及び更新を行い、全国に発信することにより、取組の拡大を図る。 	—	継続F	地方自治体における「地方版規制改革会議」設置に向けた検討及び取組の状況について要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築												
平成26年6月24日	医療・健康分野	42	プライマリ・ケア体制の確立	プライマリ・ケアを専門に担う医師が地域住民の身近な存在としての診療を担い、高度な医療を行う病院との適切な機能分化を進めるため、 ①プライマリ・ケアを専門に担う医師の育成に向けて、当該専門性に係る卒後の教育・研修制度(疾病や傷害の予防、介護、保健、福祉等、地域医療に必要な知識を広く習得する仕組み)や、当該専門性に係る資格の更新制度、診療の質を維持するための継続的な研修の検討に対し、必要な支援を行う。 ②プライマリ・ケアを専門に担う医師について、その専門性に係る資格等の在り方を踏まえ、医療広告の取組を見直しを行う。 ③プライマリ・ケアと高度医療の適切な機能分化に向けて、プライマリ・ケアを専門に担う複数の医師が連携して24時間の対応を行う取組を支援する等、プライマリ・ケアの提供体制を整える措置を検討し、結論を得る。	①平成26年度厚生労働省 ②①の検討終了後早期に検討開始、平成27年度結論、平成28年度措置 ③平成26年度検討開始、平成27年度結論	厚生労働省	①平成26年度以降継続して総合診療専門医を含む新専門医制度について、研修体制や専門医資格等にかかる認定・更新基準の整備を行っている一般社団法人日本専門医機構に対し、情報システム開発等の必要な支援を実施した。令和3年度予算においては、 ・日本専門医機構における総合診療専門医のプログラム責任者養成等のための経費、 ・総合診療研修を実施する基幹病院等におけるへき地・離島等での総合診療研修を推進する経費 を令和2年度に引き続き支援した。 ②総合診療専門医を含む専門医の広告に関しては、令和3年7月の第18回「医療情報提供内容等のあり方に関する検討会」において、日本専門医機構が認定する基本領域の専門医について広告可能とすることが了承された。同検討会の了解を踏まえ、令和3年厚生労働省告示347号により、同年10月1日から総合診療専門医を含む日本専門医機構が認定する基本領域の専門医の広告を可能とする制度改正を行った。 ③地域医療介護総合確保基金により、都道府県計画に基づき、24時間365日体制で在宅医療等を提供する多職種連携チームの立ち上げ支援や在宅診療等に係る医師等の24時間オンコール体制の支援などを実施した。	①総合診療専門医については、地域におけるニーズに的確に対応できる「地域を診る医師」としての役割が期待されており、厚生労働省としても、令和4年度の予算で、総合診療研修のプログラム責任者養成等の経費、へき地・離島等における総合診療研修を支援する経費を令和3年度に引き続き計上している。 さらに、令和4年度予算において、骨太の方針(2019)を踏まえ、大学医学部において、「地域を診る医師」としての役割を担う総合診療医を養成・確保するための拠点(総合診療センター)を確保し、一貫した指導体制のもと、事前教育から専門研修やその後のキャリアパスの構築等を支援する事業を令和3年度に引き続き計上している。 ②措置済みのため、特になし。 ③都道府県の実施状況を踏まえ、引き続き事業実施を支援。	検討中	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	
⑤ITによる経営効率化												
平成26年6月24日	創業・IT分野	38	金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する取引照会のオンライン化)	地方税に関する取引照会の電子化については、関係者の意見を伺うとともに、国税当局等における取引照会の電子化に向けた取組状況や社会保険・税番号制度における個人番号の利用範囲を巡る議論の動向などを十分に踏まえながら、地方税に関する照会書の用語・書式の統一に係る検討結果を基に具体的な方法や時期を検討し、地方団体に対し対応を要請する。	平成26年度以降、継続的に検討し、国税当局等の取組状況や番号制度の議論の状況等を踏まえた上で、書式等の統一に係る検討結果を逐一報告を得る(結論に応じ、その後、速やかに措置)	総務省	(照会書書式の統一化) 地方税に係る照会書書の様式統一については、毎年度、地方団体に対し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請している。 (照会手続の電子化) 行政機関から金融機関に対して行われる預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けて、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月14日閣議決定)等に基づき、内閣府及び金融庁において関係府省や地方公共団体、金融機関(銀行等、証券、保険)による検討会を今年度開催し、令和元年11月に「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性」とりまとめを策定した。同とりまとめは、民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関×行政機関の双方において原則として預貯金等の照会・回答業務をデジタル化することで、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図ることを目指すとされた。また、令和2年度には上記とりまとめを踏まえた「課題検討ワーキンググループ」にて更なる検討が行われ、令和3年6月に「課題検討ワーキンググループ」における検討結果資料」が取りまとめられ、同年7月に、総務省から各地方団体に対して、当該取りまとめについて周知するとともに、照会・回答業務のデジタル化の取組について積極的に検討するよう周知を実施。	(照会手続の電子化) 引き続き、預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けた対応策を検討し、順次、省力化・迅速化への取組を推進していく。	措置済	フォロー終了		
平成26年6月24日	創業・IT分野	39	金融機関に対する取引照会の一元化(捜査関係事項に関する照会書のオンライン化)	捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化について、希望する金融機関があれば、実施に向けて検討する。	金融機関からの具体的な提案が行われ次第、検討、措置	警察庁	「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月14日閣議決定)等に基づき設置された「金融機関×行政機関の情報連携検討会」(内閣府、金融庁、警察庁、(一社)全国銀行協会等が構成員)に参画し、同検討会が策定した「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性」とりまとめ(令和元年11月)を踏まえ、預貯金等の取引状況の照会・回答業務のデジタル化(オンライン化)に向けて、具体的なデータ項目や本人確認の程度、預貯金等照会・回答のデジタル化に関する今後の進め方等について、関係省庁や金融機関等との検討を行った。	デジタル庁が行う予定の預金等取扱金融機関向けアンケートの実施結果を踏まえ、サービス事業者や金融機関等との検討を重ねる。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革												
平成26年6月24日	創業・IT分野	63	金融機関に対する取引照会の一元化(捜査関係事項に関する照会書の用語・書式の統一化)	捜査関係事項に関する取引照会について、事務手続の簡素化の方向を目指すため、金融機関のヒアリングを行い、要望を踏まえ、用語・書式の統一化を実施する。	平成27年度措置	警察庁	「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月14日閣議決定)等に基づき設置された「金融機関×行政機関の情報連携検討会」(内閣府、金融庁、警察庁、(一社)全国銀行協会等が構成員)に参画し、同検討会が策定した「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性」とりまとめ(令和元年11月)を踏まえ、預貯金等の取引状況の照会・回答業務のデジタル化(オンライン化)に向けて、具体的なデータ項目や本人確認の程度、預貯金等照会・回答のデジタル化に関する今後の進め方等について、関係省庁や金融機関等との検討を行った。	デジタル庁が行う予定の預金等取扱金融機関向けアンケートの実施結果を踏まえ、サービス事業者や金融機関等との検討を重ねる。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
⑦農地を所有できる法人(農業生産法人)の見直し												
平成26年6月24日	農業分野	13	事業拡大への対応等	更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し(法附則に規定)に際して、それまでコープ方式で参入した企業の状況等を踏まえて、検討し、結論を得る。 所有方式による企業の農業参入の自由化を検討する場合には、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な原状回復手続(国の没収等)の確立を図ることを前提に検討するものとする。	原則として「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直しに併せて措置	農林水産省	役員グループ会社間での業務といった新たなニーズを踏まえ、認定農業者である農地所有資格法人について、役員農業常時従事要件を特定のみに緩和する仕組みを設ける等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」が令和元年5月に成立。同年11月1日に施行。		措置済	フォロー終了		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
4.農業協同組合の見直し											
平成26年6月24日	農業分野	16	単協の活性化・健全化の推進	単協の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から、単協はその行う信用事業に関し、平素なリスクの事務負担の軽減を図るため、JA/JAバンク法に規定されている方式(農林中央金庫(農林中金)又は信用農業協同組合連合会(信連)に信用事業を譲渡し、単協に農林中金又は信連の支店を置くか、又は単協が代理店として報酬を得る金融サービスを提供する方式)の活用を推進を図る。あわせて、農林中金・信連は、単協から農林中金・信連へ事業譲渡を行う単協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単協に支払う手数料等の水準を早急に示すことを促す。全国共済農業協同組合連合会(全共連)は、単協の共済事業の事務負担を軽減する事業方式を提供し、その方法の活用を推進を図る。また、単協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確化するための法律上の措置を講じる。さらに、単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、下記を含む単協の活性化を図る取組を促す。・単協は、農産物の有利販売に資するための買取販売を数値目標を定めて段階的に拡大する。・生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達する。	平成26年度検討・結論、法律上の措置は必要なのは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省 金融庁	・農協は、その事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとする。・農協は、事業の的確な遂行により高い収益性を實現し、事業収益を、事業の成長発展を図るための投資や事業利用分置配当に充てるよう努めなければならないものとする。・単協農協の信用事業譲渡をより円滑に行う観点から、農協が信用事業の全部を譲渡した場合だけでなく、一部を譲渡した場合についても、農林中金、信用農業協同組合等の業務の代理を行うことができるものとする。等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。 ・令和元年9月、農協改革集中推進期間における自己改革の実施状況を公表 ・改革の取組状況に関するアンケート調査を実施・公表して、農協自身及び農業者の評価の見える化を実施(平成29年7月、平成30年6月及び令和元年9月に結果を公表) ・平成30年2月から令和2年11月にかけて、全都道府県において「農協との対話」を実施(農水省の職員が、農協の監督行政である都道府県の職員とともに、農協の自己改革目標をベースとして、PDC/Aサイクルの実施状況等について意見交換する取組) ・成果を出している農協の優良事例を公表(これまで63事例を公表) ・農業関連事業等が黒字である総合農協に対する調査を実施し、その結果を公表(令和2年5月)等により自己改革を促している。	今後とも、農業者の所得向上に向けた自己改革の取組を促進する。	措置済	継続F	実施状況についてフォロー。
平成26年6月24日	農業分野	18	組織形態の弾力化	単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようになるための必要な法律上の措置を講じる。なお、農林中金・信連・全共連は、経済界・他業種金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を踏まえて、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とする方向で検討する。	平成26年度検討・結論、法律上の措置は必要なのは次期通常国会に関連法案の提出を目指すただし、農林中金・信連・全共連は平成26年度検討開始	農林水産省 金融庁	農協・連合会の分割や株式会社等への組織変更を可能にすること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。 ・15専門農協と1専門達が株式会社へ組織変更済み。 ・9専門農協と1専門達が一般社団法人へ組織変更済み。 農林中金・信連・全共連の株式会社化については、「農協改革の骨格」(平成27年2月13日農林水産省・地域の活力創造本部決定)において、中長期的に検討する旨決定した。		措置済	継続F	実施状況についてフォロー。
平成26年6月24日	農業分野	19	組合員の在り方	農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。	平成26年度検討開始	農林水産省	・改正法施行後、5年間、正組合員及び准組合員の利用実態並びに農協改革の実施状況の調査を実施すること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。 ・准組合員の事業利用について、改正法の施行日(平成28年4月1日)から5年間利用実態調査を実施。初年度(平成28年度)は事業利用量を把握するためのマニュアルを作成。平成30年1月より、マニュアルに基づき調査を開始し、調査結果をこれまでに3回公表(1回目:令和元年9月、2回目:令和2年9月、3回目:令和3年9月)。この調査も踏まえ、「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成23年2月28日22経管第6374号)を改正し(令和4年1月施行)」、農協における自己改革実践サイクルの一環として、農協ごとに准組合員の意思を経営に反映させる方策及び事業利用に関する方針を策定する仕組みを構築した。		措置済	継続F	実施状況についてフォロー。
平成26年6月24日	農業分野	20	他団体とのイコールフットイング	農林水産省は、農協と地域に存在する他の農業者団体を対等に扱うとともに、農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うものとする。	平成26年度検討・結論	農林水産省	「農協改革の基本方向」(農協のあり方研究会報告書。平成15年3月)に基づき、行政運営の上で、農協系統と農協以外の生産者団体とのイコール・フットイングの確保に向けた取組をしているところ。また、平成27年5月1日付で「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針」を改正し、都道府県等に周知・徹底した。		措置済	継続F	実施状況についてフォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
									措置状況	評価区分	指摘事項
②空港規制の緩和											
平成26年6月24日	貿易・投資等分野	8	首都圏空港の更なる機能強化	平成26年度中に実現する年間合計発着枠75万回化達成以降の首都圏空港の更なる機能強化に向けて、具体的な方策の検討を進める。	平成25年度検討開始・関係者の合意が得られたものから順次措置	国土交通省	我が国の国際競争力の強化等の観点から、首都圏空港(羽田空港・成田空港)について、年間発着容量を約100万回とするための機能強化に取り組んでいる。羽田空港においては、令和2年3月29日から新飛行経路の運用を開始し、国際線の発着容量を年間約4万回拡大しているところであり、引き続き、騒音対策・安全対策や、地域への丁寧な情報提供を行っている。成田空港においては、高速離脱誘導路の整備等により、令和2年3月29日から空港処理能力を年間約4万回拡大したところである。また、成田空港においては、既存のB滑走路延伸やC滑走路新設等の発着容量を年間50万回とする機能強化に係る事業を着実に進めているところである。	成田空港におけるC滑走路の整備等に関し、地元自治体等の関係者と連携しながら、空港会社が目指す令和10年度末の供用に向けて取り組む。	措置済	フォロー終了	
④相互認証の推進											
平成26年6月24日	貿易・投資等分野	23	電気用品安全法に基づく情報通信機器の技術基準の国際標準との整合化加速②(J規格と最新のIEC規格の迅速な整合化の推進)	今後IEC規格の改定があった場合、産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループを活用し、当該IEC規格に整合したJIS等の公的規格を速やかに電気用品安全法に基づく技術基準(J規格)に反映させる。	平成26年度以降継続実施	経済産業省	これまで産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループを20回開催し、計240規格について最新のIEC規格との整合化を図った。	引き続き電気用品整合規格検討ワーキンググループを開催し、IEC規格の改定等があったJIS規格の整合規格案の採用の是非について審議を行う予定であり、J規格と最新のIEC規格の迅速な整合化を推進していく。	措置済	フォロー終了	
⑥入管政策の改定											
平成26年6月24日	貿易・投資等分野	47	トランジットビザ発給方法の見直し	トランジット・ビザの申請・発給に当たっては、外国人旅行者の利便性を高める観点から、諸外国や当該対象国の状況を踏まえ、申請手法及び提出書類等の簡素化・迅速化について、必要に応じ見直しを行う。	平成26年度検討開始、結論を得たものから順次措置	外務省	トランジットビザに関しては、観光目的等の短期滞在ビザに比べて、ビザ手数料が低価格であり、申請時の提出書類も簡素化されている。また、これに加えて代理申請機関・代理人による申請が認められており、既に申請手法及び提出書類等の簡素化・迅速化が十分図られている。	トランジット・ビザに関しては、観光目的等の短期滞在ビザに比べて、ビザ手数料が安く設定されており、また申請時の提出資料も少なくする等の簡素化が既に行われている。したがって、現時点において見直しの必要性は認められないが、今後、新型コロナウイルス感染症が収束し、ハブ空港化の動きなど新たな需要が増大する場合には、必要に応じて見直しを検討していく。	措置済	フォロー終了	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価			
									措置状況	評価区分	指摘事項	
			②次世代自動車の世界最速普及									
平成25年6月14日	エネルギー・環境分野	57	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材に関する性能基準の整備	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る使用可能鋼材について、国内外で同一の材料を使用できるよう、性能要件化につき検討し、結論を得る。	HFCV-gtrのフェーズ2で当該テーマに関し各機関で合意がなされ、採択され次第措置	経済産業省	HFCV-gtrのフェーズ2の検討に当たって、我が国の提案内容をまとめるため、民間団体において具体的な検討体制を構築し、検討を実施。	HFCV-gtrのフェーズ2において、当該テーマに関し、各機関で合意がなされ、採択され次第国内の基準を整備する予定。	検討中	継続F	引き続き、検討状況を要フォロー。	
			①リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出									
平成25年6月14日	創業等分野	9	総合取引所の実現に向けた取組の促進	昨年9月に成立した改正金商法の着実な実施を始め、総合的な取引所の実現に向けて所要の整備に積極的に取り組む。	平成25年度検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省	・令和2年7月27日、東京商品取引所(TOCOM)から大阪取引所へ貴金属(金、銀、白金、パラジウム)、コム、農産品(トウモロコシ、大豆、小豆)に係る先物取引が移管され、大阪取引所は総合取引所となった。また、同日、清算機関についても、日本証券クリアリング機構(JSCC)と日本商品清算機構(JCCH)が統合され、清算機関の一元化も達成された。 ・大阪取引所は、世界の原油価格の代表的な指標であるWTI先物価格との連動性が高い指数であるCME原油等指数を原資産とする先物取引(CME原油等指数先物)を令和3年9月21日に上場した。	今後、総合取引所で取り扱う商品をニーズの高いエネルギー分野にも拡大することの検討など、更に投資家利便の向上や流動性の向上を図り、国際競争力の強化に向けた取組みを後押ししていく。	措置済	継続F	引き続き、対応状況を要フォロー。	